

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	外火山 00-02 <u>R 8</u>
提出年月日	令和 4 年 7 月 8 日

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（外火山）

（MOX燃料加工施設）

1. 概要

- 本資料は、加工施設の技術基準に関する規則「第8条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

2. 本資料の構成

- 「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下通り構成する。
 - 別紙1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
 - 別紙2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第1回申請の対象、第2回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
 - 別紙3：基本設計方針の添付書類への展開
基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
 - 別紙4：添付書類の発電炉との比較
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない（概要などは比較対象外）。
 - 別紙5：補足説明すべき項目の抽出
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
 - 別紙6：変更前記載事項の既設工認等との紐づけ
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。

別紙

外火山00-02 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(外火山)】

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	7/8	7	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	7/8	6	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	7/8	6	
別紙4	添付書類の発電炉との比較	7/8	4	
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	7/8	4	
別紙6	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ	7/8	4	

令和4年7月8日 R 7

別紙 1

基本設計方針の許可整合性、発電炉
との比較

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止(火山)) (1 / 17)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
(外部からの衝撃による損傷の防止) 第八条 安全機能を有する施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。【DB火山①, ②, ③, ④】	第1章 共通項目 3. 自然現象等 3.3 外部からの衝撃による損傷の防止	(ト) その他の主要な構造 (1) 安全機能を有する施設 ① 外部からの衝撃による損傷の防止	ト. 外部からの衝撃による損傷の防止に対する考慮 ⑤ 火山事象に関する設計 原子力規制委員会の定める事業許可基準規則の第九条では、外部からの衝撃による損傷防止として、安全機能を有する施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならぬとしており、敷地の自然環境を基に想定される自然現象の一つとして、火山の影響を挙げている。【DB火山△】 火山の影響によりMOX燃料加工施設の安全性を損なうことのない設計であることを評価するため、火山影響評価を行い、MOX燃料加工施設の安全機能を損なわないことを評価する。【DB火山△】 火山影響評価は、「原子力発電所の火山影響評価ガイド」(平成25年6月19日原規技発第13061910号 原子力規制委員会決定)(以下「火山影響評価ガイド」という。)を参考に、火山影響評価の基本フローに従い評価を行う。【DB火山△】	第1章 共通項目 2. 自然現象 2.3 外部からの衝撃による損傷の防止	

(双方の記載)

<不一致の理由>

発電炉では個別の自然現象の記載より前段で、設計基準対象施設のうち防護する施設を外部事象防護対象施設としている。MOX燃料加工施設でも、安全機能を有する施設のうち防護する施設を選定している流れは同じであるが、許可整合性の観点から個別の自然現象ごとに整理の過程を記載するため、発電炉と主語が異なる。

3.3.4 火山の影響**(1) 防護すべき施設及び設計方針**

安全機能を有する施設は、MOX燃料加工施設の運用期間中においてMOX燃料加工施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として、事業変更許可を受けた降下火砕物の特性を考慮し、降下火砕物の影響を受ける場合においても、その安全機能を損なわない設計とする。【DB火山①-1】

【許可からの変更点】

事業変更許可申請書で設定したことがわかるように記載を適正化した。(以下、同じ)

c. 火山の影響

安全機能を有する施設は、MOX燃料加工施設の運用期間中においてMOX燃料加工施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として設定した層厚55cm、密度1.3g/cm³(湿潤状態)の降下火砕物に対し、以下のようないくつも設計することにより、降下火砕物による直接的影響に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。【DB火山①-1】

①(P2, P4)へ

a. 火山事象に関する設計方針

安全機能を有する施設は、MOX燃料加工施設の運用期間中に想定される火山事象である降下火砕物の影響を受ける場合においてもその安全機能を確保するために、降下火砕物に対して安全機能を損なわない設計とする。【DB火山①-1】

その上で、降下火砕物によってその安全機能が損なわれないことを確認する施設を、MOX燃料加工施設の全ての安全機能を有する構築物及び設備・機器とする。【DB火山△】

b. 火山

外部事象防護対象施設は、発電所の運用期間中において発電所の安全性に影響を及ぼし得る火山事象として設置(変更)許可を受けた降下火砕物の特性を設定し、その降下火砕物が発生した場合においても、外部事象防護対象施設が安全機能を損なうおそれがない設計とする。

【凡例】

下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ)

波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分

灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項

黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所

：発電炉との差異の理由

：許可からの変更点

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止(火山)) (2 / 17)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 降下火砕物から防護する施設の対象を明確化するため。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 波及的影響を考慮した設計を具体化するため。</p> <p>【許可からの変更点】 波及的影響を考慮した設計を具体化するために記載を追記した。(以下、同じ)</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 発電炉では自然現象の冒頭で本定義をしているが、MOX燃料加工施設では許可整合の観点でこの位置で記載する。</p> <p>【許可からの変更点】 降下火砕物防護対象施設以外の安全機能を有する施設に対する運用要求を明確にした。(以下、同じ)</p>	<p>降下火砕物から防護する施設(以下「<u>降下火砕物防護対象施設</u>」といふ。)としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を<u>対象とする</u>。降下火砕物防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「<u>降下火砕物防護対象施設等</u>」といふ。)は、降下火砕物の影響に対し、機械的強度を有すること等により、<u>降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計</u>とする。<u>【DB火山①-2】</u> また、降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「<u>降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設</u>」といふ。)の影響を考慮した設計とする。<u>【DB火山①-2】</u> <u>降下火砕物防護対象施設等以外の安全機能</u>を有する施設については、降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。<u>【DB火山①-3, 4】</u> また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること及び安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。<u>【DB火山①-3, 4】</u></p>	<p>【許可からの変更点】 設備を構成する構築物、系統及び機器(SSC:Structure, System and Component)全体を防護することを明確とする表現に見直す。</p> <p>【「等」の解説】 降下火砕物の侵入による閉塞、磨耗、腐食に対してフィルタを設置する設計とすること及び外部電源喪失及びアクセス制限事象に対して必要となる電源の供給を確保する設計とすることについて、添付書類に記載するため、当該箇所では等を用いる。</p> <p>【許可からの変更点】 設工認の設計方針として記載を適正化した。</p> <p>c. 火山の影響 安全機能を有する施設は、MOX燃料加工施設の運用期間中ににおいてMOX燃料加工施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として設定した層厚 55cm、密度 1.3g/cm³ (湿潤状態) の降下火砕物に対し、以下のような設計とすることにより、<u>降下火砕物による直接的影響</u>に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。<u>【DB火山①-4】</u></p> <p style="text-align: center;">(1)(P1) から</p> <p>【許可からの変更点】 対象を明確化した。</p>	<p>降下火砕物から防護する施設(以下「<u>降下火砕物防護対象施設</u>」といふ。)としては、<u>安全評価上その機能を期待する構築物及び設備・機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物及び設備・機器を抽出し、降下火砕物により臨界防止及び閉じ込め等の安全機能を損なわないよう機械的強度を有すること等により、安全機能を損なわない設計とする。</u><u>【DB火山①-2】</u></p> <p>上記に含まれない安全機能を有する施設については、降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 当社では重大事故等対処設備に対する設計方針については重大事故等対処設備の基本設計方針に記載するため。</p> <p>重大事故等対処設備は、「5.1.5 環境条件等」を考慮した設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止(火山)) (3 / 17)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考	
			<p>火山事象の評価においては、火山影響評価ガイドを参考に実施する。【DB火山❾】</p> <p>想定する火山事象としては、MOX燃料加工施設に影響を及ぼし得る火山事象として抽出された降下火砕物を対象とし、降下火砕物の特性による直接的影響及び間接的影響を評価し、降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。【DB火山③-1】</p> <p>また、十和田及び八甲田山は、MOX燃料加工施設の運用期間中における巨大噴火の可能性が十分小さいと評価しているが、【DB火山❾】火山活動のモニタリングを行い、評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認する。【DB火山④-2】</p> <p>火山活動のモニタリングの結果、火山の状態に応じた判断基準に基づき、観測データに有意な変化があったか判断し、火山専門家の助言を踏まえ、当社が総合判断を行い、対処内容を決定する。対処に当たっては、その時点の最新の科学的知見に基づきMOX燃料加工施設の安定な状態への移行（全工程停止、送排風機の停止及び工程内に残留したMOXの燃料集合体への加工）等の可能な限りの対処を行う方針とする。【DB火山❶】</p> <p>b. 設計対処施設の選定</p> <p>降下火砕物防護対象施設は、全て燃料加工建屋内に収納され、建屋内に収納され防護される設備、降下火砕物を含む空気の流路となる設備及び外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する設備に分類される。そのため、設計対処施設は、降下火砕物防護対象施設を収納する建屋、降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設及び外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設とする。【DB火山❾】</p> <p>設計対処施設のうち、降下火砕物防護対象施設を収納する建屋として、燃料加工建屋を選定する。【DB火山❾】</p> <p>設計対処施設のうち、降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設として、非常用所内電源設備を選定する。【DB火山❾】</p> <p>設計対処施設のうち、外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設として、以下</p>	<p>①(P7)へ</p>		【DB火山④-2】 (P15 ~)

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止(火山)) (4 / 17)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>(2) 防護設計における降下火砕物の特性及び荷重の設定 設計に用いる降下火砕物は、事業変更許可を受けた層厚 55cm、密度 $1.3\text{g}/\text{cm}^3$ (湿潤状態) と設定する。【DB 火山②-2】</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 設計荷重(火山)を具体化するため。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 組み合わせる荷重を具体化するため。</p>	<p>c. 火山の影響 安全機能を有する施設は、MOX燃料加工施設の運用期間中においてMOX燃料加工施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として設定した層厚 55cm、密度 $1.3\text{g}/\text{cm}^3$ (湿潤状態) の降下火砕物に対し、【DB 火山②-2】以下のような設計とすることにより、降下火砕物による直接的影響に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>の設備を選定する。【DB 火山④】 (a) 焼結設備、火災防護設備及び小規模試験設備のうち空気を取り込む機構を有する制御盤及び監視盤【DB 火山④】 (b) 非常用所内電源設備のうち空気を取り込む機構を有する電気盤 また、外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設への影響を防止するため、換気設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備を設計対処施設として選定する。【DB 火山④】 c. 設計条件 (a) 降下火砕物の設計条件及び特徴 i. 降下火砕物の設計条件 MOX燃料加工施設における降下火砕物の諸元については、給源を特定できる降下火砕物のうち、敷地に最も影響を与える甲地軽石の降下火砕物シミュレーション結果を踏まえ、【DB 火山④】敷地での層厚は55cmとする。【DB 火山④】 また、甲地軽石を対象とした密度試験の結果を踏まえ、【DB 火山④】湿潤状態の密度を $1.3\text{g}/\text{cm}^3$ とする。【DB 火山④】 降下火砕物に対する防護設計を行うために、降下火砕物を湿潤状態とした場合における荷重、個々の設計対処施設に対して通常時に作用している荷重、運転時荷重及び火山と同時に発生し得る自然現象による荷重を組み合わせた荷重(以下「設計荷重(火山)」という。)を設定する。【DB 火山②-3】 また、火山と同時に発生し得る自然現象による荷重については、火山と同時に発生し得る自然現象が与える影響を踏まえた検討により、風(台風)及び積雪による荷重を考慮する。【DB 火山②-4】 設計対処施設に作用させる設計荷重(火山)には、設計基準事故時に生ずる荷重の組合せを適切に考慮する設計とする。すなわち、降下火砕物により設計対処施設に作用する荷重及び設計基準事故時に生ずる荷重を、それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して適切に組み合わせて設計する。また、設計基準事故の影響が及ぶ期間に発生すると考えられる降下火砕物の荷重と設計基準事故時に生ずる荷重を適切に考慮する設計とする。 設計対処施設は降下火砕物に対して安全機能を損なわない設計とすることから、設計基準事故とは独立事象である。</p>	<p>①(P15)へ</p> <p>なお、定期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価することを保安規定に定めて管理する。</p> <p>(a) 防護設計における降下火砕物の特性の設定 設計に用いる降下火砕物は、設置(変更)許可を受けた層厚 50cm、粒径 8.0mm 以下、密度 $0.3\text{g}/\text{cm}^3$ (乾燥状態) ~ $1.5\text{g}/\text{cm}^3$ (湿潤状態) と設定する。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 発電炉では水循環系で粒径を考慮すべき施設があり、また乾燥密度は使用しないが、許可を受けた通り記載しているため。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止(火山)) (5 / 17)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>また、設計基準事故発生時に、降下火碎物が到達した場合、安全上重要な施設に荷重を加える設計基準事故である「露出した状態でMOX粉末を取り扱い、火災源となる潤滑油を保有しているグローブボックスにおいて火災が発生し、火災の影響を受けたMOX粉末が飛散し、外部に放射性物質が放出される事象」による荷重との組み合わせが考えられる。この設計基準事故により荷重を受ける安全上重要な施設であるグローブボックスは、降下火碎物の影響を受けることは無いため、設計基準事故時荷重と降下火碎物の組合せは考慮しない。【DB火山④】</p> <p>ii. 降下火碎物の特徴 各種文献の調査結果により、一般的な降下火碎物の特徴は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 火山ガラス片及び鉱物結晶片から成る⁽⁵⁶⁾。ただし、砂よりもろく硬度が低い⁽⁵⁷⁾。 (ii) 亜硫酸ガス、硫化水素及びふつ化水素等の毒性及び腐食性のある火山ガス成分が付着している⁽⁵⁶⁾。ただし、直ちに金属腐食を生じさせることはない⁽⁵⁸⁾。 (iii) 水に濡れると導電性を生ずる⁽⁵⁶⁾。 (iv) 湿った降下火碎物は、乾燥すると固結する⁽⁵⁶⁾。 (v) 降下火碎物の粒子の融点は、一般的な砂と比べ約1000°Cと低い⁽⁵⁶⁾。 <p>【DB火山④】</p> <p>(b) 降下火碎物で考慮する影響 火山影響評価ガイドを参考に、【DB火山④】降下火碎物の特性による影響は、直接的影響として降下火碎物の堆積による荷重、粒子の衝突、閉塞、磨耗、腐食、大気汚染、水質汚染及び絶縁低下並びに間接的影響として外部電源喪失及びアクセス制限を想定し、これらに対する影響評価を行う。【DB火山②-1】</p> <p>d. 設計対処施設に影響を与える可能性のある影響因子</p> <p>(a) 直接的影響因子</p> <p>i. 降下火碎物の堆積による荷重 「降下火碎物の堆積による荷重」について考慮すべき影響因子は、設計対処施設である燃料加工建屋の上に堆積し静的な荷重を与える「構造物への静的荷重」である。</p>		【DB 火山②-1】 (P7 ～)

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止(火山)) (6 / 17)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>降下火碎物の荷重は、堆積厚さ55cm、密度1.3g/cm³(湿潤状態)に基づくとともに、火山以外の自然現象として積雪及び風(台風)による荷重との組合せを考慮する。【DB火山⑩】</p> <p>ii. 衝突 「衝突」について考慮すべき影響因子は、設計対処施設である燃料加工建屋に対して、降下火碎物の降灰時に衝撃荷重を与える「構造物への粒子の衝突」である。【DB火山⑩】</p> <p>iii. 閉塞 「閉塞」について考慮すべき影響因子は、設計対処施設に対して、降下火碎物を含む空気による換気系及び機器の給気系を閉塞させる「換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(閉塞)」である。【DB火山⑩】</p> <p>iv. 磨耗 「磨耗」について考慮すべき影響因子は、設計対処施設に対して、大気に含まれる降下火碎物により、動的機器を磨耗させる「換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(磨耗)」である。【DB火山⑩】</p> <p>v. 腐食 「腐食」について考慮すべき影響因子は、設計対処施設のうち降下火碎物防護対象施設を収納する建屋に対して、腐食性のあるガスが付着した降下火碎物に接することによる接触面の腐食並びに換気系、電気系及び計装制御系において降下火碎物を含む空気の流路等を腐食させる「構造物、換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響(腐食)」である。【DB火山⑩】</p> <p>vi. 大気汚染 「大気汚染」について考慮すべき影響因子は、中央監視室等において、降下火碎物自体の侵入又はそれに付着した毒性のあるガスの侵入により居住性を劣化させる「中央監視室等の大気汚染」である。【DB火山⑩】</p> <p>vii. 水質汚染 「水質汚染」について考慮すべき影響因子は、取水源への降下火碎物の混入による汚染である。MOX燃料加工施設には取水が必要となる降下火碎物防護対象施設がないため、「水質汚染」の影響を考慮する必要はない。【DB火山⑩】</p> <p>viii. 絶縁低下</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止(火山)) (7 / 17)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 表現を統一するために、降下火碎物の堆積による荷重ではなく、静的負荷と記載する。 また、MOX燃料加工施設では、水質汚染の影響を考慮する施設がないため、水質汚染についても基本設計方針では記載しない。</p> <p>【許可からの変更点】 建屋内の降下火碎物防護対象施設に関する設計方針を明確化した。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 建屋内の降下火碎物防護対象施設の静的負荷に対する設計方針を明確化するため。</p>	<p>(3) 降下火碎物に対する防護対策 降下火碎物に対する防護設計においては、降下火碎物の特性による直接的影響として静的負荷、粒子の衝突、閉塞、磨耗、腐食、大気汚染及び絶縁低下並びに間接的影響として外部電源喪失及びアクセス制限を対象として評価し、降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。【DB火山②-1, ③-1】</p> <p>a. 直接的影響に対する防護対策 (a) 構造物への静的負荷 降下火碎物防護対象施設は、設計荷重(火山)に対して構造健全性を維持する燃料加工建屋内に設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。【DB火山③-3, 35】 降下火碎物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、設計荷重(火山)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、建屋内の降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。【DB火山③-3, 35】</p>	<p>(当社の記載) <不一致の理由> 直接的影響及び間接的影響を具体化するため。</p> <p>(a) 構造物への静的負荷に対して安全余裕を有する設計とすること【DB火山③-35】 【許可からの変更点】 建屋に対して構造強度評価を実施することを明確化した。</p>	<p>「絶縁低下」について考慮すべき影響因子は、設計対処施設に対して、湿った降下火碎物が電気系及び計装制御系の絶縁部に導電性を生じさせることによる「電気系及び計装制御系の絶縁低下」である。【DB火山④】 (b) 間接的影響因子 i. 外部電源喪失 降下火碎物によってMOX燃料加工施設に間接的な影響を及ぼす因子は、再処理事業所外で生じる送電網への降下火碎物の影響により発生する7日間の「外部電源喪失」である。【DB火山⑤】 ii. アクセス制限 降下火碎物によってMOX燃料加工施設に間接的な影響を及ぼす因子は、敷地内外に降下火碎物が堆積し、交通の途絶が発生することによる「アクセス制限」である。【DB火山⑥】 e. 設計対処施設の設計方針 「d. 設計対処施設に影響を与える可能性のある影響因子」にて記載した因子に基づき、その影響を適切に考慮し、降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。【DB火山⑦】</p> <p>想定する火山事象としては、MOX燃料加工施設に影響を及ぼし得る火山事象として抽出された降下火碎物を対象とし、降下火碎物の特性による直接的影響及び間接的影響を評価し、降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。【DB火山③-1】 ①(P3)から</p> <p>(a) 直接的影響に対する設計方針 i. 構造物への静的負荷 降下火碎物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、設計荷重(火山)の影響により、安全機能を損なわない設計とする。 降下火碎物防護対象施設を収納する建屋は、当該施設に要求される機能に応じて適切な許容荷重を設定し、設計荷重(火山)に対して安全余裕を有することにより、構造健全性を失わず、安全機能を損なわない設計とする。【DB火山③-3】 降下火碎物の堆積荷重と組み合わせる</p>	<p>(b) 降下火碎物に対する防護対策 降下火碎物の影響を考慮する施設は、降下火碎物による「直接的影響」及び「間接的影響」に対して、以下の適切な防護措置を講じることで安全機能を損なうおそれがない設計とする。 ただし、放水路ゲート及び排気筒モニタについては、安全上支障のない期間に補修等の対応を行うことで、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>イ. 直接的影響に対する設計方針 (イ) 構造物への荷重 外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3(安全評価上期待するクラス3を除く。)に属する施設(以下「外部事象防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設」という。)のうち、屋外に設置している施設及び外部事象防護対象施設を内包する施設について、降下火碎物が堆積しやすい構造を有する場合には荷重による影響を考慮する。また、外部事象防護対象施設の安全性を確保するために設置する防護対策施</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設における降下火碎物防護対象施設と同等の設備に対する補修等に関する記載があり、MOX燃料加工施設の降下火碎物防護対象施設において同様の対応を行う設備は無い。</p> <p>【DB火山②-1】(P5から)</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 施設の分類の違いのため又は該当する設備がないため。(以下、同じ)</p> <p>【DB火山③-35】(P8へ)</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設には、堆積し難い構造を有する屋外の降下火碎物防護対象施設及び降下火碎物防護対象施設を収納する建屋に該当する設備はない。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止(火山)) (8 / 17)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、設計荷重(火山)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、周辺の降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。【DB火山③-35】</p> <p>なお、降下火碎物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火碎物の除去を適切に行うことから、降下火碎物による荷重を短期に生じる荷重として設定する。【DB火山③-4】</p>	<p>(当社の記載) <不一致の理由> 波及的影響を考慮した設計を具体化するため。</p>	<p>自然現象として同時発生の可能性のある積雪及び風(台風)を考慮する。【DB火山③】</p> <p>降下火碎物防護対象施設を収納する建屋においては、建築基準法における多雪区域の積雪の荷重の考え方方に準拠し、【DB火山④】降下火碎物の除去を適切に行うことから、降下火碎物による荷重を短期に生じる荷重として扱う。【DB火山③-4】</p> <p>また、降下火碎物による荷重と他の荷重を組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとする。【DB火山④】</p> <p>降下火碎物防護対象施設を収納する建屋に要求されている気密性及び遮蔽性等を担保する屋根スラブは、建築基準法の短期許容応力度、耐震壁は、「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987(日本電気協会)」に基づき許容限界を設定する。【DB火山④】</p>	<p>設も荷重による影響を考慮する。 これらの施設については、降下火碎物を除去することにより、降下火碎物による荷重並びに火山と組み合わせる積雪及び風(台風)の荷重を短期的な荷重として考慮し、機能を損なうおそれがないよう構造健全性を維持する設計とする。</p> <p>なお、降下火碎物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火碎物を除去することを保安規定に定めて管理する。</p> <p>②(P15)へ</p>	<p>【DB火山③-35】(P7から)</p>
	<p>(b) 構造物への粒子の衝突</p> <p>降下火碎物防護対象施設を収納する建屋及び降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、構造物への降下火碎物の粒子の衝突の影響により、建屋内の降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。【DB火山③-5, 36】</p> <p>なお、粒子の衝突の影響は、竜巻の設計飛来物の影響に包絡されるため「3.3.2 (3) a. 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策」に示す基本設計方針に基づく設計とする。【DB火山③-6】</p>	<p>(b) 構造物への粒子の衝突に対して影響を受けない設計とすること【DB火山③-36】</p>	<p>ii. 構造物への粒子の衝突</p> <p>降下火碎物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、構造物への降下火碎物の粒子の衝突の影響により、安全機能を損なわない設計とする。【DB火山③-5】</p> <p>降下火碎物防護対象施設を収納する建屋は、コンクリート構造物であるため、微小な鉱物結晶であり、砂よりも硬度が低い特性を持つ降下火碎物の衝突による影響は小さい。そのため、降下火碎物防護対象施設を収納する建屋の構造健全性を損なうことはない。【DB火山④】</p> <p>なお、粒子の衝撃荷重による影響について、竜巻の設計飛来物の影響に包絡される。【DB火山③-6】</p>	<p>屋内の重大事故等対処設備については、環境条件を考慮して降下火碎物による短期的な荷重により機能を損なわないよう、降下火碎物による組合せを考慮した荷重に対し安全裕度を有する建屋内に設置する設計とする。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備については、環境条件を考慮して降下火碎物による荷重により機能を損なわないよう、降下火碎物を除去することにより、重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>なお、降下火碎物が堆積しないよう屋外の重大事故等対処設備に堆積する降下火碎物を適宜除去することを保安規定に定めて管理する。</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 当社では重大事故等対処設備の設計方針については、重大事故等対処設備の基本設計方針に記載するため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止(火山)) (9 / 17)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>(c) 換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(閉塞)</p> <p>【許可からの変更点】 許可では「換気設備」としていたが、主語を明確化するために「気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等」と記載を修正した。 (以下、同じ)</p> <p>【許可からの変更点】 許可では具体的なフィルタ名称を記載しているが、これらの種別については添付書類等に展開する。 (以下、同じ)</p> <p>【許可からの変更点】 許可では「給気系統」としていたが、主語を明確化するために「非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系統」と記載を修正した。 (以下、同じ)</p> <p>【「等」の解説】 非常用所内電源設備の申請時に「等」が示す対策を明確化するため、ここでは「など」を用いる。 (以下、同じ)</p>	<p>(c) 換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(閉塞)に対して降下火砕物が侵入し難い設計とすること 【DB火山③-37】</p> <p>【「等」の解説】 「等」には、防雪フードの設置以外に給排気口の高さを確保すること等を含む。詳細は添付書類に記載する。</p> <p>【「等」の解説】 「気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等」は、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系であり、添付書類において明確化するため、当該箇所では等を用いる。 (以下、同じ)</p> <p>【許可からの変更点】 許可では「降下火砕物の侵入を防止する」と記載しているが、設備の状況と発電炉の記載を踏まえて、表現の見直しを行った。 (以下、同じ)</p> <p>【許可からの変更点】 許可では「非常用所内電源設備」としていたが、主語を明確化するために「非常用所内電源設備の非常用発電機」記載を修正した。 (以下、同じ)</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 非常用発電機のフィルタの追加設置に関する設計を具体化するため。</p>	<p>iii. 換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(閉塞)</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 閉塞に対する設備の設計の違いによるものであり、発電炉は「開口部を下向きの構造とすること」としており、MOX燃料加工施設では「防雪フードを設置すること等」としている。</p> <p>建屋内に収納される降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物を含む空気による流路の閉塞の影響に対して降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。 【DB火山③-7】</p> <p>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。 【DB火山③-8】</p> <p>降下火砕物が取り込まれたとしても、換気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系には、プレフィルタ、除塩フィルタ及び高性能エアフィルタ若しくはプレフィルタ及び除塩フィルタを設置し、建屋内部への降下火砕物の侵入を防止することにより、安全機能を損なわない設計とする。 【DB火山③-9】</p> <p>非常用所内電源設備は、外気取入口に防雪フードを設け降下火砕物が侵入し難い構造とする。 【DB火山③-31】</p> <p>降下火砕物が取り込まれたとしても、設備内部への降下火砕物の侵入を防止するため、給気系には、プレフィルタ及び除塩フィルタ若しくは高性能エアフィルタを設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。 【DB火山③-10】</p> <p>また、降下火砕物用フィルタの追加設置など、さらなる降下火砕物対策を実施できるよう設計する。 【DB火山③-30】</p> <p>さらに、降下火砕物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能な構造とすることで、降下火砕物により閉塞しない設計とする。 【DB火山③-29】</p>	<p>(ロ) 閉塞</p> <ol style="list-style-type: none"> 水循環系の閉塞 <p>外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設のうち、降下火砕物を含む海水の流路となる施設については、降下火砕物に対し、機能を損なうおそれがないよう、降下火砕物の粒径に対し十分な流路幅を設けることにより、水循環系の狭隘部が閉塞しない設計とする。</p> <p>ii. 換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響(閉塞)</p> <p>外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設のうち、非常用ディーゼル発電機吸気口及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機吸気口の外気取入口は開口部を下向きの構造とすることにより、降下火砕物が流路に侵入しにくい設計とする。主排気筒は、降下火砕物が侵入した場合でも、主排気筒の構造から排気流路が閉塞しない設計とする。非常用ガス処理系排気筒は、降下火砕物の侵入防止を目的とする構造を取り付けることにより、降下火砕物の影響に対して機能を損なわない設計とする。また、外気を取り入れる換気空調設備(外気取入口)、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の空気の流路にそれぞれフィルタを設置することにより、フィルタマッシュより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくい設計とし、さらに降下火砕物がフィルタに付着した場合でも取替え又は清掃が可能な構造とすることで、降下火砕物により閉塞しない設計とする。ディーゼル発電機機関は、フィルタを通過した小さな粒径の降下火砕物が侵入した場合でも、降下火砕物により閉塞しない設計とする。換気空調設備(外気取入口)以外の降下火砕物を含む空気の流路となる換気系、電気系及び計測制御系の施設についても、降下火砕物に対し、機能を損なうおそれがないよう、降下火砕物が侵入しにくい構造、又は降下火砕物が侵入した場合でも、降下火砕物により流路が閉塞しない設計とする。なお、降下火砕物により閉塞しないよう外気取入口ダンパーの閉止、換気空調設備の停止及び閉回路循環運転を保安規定に定めて管理する。</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設では、該当する設備がないため。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設では、排気筒は降下火砕物防護対象施設に該当しないため。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設では、後次回の添付書類にて非常用発電機の詳細な設計方針を示す。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 許可における設計方針の差異のため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止(火山)) (10 / 17)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>(d) 換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(磨耗)</p> <p>建屋内の降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物による磨耗の影響に対して降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。【DB火山③-11, 38】</p> <p>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。【DB火山③-12, 38】</p> <p>降下火砕物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより、建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。【DB火山③-13, 38】</p> <p>降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。【DB火山③-32, 38】</p> <p>降下火砕物が取り込まれたとしても、非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系統にフィルタを設置し、設備内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。【DB火山③-14, 38】</p> <p>さらに、非常用所内電源設備の非常用発電機は、降下火砕物用フィルタの追加設置等のさらなる降下火砕物対策を実施できるよう設計する。【DB火山③-33, 38】</p> <p>降下火砕物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能な構造とすることで、降下火砕物により磨耗しない設計とする。【DB火山③-34, 38】</p>	<p>(d) 換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(磨耗)に対して磨耗し難い設計とすること【DB火山③-38】</p> <p>【許可からの変更点】 摩耗の影響に対する設計方針を明確化した。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 建屋、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等における降下火砕物が侵入し難い構造を具体化するため。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 非常用発電機における降下火砕物が侵入し難い構造を具体化するため。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 非常用発電機のフィルタの追加設置に関する設計を具体化するため。</p>	<p>iv. 換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(磨耗)</p> <p>建屋内に収納される降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用所内電源設備は、降下火砕物による磨耗の影響により、安全機能を損なわない設計とする。【DB火山③-11】</p> <p>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。 【DB火山③-12】降下火砕物が取り込まれたとしても、換気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系には、プレフィルタ、除塩フィルタ及び高性能エアフィルタ若しくはプレフィルタ及び除塩フィルタを設置し、建屋内部への降下火砕物の侵入を防止することにより、安全機能を損なわない設計とする。【DB火山③-13】</p> <p>非常用所内電源設備は、外気取入口に防雪フードを設け降下火砕物が侵入し難い構造とする。【DB火山③-32】降下火砕物が取り込まれたとしても、設備内部への降下火砕物の侵入を防止するため、給気系統には、プレフィルタ及び除塩フィルタ若しくは高性能エアフィルタを設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。【DB火山③-14】</p> <p>また、降下火砕物用フィルタの追加設置など、さらなる降下火砕物対策を実施できるよう設計する。【DB火山③-33】</p> <p>さらに、降下火砕物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能な構造とすることで、降下火砕物により磨耗しない設計とする。【DB火山③-34】</p>	<p>(ハ) 摩耗</p> <p>i. 水循環系の内部における摩耗 外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設のうち、降下火砕物を含む海水の流路となる施設の内部における摩耗については、主要な降下火砕物は砂と同等又は砂より硬度が低くもらいことから、摩耗による影響は小さい。また当該施設については、定期的な内部点検及び日常保守管理により、状況に応じて補修が可能であり、摩耗により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ii. 換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響(摩耗)</p> <p>外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設のうち、降下火砕物を含む空気を取り込みかつ摺動部を有する換気系、電気系及び計測制御系の施設については、降下火砕物に対し、機能を損なうおそれがないよう、降下火砕物が侵入しにくい構造とすること又は摩耗しにくい材料を使用することにより、摩耗しにくい設計とする。</p> <p>なお、摩耗が進展しないよう外気取入ダンバの閉止、換気空調設備の停止を保安規定に定めて管理する。</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設では、該当する設備がないため。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 降下火砕物を含む空気を取り込む降下火砕物防護対象施設に対する設計方針の差異による。(フィルタによる捕集により影響を受けない設計方針としているため。)</p> <p>④(P15)へ</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止(火山)) (11 / 17)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>(e) 構造物、換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響(腐食) イ. 構造物の化学的影響(腐食)</p> <p>降下火碎物防護対象施設を収納する建屋は、降下火碎物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。【DB火山③-15, 39】</p> <p>降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、降下火碎物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより、周辺の降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。【DB火山③-39】</p> <p>降下火碎物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外壁塗装及び屋上防水を実施することにより、短期での腐食が発生しない設計とすることで、安全機能を損なわない設計とする。【DB火山③-16, 39】</p> <p>降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、塗装若しくは腐食し難い金属の使用又は外壁塗装及び屋上防水により、短期での腐食が発生しない設計とすることで、周辺の降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。【DB火山③-39】</p> <p>また、降下火碎物堆積後の長期的な腐食の影響については、堆積した降下火碎物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。【DB火山③-17, 39】</p>	<p>(e) 構造物、換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響(腐食)に 対して短期での腐食が発生しない設計と すること【DB火山③-39】</p> <p>②(P12)へ</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 波及的影響を考慮した設計を具体化するため。</p> <p>②(P12)へ</p>	<p>v. 構造物、換気系、電気系及び計装制御系への化学的影響(腐食) 降下火碎物防護対象施設を収納する建屋、建屋に収納される降下火碎物防護対象施設、降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設は、降下火碎物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)により、安全機能を損なわない設計とする。【DB火山③-15】</p> <p>降下火碎物の特性として、金属腐食研究の結果より、直ちに金属腐食を生じさせることはないが、降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設は、塗装又は腐食し難い金属を用いることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火碎物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火碎物が侵入し難い構造とする。降下火碎物が取り込まれたとしても、換気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系には、プレフィルタ、除塩フィルタ及び高性能エアフィルタ若しくはプレフィルタ及び除塩フィルタを設置し、建屋内部への降下火碎物の侵入を防止することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火碎物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は外壁塗装及び屋上防水がなされていることから、降下火碎物による化学的腐食により短期的な影響を受けることはない。【DB火山③-16】</p> <p>また、降下火碎物堆積後の長期的な腐食の影響については、堆積した降下火碎物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。【DB火山③-17】</p>	<p>(二) 腐食 i. 構造物の化学的影響(腐食) 外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設のうち、屋外に設置している施設及び外部事象防護対象施設を内包する施設については、降下火碎物に対し、機能を損なうおそれがないよう、耐食性のある材料の使用又は塗装を実施することにより、降下火碎物による短期的な腐食が発生しない設計とする。</p> <p>また、外部事象防護対象施設の安全性を確保するために設置する防護対策施設は、降下火碎物に対し、機能を損なうおそれがないよう、耐食性のある材料の使用又は塗装を実施することにより、降下火碎物による短期的な腐食が発生しない設計とする。</p> <p>なお、長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>屋内の重大事故等対処設備については、降下火碎物による短期的な腐食により機能を損なわないように、耐食性のある塗装を実施した建屋内に設置する設計とする。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備については、降下火碎物を適宜除去することにより、降下火碎物による腐食に対して重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>なお、屋外の重大事故等対処設備が降下火碎物により腐食しにくいよう降下火碎物の適宜除去を保安規定に定めて管理する。</p> <p>ii. 水循環系の化学的影響(腐食) 外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設のうち、降下火碎物を含む海水の流路となる施設については、降下火碎物に対し、機能を損なうおそれがないよう、耐食性のある材料の使用又は塗装を実施することにより、降下火碎物による短期的な腐食が発生しない設計とする。</p> <p>なお、長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p>	<p>⑤(P15)へ</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 当社では重大事故等対処設備の設計方針については、重大事故等対処設備の基本設計方針に記載するため。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設では、該当する設備がないため。</p> <p>【DB火山③-17】 (P15へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止(火山)) (12 / 17)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>□. 換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響(腐食) 建屋内の降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。【DB火山③-18, 40】 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。【DB火山③-19, 40】 降下火砕物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより、建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。【DB火山③-20, 40】 降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は、塗装又は腐食し難い金属を用いることにより短期での腐食が発生しない設計とすることで、安全機能を損なわない設計とする。【DB火山③-21, 40】 また、降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については、堆積した降下火砕物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。【DB火山③-17, 40】</p> <p>(f) 敷地周辺の大気汚染 敷地周辺の大気汚染に対して、以下を保安規定に定めて、管理する。【DB火山③-22, 41】 ・全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずる【DB火山③-22, 41】 ・給気系統上の手動ダンパを閉止する【DB火山③-45】 ・中央監視室、制御第1室及び制御第4室でMOX燃料加工施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保する【DB火山③-22, 41】</p> <p>【許可からの変更点】 許可では「中央監視室等」としていたが、内容により合致した表現に見直す。</p> <p>【許可からの変更点】 監視できる室を明確化した。 また、許可では「施設」としていたが、「MOX燃料加工施設」に対象を明確化した。</p>	<p>(e) 構造物、換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響(腐食)に対する短期での腐食が発生しない設計とすること【DB火山③-40】</p> <p>②(P11)から</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 建屋、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等における腐食に対する設計を具体化するため。</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 事業変更許可との整合性の観点から全工程停止の措置を講じた上で施設の監視が適時実施できる運用とする旨を記載。</p> <p>(f) 敷地周辺の大気汚染に対して、全工程停止の措置を講じた上で、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備すること【DB火山③-41】</p>	<p>v. 構造物、換気系、電気系及び計装制御系への化学的影響(腐食) 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋、建屋に収納される降下火砕物防護対象施設、降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)により、安全機能を損なわない設計とする。【DB火山③-18】 降下火砕物の特性として、金属腐食研究の結果より、直ちに金属腐食を生じさせることはないが、【DB火山④】降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は、塗装又は腐食し難い金属を用いることにより、安全機能を損なわない設計とする。【DB火山③-21】 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。【DB火山③-19】降下火砕物が取り込まれたとしても、換気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系には、プレフィルタ、除塩フィルタ及び高性能エアフィルタ若しくはプレフィルタ及び除塩フィルタを設置し、建屋内部への降下火砕物の侵入を防止することにより、安全機能を損なわない設計とする。【DB火山③-20】</p> <p>②(P11)から</p> <p>vi. 中央監視室等の大気汚染 敷地周辺の大気汚染に対しては、全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講じるとともに、施設の監視が適時実施できるよう、資機材を確保し手順を整備する。【DB火山③-22】</p>	<p>iii. 換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響(腐食) 外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設のうち、降下火砕物を含む空気の流路となる換気系、電気系及び計測制御系の施設については、降下火砕物に対し、機能を損なうおそれがないよう、耐食性のある材料の使用又は塗装を実施することにより、降下火砕物による短期的な腐食が発生しない設計とする。</p> <p>なお、長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>⑥(P15)～</p> <p>(h) 発電所周辺の大気汚染 外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設のうち、中央制御室換気系については、降下火砕物に対し、機能を損なうおそれがないよう、バグフィルタを設置することにより、降下火砕物が中央制御室に侵入しにくい設計とする。 また、中央制御室換気系については、外気取入ダンパの閉止及び閉回路循環運転を可能とすることにより、中央制御室内への降下火砕物の侵入を防止する。さらに外気取入遮断時において、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響評価を実施し、室内の居住性を確保する設計とする。なお、降下火砕物による中央制御室</p>	<p>【DB火山③-41】 (P15～)</p> <p>【DB火山③-22】 (P15～)</p> <p>【DB火山③-45】 (P15から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止(火山)) (13 / 17)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>(g) 電気系及び計装制御系の絶縁低下 外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物による絶縁低下の影響により、安全機能を損なわない設計とする。【DB火山③-23, 42】</p> <p>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。【DB火山③-24, 42】</p> <p>降下火砕物が取り込まれたとしても、 气体廃棄物の廃棄設備の給気設備等における絶縁低下に対する設計を具体化するため。</p> <p>【「等」の解説】 「焼結設備等の制御盤等」は、焼結設備、火災防護設備及び小規模試験設備の制御盤及び監視盤並びに非常用所内電源設備の電気盤であり、添付書類において明確化するため、当該箇所では等を用いる。</p> <p>【許可からの変更点】 7日間の電源供給を継続するための必要な設備として移送するポンプも対象となることが読み取れる記載とする。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 電源の供給を継続するための設計を具体化するため。</p>	<p>(g) 電気系及び計装制御系の絶縁低下に対して、換気設備は降下火砕物が侵入し難い設計とすること【DB火山③-42】</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 气体廃棄物の廃棄設備の給気設備等における絶縁低下に対する設計を具体化するため。</p>	<p>vii. 電気系及び計装制御系の絶縁低下電気系及び計装制御系のうち、外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する設備は、降下火砕物による絶縁低下の影響により、安全機能を損なわない設計とする。【DB火山③-23】</p> <p>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。【DB火山③-24】また、降下火砕物が取り込まれたとしても、換気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系には、プレフィルタ、除塩フィルタ及び高性能エアフィルタ若しくはプレフィルタ及び除塩フィルタを設置し、建屋内部への降下火砕物の侵入を防止することにより、焼結設備、火災防護設備及び小規模試験設備のうち空気を取り込む機構を有する制御盤及び監視盤並びに非常用所内電源設備のうち空気を取り込む機構を有する電気盤の安全機能を損なわない設計とする。【DB火山③-25】</p>	<p>(へ) 絶縁低下 外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設のうち、空気を取り込む機構を有する電気系及び計測制御系の盤については、降下火砕物に対し、機能を損なうおそれがないよう、計測制御設備(安全保護系)の設置場所の換気空調設備にバグフィルタを設置することにより、降下火砕物が侵入しにくい設計とする。</p> <p>なお、中央制御室換気系については、降下火砕物による計測制御系の盤の絶縁低下を防止するよう外気取入口ダンバの閉止及び閉回路循環運転の実施を保安規定に定めて管理する。</p>	(7)(P15) ~
	<p>b. 間接的影響に対する防護対策 降下火砕物による間接的影響である7日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、MOX燃料加工施設の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できるよう、非常用発電機の燃料を貯蔵する設備及び移送する設備を降下火砕物の影響を受けないよう設置することにより安全機能を損なわない設計とする。【DB火山③-26, 27, 44】</p> <p>また、火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設へ7日間の電力を供給する措置を講ずることを保安規定に定めて、管理する。【DB火山③-44】</p>	<p>(h) 降下火砕物による静的負荷や腐食等の影響に対して降下火砕物の除去や外気取入口のフィルタの交換又は清掃並びに換気設備の停止により安全機能を損なわない設計とすること【DB火山③-43】</p> <p>さらに、降下火砕物による間接的影響である7日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、MOX燃料加工施設の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できるようにすることにより安全機能を損なわない設計とする。【DB火山③-44】</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可との整合性の観点から火災による閉じ込め機能の不全を防止するための措置について記載する。</p>	<p>(b) 間接的影響に対する設計方針</p> <p>i. 外部電源喪失 再処理事業所外で生じる送電網への降下火砕物の影響により長期的に外部電源が喪失した場合に対し、非常用所内電源設備の非常用発電機は予備機を設ける設計とし、外部電源喪失により安全上重要な施設の安全機能を損なわない設計とする。【DB火山③-26】</p> <p>また、MOX燃料加工施設は、降下火砕物の影響により外部電源が喪失し、外部からの支援を期待できない場合においても、非常用発電機の燃料を貯蔵する燃料タンクを設置する設計とし、過度な放射線被ばくを及ぼすおそれのある火災による閉じ込め機能の不全を防止するため必要な安全上重要な施設へ7日間の電力を供給する措置を講ずる。【DB火山③-26】</p> <p>ii. アクセス制限 敷地外で交通の途絶が発生した場合、安全上重要な施設に電力を供給する非常用所内電源設備の非常用発電機の燃料油の供給を受けられないが、非常用発電機</p>	<p>口. 間接的影響に対する設計方針 降下火砕物による間接的影響である長期(7日間)の外部電源喪失及び発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、原子炉及び使用済燃料プールの安全性を損なわないようにするために、7日間の電源供給が継続できるよう、非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)の燃料を貯蔵するための軽油貯蔵タンク及び燃料を移送するための燃料移送ポンプ等を降下火砕物の影響を受けないよう設置する設計とする。</p>	<p>【DB火山③-43】 (P15 ~)</p> <p>【DB火山③-27】 (P14から)</p> <p>【DB火山③-26】 (P15 ~)</p> <p>【DB火山③-27】 (P15 ~)</p> <p>【DB火山③-44】 (P15 ~)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止(火山)) (14 / 17)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>の燃料を貯蔵する燃料タンクを設置する設計とし、過度な放射線被ばくを及ぼすおそれのある火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設へ7日間の電力を供給する措置を講ずる。【DB火山③-27】</p> <p>敷地内において交通の途絶が発生した場合でも、安全上重要な施設の安全機能は燃料加工建屋内で系統が接続されることにより、交通の途絶の影響を受けない設計とし、MOX燃料加工施設の安全機能を損なわない設計とする。【DB火山④-1】また、敷地内の道路において降下火砕物が堆積した場合には、降灰後に除灰作業を実施し復旧することを手順等に定める。【DB火山④-1】</p> <p>f. 火山影響等発生時におけるMOX燃料加工施設の保全のための活動を行う体制の整備の方針</p> <p>火山事象による影響が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）においてMOX燃料加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 計画の策定 火山影響等発生時においてMOX燃料加工施設の保全のための活動を行うための計画を策定する。 (b) 要員の確保 火山影響等発生時においてMOX燃料加工施設の保全のための活動を実施するために必要な要員を確保する。 (c) 教育及び訓練 火山影響等発生時においてMOX燃料加工施設の保全のための活動を確実に実施するための教育及び訓練を年1回以上実施する。 (d) 資機材の配備 火山影響等発生時においてMOX燃料加工施設の保全のための活動に必要な資機材を配備する。 (e) 体制の整備 火山影響等発生時においてMOX燃料加工施設の保全のための活動に必要な体制を整備する。【DB火山④-1】 (f) 定期的な評価 降下火砕物による火山影響評価に変更がないか定期的に確認し、変更が生じている場合は火山影響評価を行う。【DB火山④-1】火山影響評価の結果、変更がある場合はそれぞれの措置の評価を行い、 		<p>【DB 火山③-27】 (P13 ~)</p> <p>【DB 火山④-1】 (P15 ~)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止(火山)) (15 / 17)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
【「等」の解説】 「火山に関する設計条件等」は、設計条件、評価手法、積雪に関する設計条件などであり、添付書類において明確化するため、当該箇所では等を用いる。	c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置 火山に関する設計条件等に係る新知見の収集及び火山に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。【DB火山④】 ・定期的に新知見の確認を行い、新知見を得られた場合に評価すること【DB火山④-1】 ・火山活動のモニタリングを行い、評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認すること【DB火山④-2】 ・降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砕物の除去を適切に行うこと【DB火山③-28】 ・降灰時には、降下火砕物による閉塞及び磨耗を防止するために、換気設備の停止又はフィルタの交換若しくは清掃を行うこと【DB火山③-43, 46, 47】 ・降灰時には、非常用所内電源設備の非常用発電機に対するフィルタの追加設置等を行うこと【DB火山③-47】 ・堆積した降下火砕物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うこと【DB火山③-17】 ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずること【DB火山③-45】 ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、給気系統上の手動ダンパを閉止すること【DB火山③-45】 ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、中央監視室、制御第1室及び制御第4室でMOX燃料加工施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保すること【DB火山③-22, 41, 48】 ・外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象による影響を防止するため、火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設へ7日間の電力を供給する措置を講ずること【DB火山③-26, 27, 44】	【許可からの変更点】 運用に係る事項をまとめて記載した。	対策の見直しを実施する。【DB火山⑧】 g. 実施する主な手順 火山に対する防護については、降下火砕物による影響評価を行い、設計対処施設に長期にわたり荷重がかかることや化学的影響(腐食)を発生させることを避け、安全機能を維持するための手順を定める。実施する主な手順を以下に示す。 (a) 大規模な火山の噴火があり降灰予報が発表され、MOX燃料加工施設の運転に影響を及ぼすと予見される場合には、【DB火山⑨】全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずるとともに、給気系統上に設置する手動ダンパを閉止する手順を定める。 【DB火山③-45】 (b) 降下火砕物の影響により給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じ外気の取り込みの停止又はフィルタの清掃や交換を実施する。 【DB火山③-46】非常用所内電源設備の非常用発電機の運転時には、フィルタの状況を確認し、状況に応じてフィルタの清掃や交換、降下火砕物用フィルタの追加設置を実施する。【DB火山③-47】また、降下火砕物が排気筒に侵入し、排気経路が閉塞するおそれがある場合は、降下火砕物の除去を実施する。【DB火山⑨】 (c) 降灰後は設計対処施設への影響を確認するための点検を実施し、降下火砕物の堆積が確認された箇所については降下火砕物の除去を行い、長期にわたり積載荷重がかかること及び化学的影響(腐食)が発生することを防止する。 【DB火山③-28】 (d) 降灰が確認され、中央監視室等の居住性が損なわれるおそれがある場合には、監視盤等により施設の監視を適時実施する。【DB火山③-48】 h. 火山の状態に応じた対処方針 十和田及び八甲田山は、MOX燃料加工施設の運用期間中における巨大噴火の可能性が十分小さいと評価しているが、【DB火山④】火山活動のモニタリングを行い、評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認する。【DB火山④-2】火山活動のモニタリングの結果、火山の状態に応じた判断基準に基づき、観測データに有意な	①(P4)から b. 火山 なお、定期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価することを保安規定に定めて管理する。 ②(P8)から i. 直接的影響に対する設計方針 (イ) 構造物への荷重 なお、降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砕物を除去することを保安規定に定めて管理する。 ③(P10)から (ロ) 閉塞 ii. 換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響(閉塞) (中略) なお、降下火砕物により閉塞しないよう外気取込ダンパの閉止、換気空調設備の停止及び閉回路循環運転を保安規定に定めて管理する。 ④(P9)から (ハ) 磨耗 ii. 換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響(磨耗) なお、磨耗が進展しないよう外気取込ダンパの閉止、換気空調設備の停止を保安規定に定めて管理する。 ⑤(P11), ⑥(P12)から (二) 腐食 なお、長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。(中略) ⑦(P13)から (ホ) 発電所周辺の大気汚染 なお、中央制御室換気系については、降下火砕物による計測制御系の盤の絶縁低下を防止するよう外気取込ダンパの閉止及び閉回路循環運転の実施を保安規定に定めて管理する。	【DB火山④-1】 (P14から) 【DB火山④-2】 (P3から) 【DB火山③-45】 (P12から) 【DB火山③-43】 (P13から) 【DB火山③-17】 (P11から) 【DB火山③-22】 (P12から) 【DB火山③-41】 (P12から) 【DB火山③-26】 (P13から) 【DB火山③-27】 (P13から) 【DB火山③-44】 (P13から)
【「等」の解説】 「フィルタの追加設置等」は、さらなる降下火砕物対策のことであり、詳細は保安規定で明確化するため、当該箇所では等を用いる。					

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止(火山)) (16 / 17)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>変化があった場合は、火山専門家の助言を踏まえ、当社が総合判断を行い、対処内容を決定する。DB火山⑩</p> <p>対処に当たっては、火山影響等発生時ににおいて、保全のための活動を行うため、必要な資機材の準備、体制の整備等を実施するとともに、その時点の最新の科学的知見に基づき可能な限りの対処を行う。主な対処例を以下に示す。DB火山⑩</p> <p>(a) 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋に堆積した降下火砕物等の除去 DB火山⑩</p> <p>(b) MOX燃料加工施設を安定な状態へ移行（全工程停止、送排風機の停止及び工程内に残留したMOXの燃料集合体への加工）等DB火山⑩</p> <p>⑧ 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>第九条 安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 安全機能を有する施設は、工場等内又はその周辺において想定される加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>適合のための設計方針 第1項及び第2項について 安全機能を有する施設は、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対してMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。また、安全上重要な施設は、想定される自然現象により作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮する。 【DB火山⑩】 h. 火山の影響 安全機能を有する施設は、火山の影響が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。【DB火山⑩】 安全上重要な施設は、MOX燃料加工</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止(火山)) (17 / 17)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>施設の運用期間中においてMOX燃料加工施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として設定した層厚55cm、密度1.3g/cm³(湿潤状態)の降下火砕物に対し、以下のような設計とすることにより安全機能を損なわない設計とする。【DB火山】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造物への静的負荷に対して安全余裕を有する設計とすること ・構造物への粒子の衝突に対して影響を受けない設計とすること ・換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影响(閉塞)に対して降下火砕物が侵入し難い設計とすること ・換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影响(磨耗)に対して磨耗し難い設計とすること ・構造物、換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影响(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすること ・敷地周辺の大気汚染に対して、全工程停止の措置を講じた上で、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備すること ・電気系及び計装制御系の絶縁低下に対して、換気設備は降下火砕物が侵入し難い設計とすること ・降下火砕物による静的負荷や腐食等の影響に対して降下火砕物の除去や外気取入口のフィルタの交換又は清掃並びに換気設備の停止により安全機能を損なわない設計とすること【DB火山】 <p>その他の安全機能を有する施設については、降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。【DB火山】</p> <p>さらに、降下火砕物による間接的影响である7日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、MOX燃料加工施設の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できることにより安全機能を損なわない設計とする。【DB火山】</p>		

設工認申請書 各条文の設計の考え方

第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止) (火山)					
1. 技術基準の条文、解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方 (理由)	項・号	解釈	添付書類
DB 火山①	火山防護設計の方針	技術基準の要求事項に対する基本方針について記載する。	1 項	-	a
DB 火山②	設計条件 (落下火砕物を湿潤状態とした場合における荷重、通常時に作用している荷重、運転時荷重及び火山と同時に発生し得る自然現象による荷重を組み合わせた荷重)	設計荷重 (火山) による影響評価に必要な事項を記載する。	1 項	-	a
DB 火山③	火山防護措置	火山事象に対する防護のための必要な措置、運用を記載する。	1 項	-	a
DB 火山④	影響評価の定期的な実施	影響評価の実施について、保安規定にて担保する内容を記載する。	1 項	-	a
2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
-	-	-	-		
3. 事業変更許可申請書の添五のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
DB 火山①	事業許可基準規則を受けた冒頭宣言	事業許可基準規則を受けて記載した冒頭宣言であり、基本設計方針には記載しない。	-		
DB 火山②	事業変更許可申請書の本文と添五における同じ趣旨の記載	事業変更許可申請書の本文と記載内容が重複しているため記載しない。	-		
DB 火山③	落下火砕物防護対象施設の選定	落下火砕物防護対象施設の抽出に係る具体的な説明項目であることから記載しない。詳細は添付書類に記載する。	a		
DB 火山④	落下火砕物の設計条件及び特徴	落下火砕物の設計条件及び特徴については DB 火山②で説明しており、詳細は添付書類に記載する。	a		
DB 火山⑤	落下火砕物防護対象施設に影響を与える可能性のある影響因子	落下火砕物防護対象施設に影響を与える因子の選定の考え方であり、選定した因子に対する防護措置について、DB 火山③で説明しており、詳細は添付書類に記載する。	a		
DB 火山⑥	火山防護措置	火山防護措置については DB 火山③で説明しており、詳細は添付書類にて記載する。	a		
DB 火山⑦	荷重の許容限界	荷重の許容限界については DB 火山③で説明しており、詳細は添付書類に記載する。	a		

設工認申請書 各条文の設計の考え方

DB 火山 ^⑧	火山影響等発生時における MOX 燃料加工施設の保全のための活動を行う体制の整備の方針	火山影響等発生時における MOX 燃料加工施設の保全のための活動を行う体制の整備の方針については保安規定に定める内容であり、基本設計方針には記載しない。	-
DB 火山 ^⑨	実施する主な手順	実施する主な手順については保安規定に定める内容であり、基本設計方針には記載しない。	-
DB 火山 ^⑩	火山の状態に応じた対処方針	火山の状態に応じた対処方針については保安規定に定める内容であり、基本設計方針には記載しない。	-

4. 添付書類等

No.	書類名
a	V-1-1-1-3 火山への配慮に関する説明書

令和4年7月8日 R 6

別紙2

基本設計方針を踏まえた添付書類
の記載及び申請回次の展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成(1)	添付書類 説明内容(1)	添付書類 構成(2)	添付書類 説明内容(2)	第1回申請				第2回申請				
									説明対象	申請対象設備(2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備(2項変更②)	仕様表	添付書類
1 第1章 共通項目 3.自然現象等 3.3外部からの衝撃による損傷の防止 4.火災 4.1.防護すべき施設及び設計方針 1)安全機能を有する施設は、Mox燃料加工施設の運用期間中ににおいてMOX燃料加工施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山現象として、事業変更許可を受けた場合を除き、その安全機能を損なわない設計とする。		冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針	【2.1基本方針】 ・安全機能を有する施設は、想定される火山現象により、降下火砕物が発生した場合においても、安全機能を損なわないことを目的とし、技術基準規則に適合するよう設計する。	—	—	○	基本方針	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針	【2.1基本方針】 ・安全機能を有する施設は、想定される火山現象により、降下火砕物が発生した場合においても、安全機能を損なわないことを目的とし、技術基準規則に適合するよう設計する。	—	—	第1回申請と同一	第1回申請と同一	第1回申請と同一
2 また、降下火砕物から防護する方策(以下「降下火砕物防護対象施設」といふ)としては、安全評価上の機能を期待する構造物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構造物、系統及び機器を対象とする。 降下火砕物防護対象施設及びそれらを取扱う施設(以下「降下火砕物防護対象施設」といふ)は、降下火砕物の影響に対し、機械的強度を有すること等により、降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。		冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針 対象選定	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.1.降下火砕物防護対象施設及び設計方針	【2.1.1.降下火砕物防護対象施設及び設計方針】 ・降下火砕物防護対象施設としては、安全評価上の機能を期待する構造物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構造物、系統及び機器を対象とする。 降下火砕物防護対象施設及びそれらを取扱う施設(以下「降下火砕物防護対象施設」といふ)は、降下火砕物の影響に対し、機械的強度を有すること等により、降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.1.降下火砕物防護対象施設及び設計方針	【2.1.1.降下火砕物防護対象施設及び設計方針】 ・降下火砕物防護対象施設としては、安全評価上の機能を期待する構造物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構造物、系統及び機器を対象とする。 降下火砕物防護対象施設及びそれらを取扱う施設(以下「降下火砕物防護対象施設」といふ)は、降下火砕物の影響に対し、機械的強度を有すること等により、降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	—	—	第1回申請と同一	第1回申請と同一	第1回申請と同一
3 また、降下火砕物防護対象施設等に及ぼす影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「降下火砕物防護対象施設等に及ぼす影響を及ぼし得る施設」といふ)の影響を考慮した設計とする。		冒頭宣言	基本方針	基本方針 対象選定	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.1.降下火砕物防護対象施設及び設計方針	【2.1.1.降下火砕物防護対象施設及び設計方針】 ・降下火砕物防護対象施設等に及ぼす影響を及ぼし得る施設、 ・降下火砕物防護対象施設等に及ぼす影響を及ぼす安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「降下火砕物防護対象施設等に及ぼす影響を及ぼし得る施設」といふ)の影響を考慮した設計とする。	—	—	○	基本方針	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.1.降下火砕物防護対象施設及び設計方針	【2.1.1.降下火砕物防護対象施設及び設計方針】 ・降下火砕物防護対象施設等に及ぼす影響を及ぼし得る施設、 ・降下火砕物防護対象施設等に及ぼす影響を及ぼす安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「降下火砕物防護対象施設等に及ぼす影響を及ぼし得る施設」といふ)の影響を考慮した設計とする。	—	—	第1回申請と同一	第1回申請と同一	第1回申請と同一
4 降下火砕物防護対象施設等以外の安全機能を有する施設については、降下火砕物の影響を避ける方策(以下「降下火砕物防護対象施設等以外の安全機能を有する施設」といふ)を確実に実現する方策を採用する。降下火砕物の影響を考慮して代替設備を構成する必要機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うことこれらを組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。		冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.1.降下火砕物防護対象施設及び設計方針	【2.1.1.降下火砕物防護対象施設及び設計方針】 ・降下火砕物防護対象施設等以外の安全機能を有する施設等に及ぼす影響を及ぼす方策、 ・降下火砕物防護対象施設等に及ぼす影響を及ぼす安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「降下火砕物防護対象施設等に及ぼす影響を及ぼし得る施設」といふ)により、機械的強度を行なうことにより、安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.1.降下火砕物防護対象施設及び設計方針	【2.1.1.降下火砕物防護対象施設及び設計方針】 ・降下火砕物防護対象施設等に及ぼす影響を及ぼす方策、 ・降下火砕物防護対象施設等に及ぼす影響を及ぼす安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「降下火砕物防護対象施設等に及ぼす影響を及ぼし得る施設」といふ)により、機械的強度を行なうことにより、安全機能を損なわない設計とする。	—	—	第1回申請と同一	第1回申請と同一	第1回申請と同一
5 また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること及び安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。		運用要求	施設共通 基本設計方針 (安全上重要な施設に対する適用上の措置)	基本方針	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.1.降下火砕物防護対象施設及び設計方針	【2.1.1.降下火砕物防護対象施設及び設計方針】 ・上記に含まれない安全機能を有する施設について、降下火砕物の影響を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、 ・若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、 ・安全上支障のない期間での修理を行なうことにより、安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	施設共通 基本設計方針 (安全上重要な施設に対する適用上の措置)	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.1.降下火砕物防護対象施設及び設計方針	【2.1.1.降下火砕物防護対象施設及び設計方針】 ・上記に含まれない安全機能を有する施設について、降下火砕物の影響を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、 ・若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、 ・安全上支障のない期間での修理を行なうことにより、安全機能を損なわない設計とする。	—	—	第1回申請と同一	第1回申請と同一	第1回申請と同一
6 (2) 防護設計における降下火砕物の特性及び荷重の設定 設計に用いる降下火砕物は、事業変更許可を受けた層厚55cm、密度1.3g/cm ³ (底面積)と設定する。		定義	基本方針	基本方針	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.2設計方針に用いる降下火砕物特性	【2.1.2設計方針に用いる降下火砕物特性】 ・火山現象に関する基本方針 ・事業変更許可を受けた層厚55cm、密度1.3g/cm ³ (底面積)の降下火砕物を条件として設定する。	—	—	○	基本方針	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.2設計方針に用いる降下火砕物特性	【2.1.2設計方針に用いる降下火砕物特性】 ・火山現象に関する基本方針 ・事業変更許可を受けた層厚55cm、密度1.3g/cm ³ (底面積)の降下火砕物を条件として設定する。	—	—	第1回申請と同一	第1回申請と同一	第1回申請と同一

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章 共通項目 3.3.外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.4 火山の影響 1.(1) 防護対象施設及び設計方針 1(2) 全般に亘る施設は、影響を及ぼし得る火山事象として、事業変更許可を受けた降下火砕物の特性を考慮した火砕物の影響を受け場合においては、その機能を損なわぬ設計とする。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
2	降下火砕物に対する防護する施設(以下「降下火砕物防護対象施設」といいます。)では、安全評価上の機能と操作する構造物、系統及び機器を適切に抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構造物、系統及び機器を対象とする。 降下火砕物(以下「火砕物」といいます。)は、降下火砕物防護対象施設等(以下「降下火砕物の影響に對し、機械的強度を有すること等により、降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。)	冒頭宣言定義	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
3	また、降下火砕物防護対象施設等に及ぼす影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「降下火砕物防護対象施設等に及ぼす影響を及ぼす施設」といいます。)の影響を考慮した設計とする。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
4	降下火砕物防護対象施設以外の安全機能を有する施設については、降下火砕物に対する機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行ふこと又はそれらを通じて組み合わせることにより、その安全機能を損なわぬ設計とする。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
5	また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること及び安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
6	(2) 防護設計における降下火砕物の特性及び被覆の設定 設計に用いる降下火砕物は、事業変更許可を受けた層厚55cm、密度1.3g/cm ³ (風洞状態)と設定する。	定義	第1回申請と同一						第1回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規⑤)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
7	定義		また、降下火砕物に対する防護設計を行った中に、施設に作用する荷重として、火砕物をもたらす自然現象による影響を考慮して、通常は作用している荷重、減耗時荷重及び火山と同時に発生し得る自然現象による荷重を組み合せた設計荷重(火山)を設定する。						第1回申請と同一					
			第1回申請と同一						第1回申請と同一					
			第1回申請と同一						第1回申請と同一					
			第1回申請と同一						第1回申請と同一					
8	火山と同時に発生し得る自然現象による荷重について に発生し得る自然現象が与える影響を踏まえた検討により、風(台風) 及び積雪による荷重を考慮する。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
9	(3) 降下火砕物に対する防護対策 降下火砕物に対する防護対策においては、降下火砕物の特性による直接的影響として静的負荷、粒子の衝突、閉塞、磨耗、荷重、大気汚染及び絶縁低下並びに間接的影響として外部電源喪失及びアクセス制限を対象として評価し、降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
10	a. 間接的影響に対する防護対策 (a) 構造物への静的負荷 降下火砕物防護対象施設は、設計荷重(火山)に対して構造健全性を維持するため建屋内に設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
11	降下火砂物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、設計荷重(外力)にて構造强度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、建屋内の降下火砂物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	降下火砂物防護対象施設等に及ぼす影響を、設計荷重(外力)にて構造强度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、周辺の降下火砂物防護対象施設等に及ぼす影響を及ぼさない設計とする。	評価要求	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
13	なお、降下火砂物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砂物の除去を適切に行うことから、降下火砂物による荷重を短期に生じる荷重として設計する。	運用要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	(b) 構造物への粒子の衝突 降下火砂物防護対象施設を収納する建屋及び降下火砂物防護対象施設等に及ぼす影響を及ぼす施設は、構造物への降下火砂物の粒子の衝突の影響により、建屋内の降下火砂物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
15	なお、粒子の衝突の影響は、報告の設計機会物の影響に包絡されるたる「3.3.2 (3) n. 報告に対する影響評価及び対応防護対策」に示す基本設計方針に基づく設計とする。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
16	(c) 排気系：排気系及び計装制御系に対する機械的影響(附書) 建屋内の降下火砂物防護対象施設及び降下火砂物を含む空気の流路となる降下火砂物防護対象施設は、降下火砂物を含む空気による流路の開発の影響に対し、降下火砂物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
17	降下火砂物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪アードを設置すること等により、降下火砂物が侵入し難い構造とする。	設置要求	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
18	降下火鉢物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備の構造を簡素化し、施設間に降下火鉢物が侵入する危険性を低減する。建屋内の降下火鉢物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	第1回申請と同一													
19	降下火鉢物を含む空気の流通となる降下火鉢物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は、外気取入口に防雪フードを設置することにより、降下火鉢物が侵入し難い構造とする。	設置要求	○	－	非常用所内電源設備の非常用発電機	－	V-1-1-1-3-3 降下火鉢物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求数値及び性能目標 4.2換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設	【4.2換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設に関する(1)では該当施設等を列挙し、(2)では要求数値や性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「5.2換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。 【5.2換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 4.の要求数値及び性能目標から、施設の構造や機能を定め、非常用所内電源設備の非常用発電機は、給気系統にフィルタを設置し、設備内部への降下火鉢物の侵入を防止する旨を示す。	－	－	－	－	－	－	－	－
20	降下火鉢物が取り込まれたとしても、非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系統にフィルタを設置し、施設内部に降下火鉢物が侵入しない設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	○	－	非常用所内電源設備の非常用発電機	－	V-1-1-1-3-3 降下火鉢物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求数値及び性能目標 4.2換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設	【4.2換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設に関する(1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要求数値や性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「5.2換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。 【5.2換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 4.の要求数値及び性能目標から、施設の構造や機能を定め、非常用所内電源設備の非常用発電機は、給気系統にフィルタを設置し、設備内部への降下火鉢物の侵入を防止する旨を示す。	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求別別	主な設備	展開項目	添付書類 構成(1)	添付書類 説明内容(1)	添付書類 構成(2)	添付書類 説明内容(2)	第1回申請			第2回申請						
									申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
21	さらに、非常用所内電源設備の非常用発電機は、降下火抑制用フィルタの追加設置等のさなる降下火抑制対策を実施できるよう設計する。	基本方針 (降下火抑制対象施設)	設置要求	基本方針 設計方針	非常用所内電源設備の非常用発電機	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1降下火抑制物の影響に対する防護対策方針 (1)直接的影響に対する設計方針 c.閉塞に対する設計方針	【c.閉塞に対する設計方針】 ささらに、非常用所内電源設備の非常用発電機、 2.1基本方針 2.1.1降下火抑制物の影響に対する防護対策方針 (1)直接的影響に対する設計方針 c.閉塞に対する設計方針	—	—	○ 基本方針 (降下火抑制対象施設)	—	【c.閉塞に対する設計方針】 ささらに、非常用所内電源設備の非常用発電機、 2.1基本方針 2.1.1降下火抑制物の影響に対する防護対策方針 (1)直接的影響に対する設計方針 c.閉塞に対する設計方針	—	—	—	—	—	—
						V-1-1-1-3-3 降下火抑制物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.2換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設	—	—	○ 基本方針 (降下火抑制対象施設)	—	【1.2換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機、 換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設等の性能目標を列挙し、(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「1.2換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。	—	—	—	—	—	—	
22	降下火抑制物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換は清掃が可能な構造とすることで、降下火抑制物により閉塞しない設計とする。	基本方針 (降下火抑制対象施設)	機能要求①	气体廃棄物の廃棄設備の給気設備 非管理区域換気空調設備 非常用所内電源設備の非常用発電機	基本方針 設計方針	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1降下火抑制物の影響に対する防護対策方針 c.閉塞に対する設計方針	【c.閉塞に対する設計方針】 ささらに、非常用所内電源設備の非常用発電機は、降下火抑制物用フィルタを給気系統に追加設置できる設計とする。	—	—	○ 基本方針 (降下火抑制対象施設)	—	【c.閉塞に対する設計方針】 ささらに、非常用所内電源設備の非常用発電機、 2.1基本方針 2.1.1降下火抑制物の影響に対する防護対策方針 (1)直接的影響に対する設計方針 c.閉塞に対する設計方針	—	—	—	—	—	—
						V-1-1-1-3-3 降下火抑制物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.2換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設	—	—	○ 基本方針 (降下火抑制対象施設)	—	【4.2換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機、 換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設等の性能目標を列挙し、(1)では該当施設等を例挙し、(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「1.2換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。	—	—	—	—	—	—	
23	(4)換気系、電気系及び計装制御系に対する換熱の影響(磨耗) 煙屋内の降下火抑制対象施設及び降下火抑制物を含む空気の流路となる降下火抑制対象施設は、降下火抑制物による磨耗の影響に対し降下火抑制物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわぬ設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1降下火抑制物の影響に対する防護対策方針 (1)直接的影響に対する設計方針 d.磨耗に対する設計方針	【d.磨耗に対する設計方針】 煙屋内の降下火抑制対象施設及び降下火抑制物を含む空気の流路となる降下火抑制対象施設は、降下火抑制物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわぬ設計とする。	—	—	○ 基本方針	—	【d.磨耗に対する設計方針】 煙屋内の降下火抑制対象施設及び降下火抑制物を含む空気の流路となる降下火抑制対象施設は、降下火抑制物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわぬ設計とする。	—	—	—	—	—	—	
						V-1-1-1-3-3 降下火抑制物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 5.橚設計 5.2換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	—	—	○ 基本方針	—	【4.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○燃料加工建屋 5.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	—	—	—	—	—	—	
24	降下火抑制対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火抑制物が侵入し難い構造とする。	基本方針 (降下火抑制対象施設)	設置要求	基本方針 設計方針	燃料加工建屋	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1降下火抑制物の影響に対する防護対策方針 (1)直接的影響に対する設計方針 d.磨耗に対する設計方針	【d.磨耗に対する設計方針】 降下火抑制対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火抑制物が侵入し難い構造とする。	—	—	○ 基本方針 (降下火抑制対象施設)	—	【d.磨耗に対する設計方針】 降下火抑制対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火抑制物が侵入し難い構造とする。	—	—	—	—	—	—
						V-1-1-1-3-3 降下火抑制物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 5.橚設計 5.2換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	—	—	○ 基本方針 (燃料加工建屋)	—	【4.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○燃料加工建屋 5.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	—	—	—	—	—	—	
25	降下火抑制物が取り込まれたとしても、气体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火抑制物が侵入し難い設計とすることにより、建屋内部の降下火抑制対象施設の安全機能を損なわぬ設計とする。	基本方針 (降下火抑制対象施設)	機能要求①	气体廃棄物の廃棄設備の給気設備 非管理区域換気空調設備	基本方針 設計方針	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1降下火抑制物の影響に対する防護対策方針 (1)直接的影響に対する設計方針 d.磨耗に対する設計方針	【d.磨耗に対する設計方針】 建屋内部に降下火抑制対象施設が設置されると、气体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火抑制物が侵入し難い設計とすることにより、建屋内部の降下火抑制対象施設の安全機能を損なわぬ設計とする。	—	—	○ 基本方針 (降下火抑制対象施設)	—	【d.磨耗に対する設計方針】 建屋内部に降下火抑制対象施設が設置されると、气体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火抑制物が侵入し難い設計とすることにより、建屋内部の降下火抑制対象施設の安全機能を損なわぬ設計とする。	—	—	—	—	—	—
						V-1-1-1-3-3 降下火抑制物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 5.橚設計 5.2換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	—	—	○ 基本方針 (降下火抑制対象施設)	—	【4.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○气体廃棄物の廃棄設備の給気設備等 5.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	—	—	—	—	—	—	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請								
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載			
21	さらに、非常用所内電源設備の非常用発電機は、降下火砂物フィルタの追加設置等のさらなる降下火砂物対策を実施できるよう設計する。	設置要求	○	—	非常用所内電源設備の非常用発電機	—	V-1-1-1-3-2 降下火砂物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.2換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設	【1.2換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設に關して(1)では該当施設等を列挙し(2)(3)では要求される機能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として、V-1-1-1-3-2換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設に記載する。 【5.2換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用電源設備の要求機能及び性能目標から範囲する内容を踏まえ、非常用所内電源設備の非常用発電機は、給気系系統にフィルタを設置し、降下火砂物の侵入を防止する旨を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22	降下火砂物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能な構造とすることで、降下火砂物により閉塞しない設計とする。	機能要求①	○	—	非常用所内電源設備の非常用発電機	—	V-1-1-1-3-2 降下火砂物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.2換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設	【1.2換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用電源設備の要求機能及び性能目標から範囲する内容を踏まえ、非常用所内電源設備の非常用発電機は、給気系系統及び計装制御系における閉塞を考慮する施設に關して(1)では該当施設等を列挙し(2)(3)では要求される機能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として、V-1-1-1-3-2換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設に記載する。 【5.2換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設】 ○の要求機能及び性能目標から範囲する内容を踏まえ、給気系にフィルタを設置し、降下火砂物の侵入を防止する旨を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23	(4)換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影响(耐耗) 煙屋内の降下火砂物防護対象施設及び降下火砂物を含む空気の流路となる降下火砂物防護対象施設は、降下火砂物による磨耗の影響に対しで「降下火砂物が侵入」し難い設計とすることにより、安全機能を保たない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
24	降下火砂物防護対象施設を収納する建屋である焼却加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砂物が侵入し難い構造とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
25	降下火砂物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火砂物が侵入し難い設計とする。また、建屋内に降下火砂物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			

項目番号	基本設計方針	要種別	主な設備	展開項目	添付書類 構成(1)	添付書類 説明内容(1)	添付書類 構成(2)	添付書類 説明内容(2)	第1回申請				第2回申請							
									申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載			
26	降下火砲物を含む空気の流路となる降下火砲物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砲物が侵入し難い構造とする。	基本方針 (降下火砲物防護対象施設)	設置要求	基本方針 設計方針	非常用所内電源設備の非常用発電機	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砲物の影響に対する防護対策方針 (1)直接的影響に対する設計方針 d.磨耗に対する設計方針	【4. 磨耗に対する設計方針】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 2.1.4降下火砲物の影響に対する防護対策方針 (1)直接的影響に対する設計方針 d.磨耗に対する設計方針	—	—	○ 基本方針 (降下火砲物防護対象施設)	—	V-1-1-1-3-1 大山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砲物の影響に対する防護対策方針 (1)直接的影響に対する設計方針 d.磨耗に対する設計方針	【4. 磨耗に対する設計方針】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 2.1.4降下火砲物の影響に対する防護対策方針 (1)直接的影響に対する設計方針 d.磨耗に対する設計方針	—	—	—	—	—	—	—
						V-1-1-1-3-3 降下火砲物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	—	—	○ 基本方針 (降下火砲物防護対象施設)	—	V-1-1-1-3-3 降下火砲物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 2.1.4降下火砲物の影響に対する防護対策方針 (1)直接的影響に対する設計方針 d.磨耗に対する設計方針	—	—	—	—	—	—	—	
27	降下火砲物が取り込まれたとしても、非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系にフィルタを設置し、設備内部に降下火砲物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。	基本方針 (降下火砲物防護対象施設)	機能要求①	基本方針 設計方針	非常用所内電源設備の非常用発電機	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砲物の影響に対する防護対策方針 (1)直接的影響に対する設計方針 d.磨耗に対する設計方針	【4. 磨耗に対する設計方針】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 2.1.4降下火砲物の影響に対する防護対策方針 (1)直接的影響に対する設計方針 d.磨耗に対する設計方針	—	—	○ 基本方針 (降下火砲物防護対象施設)	—	V-1-1-1-3-1 大山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砲物の影響に対する防護対策方針 (1)直接的影響に対する設計方針 d.磨耗に対する設計方針	【4. 磨耗に対する設計方針】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 2.1.4降下火砲物の影響に対する防護対策方針 (1)直接的影響に対する設計方針 d.磨耗に対する設計方針	—	—	—	—	—	—	—
						V-1-1-1-3-3 降下火砲物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	—	—	○ 基本方針 (降下火砲物防護対象施設)	—	V-1-1-1-3-3 降下火砲物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 2.1.4降下火砲物の影響に対する防護対策方針 (1)直接的影響に対する設計方針 d.磨耗に対する設計方針	—	—	—	—	—	—	—	
28	さらに、非常用所内電源設備の非常用発電機は、降下火砲物用フィルタの追加設置等のさらなる降下火砲物対策を実施できるよう設計する。	基本方針 (降下火砲物防護対象施設)	設置要求	基本方針 設計方針	非常用所内電源設備の非常用発電機	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砲物の影響に対する防護対策方針 (1)直接的影響に対する設計方針 d.磨耗に対する設計方針	【4. 磨耗に対する設計方針】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 2.1.4降下火砲物用フィルタを給気系統に追加設置できる設計とする。	—	—	○ 基本方針 (降下火砲物防護対象施設)	—	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砲物の影響に対する防護対策方針 (1)直接的影響に対する設計方針 d.磨耗に対する設計方針	【4. 磨耗に対する設計方針】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 2.1.4降下火砲物用フィルタを給気系統に追加設置できる設計とする。	—	—	—	—	—	—	—
						V-1-1-1-3-3 降下火砲物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	—	—	○ 基本方針 (降下火砲物防護対象施設)	—	V-1-1-1-3-3 降下火砲物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 2.1.4降下火砲物用フィルタを給気系統に追加設置できる設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	
29	降下火砲物がフィルタに付着した場合でもフィルタにより消音が可能な構造とすることで、降下火砲物により磨耗しない設計とする。	基本方針 (降下火砲物防護対象施設)	機能要求①	基本方針 設計方針	气体廃棄物の廃棄設備の給気設備 非管理区域換気空調設備 非常用所内電源設備の非常用発電機	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砲物の影響に対する防護対策方針 (1)直接的影響に対する設計方針 d.磨耗に対する設計方針	【4. 磨耗に対する設計方針】 ○降下火砲物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は消音が可能な構造とすることで、降下火砲物により磨耗しない設計とする。	—	—	○ 基本方針 (降下火砲物防護対象施設)	—	V-1-1-1-3-1 大山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砲物の影響に対する防護対策方針 (1)直接的影響に対する設計方針 d.磨耗に対する設計方針	【4. 磨耗に対する設計方針】 ○降下火砲物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は消音が可能な構造とすることで、降下火砲物により磨耗しない設計とする。	—	—	—	—	—	—	—
						V-1-1-1-3-3 降下火砲物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	—	—	○ 基本方針 (降下火砲物防護対象施設)	—	V-1-1-1-3-3 降下火砲物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○气体廃棄物の廃棄設備の給気設備 非管理区域換気空調設備 非常用所内電源設備の非常用発電機	—	—	—	—	—	—	—	

第1回申請と同一

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請						
			申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載			
26	降下火砂物を含む空気の流路となる降下火砂物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砂物が侵入し難い構造とする。	設置要求	○	-	非常用所内電源設備の非常用発電機	-	V-1-1-1-3-3 降下火砂物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4. 换気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	【1.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設に 關して(1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要示される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要な機能とし、(4)換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設に記載する。	-	-	-	-	-	-	-
							V-1-1-1-3-3 降下火砂物の影響を考慮する施設の設計方針 5.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	【5.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設等を列挙する内容を踏まえ、非常用所内電源設備の非常用発電機は、給気系系統にフィルタを設置し、給気系内部の降下火砂物の侵入を防止する旨を示す。							
27	降下火砂物が取り込まれたとしても、非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系統にフィルタを設置し、設備内部に降下火砂物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	○	-	非常用所内電源設備の非常用発電機	-	V-1-1-1-3-3 降下火砂物の影響を考慮する施設の設計方針 4.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設に 關して(1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要示される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要な機能とし、(4)換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設に記載する。	-	-	-	-	-	-	-
							V-1-1-1-3-3 降下火砂物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計	【5.機能設計】 ○非常用所内電源設備の非常用換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設等を列挙する内容を踏まえ、非常用所内電源設備の非常用発電機は、給気系系統にフィルタを設置し、設備内部の降下火砂物の侵入を防止する旨を示す。							
28	さらに、非常用所内電源設備の非常用発電機は、降下火砂物用フィルタの追加設置等のさらなる降下火砂物対策を実施できるよう設計する。	設置要求	○	-	非常用所内電源設備の非常用発電機	-	V-1-1-1-3-3 降下火砂物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設に 關して(1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要示される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要な機能とし、(4)換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設に記載する。	-	-	-	-	-	-	-
							V-1-1-1-3-3 降下火砂物の影響を考慮する施設の設計方針 5.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	【5.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設等を列挙する内容を踏まえ、非常用所内電源設備の非常用発電機は、給気系系統にフィルタを設置し、降下火砂物の侵入を防止する旨を示す。							
29	降下火砂物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能な構造とすることで、降下火砂物により磨耗しない設計とする。	機能要求①	○	-	非常用所内電源設備の非常用発電機	-	V-1-1-1-3-3 降下火砂物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計	【5.機能設計】 ○非常用所内電源設備の非常用換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設等を列挙する内容を踏まえ、給気系にフィルタを設置し、降下火砂物の侵入を防止する旨を示す。	-	-	-	-	-	-	-
							V-1-1-1-3-3 降下火砂物の影響を考慮する施設の設計方針 5.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	【5.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設等を列挙する内容を踏まえ、給気系にフィルタを設置し、降下火砂物の侵入を防止する旨を示す。							

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
30	(e) 構造物、換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響(病食) (f) 構造物の化学的影響(病食) 降下火跡物防護対象施設を収納する建屋は、降下火跡物に含まれる病食性のあるガスによる化学的影響(病食)に対して短期での病食が発生しない設計とすることにより、周辺の降下火跡物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言												
31		冒頭宣言												
32	降下火跡物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計は、降下火跡物に含まれる病食性のあるガスによる化学的影響(病食)に対して短期での病食が発生しない設計とすることにより、周辺の降下火跡物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。	評価要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
33	降下火跡物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、塗装若しくは外壁・屋上防水を実施することにより、短期での病食が発生しない設計とすることで、安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
34	また、降下火跡物堆積後の長期的な病食の影響については、堆積した降下火跡物の除去後に点検し、必要に応じて修繕を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。	運用要求												
35	口、換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響(病食) 建屋内に降下火跡物防護対象施設を収納する建屋の構造と降下火跡物防護対象施設を収納する建屋内に降下火跡物に含まれる病食性のあるガスによる化学的影響(病食)に対して短期での病食が発生しない設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言												
36	降下火跡物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気吸入口に防音パードを設け、降下火跡物が侵入し難い構造とする。	設置要求												
37	降下火跡物が取り込まれたとして、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内間に降下火跡物が侵入し難い設計とする。また、建屋内の降下火跡物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①												

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開項目	添付書類 構成(1)	添付書類 説明文(1)	添付書類 構成(2)	添付書類 説明文(2)	第1回申請			第2回申請								
									説明対象	申請対象設備 (2項要束①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項要束②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
38	降下火砲物を含む空気の衝撃となる降下火砲物防護対策方針である非常用発電機の運転による遮断、 金銅又は銅食し難い金属 用い、 より堅硬な 構造の腐食が発生しない設計とすることで、安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 (降下火砲物防護対象施設)	基本方針 設計方針評価	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1.降下火砲物の影響に対する防護対策方針 (1)直接の影響に対する設計方針 e.腐食に対する設計方針	【e. 腐食に対する設計方針】 V-1-1-1-3-2 降下火砲物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.4構造物、換気系、電気系及び計装制御系に於ける腐食を考慮する施設	—	—	○ 基本方針 (降下火砲物防護対象施設)	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1.降下火砲物の影響に対する防護対策方針 (1)直接の影響に対する設計方針 e.腐食に対する設計方針	【e. 腐食に対する設計方針】 V-1-1-1-3-2 降下火砲物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.4構造物、換気系、電気系及び計装制御系に於ける腐食を考慮する施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—
39	また、降下火砲物堆積後の長期的な腐食の影響については、堆積した降下火砲物の除去後に点検し、必要に応じて修繕を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針 (廃灰後の点検及び保守等)	基本方針	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1.降下火砲物の影響に対する防護対策方針 (1)直接の影響に対する設計方針 e.腐食に対する設計方針	【e. 腐食に対する設計方針】 V-1-1-1-3-2 降下火砲物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.4構造物、換気系、電気系及び計装制御系に於ける腐食を考慮する施設	—	—	○ 施設共通 基本設計方針 (廃灰への降下火砲物の除去)	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1.降下火砲物の影響に対する防護対策方針 (1)直接の影響に対する設計方針 e.腐食に対する設計方針	【e. 腐食に対する設計方針】 V-1-1-1-3-2 降下火砲物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.4構造物、換気系、電気系及び計装制御系に於ける腐食を考慮する施設	—	—	—	—	—	—	—	第1回申請と同一	
40	(f) 敷地周辺の大気汚染 敷地周辺の大気汚染に対して、以下を保険規定に定めて、管理する。 ・給油作業停止及びロープックス排風機を停止し、 M0X燃料加工施設を安定化状態に移行する措置を講ずる ・給気系統、制御部室及び制御室等でM0X燃料加工施設の監視が適時実施できるように、警報灯を操作する	運用要求	施設共通 基本設計方針 (大気汚染)	基本方針	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1.降下火砲物の影響に対する防護対策方針 (1)直接の影響に対する設計方針 f. 敷地周辺の大気汚染	【f. 敷地周辺の大気汚染に対する設計方針】 V-1-1-1-3-2 降下火砲物の影響に対する設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.4構造物、換気系、電気系及び計装制御系に於ける腐食を考慮する施設	—	—	○ 施設共通 基本設計方針 (大気汚染)	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1.降下火砲物の影響に対する防護対策方針 (1)直接の影響に対する設計方針 f. 敷地周辺の大気汚染	【f. 敷地周辺の大気汚染に対する設計方針】 V-1-1-1-3-2 降下火砲物の影響に対する設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.4構造物、換気系、電気系及び計装制御系に於ける腐食を考慮する施設	—	—	—	—	—	—	—	第1回申請と同一	
41	(g) 電気系及び計装制御系の絶縁低下 外気から取り入れた施設内の空気を機器内に取り込む降下火砲物の影響により、絶縁低下による危険性がある。施設の構造は、降下火砲物による絶縁低下の影響により、安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1.降下火砲物の影響に対する防護対策方針 (1)直接の影響に対する設計方針 g. 絶縁低下に対する設計方針	【g. 絶縁低下に対する設計方針】 V-1-1-1-3-2 降下火砲物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.5電気系及び計装制御系の絶縁低下に対する施設	—	—	○ 基本方針	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1.降下火砲物の影響に対する防護対策方針 (1)直接の影響に対する設計方針 g. 絶縁低下に対する設計方針	【g. 絶縁低下に対する設計方針】 V-1-1-1-3-2 降下火砲物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.5電気系及び計装制御系の絶縁低下に対する施設	—	—	—	—	—	—	—	第1回申請と同一	
42	降下火砲物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気吸入口に防雪フードを設け、降下火砲物が侵入し難い構造とする。	設置要求	基本方針 (降下火砲物防護対象施設)	基本方針 設計方針	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1.降下火砲物の影響に対する防護対策方針 (1)直接の影響に対する設計方針 g. 絶縁低下に対する設計方針	【g. 絶縁低下に対する設計方針】 V-1-1-1-3-2 降下火砲物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.5電気系及び計装制御系の絶縁低下に対する施設	—	—	○ 基本方針 (降下火砲物防護対象施設)	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1.降下火砲物の影響に対する防護対策方針 (1)直接の影響に対する設計方針 g. 絶縁低下に対する設計方針	【g. 絶縁低下に対する設計方針】 V-1-1-1-3-2 降下火砲物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.5電気系及び計装制御系の絶縁低下に対する施設	—	—	—	—	—	—	—	第1回申請と同一	
43	降下火砲物が取り込まれたとして、気体廃棄物の廃棄装置の設置等で、建屋内部に降下火砲物が侵入し難い設計とする。外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機器を有する降下火砲物防護対象施設である廃設設備の制御盤等の安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	基本方針 (降下火砲物防護対象施設)	基本方針 設計方針	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1.基本方針 2.1.1.降下火砲物の影響に対する防護対策方針 (1)直接の影響に対する設計方針 g. 絶縁低下に対する設計方針	【g. 絶縁低下に対する設計方針】 V-1-1-1-3-2 降下火砲物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.5電気系及び計装制御系の絶縁低下に対する施設	—	—	○ 基本方針 (降下火砲物防護対象施設)	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1.降下火砲物の影響に対する防護対策方針 (1)直接の影響に対する設計方針 g. 絶縁低下に対する設計方針	【g. 絶縁低下に対する設計方針】 V-1-1-1-3-2 降下火砲物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.5電気系及び計装制御系の絶縁低下に対する施設	—	—	—	—	—	—	—	第1回申請と同一	
	气体廃棄物の廃設設備の給気設備 非管理区域換気空調設備 施設共通 基本設計方針 小規模試験設備、小規模試験設備及び非常用所内電源設備の設置に対する考慮	機能要求②	基本方針 設計方針	基本方針	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1.基本方針 2.1.1.降下火砲物の影響に対する防護対策方針 (1)直接の影響に対する設計方針 g. 絶縁低下に対する設計方針	【g. 絶縁低下に対する設計方針】 V-1-1-1-3-2 降下火砲物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.5電気系及び計装制御系の絶縁低下に対する施設	—	—	○ 基本方針 (降下火砲物防護対象施設)	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1.降下火砲物の影響に対する防護対策方針 (1)直接の影響に対する設計方針 g. 絶縁低下に対する設計方針	【g. 絶縁低下に対する設計方針】 V-1-1-1-3-2 降下火砲物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.5電気系及び計装制御系の絶縁低下に対する施設	—	—	—	—	—	—	—	第1回申請と同一	
	气体廃棄物の廃設設備の給気設備 非管理区域換気空調設備 施設共通 基本設計方針 小規模試験設備、小規模試験設備及び非常用所内電源設備の設置に対する考慮	機能要求③	基本方針 設計方針	基本方針	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1.基本方針 2.1.1.降下火砲物の影響に対する防護対策方針 (1)直接の影響に対する設計方針 g. 絶縁低下に対する設計方針	【g. 絶縁低下に対する設計方針】 V-1-1-1-3-2 降下火砲物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.5電気系及び計装制御系の絶縁低下に対する施設	—	—	○ 基本方針 (降下火砲物防護対象施設)	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1.降下火砲物の影響に対する防護対策方針 (1)直接の影響に対する設計方針 g. 絶縁低下に対する設計方針	【g. 絶縁低下に対する設計方針】 V-1-1-1-3-2 降下火砲物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.5電気系及び計装制御系の絶縁低下に対する施設	—	—	—	—	—	—	—	第1回申請と同一	
	气体廃棄物の廃設設備の給気設備 非管理区域換気空調設備 施設共通 基本設計方針 小規模試験設備、小規模試験設備及び非常用所内電源設備の設置に対する考慮	機能要求④	基本方針 設計方針	基本方針	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1.基本方針 2.1.1.降下火砲物の影響に対する防護対策方針 (1)直接の影響に対する設計方針 g. 絶縁低下に対する設計方針	【g. 絶縁低下に対する設計方針】 V-1-1-1-3-2 降下火砲物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.5電気系及び計装制御系の絶縁低下に対する施設	—	—	○ 基本方針 (降下火砲物防護対象施設)	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1.降下火砲物の影響に対する防護対策方針 (1)直接の影響に対する設計方針 g. 絶縁低下に対する設計方針	【g. 絶縁低下に対する設計方針】 V-1-1-1-3-2 降下火砲物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.5電気系及び計装制御系の絶縁低下に対する施設	—	—	—	—	—	—	—	第1回申請と同一	

項目番号	基本設計方針	要求別	第3回申請						第4回申請							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
38	降下火葬物を含む空気の循路となる降下火葬物防護対象施設である非常用所内電源設備の構成要素は、 <u>金具又は鍵</u> で固定し、金具又は鍵により緩衝での燃食が発生しない設計とすることで、安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	○	—	非常用所内電源設備の非常用発電機	—	V-1-1-1-3-3 降下火葬物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.1 機構物、換気系、電気系及び計装制御系における燃食を考慮する施設 V-1-1-1-3-3 降下火葬物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機構設計 5.4 構造物、換気系、電気系及び計装制御系における燃食を考慮する施設	【4.4構造物、換気系、電気系及び計装制御系における燃食を考慮する施設】 ①計装制御系における燃食を考慮する施設 ②非常用所内電源設備の非常用発電機 4.の要求機能及び性能目標から離れた内容を踏まえ、非常用所内電源設備の非常用発電機は、降下火葬物の侵入を防止する旨を記載し、設備内部への降下火葬物の侵入を防止する旨を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—
39	また、降下火葬物堆積後の長期的な燃食の影響については、堆積した降下火葬物を除去後も点検し、必ずに応じて修繕を行うこと並に日常的な保守及び修理を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。	運用要求						第1回申請と同一						第1回申請と同一		
40	(f) 燃地周辺の大気汚染 燃地周辺の大気汚染に対して、以下を保安規定に定めて、管理する。 ・燃料停止及びゴローブ接続以外の連排装置を停止し、MOX燃料加工施設を安定した状態に移行する措置を講ずる ・給気系統上の手動ダンバを閉止する ・中央監視室、制御室1室及び制御制御室でMOX燃料加工施設の監視が適時実施できるように、警報灯を操作する	運用要求						第1回申請と同一						第1回申請と同一		
41	(g) 電気系及び計装制御系の絶縁低下 空気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機器を有する降下火葬物防護対象施設は、降下火葬物による絶縁低下の影響により、安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言						第1回申請と同一						第1回申請と同一		
42	降下火葬物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防音フードを設け、降下火葬物が侵入し難い構造とする。	設置要求	—	—	—	—	—	第1回申請と同一						第1回申請と同一		
43	降下火葬物が取り込まれたとして、既往実績の燃食箇所の位置等をマップ化を設置し、建屋内蔵に降下火葬物が侵入し難い設計とするにより、外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機器を有する降下火葬物防護対象施設である施設設備の制御装置等の安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①						第1回申請と同一						第1回申請と同一		
								第2回申請と同一						第2回申請と同一		
								第2回申請と同一						第2回申請と同一		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
44	b. 間接的影響に対する防護対策 ■ 地内外への交通の途経によるアクセス制限事象から7日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途経によるアクセス制限事象に対し、M0X燃料加工施設の安全性を維持するために必要な資源の供給が継続できるよう、非常用発電機の燃料を行動する設備及び移送する設備を降下火跡物の影響を受けない場所に設置することにより、火災時に設備を守ることとする。	評価要求	○	-	V-1-1-1-3-3 降下火跡物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4. 間接的影響を考慮する施設 V-1-1-1-3-3 降下火跡物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5. 間接的影響を考慮する施設	[4. 6]間接的影響を考慮する施設の設計方針 [4. 6]間接的影響を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙して(2)(3)では要求される性能及び機能等を示す。 お、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「[5. 6]間接的影響を考慮する施設」に記載する。 [5. 6]間接的影響を考慮する施設の要求機能及び性能目標から、 4. 間接的影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5. 間接的影響を考慮する施設 [5. 6]間接的影響を考慮する施設の要求機能及び性能目標から、 4. 間接的影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5. 間接的影響を考慮する施設	-	-	-	-	-	-	-	-
45	また、火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上、重要な施設で7日間の電力を供給する措置を講ずることを保安規定に定めて、管理する。	運用要求			第1回申請と同一			第1回申請と同一						
46	c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置 ■ 火山活動による火災の収集及び火山に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なうための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言			第1回申請と同一			第1回申請と同一						
47	定期的に新知見の確認を行い、新知見を得られた場合に評価すること ■ 火山活動のモニタリングを行い、評価から状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認すること	運用要求			第1回申請と同一			第1回申請と同一						
48	・降下火跡物が長期的に堆積しないよう該施設に堆積する降下火跡物の除去を適切に行うこと	運用要求			第1回申請と同一			第1回申請と同一						
49	・降灰時には、降下火跡物による煙害及び煙害を防止するために、換気扇の停止またはフルガス交換をしくいに消極的に行うこと ・降灰時には、非常用所内電源設備の非常用発電機に対するフィルタの追加設置等を行うこと	運用要求			第1回申請と同一			第1回申請と同一						
50	・堆積した降下火跡物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うこと	運用要求			第1回申請と同一			第1回申請と同一						
51	・敷地面積の大気汚染による影響を防止するため、全工機停止及びグローバックス排風機以外の送排風機を停止し、M0X燃料加工施設を定期的に大気汚染による影響を許さない位置に設置すること ・敷地面積の大気汚染による影響を防止するため、給気系統上の手動ダンバを閉止すること ・敷地面積の大気汚染による影響を防止するため、中央監視室、制御室及び制御室にてM0X燃料加工施設の監視が適時実施できることに、音響材を備候すること	運用要求			第1回申請と同一			第1回申請と同一						
52	・外部電源喪失及び敷地内外での交通の途経によるアクセス制限事象による影響を防止するため、火災による閉じ込め機能の不全を防止するため必要な安全上重要な施設で7日間の電力を供給する措置を講ずること	運用要求			第1回申請と同一			第1回申請と同一						

凡例
 • [説明対象]について
 ○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
 △：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
 -：当該申請回次で記載しない項目

令和4年7月8日 R 6

別紙 3

基本設計方針の添付書類への展開

基本設計方針の添付書類への展開
(第八条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山))

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
1	第1章 共通項目 3. 自然現象等 3.3 外部からの衝撃による損傷の防止 13.3.4 火山の影響 (1) 防護すべき施設及び設計方針 安全機能を有する施設は、MOX燃料加工施設の運用期間中においてMOX燃料加工施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として、事業変更許可を受けた降下火砕物の特性を考慮し、降下火砕物の影響を受ける場合においても、その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針	【2.1 基本方針】 ・安全機能を有する施設は、想定される火山事象により、降下火砕物が発生した場合においても、安全機能を損なわないことを目的とし、技術基準規則に適合するように設計する。	※補足すべき事項の対象なし	
2	降下火砕物から防護する施設(以下「降下火砕物防護対象施設」という。)としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を対象とする。降下火砕物防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「降下火砕物防護対象施設等」という。)は、降下火砕物の影響に対し、機械的強度を有すること等により、降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針 (降下火砕物の影響を考慮する施設)	2.1.1 降下火砕物防護対象施設及び設計方針	【2.1.1 降下火砕物防護対象施設及び設計方針】 ○降下火砕物防護対象施設 ・降下火砕物防護対象施設としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を対象とする。 降下火砕物防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「降下火砕物防護対象施設等」という。)は、降下火砕物の影響に対し、機械的強度を有すること等により、降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 ※「V-1-1-1-3-2 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定」に、降下火砕物の影響を考慮する施設の選定結果を示す。	・「V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針」としては補足すべき事項なし ・「V-1-1-1-3-2 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定」にて、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器のうち、降下火砕物防護対象施設等を抽出するための考え方を説明する。	
3	また、降下火砕物防護対象施設等に波及の影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「降下火砕物防護対象施設等に波及の影響を及ぼし得る施設」という。)の影響を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針	冒頭宣言	2.1.1 降下火砕物防護対象施設及び設計方針	【2.1.1 降下火砕物防護対象施設及び設計方針】 ○降下火砕物防護対象施設等に波及の影響を及ぼし得る施設 ・降下火砕物防護対象施設等に波及の影響を及ぼし得る施設を考慮する施設の選定にて、「V-1-1-1-3-2 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定」にて、波及の影響を及ぼし得る施設を選定するための考え方を説明する。	・「V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針」としては補足すべき事項なし ・「V-1-1-1-3-2 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定」にて、波及の影響を及ぼし得る施設を選定するための考え方を説明する。	
4	降下火砕物防護対象施設等以外の安全機能を有する施設については、降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	冒頭宣言	2.1.1 降下火砕物防護対象施設及び設計方針	【2.1.1 降下火砕物防護対象施設及び設計方針】 ○降下火砕物防護対象施設等以外の安全機能を有する施設 ・上記に含まれない安全機能を有する施設については、降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし	
5	また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること及び安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針 (安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置)	運用要求	2.1.1 降下火砕物防護対象施設及び設計方針	【2.1.1 降下火砕物防護対象施設及び設計方針】 ○降下火砕物防護対象施設等以外の安全機能を有する施設 ・上記に含まれない安全機能を有する施設については、降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。	※補足すべき事項の対象なし	
6	(2) 防護設計における降下火砕物の特性及び荷重の設定 設計に用いる降下火砕物は、事業変更許可を受けた層厚55cm、密度1.3g/cm ³ (温潤状態)と設定する。	定義	基本方針 (降下火砕物特性)	定義	2.1.2 設計方針に用いる降下火砕物特性	【2.1.2 設計方針に用いる降下火砕物特性】 ○敷地において考慮する火山事象として、事業許可(変更許可)を受けた層厚55cm、密度1.3g/cm ³ (温潤状態)の降下火砕物を設計条件として設定する。	※補足すべき事項の対象なし	
7	また、降下火砕物に対する防護設計を行うために、施設に作用する荷重として、降下火砕物を温潤状態とした場合における荷重、通常時に作用している荷重、運転時荷重及び火山と同時に発生し得る自然現象による荷重を組み合わせた設計荷重(火山)を設定する。	定義	基本方針 (荷重の設定)	定義	2.1.3 荷重の組合せ及び許容限界	【2.1.3 荷重の組合せ及び許容限界】 ○考慮する荷重について 降下火砕物に対する防護設計を行うために、降下火砕物防護対象施設に作用する荷重として、降下火砕物を温潤状態とした場合における荷重、個々の施設で通常時に作用している荷重、運転時荷重、火山と同時に発生し得る自然現象による荷重を組み合わせた設計荷重(火山)を設定する。	※補足すべき事項の対象なし	
8	火山と同時に発生し得る自然現象による荷重については、火山と同時に発生し得る自然現象が与える影響を踏まえた検討により、風(台風)及び積雪による荷重を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	冒頭宣言	2.1.3 荷重の設定及び荷重の組合せ	【2.1.3 荷重の組合せ及び許容限界】 ○火山と同時に発生し得る自然現象 火山と同時に発生し得る自然現象による荷重については、「V-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する説明書」の「2.2 組合せ」を踏まえ、風(台風)及び積雪による荷重を考慮する。	※補足すべき事項の対象なし	
7	また、降下火砕物に対する防護設計を行うために、施設に作用する荷重として、降下火砕物を温潤状態とした場合における荷重、通常時に作用している荷重、運転時荷重及び火山と同時に発生し得る自然現象による荷重を組み合わせた設計荷重(火山)を設定する。	定義	基本方針	定義	2.1.3 荷重の設定及び荷重の組合せ (1) 荷重の種類	【2.1.3(1) 荷重の種類】 ○通常時に作用している荷重 通常的に生じる荷重である固定荷重及び積載荷重を考慮する。 ○運転時荷重 ダクト等に係る内圧の荷重を考慮する。 ○積雪荷重 「V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する説明書」の「2.2 組合せ」に従って考慮する。ただし、この荷重は短期荷重とする。 ○風荷重 「V-1-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する説明書」の「2.2 組合せ」に従って考慮する。ただし、この荷重は短期荷重とする。	※補足すべき事項の対象なし	
13	なお、降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砕物の除去を適切に行うことから、降下火砕物による荷重を短期に生じる荷重として設定する。	運用要求	施設共通 基本設計方針 (降下火砕物の長期的堆積)	運用要求	2.1.3 荷重の設定及び荷重の組合せ (1) 荷重の種類	【2.1.3(1) 荷重の種類】 ○降下火砕物の堆積による荷重 温潤状態の降下火砕物が堆積した場合の荷重を考慮する。ただし、この荷重は短期荷重とする。	※補足すべき事項の対象なし	
7	また、降下火砕物に対する防護設計を行うために、施設に作用する荷重として、降下火砕物を温潤状態とした場合における荷重、通常時に作用している荷重、運転時荷重及び火山と同時に発生し得る自然現象による荷重を組み合わせた設計荷重(火山)を設定する。	定義	基本方針	定義	2.1.3 荷重の設定及び荷重の組合せ (2) 荷重の組合せ	【2.1.3(2) 荷重の組合せ】 ・降下火砕物の影響を考慮する施設における荷重の組合せとしては、設計に用いる通常時に作用している荷重、降下火砕物の堆積による荷重、運転時荷重、積載荷重及び風荷重を適切に考慮する。 ・積雪荷重及び風荷重の組合せについては、降下火砕物による荷重の継続時間が長く、積雪荷重の継続時間も長いことから、3つの荷重が同時に発生する場合を考慮する。 ・設計に用いる降下火砕物の堆積による荷重、積雪荷重及び風荷重については、対象とする施設の設置場所及びその他の環境条件によって設定する。 ・通常時に作用している荷重、積雪荷重、風荷重及び運転時荷重については、組み合わせることで降下火砕物の堆積による荷重の抗力となる場合には、保守的に組合せないことを基本とする。	※補足すべき事項の対象なし	
9	(3) 降下火砕物に対する防護対策 9. 降下火砕物に対する防護設計においては、降下火砕物の特性による直接的影響として静的負荷、粒子の衝突、閉塞、磨耗、腐食、大気汚染及び絶縁低下並びに間接的影響として外部電源喪失及びアクセス制限を対象として評価し、降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	冒頭宣言	2.1.4 降下火砕物の影響に対する防護対策方針	【2.1.4 降下火砕物の影響に対する防護対策方針】 ・「2.1.1 降下火砕物防護対象施設及び設計方針」にて設定した降下火砕物防護対象施設において、設計荷重(火山)を踏まえた降下火砕物防護設計を実施する。 ・降下火砕物の影響を考慮する施設は、「2.1.2 設計に用いる降下火砕物特性」を踏まえ、降下火砕物による「直接的影響」及び「間接的影響」に対して、安全機能を損なわないことを目的として、適切な防護措置を講じる。 ・降下火砕物の影響を考慮する施設において、考慮する直接的影響因子が異なることから、降下火砕物の影響を考慮する施設ごとに影響因子との組合せを行う。	※補足すべき事項の対象なし	
10	a. 直接的影響に対する防護対策 (a) 構造物への静的負荷 降下火砕物防護対象施設は、設計荷重(火山)に対して構造健全性を維持する燃料加工建屋内に設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (設計方針)	冒頭宣言	2.1.4 降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する防護対策 a. 構造物への静的負荷 (a) 設計方針	【2.1.4(1) a. (a) 設計方針】 ○建屋内の降下火砕物防護対象施設 ・降下火砕物防護対象施設は、設計荷重(火山)に対して、安全機能を損なわないよう、構造健全性を維持する建屋(燃料加工建屋)内に設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし	

基本設計方針の添付書類への展開
(第八条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山))

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
11	降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、設計荷重(火山)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 (降下火砕物防護対象施設を収納する建屋)	基本方針 (設計方針)	V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針	2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1)直接的影響に対する設計方針 a.構造物への静的負荷に対する設計方針 (a) 設計方針	【2.1.4(1)a. (a)設計方針】 ○降下火砕物防護対象施設を収納する建屋 ・降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、設計荷重(火山)に対して、構造強度評価を実施し、主要構造の構造健全性を維持することにより、建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 ※「V-1-1-1-3-3」降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針に基づき、降下火砕物の影響を考慮する施設が構造強度設計上の性能目標を達成するための構造強度の設計方針を「V-1-1-1-3-4-1」火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針に展開する。また、「V-1-1-4」に示す重大事故等対処設備に対する設計方針に基づく強度評価方針についても説明する。	・「V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針」としては補足すべき事項なし ・「V-1-1-1-3-4-2-1 燃料加工建屋の強度計算書」にて、強度計算における屋根の評価方針、許容応力度、評価対象部位及び荷重の考え方を説明する。
12	降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、設計荷重(火山)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。	評価要求	施設共通 基本設計方針 (波及的影響を及ぼし得る施設)	基本方針 (設計方針)	V-1-1-3-2 火山への配慮に関する基本方針	2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1)直接的影響に対する設計方針 a.構造物への静的負荷に対する設計方針 (a) 設計方針	【2.1.4(a. (a)設計方針】 ○降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 ・降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、設計荷重(火山)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。 (「V-1-1-1-3-2」降下火砕物の影響を考慮する施設の選定)を踏まえて、降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の対象がある場合には設計方針書に展開する。)	※補足すべき事項の対象なし
7	また、降下火砕物に対する防護設計を行うために、施設に作用する荷重として、降下火砕物を湿潤状態とした場合における荷重、通常時に作用している荷重、運転時荷重及び火山と同時に発生し得る自然現象による荷重を組み合わせた設計荷重(火山)を設定する。	定義	基本方針	基本方針 (許容限界)	2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1)直接的影響に対する設計方針 a.構造物への静的負荷に対する設計方針 (b)許容限界	【2.1.4(a. (b)許容限界】 ○許容限界の考え方 ・設計荷重(火山)に対する許容限界は、安全上適切と認められる規格、規準等で妥当性が確認されている値を用いて、降下火砕物が堆積する期間を考慮して設定する。 ○構造物への静的負荷の許容限界 ・建屋については、建屋内の降下火砕物防護対象施設に降下火砕物を堆積せない機能を加え、閉じ込め機能及び遮蔽機能を維持できるよう建屋の構成する各部位ごとに応じた許容限界を設定する。 ・降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設については、終局耐力に妥当な安全裕度を有する許容限界を設定する。	※補足すべき事項の対象なし	
14	(b)構造物への粒子の衝突 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋及び降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、構造物への降下火砕物の粒子の衝突の影響により、建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (設計方針)	2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1)直接的影響に対する設計方針 b.構造物への粒子の衝突に対する設計方針	【b. 構造物への粒子の衝突に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は、構造物への降下火砕物の粒子の衝突の影響により、建屋内の降下火砕物防護対象施設の全機能を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし	
15	なお、粒子の衝突の影響は、竜巻の設計飛来物の影響に包絡されるため「3.3.2 (3) a. 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策」に示す基本設計方針に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針		b.構造物への粒子の衝突に対する設計方針	【b. 構造物への粒子の衝突に対する設計方針】 なお、降下火砕物は柔軟な小粒物結晶で、砂よりも硬度が低い特性を持つことから、降下火砕物の粒子の衝撃荷重による影響は、「V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針」に示す竜巻の設計飛来物の影響に包絡される。	※補足すべき事項の対象なし	
16	(c)換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(閉塞) 建屋内の降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物を含む空気による流路の閉塞の影響に対して降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (設計方針)	2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1)直接的影響に対する設計方針 c.閉塞に対する設計方針	【c. 閉塞に対する設計方針】 建屋内の降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物が侵入し難い設計とすることで、降下火砕物を含む空気による流路の閉塞の影響により、安全機能を損なわない設計とする。		
17	降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設置することにより、降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)	基本方針 (設計方針)	2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1)直接的影響に対する設計方針 c.閉塞に対する設計方針	【c. 閉塞に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。 また、燃料加工建屋の外気取入口及び排気口は、降下火砕物の層厚に対して、閉塞により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。		
18	降下火砕物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより、建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)	基本方針 (設計方針)	2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1)直接的影響に対する設計方針 c.閉塞に対する設計方針	【c. 閉塞に対する設計方針】 降下火砕物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより、建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	・「V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針」としては補足すべき事項なし ・「V-1-1-1-3-3 降下火砕物の影響を考慮する施設」にて、燃料加工建屋の外気取入口、フィルタ(換気空調設備)による建屋への侵入防止及びフィルタ(非常用所内電源設備)による建屋への侵入防止、降下火砕物用フィルタの追加設置を説明する。	
19	降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は、外気取入口に防雪フードを設置すること等により、降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)	基本方針 (設計方針)	c.閉塞に対する設計方針	【c. 閉塞に対する設計方針】 降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。 また、燃料加工建屋の外気取入口及び排気口は、降下火砕物の層厚及び積雪層に対して閉塞しない位置に設置することで、降下火砕物事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。		
20	降下火砕物が取り込まれたとしても、非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系統にフィルタを設置し、設備内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)	基本方針 (設計方針)	c.閉塞に対する設計方針	【c. 閉塞に対する設計方針】 降下火砕物が取り込まれたとしても、非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系統にフィルタを設置し、設備内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。		
21	さらに、非常用所内電源設備の非常用発電機は、降下火砕物用フィルタの追加設置等のさらなる降下火砕物対策を実施できるよう設計する。	設置要求	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)			【c. 閉塞に対する設計方針】 さらに、非常用所内電源設備の非常用発電機は、降下火砕物用フィルタを給気系統に追加設置できる設計とする。		
22	降下火砕物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能な構造とすることで、降下火砕物により閉塞しない設計とする。	機能要求①	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)			【c. 閉塞に対する設計方針】 さらに、非常用所内電源設備の非常用発電機は、降下火砕物用フィルタを給気系統に追加設置できる設計とする。		
23	(d)換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(磨耗) 建屋内の降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物による磨耗の影響に対して降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (設計方針)	2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1)直接的影響に対する設計方針 d.磨耗に対する設計方針	【d. 磨耗に対する設計方針】 建屋内の降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物が侵入し難い設計とすることで、降下火砕物による磨耗の影響により、安全機能を損なわない設計とする。		
24	降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)	基本方針 (設計方針)	d.磨耗に対する設計方針	【d. 磨耗に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。		
25	降下火砕物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより、建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)	基本方針 (設計方針)	d.磨耗に対する設計方針	【d. 磨耗に対する設計方針】 降下火砕物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることで、降下火砕物による磨耗の影響により、安全機能を損なわない設計とする。	・「V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針」としては補足すべき事項なし ・「V-1-1-1-3-3 降下火砕物の影響を考慮する施設」にて、燃料加工建屋の外気取入口、フィルタ(換気空調設備)による建屋への侵入防止及びフィルタ(非常用所内電源設備)による建屋への侵入防止、降下火砕物用フィルタの追加設置を説明する。	
26	降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)	基本方針 (設計方針)	d.磨耗に対する設計方針	【d. 磨耗に対する設計方針】 降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。		
27	降下火砕物が取り込まれたとしても、非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系統にフィルタを設置し、設備内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)	基本方針 (設計方針)	d.磨耗に対する設計方針	【d. 磨耗に対する設計方針】 降下火砕物が取り込まれたとしても、非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系統にフィルタを設置し、設備内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。		
28	さらに、非常用所内電源設備の非常用発電機は、降下火砕物用フィルタの追加設置等のさらなる降下火砕物対策を実施できるよう設計する。	設置要求	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)	基本方針 (設計方針)	d.磨耗に対する設計方針	【d. 磨耗に対する設計方針】 さらに、非常用所内電源設備の非常用発電機は、降下火砕物用フィルタを給気系統に追加設置できる設計とする。		
29	降下火砕物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能な構造とすることで、降下火砕物により磨耗しない設計とする。	機能要求①	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)	基本方針 (設計方針)	d.磨耗に対する設計方針	【d. 磨耗に対する設計方針】 降下火砕物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能な構造とすることで、降下火砕物により磨耗しない設計とする。		

基本設計方針の添付書類への展開
(第八条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山))

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項	
30	(e) 構造物、換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響(腐食) イ. 構造物の化学的影響(腐食) 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は、降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (設計方針)	V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針	2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e. 腐食に対する設計方針	【e. 腐食に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は、降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)により、安全機能を損なわない設計とする。 【e. 腐食に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより、周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。		
31	降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより、周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針				【e. 腐食に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外壁塗装及び屋上防水を実施することにより、降下火砕物の化学的腐食による短期的な影響で、安全機能を損なわない設計とする。		
32	降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外壁塗装及び屋上防水を実施することにより、短期での腐食が発生しない設計とすることで、安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 (降下火砕物防護対象施設を収納する建屋)				【e. 腐食に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、塗装若しくは腐食し難い金属の使用又は外壁塗装及び屋上防水により、降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対する設計方針		
33	降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、塗装若しくは腐食し難い金属の使用又は外壁塗装及び屋上防水により、短期での腐食が発生しない設計とすることで、周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。	評価要求	施設共通 基本設計方針 (波及的影響を及ぼし得る施設)				【e. 腐食に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、塗装若しくは腐食し難い金属の使用又は外壁塗装及び屋上防水により、降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対する設計方針 (「V-1-1-3-2 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定」を踏まえて、降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の対象がある場合には設計方針書に展開する。)		
34	また、降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については、堆積した降下火砕物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針 (除灰後の点検及び保守等)				【e. 腐食に対する設計方針】 また、降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については、堆積した降下火砕物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより、短期での腐食が発生しない設計とすることで、安全機能を損なわない設計とする。	・「V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針」としては補足すべき事項なし ・「V-1-1-1-3-3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.4構造物、換気系、電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設」にて、燃料加工建屋の腐食に対する設計、非常用発電機の防食処理、燃料加工建屋の外火取入口、フィルタ(換気空調設備)による建屋への侵入防止及びフィルタ(非常用所内電源設備)による建屋への侵入防止を説明する。	
35	ロ. 換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響(腐食) 建屋内の降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることで、安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針				【e. 腐食に対する設計方針】 建屋内の降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることで、安全機能を損なわない設計とする。		
36	降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外火取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)				【e. 腐食に対する設計方針】 降下火砕物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。		
37	降下火砕物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)				【e. 腐食に対する設計方針】 降下火砕物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。		
38	降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は、塗装又は腐食し難い金属を用いることにより短期での腐食が発生しない設計とすることで、安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)				【e. 腐食に対する設計方針】 降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は、塗装又は腐食し難い金属を用いること又は塗装することでより短期での腐食が発生しない設計とすることで、安全機能を損なわない設計とする。		
39	また、降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については、堆積した降下火砕物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針 (除灰後の点検及び保守等)				【e. 腐食に対する設計方針】 また、降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については、堆積した降下火砕物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。		
40	(f) 敷地周辺の大気汚染 敷地周辺の大気汚染に対して、以下を保安規定に定めて、管理する。 ・全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずる ・給気系統上の手動ダンバを閉止する ・中央監視室、制御第1室及び制御第4室でMOX燃料加工施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保する	運用要求	施設共通 基本設計方針 (大気汚染)				2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 f. 敷地周辺の大気汚染	【e. 敷地周辺の大気汚染に対する設計方針】 敷地周辺の大気汚染に対して、以下を保安規定に定めて、管理する。 ・全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずる ・給気系統上の手動ダンバを閉止する ・中央監視室、制御第1室及び制御第4室でMOX燃料加工施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保する	※補足すべき事項の対象なし
41	(g) 電気系及び計装制御系の絶縁低下 外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物による絶縁低下の影響により、安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針				2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 g. 絶縁低下に対する設計方針	【e. 絶縁低下に対する設計方針】 外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物による絶縁低下の影響により、安全機能を損なわない設計とする。	
42	降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外火取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)				【e. 絶縁低下に対する設計方針】 降下火砕物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより、外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設である焼結設備等の制御盤等の機器を損なわない設計とする。	・「V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針」としては補足すべき事項なし ・「V-1-1-1-3-3 降下火砕物の影響を考慮する施設」にて、燃料加工建屋の外火取入口、フィルタ(換気空調設備)による建屋への侵入防止を説明する。	
43	降下火砕物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより、外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設である焼結設備等の安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)				【e. 絶縁低下に対する設計方針】 降下火砕物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより、外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設である焼結設備等の制御盤等の機器を損なわない設計とする。		
44	b. 間接的影響に対する防護対策 降下火砕物による間接的影響である7日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、MOX燃料加工施設の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できるよう、非常用発電機の燃料を貯蔵する設備及び移送する設備を降下火砕物の影響を受けないよう設置することにより安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)				2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (2) 間接的影響に対する設計方針	【e. 間接的影響に対する設計方針】 降下火砕物による間接的影響である7日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、MOX燃料加工施設の安全性を維持するため必要となる電源の供給が継続できるよう、非常用発電機の燃料を貯蔵する設備及び移送する設備を降下火砕物の影響を受けないよう設置することにより安全機能を損なわない設計とする。	・「V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針」としては補足すべき事項なし ・「V-1-1-1-3-3 降下火砕物の影響を考慮する施設」にて、間接的影響を説明する。
45	また、火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設へ7日間の電力を供給する措置を講ずることを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針 (外部電源喪失)				【e. 間接的影響に対する設計方針】 また、火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設へ7日間の電力を供給する措置を講ずることを保安規定に定めて、管理する。		

基本設計方針の添付書類への展開
(第八条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山))

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
46	c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置 火山に関する設計条件等に係る新知見の収集及び火山に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (運用上の措置)	V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針	2.1.4 降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置】 火山に関する設計条件等に係る新知見の収集及び火山に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。	※補足すべき事項の対象なし
47	定期的に新知見の確認を行い、新知見を得られた場合に評価すること ・火山活動のモニタリングを行い、評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認すること	運用要求	施設共通 基本設計方針 (新知見の確認及びモニタリング)	施設共通 基本設計方針 (降下火砕物の長期的堆積)	2.1.4(3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置 ・定期的に新知見の確認を行い、新知見を得られた場合に評価すること ・火山活動のモニタリングを行い、評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認すること	【2.1.4(3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・定期的に新知見の確認を行い、新知見を得られた場合に評価すること ・火山活動のモニタリングを行い、評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認すること	※補足すべき事項の対象なし	
48	・降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砕物の除去を適切に行うこと	運用要求	施設共通 基本設計方針 (降下火砕物の長期的堆積)	2.1.4(3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置 ・降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砕物の除去を適切に行うこと	※補足すべき事項の対象なし			
49	・降灰時には、降下火砕物による閉塞及び磨耗を防止するために、換気設備の停止又はフィルタの交換若しくは清掃を行うこと ・降灰時には、非常用所内電源設備の非常用発電機に対するフィルタの追加設置等を行うこと	運用要求	施設共通 基本設計方針 (フィルタの交換、清掃及び追加設置)	2.1.4(3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置 ・降灰時には、降下火砕物による閉塞及び磨耗を防止するために、換気設備の停止又はフィルタの交換若しくは清掃を行うこと ・降灰時には、非常用所内電源設備の非常用発電機に対するフィルタの追加設置等を行うこと	※補足すべき事項の対象なし			
50	・堆積した降下火砕物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うこと	運用要求	施設共通 基本設計方針 (降灰後の点検及び保守等)	2.1.4(3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置 ・堆積した降下火砕物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うこと	※補足すべき事項の対象なし			
51	・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずること ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、給気系統上の手動ダンバを閉止すること ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、中央監視室、制御第1室及び制御第4室でMOX燃料加工施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保すること	運用要求	施設共通 基本設計方針 (大気汚染)	2.1.4(3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置 ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずること ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、給気系統上の手動ダンバを閉止すること ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、中央監視室、制御第1室及び制御第4室でMOX燃料加工施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保すること	※補足すべき事項の対象なし			
52	・外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象による影響を防止するため、火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設へ7日間の電力を供給する措置を講ずること	運用要求	施設共通 基本設計方針 (外部電源喪失)	2.1.4(3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置 ・外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象による影響を防止するため、火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設へ7日間の電力を供給する措置を講ずること	※補足すべき事項の対象なし			
—	—	—	—	2.2 準拠規格	2.2 準拠規格 準拠する規格、基準等を示す。	※補足すべき事項の対象なし		

基本設計方針の添付書類への展開
(第八条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山))

MOX目次							MOX添付書類構成案	記載概要	申請回次							補足説明資料	
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降		第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要	
V-1-1-1-3	火山への配慮に関する説明書																
V-1-1-1-3-1	火山への配慮に関する基本方針																
1.							概要	【1. 概要】 ・本添付書類の概要について記載する。	○	【1. 概要】 ・本添付書類の概要について記載する。	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	—
2.							火山防護に関する基本方針	【2.1 基本方針】 安全機能を有する施設は、想定される火山事象により、降下火砕物が発生した場合においても、安全機能を損なわないことを目的とし、技術基準規則に適合するように設計する。	○	安全機能を有する施設は、想定される火山事象により、降下火砕物が発生した場合においても、安全機能を損なわないことを目的とし、技術基準規則に適合するように設計する。	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	—
2.1							基本方針	【2.1.1 降下火砕物防護対象施設及び設計方針】 ・安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を抽出し、降下火砕物の影響に対し、機械的強度を有すること等により、安全機能を損なわない設計とすることを示す。 ・降下火砕物防護対象施設の分類を示す。降下火砕物防護対象施設等以外の安全機能を有する施設についての機能を確保する防護の方針を示す。	○	・安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を抽出し、降下火砕物の影響に対し、機械的強度を有すること等により、安全機能を損なわない設計とすることを示す。 ・降下火砕物防護対象施設等以外の安全機能を有する施設についての機能を確保する防護の方針を示す。	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	—
2.1.1							降下火砕物防護対象施設及び設計方針	【2.1.2 設計に用いる降下火砕物特性】 降下火砕物の設計条件については、事業許可(変更許可)を受けた層厚55cm、密度1.3g/cm ³ (湿潤状態)として設定する。	○	降下火砕物の設計条件については、事業許可(変更許可)を受けた層厚55cm、密度1.3g/cm ³ (湿潤状態)として設定する。	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	—
2.1.2							設計に用いる降下火砕物特性	【2.1.3 荷重の設定及び荷重の組合せ】 ・降下火砕物に対する防護設計を行うために、降下火砕物防護対象施設に作用する荷重として、降下火砕物を湿潤状態とした場合における荷重、個々の施設に通常時に作用している荷重、運転時荷重及び火山と同時に発生し得る自然現象による荷重を組み合わせた設計荷重(火山)を設定する。 ・機能設計上の性能目標を満足する許容限界を設定することを示す。	○	・降下火砕物に対する防護設計を行うために、降下火砕物防護対象施設に作用する荷重として、降下火砕物を湿潤状態とした場合における荷重、個々の施設に通常時に作用している荷重、運転時荷重及び火山と同時に発生し得る自然現象による荷重を組み合わせた設計荷重(火山)を設定する。	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	—
2.1.3							荷重の組合せ及び許容限界	【2.1.3(1) 荷重の種類】 ・降下火砕物防護対象施設に作用する荷重(通常時に作用している荷重、降下火砕物の堆積による荷重、運転時荷重、積雪荷重、風荷重)を示す。	○	・降下火砕物防護対象施設に作用する荷重(通常時に作用している荷重、降下火砕物の堆積による荷重、運転時荷重、積雪荷重、風荷重)を示す。	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	—
(1)							荷重の種類	【2.1.3(2) 荷重の組合せ】 ・降下火砕物防護対象施設に作用する荷重の組合せを示す。	○	・降下火砕物防護対象施設に作用する荷重の組合せを示す。	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	—
(2)							荷重の組合せ	【2.1.4(1) 降下火砕物の影響に対する防護対策方針】 直接的影響に対する設計方針	○	・静的負荷に対する降下火砕物防護対象施設等の基本的な設計方針を記載する。	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	—
2.1.4							降下火砕物の影響に対する防護対策方針	【2.1.4(1)a. 構造物への静的負荷に対する設計方針】 構造物への静的負荷に対する設計方針	○	・静的負荷に対する降下火砕物防護対象施設等の基本的な設計方針を記載する。	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	—
(1)							構造物への静的負荷に対する設計方針	【2.1.4(1)b. 設計方針】 設計方針	○	・設計荷重(火山)に対する許容限界の設定の方針を記載する。	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	—
a.							許容限界	【2.1.4(1)c. 構造物への粒子の衝突に対する設計方針】 構造物への粒子の衝突に対する設計方針	○	・設計荷重(火山)に対する許容限界の設定の方針を記載する。	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	—
(a)							構造物への粒子の衝突に対する設計方針	【2.1.4(1)d. 閉塞に対する設計方針】 閉塞に対する設計方針	○	・粒子の衝突、閉塞、磨耗、腐食、中央監視室等の大気汚染、絶縁低下、間接的影響に対する降下火砕物防護対象施設等の基本的な設計方針を記載する。	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	—
b.							磨耗に対する設計方針	【2.1.4(1)e. 磨耗に対する設計方針】 磨耗に対する設計方針	○	・粒子の衝突、閉塞、磨耗、腐食、中央監視室等の大気汚染、絶縁低下、間接的影響に対する降下火砕物防護対象施設等の基本的な設計方針を記載する。	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	—
c.							腐食に対する設計方針	【2.1.4(1)f. 腐食に対する設計方針】 腐食に対する設計方針	○	・粒子の衝突、閉塞、磨耗、腐食、中央監視室等の大気汚染、絶縁低下、間接的影響に対する降下火砕物防護対象施設等の基本的な設計方針を記載する。	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	—
d.							敷地周辺の大気汚染	【2.1.4(1)g. 絶縁低下に対する設計方針】 絶縁低下に対する設計方針	○	・粒子の衝突、閉塞、磨耗、腐食、中央監視室等の大気汚染、絶縁低下、間接的影響に対する降下火砕物防護対象施設等の基本的な設計方針を記載する。	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	—
e.							間接的影響に対する設計方針	【2.1.4(2)間接的影響に対する設計方針】 間接的影響に対する設計方針	○	・降下火砕物による間接的影響に対する火山防護設計を記載する。 ・間接的影響に対する基本的な設計方針を記載する。	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	—
f.							必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置】 必要な機能を損なわないための運用上の措置	○	・火山に関する設計条件等に係る新知見の収集及び火山に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置を記載する。	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	—
2.2							準拠規格	【2.2 準拠規格】 準拠する規格、基準等を示す。	○	・準拠する規格、基準等を示す。	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	—

基本設計方針の添付書類への展開
(第八条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山))

MOX目次							MOX添付書類構成案	記載概要	申請回次							補足説明資料		
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降		第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要		
V-1-1-1-3-2	降下火砕物の影響を考慮する施設の選定																	
1.							概要											
2.							降下火砕物の影響を考慮する施設の選定											
2.1							降下火砕物の影響を考慮する施設の選定の基本方針	【2.1 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定の基本方針】 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋、外気を取り込む空調系統、降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設、外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設、降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設及び間接的影響を考慮する施設を降下火砕物の影響を考慮する施設として選定することを示す。	○	降下火砕物防護対象施設を収納する建屋、外気を取り込む空調系統、降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設、外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設、降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設及び間接的影響を考慮する施設を降下火砕物の影響を考慮する施設として選定することを示す。	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	—	
2.2							降下火砕物の影響を考慮する施設の選定	【2.2.1(1) 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋】 ・降下火砕物防護対象施設を収納する建屋の選定結果を示す。	○	・降下火砕物防護対象施設を収納する建屋の選定結果を示す。	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし		
	(1)						降下火砕物防護対象施設を収納する建屋	【2.2.1(4) 外気を取り込む空調系統】 外気を取り込む空調系統の選定結果を示す。	○	外気を取り込む空調系統の選定結果を示す。	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし		
	(2)						外気を取り込む空調系統	【2.2.1(3) 降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設】 降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設の選定結果を示す。	○	降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設の選定結果を示す。	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし		
	(3)						降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設	【2.2.1(3) 降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設】 降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設の選定結果を示す。	○	降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設の選定結果を示す。	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし		
	(4)						外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設	【2.2.1(3) 外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設】 外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設の選定結果を示す。	○	外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設の選定結果を示す。	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし		
	(5)						降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設	【2.2.1(5) 降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設】 ・降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の選定結果を示す。 ・エネルギー管理建屋、ウラン・ブルトニウム混合酸化物貯蔵建屋及び窒素ガス発生装置等は、当該高さが降下火砕物防護対象施設等までの水平距離よりも小さいことから、降下火砕物防護対象施設等に対して、倒壊、転倒又は破損により波及的影響を及ぼし得る施設にならない。 ・気体廃棄物の廃棄設備の排気筒は、降下火砕物が堆積しにくい形状であるため、降下火砕物が堆積したとしても倒壊しないことから、降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を与えることは想定されない。	○	・降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の選定結果を示す。 ・エネルギー管理建屋、ウラン・ブルトニウム混合酸化物貯蔵建屋及び窒素ガス発生装置等は、当該高さが降下火砕物防護対象施設等までの水平距離よりも小さいことから、降下火砕物防護対象施設等に対して、倒壊、転倒又は破損により波及的影響を及ぼし得る施設にならない。 ・気体廃棄物の廃棄設備の排気筒は、降下火砕物が堆積しにくい形状であるため、降下火砕物が堆積したとしても倒壊しないことから、降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を与えることは想定されない。	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	・[補足外火山01]降下火砕物の影響を考慮する施設の選定	
	(6)						間接的影響を考慮する施設	【2.2.1(6) 間接的影響を考慮する施設】 ・想定する降下火砕物より、MOX燃料加工施設の安全性に間接的に影響を与える可能性がある施設の選定結果を示す。	○	間接的影響を踏まえて降下火砕物の影響を考慮する施設を選定した結果を示す。	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし		

基本設計方針の添付書類への展開
(第八条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山))

MOX目次							MOX添付書類構成案	記載概要	申請回次							補足説明資料	
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降		第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要	
V-1-1-1-3-3	降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針																
1.							概要	【2. 設計の基本方針】 ・降下火砕物防護対象施設がその安全機能を損なわないよう、降下火砕物の影響を考慮する施設の設計を行うことを示す。	○	・降下火砕物防護対象施設がその安全機能を損なわないよう、降下火砕物の影響を考慮する施設の設計を行うことを示す。	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	
2.							設計の基本方針										
3.							施設分類										
3.1							降下火砕物の影響を考慮する施設と影響因子との関連	・直接的影響因子から想定される施設への影響を及ぼし得る影響因子として、構造物への静的負荷、構造物への粒子の衝突、閉塞、磨耗、腐食、敷地周辺の大気汚染、絶縁低下を抽出し、それらに対して影響を考慮する施設を抽出する。 ・構造物への粒子の衝突による影響については、「竜巻の設計飛来物の影響に包絡され、「竜巻防護に関する施設の設計方針」において示す。 ・水質汚染については、MOX燃料加工施設に対象設備がないため考慮する施設はない。	○	・直接的影響因子から想定される施設への影響を及ぼし得る影響因子として、構造物への静的負荷、構造物への粒子の衝突、閉塞、磨耗、腐食、敷地周辺の大気汚染、絶縁低下を抽出し、それらに対して影響を考慮する施設を抽出する。 ・構造物への粒子の衝突による影響については、「竜巻の設計飛来物の影響に包絡され、「竜巻防護に関する施設の設計方針」において示す。 ・水質汚染については、MOX燃料加工施設に対象設備がないため考慮する施設はない。	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	
				(1)			構造物への静的負荷									— (運用に関する方針であるため、保安規定にて示す。)	
				(2)			構造物への粒子の衝突										
				(3)			閉塞										
				(4)			磨耗										
				(5)			腐食										
				(6)			敷地周辺の大気汚染										
				(7)			絶縁低下										
3.2							影響因子を考慮した施設分類	降下火砕物により直接的影響を考慮する施設及び間接的影響を考慮する施設を示す。									
				(1)			構造物への静的負荷を考慮する施設	【3.2(1) 構造物への静的負荷を考慮する施設】 ・構造物への静的負荷を考慮する施設を示す。									
				(2)			換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設	【3.2(2) 換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設】 ・換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設を示す。									
				(3)			換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	【3.2(3) 換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ・換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設を示す。									
				(4)			構造物、換気系、電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設	【3.2(4) 換気系、電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設】 ・換気系、電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設を示す。									
				(5)			敷地周辺の大気汚染を考慮する施設	【3.2(5) 敷地周辺の大気汚染を考慮する施設】 ・敷地周辺の大気汚染を考慮する施設を示す。 ・全行程停止及びGB排風機以外の送排風機を停止するとともに、資機材を確保することを保安器手に定めて、管理することから対象設備がないことを示す。									
				(6)			電気系及び計測制御系の絶縁低下を考慮する施設	【3.2(6) 電気系及び計測制御系の絶縁低下を考慮する施設】 ・電気系及び計測制御系の絶縁低下を考慮する施設を示す。									
				(7)			間接的影響を考慮する施設	【3.2(7) 間接的影響を考慮する施設】 ・間接的影響を考慮する施設を示す。									
4.							要求機能及び性能目標										
4.1							構造物への静的負荷を考慮する施設										
				(1)			施設										
				a.			建物・構築物	【4.1 構造物への静的負荷を考慮する施設】 ・構造物への静的負荷を考慮する施設に該当する施設を示す。	○	構造物への静的負荷を考慮する施設に該当する施設を示す。	—	対象となる設備無しのため、記載事項無し	—	対象となる設備無しのため、記載事項無し	—	対象となる設備無しのため、記載事項無し	
				(2)			要求機能	【4.1 構造物への静的負荷を考慮する施設】 ・構造物への静的負荷を考慮する施設に該当する施設の要求機能を示す。	○	構造物への静的負荷を考慮する施設に該当する施設の要求機能を示す。	—	対象となる設備無しのため、記載事項無し	—	対象となる設備無しのため、記載事項無し	—	対象となる設備無しのため、記載事項無し	
				a.			建物・構築物	【4.1 構造物への静的負荷を考慮する施設】 ・構造物への静的負荷を考慮する施設に該当する施設の性能目標を示す。	○	構造物への静的負荷を考慮する施設に該当する施設を示す。	—	対象となる設備無しのため、記載事項無し	—	対象となる設備無しのため、記載事項無し	—	対象となる設備無しのため、記載事項無し	
				(3)			性能目標										
				a.			建物・構築物										

基本設計方針の添付書類への展開
(第八条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山))

MOX目次							MOX添付書類構成案	記載概要	申請回次							補足説明資料	
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降		第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要	
4.2								換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設									
		(1)						施設	【4.2 換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設】 ・換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設に該当する施設を示す。	○	降下火砕物防護対象施設を収納する建屋に該当する施設を示す。	○	外気を取り込む空調系統に該当する施設を示す。	○	降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設に該当する施設を示す。	—	対象となる設備無しのため、記載事項無し
		(2)						要求機能	【4.2 換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設】 ・換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設に該当する施設の要求機能を示す。	○	換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設に該当する施設の要求機能を示す。	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項無し
		(3)						性能目標	【4.2 換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設】 ・換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設に該当する施設の性能目標を示す。	○	降下火砕物防護対象施設を収納する建屋に該当する施設の性能目標を示す。	○	外気を取り込む空調系統に該当する施設の性能目標を示す。	○	降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設に該当する施設の性能目標を示す。	—	対象となる設備無しのため、記載事項無し
4.3								換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設									
		(1)						施設	【4.3 換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ・換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設に該当する施設を示す。	○	降下火砕物防護対象施設を収納する建屋に該当する施設を示す。	○	外気を取り込む空調系統に該当する施設を示す。	○	降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設に該当する施設を示す。	—	対象となる設備無しのため、記載事項無し
		(2)						要求機能	【4.3 換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ・換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設に該当する施設を示す。	○	換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設に該当する施設の要求機能を示す。	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項無し
		(3)						性能目標	【4.3 換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ・換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設に該当する施設を示す。	○	降下火砕物防護対象施設を収納する建屋に該当する施設の性能目標を示す。	○	外気を取り込む空調系統に該当する施設の性能目標を示す。	○	降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設に該当する施設の性能目標を示す。	—	対象となる設備無しのため、記載事項無し

基本設計方針の添付書類への展開
(第八条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山))

MOX目次						記載概要	申請回次						補足説明資料		
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降	第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要
4.4															
		(1)													
		(2)													
		(3)													
4.5															
		(1)													
		(2)													
		(3)													
4.6															
		(1)													
		(2)													
		(3)													

基本設計方針の添付書類への展開
(第八条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山))

MOX目次							MOX添付書類構成案	記載概要	申請回次							補足説明資料				
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	イ.	(イ)以降			第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要				
V-1-1-1-3-4 火山への配慮が必要な施設の強度に関する説明書																				
V-1-1-1-3-4-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針																				
1.							概要	【1. 概要】 降下火砕物の影響を考慮する施設が、降下火砕物に対して構造健全性を維持することを確認するための強度評価方針について説明するものである。 また、「V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に示す重大事故等対処設備に対する設計方針に基づく強度評価方針についても説明する。	○	【1. 概要】 降下火砕物の影響を考慮する施設が、降下火砕物に対して構造健全性を維持することを確認するための強度評価方針について説明するものである。 また、「V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に示す重大事故等対処設備に対する設計方針に基づく強度評価方針についても説明する。	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし				
2.							強度評価の基本方針	【2. 強度評価の基本方針】 強度評価は、「2.1 強度評価の対象施設」、「4. 荷重の組合せ及び許容限界」、「4.2 許容限界」、「5. 強度評価方法」、「6. 準拠規格」で示す適用規格を用いて確認する。	○	【2. 強度評価の基本方針】 強度評価は、「2.1 強度評価の対象施設」、「4. 荷重の組合せ及び許容限界」、「4.2 許容限界」、「5. 強度評価方法」、「6. 準拠規格」で示す適用規格を用いて確認する。	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし	△	第1回すべて説明されるため追加事項なし				
2.1							強度評価の対象施設	【2.1 強度評価の対象施設】 ・降下火砕物の影響を考慮する施設を降下火砕物防護対象施設とする。 ・「V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に示した設計方針に基づき重大事故等対処設備を強度評価対象施設とする。	○	燃料加工建屋を降下火砕物防護対象施設とする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項無し	—	対象となる設備無しのため、記載事項無し	○	緊急時対策建屋、第1保管庫・第2保管庫、第1貯水所・第2貯水所及び屋外の重大事故等対処設備を評価対象施設とする。				
2.2							評価方針	【2.2 評価方針】 評価方針及び評価対象施設の分類を示す。	○	評価方針及び建物・構築物の分類を示す。	—	対象となる設備無しのため、記載事項無し	—	対象となる設備無しのため、記載事項無し	○	機器の分類を示す。				
3.							構造強度設計													
3.1							構造強度の設計方針	【3.1 構造強度の設計方針】 構造設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を踏まえ、構造強度の設計方針を施設の分類ごとに示す。	○	燃料加工建屋の構造強度の設計方針を示す。	—	対象となる設備無しのため、記載事項無し	—	対象となる設備無しのため、記載事項無し	○	緊急時対策建屋、第1保管庫・第2保管庫、第1貯水所・第2貯水所及び屋外の重大事故等対処設備の構造強度の設計方針を示す。				
3.2							機能維持の方針	【3.2 機能維持の方針】 ・評価の分類ごとに、対象施設の構造を示す。 ・評価の分類ごとに具体的な評価方針を示す。	○	燃料加工建屋の機能維持の方針を示す。	—	対象となる設備無しのため、記載事項無し	—	対象となる設備無しのため、記載事項無し	○	緊急時対策建屋、第1保管庫・第2保管庫、第1貯水所・第2貯水所及び屋外の重大事故等対処設備の機能維持の方針を示す。				
4.							荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界													
4.1							荷重及び荷重の組合せ	【4.1 荷重及び荷重の組合せ】 ・強度評価にて考慮する荷重の種類ごとに、特性値から荷重を算出する。 ・組み合わせる荷重を設定する。	○	燃料加工建屋に作用する荷重を示す。	—	対象となる設備無しのため、記載事項無し	—	対象となる設備無しのため、記載事項無し	○	緊急時対策建屋、第1保管庫・第2保管庫、第1貯水所・第2貯水所及び屋外の重大事故等対処設備に作用する荷重を示す。				
4.2							許容限界	【4.2 許容限界】 対象施設の評価部位における許容限界の設定方法について示す。	○	燃料加工建屋の許容限界の設定方法について示す。	—	対象となる設備無しのため、記載事項無し	—	対象となる設備無しのため、記載事項無し	○	緊急時対策建屋、第1保管庫・第2保管庫、第1貯水所・第2貯水所及び屋外の重大事故等対処設備の許容限界の設定方法を示す。				
5.							強度評価方法	【5. 強度評価方法】 ・評価項目ごとに、評価条件及び強度評価方法を示す。 ・強度評価方法については、評価に用いる評価式や解析モデルを示す。	○	燃料加工建屋の強度評価方法を示す。	—	対象となる設備無しのため、記載事項無し	—	対象となる設備無しのため、記載事項無し	○	緊急時対策建屋、第1保管庫・第2保管庫、第1貯水所・第2貯水所及び屋外の重大事故等対処設備の強度評価方法を示す。				
6.							準拠規格	【6. 準拠規格】 準拠する規格、基準等を示す。	○	燃料加工建屋の準拠規格を示す。	—	対象となる設備無しのため、記載事項無し	—	対象となる設備無しのため、記載事項無し	○	緊急時対策建屋、第1保管庫・第2保管庫、第1貯水所・第2貯水所及び屋外の重大事故等対処設備の準拠規格を示す。				
V-1-1-1-3-4-2 火山への配慮が必要な施設の強度計算書																				
V-1-1-1-3-4-2-1 燃料加工建屋の強度計算書							燃料加工建屋に対する強度評価結果を示す。		○	燃料加工建屋に対する強度評価結果である屋根の応力計算及び耐震壁の応答計算の結果を示す。	—	対象となる設備無しのため、記載事項無し	—	対象となる設備無しのため、記載事項無し	—	対象となる設備無しのため、記載事項無し	[補足外火山10]構造強度評価において設定する条件等について			
V-1-1-1-3-4-2-2 緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所の強度計算書							・重大事故等対処設備を収納する建屋の強度評価結果を示す。なお、重大事故等対処設備を収納する建屋のうち、燃料加工建屋の評価結果については、V-1-1-1-3-4-2-1で示す。		—	対象となる設備無しのため、記載事項無し	—	対象となる設備無しのため、記載事項無し	—	対象となる設備無しのため、記載事項無し	○	緊急時対策建屋、第1保管庫・第2保管庫、第1貯水所・第2貯水所及び屋外の重大事故等対処設備に対する強度評価結果を示す。	—			

凡例

- ・「申請回次」について
- ：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
- △：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
- ：当該申請回次で記載しない項目

令和4年7月8日 R 4

別紙 4

添付書類の発電炉との比較

【凡例】

下線 :

- ・プラントの違いによらない記載内容の差異
- ・章立ての違いによる記載位置の違いによる差異

二重下線 :

- ・プラント固有の事項による記載内容の差異
- ・後次回の申請範囲に伴う差異

別紙4リスト

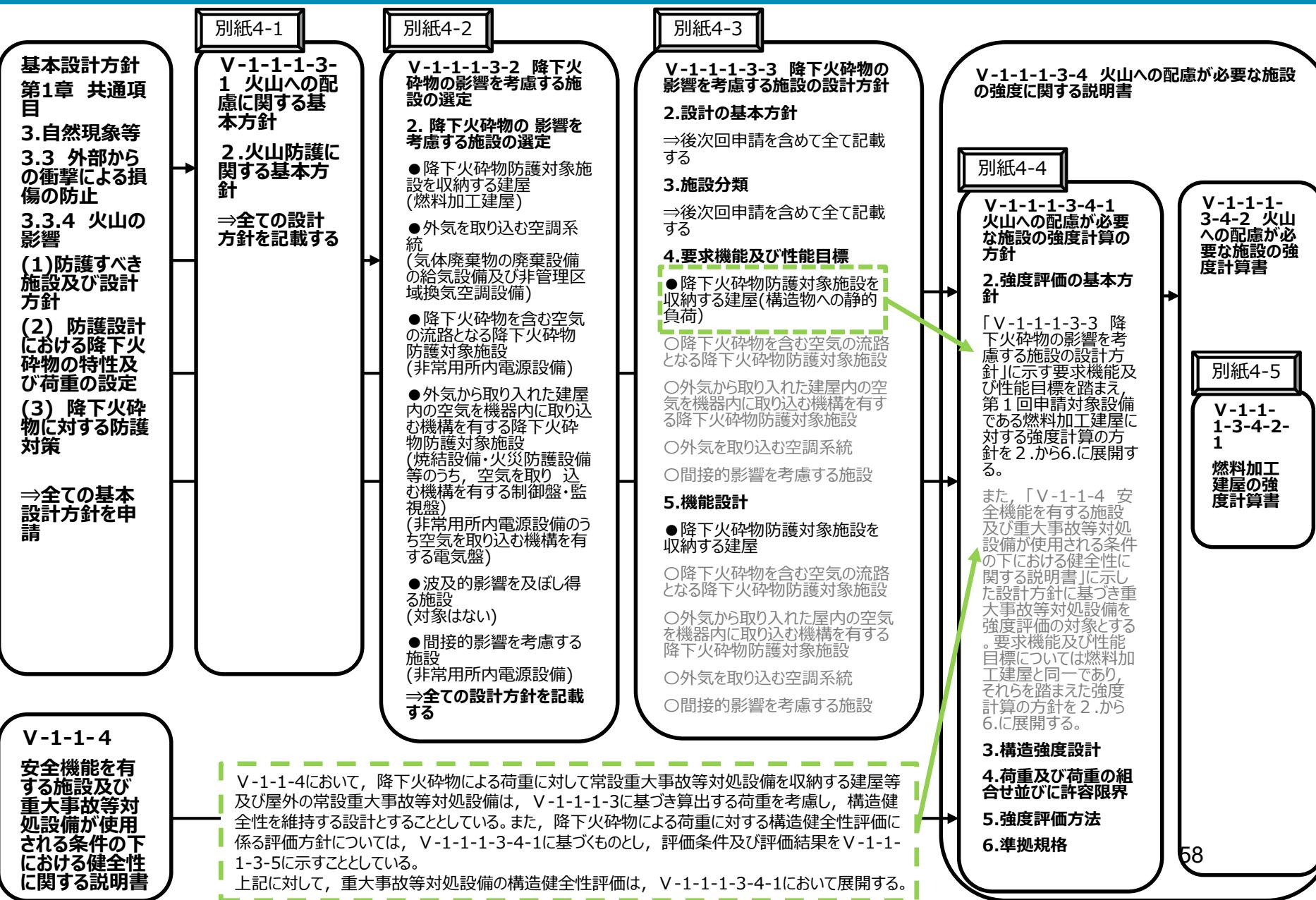
令和4年7月8日 R4

資料No.	名称	別紙		備考
		提出日	Rev	
別紙4-1	火山への配慮に関する基本方針	7/8	4	
別紙4-2	降下火碎物の影響を考慮する施設の選定	7/8	4	
別紙4-3	降下火碎物の影響を考慮する施設の設計方針	7/8	4	
別紙4-4	火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針	7/8	4	
別紙4-5	燃料加工建屋の強度計算書	7/8	4	

黒字は、第1回設工認申請で示す範囲、灰色字は基本設計方針と同様の設計方針は示すが詳細は後次回以降の申請で示す範囲とする。

各添付書類の「1.概要」については、提出回次以降全て記載するため、下図には記載していない。

また、強度計算書については各申請回次ごとに申請対象設備を記載するため、添付書類のタイトルのみとする。



令和4年7月8日 R 4

別紙4－1

火山への配慮に関する基本方針

【凡例】

下線：

- ・プラントの違いによらない記載内容の差異
- ・章立ての違いによる記載位置の違いによる差異

二重下線：

- ・プラント固有の事項による記載内容の差異
- ・後次回の申請範囲に伴う差異

破線下線：

- ・基本設計方針での後次回申請による差異

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較（1 / 21）
【V-1-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針】

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類V-1-1-1-1-3-1	添付書類V-1-1-2-4-1	
－	<p>V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針</p> <p>1. 概要</p> <p>本資料は、MOX 燃料加工施設の火山に対する防護設計が「加工施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。)第八条に適合することを説明するものである。</p>	<p>V-1-1-2-4-1 火山への配慮に関する基本方針</p> <p>1. 概要</p> <p>本資料は、発電用原子炉施設の火山防護設計が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。)第7条及びその「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」(以下「解釈」という。)に適合することを説明し、技術基準規則第54条及びその解釈に規定される「重大事故等対処設備」を踏まえた重大事故等対処設備への配慮についても説明するものである。</p>	<p>MOX 燃料加工施設は、重大事故等対処設備の環境条件等を考慮した対策について「V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて示すこととしているため。</p>
3.3.4 火山の影響 (1) 防護すべき施設及び設計方針 安全機能を有する施設は、MOX 燃料加工施設の運用期間中において MOX 燃料加工施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として、事業変更許可を受けた降下火砕物の特性を考慮し、降下火砕物の影響を受ける場合においても、その安全機能を損なわない設計とする。	<p>2. 火山防護に関する基本方針</p> <p>2.1 基本方針</p> <p>安全機能を有する施設は、想定される火山事象により、降下火砕物が発生した場合においても、安全機能を損なわないことを目的とし、技術基準規則に適合するように設計する。</p> <p>想定される火山事象は、MOX 燃料加工施設の運用期間中において MOX 燃料加工施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として、事業変更許可を受けた「降下火砕物」であり、降下火砕物の影響を受ける場合においても、その安全機能を有する施設が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、「V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書」の「4.1 (5) 積</p>	<p>2. 火山防護に関する基本方針</p> <p>2.1 基本方針</p> <p>発電用原子炉施設の火山防護設計は、<u>設計基準対象施設</u>については想定される火山事象によりその安全性を損なうおそれがないこと、<u>重大事故等対処設備</u>については想定される火山事象により<u>重大事故等</u>に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的とし、技術基準規則に適合するように設計する。</p> <p>想定される火山事象は、発電所の運用期間中ににおいて発電所の安全機能に影響を及ぼし得るとして設置(変更)許可を受けた「降下火砕物」であり、<u>直接的影響</u>及び<u>間接的影響</u>について考慮する。</p> <p>添付書類「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方</p>	<p>施設名称等の差異であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当社において、重大事故等対処設備は「V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて示すこととしているため。 直接的影響及び間接的影響については、(8/20)に示す。</p>

【V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針】

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 V-1-1-1-3-1	添付書類 V-1-1-2-4-1	
	雪」の設計に従って、火山事象と同様に施設に堆積する積雪の影響について確認する。確認結果については、本資料に示す。	針」の「3.1.1(6) 積雪」で設定している設計に従って、火山事象と同様に施設に堆積する積雪の影響について確認する。確認結果については、本資料に示す。	
降下火碎物から防護する施設(以下「降下火碎物防護対象施設」という。)としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を対象とする。	<p>2.1.1 降下火碎物防護対象施設及び設計方針</p> <p><u>降下火碎物から防護する施設(以下「降下火碎物防護対象施設」という。)としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を対象とする。</u></p> <p>降下火碎物防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「降下火碎物防護対象施設等」という。)は、降下火碎物の影響に対し、機械的強度を有すること等により、降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>2.1.1 降下火碎物より防護すべき施設</p> <p><u>添付書類「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」の「2.3 外部からの衝撃より防護すべき施設」に示す外部からの衝撃より防護すべき施設を踏まえて、降下火碎物より防護すべき施設は、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備とする。</u></p>	<p>事業変更許可の記載に合わせて降下火碎物防護対象施設を定義したものであり、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>MOX 燃料加工施設において、重大事故等対処設備は「V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて示すこととしているため。</p> <p>基本設計方針の記載を受け、展開した。</p> <p>「機械的強度を有すること等」の指す内容は降下火碎物による直接的影響及び間接的影響に対する防護対策を指すが、「2.1.4 降下火碎物の影響に対する防護対策方針」で明確化することから、「等」はそのままとした。</p>

【V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針】

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類V-1-1-1-3-1	添付書類V-1-1-2-4-1	
	<p><u>降下火碎物防護対象施設は、以下のように分類できる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建屋内の<u>降下火碎物防護対象施設</u> ・<u>降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設</u> ・外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する<u>降下火碎物防護対象施設</u> ・屋外の<u>降下火碎物防護対象施設</u> <p>なお、MOX 燃料加工施設においては、<u>屋外の降下火碎物防護対象施設に該当する施設はない。</u></p> <p><u>また、降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。)の影響を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>降下火碎物防護対象施設等以外の安全機能を有する施設については、降下火碎物に対して機能を維持すること若しくは降下火碎物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること及び安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。</u></p>		後段の添付書類とのつながりとして、降下火碎物防護対象施設の分類を記載した。
(2) 防護設計における降下火碎物の特性及び荷重の設定	2.1.2 設計に用いる降下火碎物特性 敷地において考慮する火山事象として、事	2.1.2 設計に用いる降下火碎物特性 敷地において考慮する火山事象として、設置(変	立地条件の差異による

【V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針】

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考				
基本設計方針	添付書類 V-1-1-1-3-1	添付書類 V-1-1-2-4-1					
設計に用いる降下火碎物は、事業変更許可を受けた層厚 55cm、密度 1.3g/cm ³ (湿潤状態)と設定する。	<p>業変更許可を受けた<u>層厚 55cm、密度 1.3g/cm³(湿潤状態)</u>の降下火碎物を設計条件として設定する。その特性値を第 2.1.2-1 表に示す。</p> <p>また、設計上考慮すべき降下火碎物の特性は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山ガラス片及び鉱物結晶片からなる。ただし、砂よりもろく硬度が低い。 ・亜硫酸ガス、硫化水素、ふつ化水素等の毒性及び腐食性のある火山ガス成分が付着している。ただし、直ちに金属腐食を生じさせることはない。 <p>第 2.1.2-1 表 降下火碎物の特性値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>層 厚(cm)</th> <th>密 度(湿潤) (g/cm³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>55</td> <td>1.3</td> </tr> </tbody> </table>	層 厚(cm)	密 度(湿潤) (g/cm ³)	55	1.3	<p>更) 許可を受けた<u>層厚 50 cm、粒径 8.0mm 以下、密度 0.3 g/cm³ (乾燥状態) ~1.5 g/cm³ (湿潤状態)</u>の降下火碎物を設計条件として設定する。その特性を表 2-1 に示す。</p> <p>なお、<u>粒径が 8 mm 以上の降下火碎物の影響については、含まれる割合が小さいこと及び粒径が 8 mm 以上の降下火碎物が少量混入したとしても降下火碎物は砂よりも硬度が低くもろいため碎けて施設等に損傷を与えることはない</u>ことから考慮する必要はない。<u>また、大気中においては水分が混ざることで凝集する場合があるが、水中では凝集しない。</u></p>	<p>ものであるため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>密度(乾燥)は設計に用いていないため、密度(湿潤)のみを記載している。</p> <p>発電炉では、海水系熱交換器等の狭隘部に対して粒径を考慮しているが、MOX 燃料加工施設では粒径を考慮する施設がないため、粒径を設定していない。</p> <p>発電炉では、取水設備があるため、凝集について言及しているが、MOX 燃料加工施設では取水設備がないため、記載に差異がある。</p> <p>「亜硫酸ガス、硫化水素及びふつ化水素等」の「等」は、一酸化炭素、二酸化炭素、塩化水素などであり、毒性及び腐食性の観点で主に影響のあるガスを記載したため、等を用いた。</p>
層 厚(cm)	密 度(湿潤) (g/cm ³)						
55	1.3						
2.1.3 荷重の組合せ及び許容限界 降下火碎物に対する防護設計を行うために、降下火碎物防護対象施設に作用する荷重として、降下火碎物を湿潤状態とした場合における荷重、個々の施設に通常時に作用して	(2) 荷重の組合せ及び許容限界		基本設計方針の記載を受け、展開した。				

【V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針】

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類V-1-1-1-3-1	添付書類V-1-1-2-4-1	
<p>また、降下火碎物に対する防護設計を行うために、施設に作用する荷重として、降下火碎物を湿潤状態とした場合における荷重、通常時に作用している荷重、運転時荷重及び火山と同時に発生し得る自然現象による荷重を組み合わせた設計荷重(火山)を設定する。</p> <p><u>いる荷重、運転時荷重及び火山と同時に発生し得る自然現象による荷重を組み合わせた設計荷重(火山)を設定する。</u></p> <p>また、火山と同時に発生し得る自然現象による荷重については、「V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」の「2.2 組合せ」を踏まえ、風(台風)及び積雪による荷重を考慮する。</p> <p>構造物への荷重に対しては、降下火碎物による荷重とその他の荷重の組合せを考慮して構造強度評価を行い、その結果がそれぞれ定める許容限界以下となるよう設計する。</p> <p>建築基準法における積雪の荷重の考え方には準拠し、降下火碎物の降下から30日以内に降下火碎物を適切に除去することを保安規定に定めて、管理することで、降下火碎物による荷重を短期に生じる荷重とする。</p> <p>設備については、機能設計上の性能目標を満足するようにおおむね弹性状態に留まることを許容限界とする。</p> <p>また、建物・構築物については、機能設計上の性能目標を満足するように、建屋を構成する部位ごとに応じた許容限界を設定する。</p> <p><u>降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設については、機能設計上の性能目標を満足するように、施設を構成する部位ごとに応じた許容限界を設定する。</u></p>	<p><u>いる荷重、運転時荷重及び火山と同時に発生し得る自然現象による荷重を組み合わせた設計荷重(火山)を設定する。</u></p> <p>また、火山と同時に発生し得る自然現象による荷重については、「V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」の「2.2 組合せ」を踏まえ、風(台風)及び積雪による荷重を考慮する。</p> <p>構造物への荷重に対しては、降下火碎物による荷重とその他の荷重の組合せを考慮して構造強度評価を行い、その結果がそれぞれ定める許容限界以下となるよう設計する。</p> <p>建築基準法における積雪の荷重の考え方には準拠し、降下火碎物の降下から30日以内に降下火碎物を適切に除去することを保安規定に定め管理することで、降下火碎物による荷重を短期に生じる荷重とし、設備及び防護対策施設については、機能設計上の性能目標を満足するようおおむね弹性状態に留まることを許容限界とする。</p> <p>また、建屋については、機能設計上の性能目標を満足するように、建屋を構成する部位ごとに応じた許容限界を設定する。</p>	<p>添付書類「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」の「4. 組合せ」で設定している自然現象の組合せに従って、降下火碎物、積雪及び風(台風)の荷重の組合せを考慮する。</p> <p>構造物への荷重に対しては、降下火碎物による荷重とその他の荷重の組合せを考慮して構造強度評価を行い、その結果がそれぞれ定める許容限界以下となるよう設計する。</p> <p>建築基準法における積雪の荷重の考え方には準拠し、降下火碎物の降下から30日以内に降下火碎物を適切に除去することを保安規定に定め管理することで、降下火碎物による荷重を短期に生じる荷重とし、設備及び防護対策施設については、機能設計上の性能目標を満足するようおおむね弹性状態に留まることを許容限界とする。</p> <p>また、建屋については、機能設計上の性能目標を満足するように、建屋を構成する部位ごとに応じた許容限界を設定する。</p>	<p>波及的影響を及ぼし得る施設に対する設計方針を明確化したため記載に差異がある。</p> <p>「2.1.3 荷重の組合せ及び許容限界」の末尾に記載</p>

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較（6 / 21）
【V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針】

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 V-1-1-1-3-1	添付書類 V-1-1-2-4-1	
<p>火山と同時に発生し得る自然現象による荷重については、火山と同時に発生し得る自然現象が与える影響を踏まえた検討により、風(台風)及び積雪による荷重を考慮する。</p> <p>a. 直接的影響に対する防護対策 (a) 構造物への静的負荷 なお、降下火碎物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火碎物の除去を適切に行うことから、降下火碎物による荷重を短期に生じる荷重として設定する。</p>	<p>(1) 荷重の種類</p> <p>a. 通常時に作用している荷重 通常時に作用している荷重としては、持続的に生じる荷重である固定荷重及び積載荷重を考慮する。</p> <p>b. 降下火碎物の堆積による荷重 降下火碎物の堆積による荷重としては、湿潤状態の降下火碎物が堆積した場合の荷重を考慮する。ただし、この荷重は短期荷重とする。</p> <p>c. 運転時荷重 運転時に作用する荷重としては、ダクト等にかかる内圧の荷重を考慮する。</p> <p>d. 積雪荷重 積雪荷重としては、「V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」の「2.2 組合せ」で示す自然現象の組合せに従って垂直積雪量 150cm を考慮する。ただし、この荷重は短期荷重とする。</p> <p>e. 風荷重 風荷重としては、「V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」の「2.2 組合せ」で示す自然現象の組合せに従って基準風速 34m/s を考慮する。ただし、この荷重は短期荷重とする。</p> <p>(2) 荷重の組合せ</p> <p>a. 降下火碎物の影響を考慮する施設における荷重の組合せとしては、設計に用いる通常時に作用している荷重、降下火碎物の堆積による荷重、運転時荷重、積雪荷重及び運転時の状態で作用する荷重</p>	<p>a. 荷重の種類</p> <p>(a) 常時作用する荷重 常時作用する荷重としては、持続的に生じる荷重である自重及び積載荷重を考慮する。</p> <p>(b) 降下火碎物による荷重 湿潤状態の降下火碎物が堆積した場合の荷重を考慮する。ただし、この荷重は短期荷重とする。</p> <p>(e) 運転時の状態で作用する荷重 運転時の状態で作用する荷重としては、ポンプのスラスト荷重等の運転時荷重を考慮する。</p> <p>(c) 積雪荷重 添付書類「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」の「4. 組合せ」で設定している自然現象の組合せに従って、積雪荷重を考慮する。ただし、この荷重は短期荷重とする。</p> <p>(d) 風荷重 添付書類「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」の「4. 組合せ」で設定している自然現象の組合せに従って、風荷重を考慮する。ただし、この荷重は短期荷重とする。</p> <p>b. 荷重の組合せ</p> <p>(a) 降下火碎物の影響を考慮する施設における荷重の組合せとしては、設計に用いる常時作用する荷重、降下火碎物による荷重、積雪荷重、風荷重及び運転時の状態で作用する荷重を適切に考</p>	<p>「ダクト等」の等は、ダクト、配管及びグローブボックスであり、ここでは「等」を用いた。</p>

【V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針】

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 V-1-1-1-3-1	添付書類 V-1-1-2-4-1	
	<p>び風荷重を適切に考慮する。</p> <p>b. <u>積雪荷重及び風荷重との組合せについて</u>は、降下火砕物による荷重の継続時間が長く、積雪荷重の継続時間も長いことから、3つの荷重が同時に発生する場合を考慮する。</p> <p>c. 設計に用いる降下火砕物の堆積による荷重、積雪荷重及び風荷重については、対象とする施設の設置場所及びその他の環境条件によって設定する。</p> <p>d. 通常時に作用している荷重、積雪荷重、風荷重及び運転時荷重については、組み合わせることで降下火砕物の堆積による荷重の抗力となる場合には、保守的に組合せないことを基本とする。</p> <p>なお、「V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」の「2.2 組合せ」に記載のとおり、地震については、地震(基準地震動)の震源と火山とは十分な距離があることから、独立事象として扱い、各々の発生頻度が十分小さいこと、火山性地震については、火山は敷地から十分な距離があることから、火山性地震とこれに関連する事象による影響はないと判断し、地震との組合せは考慮しない。</p> <p>設計に用いる降下火砕物の堆積による荷重、積雪荷重及び風荷重の組合せを考慮した荷重の算出については、「V-1-1-1-3-4-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。</p>	<p>慮する。</p> <p>(c) 設計に用いる降下火砕物による荷重、風荷重及び積雪荷重については、対象とする施設の設置場所、その他の環境条件によって設定する。</p> <p>(b) 常時作用する荷重、積雪荷重、風荷重及び運転時の状態で作用する荷重については、組み合わせることで降下火砕物による荷重の抗力となる場合には、保守的に組合せないことを基本とする。</p> <p>2.1.3 降下火砕物の影響に対する設計方針 地震については、基準地震動の震源と火山とは十分な距離があることから独立事象として扱いそれぞれの頻度が十分小さいこと、火山性地震については火山と敷地とは十分な距離があることから火山性地震とこれに関連する事象による影響はないと判断し、地震との組合せを考慮しない。</p> <p>設計に用いる降下火砕物、積雪及び風(台風)の組合せを考慮した荷重の算出については、添付書類「V-3-別添 2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」及び添付書類「V-3-別添 2-2 防護対策施設の強度計算の方針」に示す。</p>	<p>火山事象に係る三事象の組合せについて本資料で記載することにより差異がある。</p> <p>詳細を展開する先の添付書類の記載は、各方針の後に記載することとしたため、差異が生じているが記載位置の違いである。</p>

【V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針】

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 V-1-1-1-3-1	添付書類 V-1-1-2-4-1	
(3) 降下火碎物に対する防護対策	<p>2.1.4 降下火碎物の影響に対する防護対策方針</p> <p>「2.1.1 降下火碎物防護対象施設及び設計方針」にて設定した降下火碎物防護対象施設について、設計荷重(火山)を踏まえた降下火碎物防護設計を実施する。</p> <p>降下火碎物防護設計として、設計荷重(火山)に対する影響評価を実施することから、降下火碎物の影響を考慮する施設を選定する。</p> <p>降下火碎物の影響を考慮する施設の選定については、「V-1-1-1-3-2 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定」に示す。</p> <p>「原子力発電所の火山影響評価ガイド」を参考に対象とした降下火碎物による直接的影響及び間接的影響に対して、降下火碎物の影響を考慮する施設は、「2.1.2 設計に用いる降下火碎物特性」を踏まえ、安全機能を損なわないことを目的として、適切な防護措置を講じる。</p> <p>降下火碎物の影響を考慮する施設において、考慮する直接的影響因子が異なることから、降下火碎物の影響を考慮する施設ごとに影響因子との組合せを行う。</p>	<p>2.1.3 降下火碎物の影響に対する設計方針</p> <p>降下火碎物の影響を考慮する施設の選定については、添付書類「V-1-1-2-4-2 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定」に示す。</p> <p>降下火碎物の影響を考慮する各施設において、考慮する直接的影響因子が異なることから、降下火碎物の影響を考慮する施設と影響因子との組合せを行う。</p> <p>降下火碎物の影響を考慮する施設の選定については、添付書類「V-1-1-2-4-2 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定」に示す。</p> <p>降下火碎物の影響を考慮する施設と影響因子との関連については、添付書類「V-1-1-2-4-3 降下火碎物の影響を考慮する施設の設計方針」に示す。</p>	<p>章の構成として前段に防護設計の実施及び対象施設に関する記載を展開した。</p> <p>基本設計方針の記載を受け、展開した。 発電炉は、(1/20)に記載。</p>

降下火碎物に対する防護設計においては、降下火碎物の特性による直接的影響として静的負荷、粒子の衝突、閉塞、磨耗、腐食、大気汚染及び絶縁低下並びに間接的影響として外部電源喪失及びアクセス制限を対象として評価し、降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。

【V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針】

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 V-1-1-1-3-1	添付書類 V-1-1-2-4-1	
a. 直接的影響に対する防護対策 (a) 構造物への静的負荷	<p>降下火砕物の影響を考慮する施設は、上記の影響因子との組合せを考慮し、「2.1.2 設計に用いる降下火砕物特性」にて設定している<u>降下火砕物に対する降下火砕物防護設計</u>を実施する。</p> <p>降下火砕物防護設計にあたっては「2.1.3 荷重の組合せ及び許容限界」に示すとおり、火山と同時に発生し得る自然現象が与える影響を踏まえ、風(台風)及び積雪による荷重を考慮する。</p> <p>降下火砕物の影響を考慮する施設と影響因子との関連については、「V-1-1-1-3-3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針」に示す。</p>	<p>選定した降下火砕物の影響を考慮する施設及び影響因子について、「2.1.2 設計に用いる降下火砕物特性」にて設定している降下火砕物に対する火山防護設計を実施する。</p> <p>設計は添付書類「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」の「4. 組合せ」で設定している自然現象の組合せに従って、自然現象のうち、風(台風)及び積雪の荷重との組合せを考慮する。</p> <p>2.1.3 降下火砕物の影響に対する設計方針 降下火砕物の影響を考慮する施設と影響因子との関連については、添付書類「V-1-1-2-4-3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針」に示す。</p> <p><u>地震については、基準地震動の震源と火山とは十分な距離があることから独立事象として扱いそれぞれの頻度が十分小さいこと、火山性地震については火山と敷地とは十分な距離があることから火山性地震とこれに関連する事象による影響はないと判断し、地震との組合せを考慮しない。</u> <u>重大事故等対処設備は、添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の環境条件を考慮し設計する。詳細な設計については、添付書類「V-1-1-2-4-3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針」に示す。</u></p>	<p>「2.1.3 荷重の組合せ及び許容限界」の末尾(7/20)に記載 当社において、重大事故等対処設備は「V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて示すこととしているため。</p>
	<p>(1) 直接的影響に対する設計方針 a. 構造物への静的負荷に対する設計方針 (a) 設計方針</p>	<p>(1) 設計方針 a. 構造物への荷重に対する設計方針 <u>屋外に設置し、降下火砕物が堆積しやすい構造を有する外部事象防護対象施設は、降下火砕物による荷重、風(台風)及び積雪を考慮した荷重に対</u></p>	MOX 燃料加工施設では屋外に設置する降下火砕物防護対象施設はな

【V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針】

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類V-1-1-1-3-1	添付書類V-1-1-2-4-1	
降下火碎物防護対象施設は、設計荷重(火山)に対して構造健全性を維持する燃料加工建屋内に設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。	降下火碎物防護対象施設は、設計荷重(火山)に対して構造健全性を維持する燃料加工建屋内に設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。	し、その安全性を損なうおそれがない設計とする。 なお、運用により降下火碎物を適宜除去することから、降下火碎物による荷重については複数回堆積することを想定する。	いため、記載に差異がある。
降下火碎物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、設計荷重(火山)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、建屋内の降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	降下火碎物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、設計荷重(火山)に対して、構造強度評価を実施し、主要構造の構造健全性を維持することにより、建屋内の降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	降下火碎物が堆積しやすい構造を有する降下火碎物より防護すべき施設を内包する施設は、想定する降下火碎物による荷重、風(台風)及び積雪を考慮した荷重に対し、施設に内包される降下火碎物より防護すべき施設の必要な機能を損なうおそれがない設計とする。 <u>屋外の重大事故等対処設備は、降下火碎物堆積時において、降下火碎物による荷重に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</u>	基本設計方針の記載を受け、展開した。
降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、設計荷重(火山)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、周辺の降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。 なお、降下火碎物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火碎物の除去を適切に行うことから、降下火碎物による荷重を短期に生じる荷重として設定する。	降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、設計荷重(火山)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、周辺の降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。	降下火碎物の荷重は湿潤状態の 7150 N/m^2 とする。なお、積雪単独の堆積荷重は 5700N/m^2 (積雪量: 190 cm) であるため、積雪の設計は火山の設計に包絡される。	当社において、重大事故等対処設備は「V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて示すこととしているため。 波及的影響を及ぼし得る施設に対する設計方針を明確化したため記載に差異がある。

【V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針】

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類V-1-1-1-3-1	添付書類V-1-1-2-4-1	
	<p>(b) 許容限界</p> <p>設計荷重(火山)に対する許容限界は、「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987」((社)日本電気協会)等の安全上適切と認められる規格、基準等で妥当性が確認されている値を用いて、降下火砕物が堆積する期間を考慮し設定する。</p> <p><u>構造物への静的負荷を考慮する施設のうち、降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設については、終局耐力に妥当な安全裕度を有する許容限界を設定する。</u></p> <p>詳細な設計方針については「V-1-1-1-3-3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針」に、許容限界の詳細については、「V-1-1-1-3-4-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。</p>	<p>c. 許容限界</p> <p>降下火砕物による荷重及びその他の荷重に対する許容限界は、「原子力発電所耐震設計技術指針 J E A G 4 6 0 1-1987」((社) 日本電気協会)等の安全上適切と認められる規格及び基準等で妥当性が確認されている値を用いて、降下火砕物が堆積する期間を考慮し設定する。</p> <p><u>添付書類「V-1-1-2-4-3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針」の「3.2 影響因子を考慮した施設分類」において選定する構造物への静的負荷を考慮する施設のうち、設備及び防護対策施設については、当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するように、設備及び防護対策施設を構成する材料がおおむね弾性状態に留まることを基本とする。</u></p> <p>構造物への静的負荷を考慮する施設のうち、建屋については、内包する防護すべき施設に降下火砕物を堆積させない機能に加え原子炉建屋原子炉棟は放射性物質の閉じ込め機能及び放射線の遮蔽機能を維持できるよう、建屋を構成する部位ごとに応じた許容限界を設定する。</p> <p>許容限界の詳細については、添付書類「V-3-別添2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」及び添付書類「V-3-別添2-2 防護対策施設の強度計算の方針」に示す。</p>	<p>「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987」((社)日本電気協会)等は、「V-1-1-1-4 火山への配慮が必要な施設の強度計算」の方針の中で示す。</p> <p>MOX 燃料加工施設には、屋外に設置する降下火砕物防護対象施設及び防護対策施設がないため、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>燃料加工建屋の閉じ込め機能及び遮蔽機能については、降下火砕物の静的負荷に対して、別途許容限界を設定する必要はないため、記載しない。</p> <p>波及的影響を及ぼし得る施設に対する設計方針を明確化したため記載に差異がある。</p>

【V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針】

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 V-1-1-1-3-1	添付書類 V-1-1-2-4-1	
(b) 構造物への粒子の衝突 降下火碎物防護対象施設を収納する建屋及び降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、構造物への降下火碎物の粒子の衝突の影響により、建屋内の降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 なお、粒子の衝突の影響は、竜巻の設計飛来物の影響に包絡されるため「3.3.2 (3) a. 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策」に示す基本設計方針に基づく設計とする。	b. 構造物への粒子の衝突に対する設計方針 <u>降下火碎物防護対象施設を収納する建屋及び降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、構造物への降下火碎物の粒子の衝突の影響により、建屋内の降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</u> <u>なお、降下火碎物は微小な鉱物結晶で、砂よりも硬度が低い特性を持つことから、降下火碎物の粒子の衝突の影響は、「V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針」に示す竜巻の設計飛来物の影響に包絡される。</u>	-	基本設計方針での設計への展開の違いにより、記載に差異がある。
(c) 換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影响(閉塞) 建屋内の降下火碎物防護対象施設及び降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設は、降下火碎物を含む空気による流路の閉塞の影響に対して降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。 降下火碎物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設置すること等により、降下火碎物が侵入し難い構造とする。 降下火碎物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、建屋内の降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	c. 閉塞に対する設計方針 <u>建屋内の降下火碎物防護対象施設及び降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設は、降下火碎物を含む空気による流路の閉塞の影響に対して降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</u> <u>降下火碎物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火碎物が侵入し難い構造とする。</u> <u>降下火碎物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、建屋内の降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</u>	b. 閉塞に対する設計方針 水循環系の閉塞を考慮する施設並びに換気系、電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設は、想定する降下火碎物による閉塞に対し、機能を損なうおそれがないよう閉塞しない設計とする。	基本設計方針の記載を受け、展開した。 「気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等」は、換気設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備であり、「V-1-1-3-2 降下火

【V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針】

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 V-1-1-1-3-1	添付書類 V-1-1-2-4-1	
<p>降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は、外気取入口に防雪フードを設置すること等により、降下火碎物が侵入し難い構造とする。</p> <p>降下火碎物が取り込まれたとしても、非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系統にフィルタを設置し、設備内部に降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>さらに、非常用所内電源設備の非常用発電機は、降下火碎物用フィルタの追加設置等のさらなる降下火碎物対策を実施できるよう設計する。</p> <p>降下火碎物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能な構造とすることで、降下火碎物により閉塞しない設計とする。</p> <p>また、燃料加工建屋の外気取入口及び排気口は、降下火碎物の層厚及び積雪深に対して閉塞しない位置に設置することで、降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火碎物が侵入し難い構造とする。</p> <p>降下火碎物が取り込まれたとしても、非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系統にフィルタを設置し、設備内部に降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>さらに、非常用所内電源設備の非常用発電機は、降下火碎物用フィルタの追加設置等のさらなる降下火碎物対策を実施できるよう設計する。</p> <p>降下火碎物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能な構造とすることで、降下火碎物により閉塞しない設計とする。</p> <p>また、燃料加工建屋の外気取入口及び排気口は、降下火碎物の層厚及び積雪深に対して閉塞しない位置に設置することで、降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>		碎物の影響を考慮する施設の選定」に選定結果として示すため、ここでは「等」を用いる。
(d) 換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(磨耗)	d. 磨耗に対する設計方針	c. 摩耗に対する設計方針	当社は「V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書」の積雪に対する設計方針と同様に、外気取入口の閉塞に関する設計方針を具体的に記載する。
		<p>建屋内の降下火碎物防護対象施設及び降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設は、降下火碎物による磨耗の影響に対して降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火碎物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防</p>	水循環系、換気系、電気系及び計測制御系における摩耗を考慮する施設は、想定する降下火碎物による摩耗に対し、機能を損なうおそれがないよう摩耗しにくい設計とする。

【V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針】

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類V-1-1-1-3-1	添付書類V-1-1-2-4-1	
雪フードを設け、降下火碎物が侵入し難い構造とする。 降下火碎物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、建屋内の降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火碎物が侵入し難い構造とする。 降下火碎物が取り込まれたとしても、非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系統にフィルタを設置し、設備内部に降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。 さらに、非常用所内電源設備の非常用発電機は、降下火碎物用フィルタの追加設置等のさらなる降下火碎物対策を実施できるよう設計する。 降下火碎物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能な構造とすることで、降下火碎物により磨耗しない設計とする。	<p>雪フードを設け、降下火碎物が侵入し難い構造とする。</p> <p>降下火碎物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、建屋内の降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火碎物が侵入し難い構造とする。</p> <p>降下火碎物が取り込まれたとしても、非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系統にフィルタを設置し、設備内部に降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>さらに、非常用所内電源設備の非常用発電機は、降下火碎物用フィルタの追加設置等のさらなる降下火碎物対策を実施できるよう設計する。</p> <p>降下火碎物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能な構造とすることで、降下火碎物により磨耗しない設計とする。</p>		「気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等」は、換気設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備であり、「V-1-1-1-3-2 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定」に選定結果として示すため、ここでは「等」を用いる。
(e) 構造物、換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響(腐食) イ. 構造物の化学的影響(腐食) 降下火碎物防護対象施設を収納する建屋は、降下火碎物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とす	e. 腐食に対する設計方針 (a) 構造物の化学的影響(腐食) 降下火碎物防護対象施設を収納する建屋は、降下火碎物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。	d. 腐食に対する設計方針 構造物、水循環系、換気系、電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設は、想定する降下火碎物による腐食に対し、機能を損なうおそれがないよう腐食しにくい設計とする。	

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較（15 / 21）
【V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針】

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類V-1-1-1-3-1	添付書類V-1-1-2-4-1	
<p>る。</p> <p>降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、降下火碎物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影响(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより、周辺の降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>降下火碎物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外壁塗装及び屋上防水を実施することにより、短期での腐食が発生しない設計とすることで、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、塗装若しくは腐食し難い金属の使用又は外壁塗装及び屋上防水により、短期での腐食が発生しない設計とすることで、周辺の降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>また、降下火碎物堆積後の長期的な腐食の影響については、堆積した降下火碎物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ロ. 換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影响(腐食)</p> <p>建屋内の降下火碎物防護対象施設及び降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設は、降下火碎物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影响(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより、安全機能を損な</p>	<p>降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、降下火碎物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影响(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより、周辺の降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>降下火碎物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外壁塗装及び屋上防水を実施することにより、短期での腐食が発生しない設計とすることで、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、塗装若しくは腐食し難い金属の使用又は外壁塗装及び屋上防水により、短期での腐食が発生しない設計とすることで、周辺の降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>また、降下火碎物堆積後の長期的な腐食の影響については、堆積した降下火碎物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(b) 換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影响(腐食)</p> <p>建屋内の降下火碎物防護対象施設及び降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設は、降下火碎物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影响(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより、安全機能を損な</p>	<p>d. 腐食に対する設計方針</p> <p>構造物、水循環系、換気系、電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設は、想定する降下火碎物による腐食に対し、機能を損なうおそれがないよう腐食しにくい設計とする。</p>

【V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針】

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 V-1-1-1-3-1	添付書類 V-1-1-2-4-1	
<p>わない設計とする。</p> <p>降下火碎物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火碎物が侵入し難い構造とする。</p> <p>降下火碎物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、建屋内の降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は、塗装又は腐食し難い金属を用いることにより短期での腐食が発生しない設計とすることで、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、降下火碎物堆積後の長期的な腐食の影響については、堆積した降下火碎物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>計とする。</p> <p>降下火碎物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火碎物が侵入し難い構造とする。</p> <p>降下火碎物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、建屋内の降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は、塗装又は腐食し難い金属を用いることにより短期での腐食が発生しない設計とすることで、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、降下火碎物堆積後の長期的な腐食の影響については、堆積した降下火碎物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>		基本設計方針の記載を受け、展開した。
(f) 敷地周辺の大気汚染 敷地周辺の大気汚染に対して、以下を保	f. 敷地周辺の大気汚染 敷地周辺の大気汚染に対して、以下を保	e. 発電所周辺の大気汚染に対する設計方針 発電所周辺の大気汚染を考慮する施設は、想定	「気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等」は、換気設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備であり、「V-1-1-1-3-2 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定」に選定結果として示すため、ここでは「等」を用いる。

【V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針】

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類V-1-1-1-3-1	添付書類V-1-1-2-4-1	
<p>安規定に定めて、管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX 燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずる ・給気系統上の手動ダンパを閉止する ・中央監視室、制御第1室及び制御第4室で MOX 燃料加工施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保する 	<p>規定に定めて、管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX 燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずる ・給気系統上の手動ダンパを閉止する ・中央監視室、制御第1室及び制御第4室で MOX 燃料加工施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保する 	<p>する降下火砕物による大気汚染に対し、機能を損なうおそれがないよう降下火砕物が侵入しにくい設計とする。</p>	<p>大気汚染に対して運用による対策を実施することとしており、記載に差異がある。</p> <p>「資機材」は以下のものを指すが、具体は保安規定で示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防塵めがね ・防塵マスク ・状況に応じて防毒マスク、可搬型照明、放射線サーベイ機器等の適切な装備
(g) 電気系及び計装制御系の絶縁低下 外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物による絶縁低下の影響により、安全機能を損なわない設計とする。 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。 降下火砕物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより、外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設である焼結設備の制御盤等の安全機能を損なわない設計とする。	<p>g. 絶縁低下に対する設計方針 外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物による絶縁低下の影響により、安全機能を損なわない設計とする。 <u>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。</u> <u>降下火砕物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより、外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設である焼結設備の制御盤等の安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>f. 絶縁低下に対する設計方針 絶縁低下を考慮する施設は、想定する降下火砕物による絶縁低下に対し、機能を損なうおそれがないよう降下火砕物が侵入しにくい設計とする。</p>	<p>基本設計方針の記載を受け、展開した。</p> <p>「気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等」は、換気設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備であり、「V-1-1-1-3-2 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定」に選定結果として示すため、ここでは「等」を用いる。 「焼結設備等の制御盤</p>

【V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針】

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類V-1-1-1-3-1	添付書類V-1-1-2-4-1	
b. 間接的影響に対する防護対策 降下火碎物による間接的影響である7日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、MOX燃料加工施設の安全性を維持するためには必要となる電源の供給が継続できるよう、非常用発電機の燃料を貯蔵する設備及び移送する設備を降下火碎物の影響を受けないよう設置することにより安全機能を損なわない設計とする。 また、火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設へ7日間の電力を供給する措置を講ずることを保安規定に定めて、管理する。	(2) 間接的影響に対する設計方針 降下火碎物による間接的影響である7日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、 <u>MOX燃料加工施設の安全性を維持するために必要な電源の供給が継続できるよう、非常用発電機の燃料を貯蔵する設備及び移送する設備を降下火碎物の影響を受けないよう設置することにより安全機能を損なわない設計とする。</u> <u>また、火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設へ7日間の電力を供給する措置を講ずることを保安規定に定めて、管理する。</u> 降下火碎物の影響を考慮する施設と影響因子との関連及び詳細な設計方針については、「V-1-1-1-3-3 降下火碎物の影響を考慮する施設の設計方針」に示す。	g. 間接的影響に対する設計方針 間接的影響を考慮する施設は、想定する降下火碎物による間接的影響である長期(7日間)の外部電源喪失、発電所外における交通の途絶及び発電所内における交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、発電用原子炉及び使用済燃料プールの安全性を損なわない設計とする。	等」は、焼結設備、火災防護設備及び小規模試験設備のうち、空気を取り込む機構を有する制御盤及び監視盤であり「V-1-1-1-3-2 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定」に選定結果として示すためここでは「等」を用いる。
		(2) 荷重の組合せ及び許容限界 (荷重についての記載は「2.1.3 荷重の組合せ及び許容限界」にて比較するため記載省略)	
		a. 荷重の種類	

【V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針】

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類V-1-1-1-3-1	添付書類V-1-1-2-4-1	
c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置 火山に関する設計条件等に係る新知見の収集及び火山に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。 ・定期的に新知見の確認を行い、新知見を得られた場合に評価すること ・火山活動のモニタリングを行い、評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認すること ・降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砕物の除去を適切に行うこと ・降灰時には、降下火砕物による閉塞及び磨耗を防止するために、換気設備の停止又はフィルタの交換若しくは清掃を行うこと ・降灰時には、非常用所内電源設備の非常用発電機に対するフィルタの追加設置等を行うこと ・堆積した降下火砕物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うこと	(3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置 <u>火山に関する設計条件等に係る新知見の収集及び火山に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。</u> <u>・定期的に新知見の確認を行い、新知見を得られた場合に評価すること</u> <u>・火山活動のモニタリングを行い、評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認すること</u> <u>・降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砕物の除去を適切に行うこと</u> <u>・降灰時には、降下火砕物による閉塞及び磨耗を防止するために、換気設備の停止又はフィルタの交換若しくは清掃を行うこと</u> <u>・降灰時には、非常用所内電源設備の非常用発電機に対するフィルタの追加設置等を行うこと</u> <u>・堆積した降下火砕物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うこと</u>	(荷重についての記載は「2.1.3 荷重の組合せ及び許容限界」にて比較するため記載省略) b. 荷重の組合せ (荷重についての記載は「2.1.3 荷重の組合せ及び許容限界」にて比較するため記載省略) c. 許容限界 (許容限界についての記載は「(b) 許容限界」にて比較するため記載省略)	基本設計方針に記載する運用上の措置を記載したものであり、新たな論点が生じるものではない。 運用に係る事項をまとめて記載したため「設計条件等」について、火山に対する設計に当たっては、幅広く知見を収集することから、等を用いている。
			「フィルタの追加設置等」は、さらなる降下火砕物対策のことであり、詳細は保安規定で明確化するため、当該箇所では等を用いている。

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較（20 / 21）
【V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針】

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類V-1-1-1-3-1	添付書類V-1-1-2-4-1	
<ul style="list-style-type: none"> ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX 燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずること ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、給気系統上の手動ダンパを閉止すること ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、中央監視室、制御第1室及び制御第4室で MOX 燃料加工施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保すること ・外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象による影響を防止するため、火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設へ7日間の電力を供給する措置を講ずること 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX 燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずること ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、給気系統上の手動ダンパを閉止すること ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、中央監視室、制御第1室及び制御第4室で MOX 燃料加工施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保すること ・外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象による影響を防止するため、火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設へ7日間の電力を供給する措置を講ずること 		
	<p>2.2 準拠規格</p> <p>準拠する規格、基準等を以下に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 建築基準法・同施行令・同告示 (2) 青森県建築基準法施行細則(昭和 36 年 2 月 9 日青森県規則第 20 号) (3) 原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987((社)日本電気協会) (4) 原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 JEAG4601・補-1984((社)日本電気協会) (5) 原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991 追補版((社)日本電気協会) (6) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 -許容応力度設計法-(社)日本建築学 	<p>2.2 適用規格</p> <p>適用する規格、基準等を以下に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 建築基準法及び同施行令 (2) 茨城県建築基準法等施行細則(昭和 45 年 3 月 9 日茨城県規則第 9 号) (3) 鋼構造設計規準-許容応力度設計法- ((社)日本建築学会, 2005) (4) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説-許容応力度設計法- ((社)日本建築学会, 1999) (5) 原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 ((社)日本建築学会, 2005) (6) 建築物荷重指針・同解説 ((社)日本建築学会, 2004) (7) 鋼構造限界状態設計指針・同解説 ((社)日本建築学会, 2010) 	

【V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針】

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類V-1-1-1-3-1	添付書類V-1-1-2-4-1	
	会, 1999) (7) 原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説((社)日本建築学会, 2005)	(8) 原子力発電所耐震設計技術指針 J E A G 4 6 0 1 -1987 ((社)日本電気協会) (9) 原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 J E A G 4 6 0 1 · 補-1984 ((社)日本電気協会) (10) 原子力発電所耐震設計技術指針 J E A G 4 6 0 1 -1991 追補版 ((社)日本電気協会) (11) 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 J S M E S N C 1 -2005/2007 ((社)日本機械学会) (12) 2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書 (国土交通省国土技術政策総合研究所・国立研究開発法人建築研究所 2015) (13) 新版機械工学便覧(1987年 日本機械学会編) (14) 「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(平成2年8月30日 原子力安全委員会)	

令和4年7月8日 R 4

別紙4－2

降下火碎物の影響を考慮する施設 の選定

【凡例】

下線：

- ・プラントの違いによらない記載内容の差異
- ・章立ての違いによる記載位置の違いによる差異

二重下線：

- ・プラント固有の事項による記載内容の差異
- ・後次回の申請範囲に伴う差異

MOX燃料加工施設－発電炉 記載比較（1 / 10）

【V-1-1-1-3-2 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定】

MOX燃料加工施設		発電炉	備考
添付書類V-1-1-1-3-1	添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-2-4-2	
(関連添付書類) V-1-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針	<p>V-1-1-1-3-2 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定</p> <p>1. 概要</p> <p>本資料は、「V-1-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針」に示す降下火碎物の影響に対する設計方針を踏まえて、降下火碎物の影響を考慮する施設の選定について説明するものである。</p> <p>2. 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定</p> <p>2.1 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定の基本方針</p> <p>降下火碎物の影響を考慮する施設は、降下火碎物防護対象施設として選定した施設の設計方針を踏まえて選定する。</p> <p>降下火碎物の影響を考慮する施設は以下により選定する。</p>	<p>V-1-1-2-4-2 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定</p> <p>1. 概要</p> <p>本資料は、添付書類「V-1-1-2-4-1 火山への配慮に関する基本方針」に示す降下火碎物の影響に対する設計方針を踏まえて、降下火碎物の影響を考慮する施設の選定について説明するものである。</p> <p>2. 選定の基本方針</p> <p>降下火碎物の影響について評価を行う施設（以下「降下火碎物の影響を考慮する施設」という。）は、その設置状況や構造等により以下のとおり選定する。</p>	
2.1.1 降下火碎物防護対象施設及び設計方針 降下火碎物から防護する施設（以下「降下火碎物防護対象施設」という。）としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を対象とする。 降下火碎物防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下「降下火碎物防護対象施設等」という。）は、降下火碎物の影響に対し、機械的強度を有すること等により、降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。			<p>発電炉では、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備を降下火碎物より防護すべき施設と定義している。</p> <p>一方、MOX燃料加工施設では、重大事故等対処設備を「V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて示すこととしているため、本添付書類では降下火碎物防護対象施設に対して説明する。</p>

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較（2 / 10）

【V-1-1-1-3-2 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定】

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
添付書類 V-1-1-1-3-1	添付書類 V-1-1-1-3-2	添付書類 V-1-1-2-4-2	
<p>添付書類 V-1-1-1-3-1</p> <p>降下火碎物防護対象施設は、以下のように分類できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建屋内の降下火碎物防護対象施設 ・降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設 ・外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火碎物防護対象施設 ・屋外の降下火碎物防護対象施設 なお、MOX 燃料加工施設においては、屋外の降下火碎物防護対象施設に該当する施設はない。 <p>また、降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設（以下「降下火碎物防護対象施設等」）</p>	<p>添付書類 V-1-1-1-3-2</p> <p>建屋内の降下火碎物防護対象施設は、建屋により降下火碎物の影響から防護されることから、降下火碎物防護対象施設を収納する建屋を降下火碎物の影響を考慮する施設として選定する。</p> <p><u>外気を取り込む空調系統から建屋内部に降下火碎物が取り込まれることにより降下火碎物防護対象施設が影響を受ける可能性があるため、外気を取り込む空調系統を降下火碎物の影響を考慮する施設として選定する。</u></p> <p><u>降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設を降下火碎物の影響を考慮する施設として選定する。</u></p> <p>外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火碎物防護対象施設を降下火碎物の影響を考慮する施設として選定する。</p> <p>また、降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設として、施設の倒壊、転倒又は破損により、降下火碎物防護対象施設等に機械的影響を及ぼす可能性がある施設又は機能的</p>	<p>添付書類 V-1-1-2-4-2</p> <p>降下火碎物より防護すべき施設のうち、外部事象防護対象施設に係る降下火碎物の影響を考慮する施設は以下により選定する。</p> <p><u>屋外に設置している外部事象防護対象施設のうち、降下火碎物が堆積するものについては、降下火碎物の影響を考慮する施設として選定する。</u></p> <p>屋内に設置している外部事象防護対象施設は、建屋にて防護されており直接降下火碎物とは接触しないため、外部事象防護対象施設の代わりに外部事象防護対象施設を内包する建屋を降下火碎物の影響を考慮する施設として選定する。</p> <p><u>ただし、降下火碎物を取り込むおそれがある屋内の外部事象防護対象施設については、降下火碎物の影響を考慮する施設として選定する。</u></p> <p>降下火碎物の影響による機能的な波及的影響を考慮し、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する建屋（以下「外部事象防護対象施設等」という。）が、降下火碎物の影響をうけた外部事</p>	<p>屋外の防護対象となる施設は MOX 燃料加工施設には対象がないため記載に差異がある。</p> <p>発電炉では、降下火碎物の影響を考慮する施設の分類を後段で具体化しているが、MOX 燃料加工施設では、選定の基本方針として具体化しているため、記載に差異がある。</p> <p>降下火碎物の影響を考慮する施設の分類の差異は、施設の違いによるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較（3 / 10）

【V-1-1-1-3-2 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定】

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
添付書類 V-1-1-1-3-1	添付書類 V-1-1-1-3-2	添付書類 V-1-1-2-4-2	
<p>的影響を及ぼし得る施設」という。)の影響を考慮した設計とする。</p> <p>降下火碎物防護対象施設等以外の安全機能を有する施設については、降下火碎物に対して機能を維持すること若しくは降下火碎物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること及び安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p>	<p>影響を及ぼす可能性がある施設を抽出し、<u>降下火碎物の影響を考慮する施設として選定する。</u></p> <p><u>降下火碎物防護対象施設に対する降下火碎物の間接的影響を考慮し、MOX 燃料加工施設の安全性に間接的に影響を与える可能性がある施設を、降下火碎物の影響を考慮する施設として選定する。</u></p>	<p>象防護対象施設以外の施設により機能的な波及の影響を受けるおそれがある場合は、外部事象防護対象施設等に影響を及ぼす可能性のある外部事象防護対象施設以外の施設を、<u>波及的影響を及ぼし得る施設として選定する。</u></p> <p><u>降下火碎物より防護すべき施設に対する降下火碎物の間接的影響を考慮し、発電用原子炉及び使用済燃料プールの安全性に間接的に影響を与える可能性がある非常用電源設備を、降下火碎物の影響を考慮する施設として選定する。</u></p> <p><u>降下火碎物より防護すべき施設のうち、重大事故等対処設備に係る降下火碎物の影響を考慮する施設は以下により選定する。</u></p> <p><u>屋外に設置している重大事故等対処設備は、直接降下火碎物と接触するため、降下火碎物の影響を考慮する施設として選定する。</u></p> <p><u>屋内に設置している重大事故等対処設備は、建屋にて防護されることから、重大事故等対処設備の代わりに重大事故等対処設備を内包する建屋を降下火碎物の影響を考慮する施設として選定する。</u></p>	<p>波及的影響を及ぼし得る施設が降下火碎物の影響を考慮する施設であることを明確化したため記載に差異があるが、分類については発電炉と同様であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉では、外部事象防護対象施設と重大事故等対処設備を降下火碎物より防護すべき施設と定義付けてい。一方、MOX 燃料加工施設では重大事故等対処設備は「V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて示すこととしており、「V-1-1-1-3-4-1</p>

MOX燃料加工施設－発電炉 記載比較（4 / 10）

【V-1-1-1-3-2 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定】

MOX燃料加工施設		発電炉	備考
添付書類V-1-1-1-3-1	添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-2-4-2	
	<p><u>なお、「水質汚染」については、MOX燃料加工施設には取水が必要となる降下火碎物防護対象施設がないため、「水質汚染」の影響を考慮する施設はない。</u></p>	<p><u>外部事象防護対象施設の安全性を損なわないよう</u> <u>に設置する防護対策施設は、降下火碎物が堆積する</u> <u>ことを考慮し、降下火碎物の影響を考慮する施設と</u> <u>して選定する。</u></p> <p><u>降下火碎物より防護すべき施設に対する降下火碎物</u> <u>の間接的影響を考慮し、発電用原子炉及び使用済燃</u> <u>料プールの安全性に間接的に影響を与える可能性が</u> <u>ある非常用電源設備を、降下火碎物の影響を考慮す</u> <u>る施設として選定する。</u></p>	<p>火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」で展開する整理としているため、定義と重大事故等対処設備に関する記載に差異がある。</p> <p>MOX燃料加工施設には防護対策施設がないため。</p> <p>(3/10)にて記載</p> <p>発電炉では、水質汚染の影響について記載がない。MOX燃料加工施設では、基本設計方針に記載はないが、事業変更許可添付書類五にて水質汚染の影響を考慮する施設がないことを説明しており、本添付書類でも明確に示すため記載した。</p>

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較（5 / 10）

【V-1-1-1-3-2 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定】

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
添付書類V-1-1-1-3-1	添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-2-4-2	
	<p>2.2 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定 「2.1 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定の基本方針」を踏まえ、以下のとおり降下火碎物の影響を考慮する施設を選定する。</p> <p>(1) 降下火碎物防護対象施設を収納する建屋 建屋内の降下火碎物防護対象施設は、建屋にて防護されることから、降下火碎物防護対象施設の代わりに、降下火碎物防護対象施設を収納する建屋を降下火碎物の影響を考慮する施設として、以下のとおり選定する。</p> <p>a. <u>燃料加工建屋</u></p>	<p>3. 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定 「2. 選定の基本方針」に示す選定方針を踏まえて、降下火碎物の影響を考慮する施設を以下のとおり選定する。</p> <p>(4) <u>降下火碎物より防護すべき施設を内包する建屋*</u> 屋内に設置している降下火碎物より防護すべき施設（外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備）は、建屋にて防護されており直接降下火碎物とは接触しないため、降下火碎物より防護すべき施設の代わりに降下火碎物より防護すべき施設を内包する建屋を、降下火碎物の影響を考慮する施設として、以下のとおり選定する。</p> <p>a. <u>原子炉建屋付属棟（非常用ディーゼル発電機他を内包する建屋）</u> b. <u>タービン建屋（放射性気体廃棄物処理系隔離弁他を内包する建屋）</u> c. <u>使用済燃料乾式貯蔵建屋（使用済燃料乾式貯蔵容器を内包する建屋）</u> d. <u>排気筒モニタ建屋（排気筒モニタを内包する建屋）</u> 注記 * : 原子炉建屋原子炉棟は、屋外に設置している外部事象防護対象施設として選定する。緊急時対策所建屋については、緊急時対策所遮蔽を屋外に設置している重大事故等対処設備として選定する。</p> <p>a. <u>屋外に設置している外部事象防護対象施設</u> 屋外に設置している外部事象防護対象施設は直接降下火碎物の影響を受ける可能性があるため、降下火碎物の影響を考慮する施設として、以下のとおり選定する。</p> <p>(a) <u>残留熱除去系海水系ポンプ</u> (b) <u>残留熱除去系海水系ストレーナ</u> (c) <u>非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ及び高</u></p>	<p>施設の選定結果の差異は施設の違いによるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>MOX 燃料加工施設には屋外に設置している降下火碎物防護対象施設がないため記載に差異がある。</p>

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較（6 / 10）

【V-1-1-1-3-2 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定】

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
添付書類V-1-1-1-3-1	添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-2-4-2	
		<p><u>圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ</u> <u>(以下「非常用ディーゼル発電機(高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)用海水ポンプ」という。)</u></p> <p><u>(d) 非常用ディーゼル発電機用海水ストレーナ及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ストレーナ(以下「非常用ディーゼル発電機(高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)用海水ストレーナ」という。)</u></p> <p><u>(e) 非常用ディーゼル発電機吸気口及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機吸気口(以下「非常用ディーゼル発電機(高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)吸気口」という。)</u></p> <p><u>(f) 非常用ディーゼル発電機室ルーフベントファン及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機室ルーフベントファン(以下「非常用ディーゼル発電機(高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)室ルーフベントファン」という。)</u></p> <p><u>(g) 中央制御室換気系冷凍機</u></p> <p><u>(h) 主排気筒</u></p> <p><u>(i) 非常用ガス処理系排気筒</u></p> <p><u>(j) 放水路ゲート</u></p> <p><u>(k) 排気筒モニタ</u></p> <p><u>(l) 原子炉建屋原子炉棟</u></p> <p><u>b. 降下火碎物を含む海水の流路となる外部事象防護対象施設</u></p> <p><u>降下火碎物を含む海水の流路となる外部事象防護対象施設については、直接降下火碎物の影響を受ける可能性があるため、降下火碎物の影響を考慮する施設として、以下のとおり選定する。</u></p> <p><u>(a) 残留熱除去系海水系ポンプ</u></p> <p><u>(b) 残留熱除去系海水系ストレーナ</u></p>	MOX 燃料加工施設には降下火碎物を含む海水の流路となる降下火碎物防護対象施設がないため記載に差異がある。

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較（7 / 10）

【V-1-1-1-3-2 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定】

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
添付書類V-1-1-1-3-1	添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-2-4-2	
	<p>(2) <u>外気を取り込む空調系統</u> <u>外気を取り込む空調系統については、外気を取り込む空調系統から建屋内部に降下火碎物が取り込まれることにより降下火碎物防護対象施設が影響を受ける可能性があるため、降下火碎物の影響を考慮する施設として、以下のとおり選定する。</u></p> <p>a. <u>気体廃棄物の廃棄設備の給気設備</u> b. <u>非管理区域換気空調設備</u></p> <p>(3) 降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設 降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設については、直接降下火碎物の影響を受ける可能性があるため、降下火碎物の影響を考慮する施設として、以下のとおり選定する。</p> <p>a. <u>非常用所内電源設備の非常用発電機</u></p>	<p>(c) <u>非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプ</u> (d) <u>非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ストレーナ</u> (e) <u>海水系下流設備（非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用冷却器、残留熱除去系熱交換器、空調器、格納容器雰囲気モニタリング系冷却器）</u></p> <p>c. 降下火碎物を含む空気の流路となる外部事象防護対象施設 降下火碎物を含む空気の流路となる施設については、直接降下火碎物の影響を受ける可能性があるため、降下火碎物の影響を考慮する施設として、以下のとおり選定する。</p> <p>(a) <u>非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）</u> (b) <u>換気空調系設備（外気取入口）</u> ・中央制御室換気空調系 ・ディーゼル発電機室換気系 (c) <u>主排気筒</u> (d) <u>非常用ガス処理系排気筒</u> (e) <u>排気筒モニタ</u></p>	<p>降下火碎物の影響を考慮する施設の分類の差異は、施設の違いによるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>施設の選定結果の差異は施設の違いによるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較（8 / 10）

【V-1-1-1-3-2 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定】

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
添付書類V-1-1-1-3-1	添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-2-4-2	
	<p>(4) 外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火碎物防護対象施設</p> <p>建屋内の降下火碎物防護対象施設のうち、外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火碎物防護対象施設については、降下火碎物の影響を受ける可能性があるため、降下火碎物の影響を考慮する施設として、以下のとおり選定する。</p> <p>a. <u>焼結設備、火災防護設備及び小規模試験設備のうち、空気を取り込む機構を有する制御盤及び監視盤</u></p> <p>b. <u>非常用所内電源設備のうち空気を取り込む機構を有する電気盤</u></p> <p>(5) 降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設</p> <p>降下火碎物防護対象施設等に対して、破損に伴う倒壊又は転倒による機械的影響を及ぼし得る施設及び付属施設の破損による機能的影響を及ぼし得る施設を降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設として抽出する。</p> <p>a. 機械的影響を及ぼし得る施設</p> <p><u>倒壊又は転倒により降下火碎物防護対象施設等に機械的影響を及ぼし得る施設としては、施設高さが低い施設は倒壊しても降下火碎物防護対象施設等に影響を与えないため、当該施設の高さと降下火碎物防護対象施設等までの最短距離を比較することにより選定する。</u></p> <p><u>なお、降下火碎物が堆積しにくい形状の施設</u></p>	<p>d. 外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する外部事象防護対象施設</p> <p>屋内に設置している外部事象防護対象施設のうち、屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設については、降下火碎物の影響を受ける可能性があるため、降下火碎物の影響を考慮する施設として、以下のとおり選定する。</p> <p>(a) <u>計測制御設備（安全保護系）</u></p> <p>(2) 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設</p> <p>外部事象防護対象施設等に影響を及ぼす可能性のある外部事象防護対象施設以外の施設を、降下火碎物の影響を考慮する施設として、以下のとおり選定する。</p> <p>a. <u>非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）排気消音器及び排気管</u></p> <p>b. <u>海水取水設備（除塵装置）</u></p> <p>c. <u>換気空調設備（外気取入口）</u></p>	<p>施設の選定結果の差異は施設の違いによるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉では、機能的影響の観点から波及的影響を及ぼし得る施設を挙げている。MOX 燃料加工施設においては、<u>機械的影響及び機能的影響</u>を及ぼし得る施設がないため記載に差異が生じているが、新たな論点が生じるものではない。</p>

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較（9 / 10）

【V-1-1-1-3-2 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定】

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
添付書類V-1-1-1-3-1	添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-2-4-2	
<p><u>については、降下火碎物が堆積したとしても倒壊しないことから、機械的影響を及ぼし得る施設とならない。</u></p> <p><u>上記を踏まえて選定した結果、機械的影響を及ぼし得る施設に該当する施設はない。</u></p> <p><u>b. 機能的影響を及ぼし得る施設</u></p> <p><u>降下火碎物防護対象施設の屋外の付属設備の破損により機能的影響を及ぼし得る施設としては、降下火碎物の影響により降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわせるおそれがある施設を選定する。</u></p> <p><u>なお、降下火碎物防護対象施設の屋外の付属設備は、降下火碎物防護対象施設の安全機能に影響を与えないよう設計していることから、機能的影響を及ぼし得る施設に該当する施設はない。</u></p>	<p>(3) 重大事故等対処設備</p> <p>a. 屋外に設置している重大事故等対処設備</p> <p><u>屋外に設置している重大事故等対処設備は、直接降下火碎物と接触するため、降下火碎物の影響を考慮する施設として選定する。</u></p> <p><u>具体的な重大事故等対処設備については、添付書類「V-1-1-2-別添1 屋外に設置する重大事故等対処設備の抽出」に示す。</u></p> <p>(4) 降下火碎物より防護すべき施設を内包する建屋*</p>	<p>MOX 燃料加工施設において、重大事故等対処設備は「V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて示すこととしているため。</p>	(5/11)にて記載

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較（10 / 10）

【V-1-1-1-3-2 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定】

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
添付書類 V-1-1-1-3-1	添付書類 V-1-1-1-3-2	添付書類 V-1-1-2-4-2	
	<p>(6) 間接的影響を考慮する施設</p> <p>想定する降下火碎物により、MOX 燃料加工施設の安全性に間接的に影響を与える可能性がある施設を、降下火碎物の影響を考慮する施設として、以下のとおり選定する。</p> <p>a. 非常用所内電源設備</p> <p>(a) 非常用発電機</p> <p>(b) 燃料油貯蔵タンク</p> <p>(c) 燃料油サービスタンク</p> <p>(d) 燃料油移送ポンプ</p>	<p>(5) 防護対策施設</p> <p><u>外部事象防護対象施設の安全性を損なわないように設置する防護対策施設を、降下火碎物の影響を考慮する施設として、以下のとおり選定する。</u></p> <p>a. 中央制御室換気系冷凍機防護対策施設</p> <p>(6) 間接的影響を考慮する施設</p> <p>想定する降下火碎物に対し、発電用原子炉及び使用済燃料プールの安全性に間接的に影響を与える可能性がある非常用電源設備を、降下火碎物の影響を考慮する施設として、以下のとおり選定する。</p> <p>a. 非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機（以下「非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）」という。）</p> <p>b. 軽油貯蔵タンク</p> <p>c. 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ（以下「非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）燃料移送ポンプ」いう。）</p>	<p>MOX 燃料加工施設には対象施設がないため記載に差異がある。</p> <p>施設の選定結果の差異は施設の違いによるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

別紙4－3

降下火碎物の影響を考慮する施設の 設計方針

【凡例】

下線：

- ・プラントの違いによらない記載内容の差異
- ・章立ての違いによる記載位置の違いによる差異

二重下線：

- ・プラント固有の事項による記載内容の差異
- ・後次回の申請範囲に伴う差異

MOX燃料加工施設－発電炉 記載比較（1 / 10）

【V-1-1-1-3-2 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定】

MOX燃料加工施設		発電炉	備考
添付書類V-1-1-1-3-1	添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-2-4-2	
(関連添付書類) V-1-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針	<p>V-1-1-1-3-2 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定</p> <p>1. 概要</p> <p>本資料は、「V-1-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針」に示す降下火碎物の影響に対する設計方針を踏まえて、降下火碎物の影響を考慮する施設の選定について説明するものである。</p> <p>2. 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定</p> <p>2.1 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定の基本方針</p> <p>降下火碎物の影響を考慮する施設は、降下火碎物防護対象施設として選定した施設の設計方針を踏まえて選定する。</p> <p>降下火碎物の影響を考慮する施設は以下により選定する。</p>	<p>V-1-1-2-4-2 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定</p> <p>1. 概要</p> <p>本資料は、添付書類「V-1-1-2-4-1 火山への配慮に関する基本方針」に示す降下火碎物の影響に対する設計方針を踏まえて、降下火碎物の影響を考慮する施設の選定について説明するものである。</p> <p>2. 選定の基本方針</p> <p>降下火碎物の影響について評価を行う施設（以下「降下火碎物の影響を考慮する施設」という。）は、その設置状況や構造等により以下のとおり選定する。</p>	
2.1.1 降下火碎物防護対象施設及び設計方針 降下火碎物から防護する施設（以下「降下火碎物防護対象施設」という。）としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を対象とする。 降下火碎物防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下「降下火碎物防護対象施設等」という。）は、降下火碎物の影響に対し、機械的強度を有すること等により、降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。			<p>発電炉では、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備を降下火碎物より防護すべき施設と定義している。</p> <p>一方、MOX燃料加工施設では、重大事故等対処設備を「V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて示すこととしているため、本添付書類では降下火碎物防護対象施設に対して説明する。</p>

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較（2 / 10）

【V-1-1-1-3-2 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定】

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
添付書類 V-1-1-1-3-1	添付書類 V-1-1-1-3-2	添付書類 V-1-1-2-4-2	
<p>添付書類 V-1-1-1-3-1</p> <p>降下火碎物防護対象施設は、以下のように分類できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建屋内の降下火碎物防護対象施設 ・降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設 ・外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火碎物防護対象施設 ・屋外の降下火碎物防護対象施設 なお、MOX 燃料加工施設においては、屋外の降下火碎物防護対象施設に該当する施設はない。 <p>また、降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設（以下「降下火碎物防護対象施設等」）</p>	<p>添付書類 V-1-1-1-3-2</p> <p>建屋内の降下火碎物防護対象施設は、建屋により降下火碎物の影響から防護されることから、降下火碎物防護対象施設を収納する建屋を降下火碎物の影響を考慮する施設として選定する。</p> <p><u>外気を取り込む空調系統から建屋内部に降下火碎物が取り込まれることにより降下火碎物防護対象施設が影響を受ける可能性があるため、外気を取り込む空調系統を降下火碎物の影響を考慮する施設として選定する。</u></p> <p><u>降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設を降下火碎物の影響を考慮する施設として選定する。</u></p> <p>外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火碎物防護対象施設を降下火碎物の影響を考慮する施設として選定する。</p> <p>また、降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設として、施設の倒壊、転倒又は破損により、降下火碎物防護対象施設等に機械的影響を及ぼす可能性がある施設又は機能的</p>	<p>添付書類 V-1-1-2-4-2</p> <p>降下火碎物より防護すべき施設のうち、外部事象防護対象施設に係る降下火碎物の影響を考慮する施設は以下により選定する。</p> <p><u>屋外に設置している外部事象防護対象施設のうち、降下火碎物が堆積するものについては、降下火碎物の影響を考慮する施設として選定する。</u></p> <p>屋内に設置している外部事象防護対象施設は、建屋にて防護されており直接降下火碎物とは接触しないため、外部事象防護対象施設の代わりに外部事象防護対象施設を内包する建屋を降下火碎物の影響を考慮する施設として選定する。</p> <p><u>ただし、降下火碎物を取り込むおそれがある屋内の外部事象防護対象施設については、降下火碎物の影響を考慮する施設として選定する。</u></p> <p>降下火碎物の影響による機能的な波及的影響を考慮し、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する建屋（以下「外部事象防護対象施設等」という。）が、降下火碎物の影響をうけた外部事</p>	<p>屋外の防護対象となる施設は MOX 燃料加工施設には対象がないため記載に差異がある。</p> <p>発電炉では、降下火碎物の影響を考慮する施設の分類を後段で具体化しているが、MOX 燃料加工施設では、選定の基本方針として具体化しているため、記載に差異がある。</p> <p>降下火碎物の影響を考慮する施設の分類の差異は、施設の違いによるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較（3 / 10）

【V-1-1-1-3-2 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定】

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
添付書類 V-1-1-1-3-1	添付書類 V-1-1-1-3-2	添付書類 V-1-1-2-4-2	
<p>的影響を及ぼし得る施設」という。)の影響を考慮した設計とする。</p> <p>降下火碎物防護対象施設等以外の安全機能を有する施設については、降下火碎物に対して機能を維持すること若しくは降下火碎物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること及び安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p>	<p>影響を及ぼす可能性がある施設を抽出し、<u>降下火碎物の影響を考慮する施設として選定する。</u></p> <p><u>降下火碎物防護対象施設に対する降下火碎物の間接的影響を考慮し、MOX 燃料加工施設の安全性に間接的に影響を与える可能性がある施設を、降下火碎物の影響を考慮する施設として選定する。</u></p>	<p>象防護対象施設以外の施設により機能的な波及の影響を受けるおそれがある場合は、外部事象防護対象施設等に影響を及ぼす可能性のある外部事象防護対象施設以外の施設を、<u>波及的影響を及ぼし得る施設として選定する。</u></p> <p><u>降下火碎物より防護すべき施設に対する降下火碎物の間接的影響を考慮し、発電用原子炉及び使用済燃料プールの安全性に間接的に影響を与える可能性がある非常用電源設備を、降下火碎物の影響を考慮する施設として選定する。</u></p> <p><u>降下火碎物より防護すべき施設のうち、重大事故等対処設備に係る降下火碎物の影響を考慮する施設は以下により選定する。</u></p> <p><u>屋外に設置している重大事故等対処設備は、直接降下火碎物と接触するため、降下火碎物の影響を考慮する施設として選定する。</u></p> <p><u>屋内に設置している重大事故等対処設備は、建屋にて防護されることから、重大事故等対処設備の代わりに重大事故等対処設備を内包する建屋を降下火碎物の影響を考慮する施設として選定する。</u></p>	<p>波及的影響を及ぼし得る施設が降下火碎物の影響を考慮する施設であることを明確化したため記載に差異があるが、分類については発電炉と同様であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉では、外部事象防護対象施設と重大事故等対処設備を降下火碎物より防護すべき施設と定義付けてい。一方、MOX 燃料加工施設では重大事故等対処設備は「V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて示すこととしており、「V-1-1-1-3-4-1</p>

MOX燃料加工施設－発電炉 記載比較（4 / 10）

【V-1-1-1-3-2 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定】

MOX燃料加工施設		発電炉	備考
添付書類V-1-1-1-3-1	添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-2-4-2	
	<p><u>なお、「水質汚染」については、MOX燃料加工施設には取水が必要となる降下火碎物防護対象施設がないため、「水質汚染」の影響を考慮する施設はない。</u></p>	<p><u>外部事象防護対象施設の安全性を損なわないよう</u> <u>に設置する防護対策施設は、降下火碎物が堆積する</u> <u>ことを考慮し、降下火碎物の影響を考慮する施設と</u> <u>して選定する。</u></p> <p><u>降下火碎物より防護すべき施設に対する降下火碎物</u> <u>の間接的影響を考慮し、発電用原子炉及び使用済燃</u> <u>料プールの安全性に間接的に影響を与える可能性が</u> <u>ある非常用電源設備を、降下火碎物の影響を考慮す</u> <u>る施設として選定する。</u></p>	<p>火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」で展開する整理としているため、定義と重大事故等対処設備に関する記載に差異がある。</p> <p>MOX燃料加工施設には防護対策施設がないため。</p> <p>(3/10)にて記載</p> <p>発電炉では、水質汚染の影響について記載がない。MOX燃料加工施設では、基本設計方針に記載はないが、事業変更許可添付書類五にて水質汚染の影響を考慮する施設がないことを説明しており、本添付書類でも明確に示すため記載した。</p>

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較（5 / 10）

【V-1-1-1-3-2 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定】

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
添付書類V-1-1-1-3-1	添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-2-4-2	
	<p>2.2 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定 「2.1 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定の基本方針」を踏まえ、以下のとおり降下火碎物の影響を考慮する施設を選定する。</p> <p>(1) 降下火碎物防護対象施設を収納する建屋 建屋内の降下火碎物防護対象施設は、建屋にて防護されることから、降下火碎物防護対象施設の代わりに、降下火碎物防護対象施設を収納する建屋を降下火碎物の影響を考慮する施設として、以下のとおり選定する。</p> <p>a. <u>燃料加工建屋</u></p>	<p>3. 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定 「2. 選定の基本方針」に示す選定方針を踏まえて、降下火碎物の影響を考慮する施設を以下のとおり選定する。</p> <p>(4) <u>降下火碎物より防護すべき施設を内包する建屋*</u> 屋内に設置している降下火碎物より防護すべき施設（外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備）は、建屋にて防護されており直接降下火碎物とは接触しないため、降下火碎物より防護すべき施設の代わりに降下火碎物より防護すべき施設を内包する建屋を、降下火碎物の影響を考慮する施設として、以下のとおり選定する。</p> <p>a. <u>原子炉建屋付属棟（非常用ディーゼル発電機他を内包する建屋）</u> b. <u>タービン建屋（放射性気体廃棄物処理系隔離弁他を内包する建屋）</u> c. <u>使用済燃料乾式貯蔵建屋（使用済燃料乾式貯蔵容器を内包する建屋）</u> d. <u>排気筒モニタ建屋（排気筒モニタを内包する建屋）</u> 注記 * : 原子炉建屋原子炉棟は、屋外に設置している外部事象防護対象施設として選定する。緊急時対策所建屋については、緊急時対策所遮蔽を屋外に設置している重大事故等対処設備として選定する。</p> <p>a. <u>屋外に設置している外部事象防護対象施設</u> 屋外に設置している外部事象防護対象施設は直接降下火碎物の影響を受ける可能性があるため、降下火碎物の影響を考慮する施設として、以下のとおり選定する。</p> <p>(a) <u>残留熱除去系海水系ポンプ</u> (b) <u>残留熱除去系海水系ストレーナ</u> (c) <u>非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ及び高</u></p>	<p>施設の選定結果の差異は施設の違いによるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>MOX 燃料加工施設には屋外に設置している降下火碎物防護対象施設がないため記載に差異がある。</p>

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較（6 / 10）

【V-1-1-1-3-2 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定】

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
添付書類V-1-1-1-3-1	添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-2-4-2	
		<p><u>圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ</u> <u>(以下「非常用ディーゼル発電機(高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)用海水ポンプ」という。)</u></p> <p><u>(d) 非常用ディーゼル発電機用海水ストレーナ及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ストレーナ(以下「非常用ディーゼル発電機(高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)用海水ストレーナ」という。)</u></p> <p><u>(e) 非常用ディーゼル発電機吸気口及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機吸気口(以下「非常用ディーゼル発電機(高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)吸気口」という。)</u></p> <p><u>(f) 非常用ディーゼル発電機室ルーフベントファン及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機室ルーフベントファン(以下「非常用ディーゼル発電機(高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)室ルーフベントファン」という。)</u></p> <p><u>(g) 中央制御室換気系冷凍機</u></p> <p><u>(h) 主排気筒</u></p> <p><u>(i) 非常用ガス処理系排気筒</u></p> <p><u>(j) 放水路ゲート</u></p> <p><u>(k) 排気筒モニタ</u></p> <p><u>(l) 原子炉建屋原子炉棟</u></p> <p><u>b. 降下火碎物を含む海水の流路となる外部事象防護対象施設</u></p> <p><u>降下火碎物を含む海水の流路となる外部事象防護対象施設については、直接降下火碎物の影響を受ける可能性があるため、降下火碎物の影響を考慮する施設として、以下のとおり選定する。</u></p> <p><u>(a) 残留熱除去系海水系ポンプ</u></p> <p><u>(b) 残留熱除去系海水系ストレーナ</u></p>	MOX 燃料加工施設には降下火碎物を含む海水の流路となる降下火碎物防護対象施設がないため記載に差異がある。

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較（7 / 10）

【V-1-1-1-3-2 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定】

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
添付書類V-1-1-1-3-1	添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-2-4-2	
	<p>(2) <u>外気を取り込む空調系統</u> <u>外気を取り込む空調系統については、外気を取り込む空調系統から建屋内部に降下火碎物が取り込まれることにより降下火碎物防護対象施設が影響を受ける可能性があるため、降下火碎物の影響を考慮する施設として、以下のとおり選定する。</u></p> <p>a. <u>気体廃棄物の廃棄設備の給気設備</u> b. <u>非管理区域換気空調設備</u></p> <p>(3) 降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設 降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設については、直接降下火碎物の影響を受ける可能性があるため、降下火碎物の影響を考慮する施設として、以下のとおり選定する。</p> <p>a. <u>非常用所内電源設備の非常用発電機</u></p>	<p>(c) <u>非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプ</u> (d) <u>非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ストレーナ</u> (e) <u>海水系下流設備（非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用冷却器、残留熱除去系熱交換器、空調器、格納容器雰囲気モニタリング系冷却器）</u></p> <p>c. 降下火碎物を含む空気の流路となる外部事象防護対象施設 降下火碎物を含む空気の流路となる施設については、直接降下火碎物の影響を受ける可能性があるため、降下火碎物の影響を考慮する施設として、以下のとおり選定する。</p> <p>(a) <u>非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）</u> (b) <u>換気空調系設備（外気取入口）</u> ・中央制御室換気空調系 ・ディーゼル発電機室換気系 (c) <u>主排気筒</u> (d) <u>非常用ガス処理系排気筒</u> (e) <u>排気筒モニタ</u></p>	<p>降下火碎物の影響を考慮する施設の分類の差異は、施設の違いによるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>施設の選定結果の差異は施設の違いによるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較（8 / 10）

【V-1-1-1-3-2 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定】

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
添付書類V-1-1-1-3-1	添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-2-4-2	
	<p>(4) 外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火碎物防護対象施設</p> <p>建屋内の降下火碎物防護対象施設のうち、外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火碎物防護対象施設については、降下火碎物の影響を受ける可能性があるため、降下火碎物の影響を考慮する施設として、以下のとおり選定する。</p> <p>a. <u>焼結設備、火災防護設備及び小規模試験設備のうち、空気を取り込む機構を有する制御盤及び監視盤</u></p> <p>b. <u>非常用所内電源設備のうち空気を取り込む機構を有する電気盤</u></p> <p>(5) 降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設</p> <p>降下火碎物防護対象施設等に対して、破損に伴う倒壊又は転倒による機械的影響を及ぼし得る施設及び付属施設の破損による機能的影響を及ぼし得る施設を降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設として抽出する。</p> <p>a. 機械的影響を及ぼし得る施設</p> <p><u>倒壊又は転倒により降下火碎物防護対象施設等に機械的影響を及ぼし得る施設としては、施設高さが低い施設は倒壊しても降下火碎物防護対象施設等に影響を与えないため、当該施設の高さと降下火碎物防護対象施設等までの最短距離を比較することにより選定する。</u></p> <p><u>なお、降下火碎物が堆積しにくい形状の施設</u></p>	<p>d. 外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する外部事象防護対象施設</p> <p>屋内に設置している外部事象防護対象施設のうち、屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設については、降下火碎物の影響を受ける可能性があるため、降下火碎物の影響を考慮する施設として、以下のとおり選定する。</p> <p>(a) <u>計測制御設備（安全保護系）</u></p> <p>(2) 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設</p> <p>外部事象防護対象施設等に影響を及ぼす可能性のある外部事象防護対象施設以外の施設を、降下火碎物の影響を考慮する施設として、以下のとおり選定する。</p> <p>a. <u>非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）排気消音器及び排気管</u></p> <p>b. <u>海水取水設備（除塵装置）</u></p> <p>c. <u>換気空調設備（外気取入口）</u></p>	<p>施設の選定結果の差異は施設の違いによるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉では、機能的影響の観点から波及的影響を及ぼし得る施設を挙げている。MOX 燃料加工施設においては、<u>機械的影響及び機能的影響</u>を及ぼし得る施設がないため記載に差異が生じているが、新たな論点が生じるものではない。</p>

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較（9 / 10）

【V-1-1-1-3-2 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定】

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
添付書類V-1-1-1-3-1	添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-2-4-2	
<p><u>については、降下火碎物が堆積したとしても倒壊しないことから、機械的影響を及ぼし得る施設とならない。</u></p> <p><u>上記を踏まえて選定した結果、機械的影響を及ぼし得る施設に該当する施設はない。</u></p> <p><u>b. 機能的影響を及ぼし得る施設</u></p> <p><u>降下火碎物防護対象施設の屋外の付属設備の破損により機能的影響を及ぼし得る施設としては、降下火碎物の影響により降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわせるおそれがある施設を選定する。</u></p> <p><u>なお、降下火碎物防護対象施設の屋外の付属設備は、降下火碎物防護対象施設の安全機能に影響を与えないよう設計していることから、機能的影響を及ぼし得る施設に該当する施設はない。</u></p>	<p>(3) 重大事故等対処設備</p> <p>a. 屋外に設置している重大事故等対処設備</p> <p><u>屋外に設置している重大事故等対処設備は、直接降下火碎物と接触するため、降下火碎物の影響を考慮する施設として選定する。</u></p> <p><u>具体的な重大事故等対処設備については、添付書類「V-1-1-2-別添1 屋外に設置する重大事故等対処設備の抽出」に示す。</u></p> <p>(4) 降下火碎物より防護すべき施設を内包する建屋*</p>	<p>MOX 燃料加工施設において、重大事故等対処設備は「V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて示すこととしているため。</p>	(5/11)にて記載

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較（10 / 10）

【V-1-1-1-3-2 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定】

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
添付書類 V-1-1-1-3-1	添付書類 V-1-1-1-3-2	添付書類 V-1-1-2-4-2	
	<p>(6) 間接的影響を考慮する施設</p> <p>想定する降下火碎物により、MOX 燃料加工施設の安全性に間接的に影響を与える可能性がある施設を、降下火碎物の影響を考慮する施設として、以下のとおり選定する。</p> <p>a. 非常用所内電源設備</p> <p>(a) 非常用発電機</p> <p>(b) 燃料油貯蔵タンク</p> <p>(c) 燃料油サービスタンク</p> <p>(d) 燃料油移送ポンプ</p>	<p>(5) 防護対策施設</p> <p><u>外部事象防護対象施設の安全性を損なわないよう</u> <u>に設置する防護対策施設を、降下火碎物の影響を考</u> <u>慮する施設として、以下のとおり選定する。</u></p> <p>a. 中央制御室換気系冷凍機防護対策施設</p> <p>(6) 間接的影響を考慮する施設</p> <p>想定する降下火碎物に対し、発電用原子炉及び使用済燃料プールの安全性に間接的に影響を与える可能性がある非常用電源設備を、降下火碎物の影響を考慮する施設として、以下のとおり選定する。</p> <p>a. 非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機（以下「非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）」という。）</p> <p>b. 軽油貯蔵タンク</p> <p>c. 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ（以下「非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）燃料移送ポンプ」いう。）</p>	<p>MOX 燃料加工施設には対象施設がないため記載に差異がある。</p> <p>施設の選定結果の差異は施設の違いによるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

別紙4－4

火山への配慮が必要な施設の 強度計算の方針

【凡例】

下線：

- ・プラントの違いによる記載内容の差異
- ・章立ての違いによる記載位置の違いによる差異

二重下線：

- ・プラント固有の事項による記載内容の差異
- ・後次回の申請範囲に伴う差異

MOX燃料加工施設－発電炉 記載比較
【V-1-1-1-3-4-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針】(1/29)

MOX燃料加工施設			発電炉	備 考
添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-1-3-3	添付書類V-1-1-1-3-4-1	添付書類V-3別添2-1	
(関連添付書類) V-1-1-1-3-2 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定	(関連添付書類) V-1-1-1-3-3 降下火碎物の影響を考慮する施設の設計方針	<p>V-1-1-1-3-4-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針</p> <p>1. 概要</p> <p>本資料は、「V-1-1-1-3-2 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定」及び「V-1-1-1-3-3 降下火碎物の影響を考慮する施設の設計方針」に設定している降下火碎物の影響を考慮する施設が、降下火碎物に対して構造健全性を維持することを確認するための強度評価方針について説明するものである。</p> <p>また、「V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に示す重大事故等対処設備に対する設計方針に基づく強度評価方針についても説明する。</p> <p>強度評価は、「V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針」に示す準拠規格を用いて実施する。</p>	<p>V-3 別添2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針</p> <p>1. 概要</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。)第7条及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」(以下「解釈」という。)に適合し、<u>技術基準規則第54条</u>及びその解釈に規定される「重大事故等対処設備」を踏まえた重大事故等対処設備に配慮する設計とするため、添付書類「V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち「V-1-1-2-4-3 降下火碎物の影響を考慮する施設の設計方針」(以下「V-1-1-2-4-3」という。)に設定している降下火碎物の影響を考慮する施設が、降下火碎物に対して構造健全性を維持することを確認するための強度評価方針について説明するものである。</p> <p>強度評価は、添付書類「V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち「V-1-1-2-4-1 火山への配慮に関する基本方針」(以下「V-1-1-2-4-1」という。)に示す適用規格を用いて実施する。</p> <p><u>降下火碎物の影響を考慮する施設のうち、設備及び建屋に対する具体的な計算</u></p>	MOX燃料加工施設において、重大事故等対処設備については、「V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」からの展開を受けて本添付書類に強度評価方針を記載する。

MOX燃料加工施設－発電炉 記載比較
【V-1-1-1-3-4-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針】(2/29)

MOX燃料加工施設			発電炉	備考
添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-1-3-3	添付書類V-1-1-1-3-4-1	添付書類V-3別添2-1	
			<p>の方法及び結果は、添付書類「V-3別添2-1-1 残留熱除去系海水系ポンプの強度計算書」、添付書類「V-3別添2-1-2 残留熱除去系海水系ストレーナの強度計算書」、添付書類「V-3別添2-1-3 ディーゼル発電機用海水ポンプの強度計算書」、添付書類「V-3別添2-1-4 ディーゼル発電機用海水ストレーナの強度計算書」、添付書類「V-3別添2-1-5 ディーゼル発電機吸気口の強度計算書」、添付書類「V-3別添2-1-6 ディーゼル発電機室ルーフベントファンの強度計算書」及び添付書類「V-3別添2-1-7 建屋の強度計算書」に示す。</p>	
<p>4. 要求機能及び性能目標</p> <p>火山事象の発生に伴い、降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわないよう火山防護設計を行う施設を「3. 施設分類」において、構造物への静的負荷を考慮する施設、換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設、換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設、構造物、換気系、電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設、敷地周辺の大気汚染を考慮する施設、絶縁低下を考慮する施設及び間接的影響を考慮する施設に分類している。</p>	<p>2. 強度評価の基本方針</p> <p>強度評価は、「2.1 強度評価の対象施設」に示す評価対象施設について、「4.1 荷重及び荷重の組合せ」で示す降下火砕物の堆積による荷重と組み合わせるべき他の荷重による組合せ荷重により発生する応力等が、「4.2 許容限界」で示す許容限界内にあることを、「5. 強度評価方法」で示す評価方法及び考え方を使用し、「6. 準拠規格」で示す準拠規格を用いて確認する。</p> <p>2.1 強度評価の対象施設</p> <p>2.1.1 降下火砕物防護対象施設</p> <p>「V-1-1-1-3-3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針」の「4. 要求機能及び性能目標」にて構造強度上の性能目標を設定している構造物への静的負荷を考慮する施設のうち、強度評価の対象施設（以下「評価対象施設」という。）となる設備及び建屋を表2-1に示す。なお、構造物への荷重を考慮する施設のう</p>	<p>2. 強度評価の基本方針</p> <p>強度評価は、「2.1 強度評価の対象施設」に示す評価対象施設について、「4.1 荷重及び荷重の組合せ」で示す降下火砕物による荷重と組み合わせるべき他の荷重による組合せ荷重により発生する応力が、「4.2 許容限界」で示す許容限界内にあることを、「5. 強度評価方法」で示す評価方法及び考え方を使用し、「6. 適用規格」で示す適用規格を用いて確認する。</p> <p>2.1 強度評価の対象施設</p> <p>V-1-1-2-4-3 の「4. 要求機能及び性能目標」にて設定している構造物への荷重を考慮する施設のうち、強度評価の対象施設（以下「評価対象施設」という。）となる設備及び建屋を表2-1に示す。なお、構造物への荷重を考慮する施設のう</p>	<p>「応力等」は4.2 許容限界で示す。</p>	

MOX燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-3-4-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針】(3/29)

MOX燃料加工施設			発電炉	備考						
添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-1-3-3	添付書類V-1-1-1-3-4-1	添付書類V-3別添2-1							
	<p>これらを踏まえ、施設分類ごとに要求機能を整理するとともに、機能設計上の性能目標及び構造強度設計上の性能目標を設定する。</p> <p><u>なお、大気汚染に対しては運用による対策を実施することとしており、設計対象となる施設はないため記載しない。</u></p>	<p>となる建物・構築物及び機器を第2.1-1表に示す。</p> <p>2.1.2 重大事故等対処設備 <u>「V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に示す設計方針に基づき重大事故等対処設備を強度評価の対象とする。強度評価の対象施設となる建物・構築物及び機器を表2.1-1に示す。</u></p> <p>第2.1-1表 評価対象施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設分類</th><th>評価対象施設</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物・構築物</td><td>燃料加工建屋</td></tr> <tr> <td>機器</td><td>設備の申請に合わせて次回以降に示す。</td></tr> </tbody> </table> <p><u>なお、燃料加工建屋以外の重大事故等対処設備を収納する建屋等及び屋外の重大事故等対処設備に係る強度計算の方針については、各施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	施設分類	評価対象施設	建物・構築物	燃料加工建屋	機器	設備の申請に合わせて次回以降に示す。	<p>ち、防護対策施設を設置する中央制御室換気系冷凍機並びに降下火砕物が堆積しにくい形状である非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）排気消音器及び排気管は、評価対象施設として選定しない。また、評価対象施設のうち防護対策施設の強度評価の方針は、添付書類「V-3別添2-2 防護対策施設の強度計算の方針」に示す。</p>	<p>納されることから屋外の降下火砕物防護対象施設がないこと及び防護対策施設がないことから記載に差異が生じているが、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>MOX燃料加工施設において、重大事故等対処設備の評価対象施設は「V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」からの展開を受け、本添付書類に記載する。</p>
施設分類	評価対象施設									
建物・構築物	燃料加工建屋									
機器	設備の申請に合わせて次回以降に示す。									

表2-1 評価対象施設

施設分類	評価対象施設
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・残留熱除去系海水系ポンプ ・残留熱除去系海水系ストレーナ ・非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ（以下「非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプ」という。） ・非常用ディーゼル発電機用海水ストレーナ（以下「非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ストレーナ」という。） ・非常用ディーゼル発電機吸気口及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機吸気口（以下「非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）吸気口」という。） ・非常用ディーゼル発電機室ルーベントファン及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室ルーベントファン（以下「非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）室ルーベントファン」という。）
建屋	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建屋原子炉棟 ・原子炉建屋付属棟 ・タービン建屋 ・使用済燃料乾式貯蔵建屋

MOX燃料加工施設－発電炉 記載比較
【V-1-1-1-3-4-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針】(4/29)

MOX燃料加工施設			発電炉	備 考
添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-1-3-3	添付書類V-1-1-1-3-4-1	添付書類V-3別添2-1	
		<p><u>2.2 評価方針</u></p> <p><u>強度評価の対象施設は、「V-1-1-1-3-3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針」の「4. 要求機能及び性能目標」で設定している構造強度設計上の性能目標を達成するため、降下火砕物の堆積に対する強度評価を実施する。</u></p> <p><u>強度評価は、降下火砕物の堆積により生じる応力等に対し、評価対象施設が当該施設の機能を維持可能な構造強度を有することを確認する。</u></p> <p><u>構造強度評価は、評価対象施設の構造を考慮し、以下の分類とする。</u></p> <p><u>(1) 建物・構築物</u></p> <p><u>a. 建屋</u></p>		評価手法に基づく評価分類の明確化。発電炉も同様に評価手法に基づき評価分類をしていることから、新たな論点が生じるものではない。
		<p>3. 構造強度設計</p> <p>「V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針」で設定している降下火砕物特性に対し、構造物への静的負荷を考慮する施設が、構造強度設計上の性能目標を達成するように、「V-1-1-1-3-3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針」の「5. 機能設計」で設定している建屋が有する機能を踏まえて、構造強度の設計方針を設定する。</p>	<p>3. 構造強度設計</p> <p>V-1-1-2-4-1 で設定している降下火砕物特性に対し、「3.1 構造強度の設計方針」で設定している構造物への荷重を考慮する施設が、構造強度設計上の性能目標を達成するように、V-1-1-2-4-3 の「5. 機能設計」で設定している各施設が有する機能を踏まえて、構造強度の設計方針を設定する。</p>	機器については、各施設の申請に合わせて後次回申請で示す。

MOX燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-3-4-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針】(5/29)

MOX燃料加工施設			発電炉	備考
添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-1-3-3	添付書類V-1-1-1-3-4-1	添付書類V-3別添2-1	
		<p>また、常設重大事故等対処設備に対して「V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に示す設計方針を達成するよう構造強度の設計方針を設定する。</p> <p>施設の構造強度の設計方針においては、想定する荷重及び荷重の組合せを踏まえ、それらの荷重に対し、施設の構造強度を保持するように構造設計と評価方針を設定する。</p>	<p>各施設の構造強度の設計方針を設定し、想定する荷重及び荷重の組合せを設定し、それらの荷重に対し、各施設の構造強度を保持するように構造設計と評価方針を設定する。</p>	MOX燃料加工施設において、重大事故等対処設備について、「V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」からの展開を受けて本添付書類に構造強度の設計方針を記載する。
<p>2.2 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定 「2.1 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定の基本方針」を踏まえ、以下のとおり降下火砕物の影響を考慮する施設を選定する。</p> <p>(1) 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋 建屋内の降下火砕物防護対象施設は、建屋にて防</p>	<p>4.1 構造物への静的負荷を考慮する施設 (1) 施設 建物・構築物及び機器に分類する。 a. 建物・構築物 (a) 燃料加工建屋 (2) 要求機能 a. 建物・構築物 構造物への静的負荷を考慮する施設は、設計荷重(火山)を考慮した場合においても、</p>	<p>3.1 構造強度の設計方針 「V-1-1-1-3-3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針」の「4. 要求機能及び性能目標」で設定している構造強度設計上の性能目標を達成するための設計方針を示す。</p> <p>(1) 建物・構築物</p>	<p>3.1 構造強度の設計方針 V-1-1-2-4-3 の「4. 要求機能及び性能目標」で設定している構造強度設計上の性能目標を達成するための設計方針を示す。</p> <p>(1) 設備 (以下、省略)</p> <p>(2) 建屋</p>	(7/27)にて記載

MOX燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-3-4-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針】(6/29)

MOX燃料加工施設			発電炉	備考
添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-1-3-3	添付書類V-1-1-1-3-4-1	添付書類V-3別添2-1	
<p>護されることから、降下火碎物防護対象施設の代わりに、降下火碎物防護対象施設を収納する建屋を降下火碎物の影響を考慮する施設として、以下のとおり選定する。</p> <p>a. 燃料加工建屋</p> <p>(2) 外気を取り込む空調系統</p> <p>外気を取り込む空調系 統について、外気を取り込む空調系統から建屋内部に降下火碎物が取り込まれることにより降下火碎物防護対象施設が影響を受ける可能性があるため、降下火碎物の影響を考慮する施設として、以下のとおり選定する。</p> <p>a. 気体廃棄物の廃棄設備の給気設備</p> <p>b. 非管理区域換気空調設備</p> <p>(3) 降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設 降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設については、</p>	<p>降下火碎物防護対象施設が要求される機能を損なわないよう、建屋内の降下火碎物防護対象施設に降下火碎物の堆積による荷重が作用することを防止することが要求される。</p> <p>(3) 性能目標</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>(a) 燃料加工建屋</p> <p>燃料加工建屋は、設計荷重(火山)に対し、建屋内に降下火碎物防護対象施設を収納し、建屋内の降下火碎物防護対象施設に降下火碎物を堆積させない機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>燃料加工建屋は、設計荷重(火山)に対し、降下火碎物堆積時の機能維持を考慮して、部材又は建屋全体として構造健全性を維持する設計とする。降下火碎物の堆積による荷重を短期荷重とするために、30日以内に降下火碎物を適切に除去することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>5. 機能設計</p> <p>「V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針」で設定している降下火碎物特性に対し、「4. 要求機能及び性能目標」で設定してい</p>	<p>a. <u>燃料加工建屋</u> 燃料加工建屋は、「V-1-1-1-3-3 降下火碎物の影響を考慮する施設の設計方針」の「4.1 (3) 性能目標」で設定している構造強度設計上の性能目標を踏まえ、想定する降下火碎物、積雪及び風(台風)による荷重に対し、降下火碎物堆積時の機能維持を考慮して、部材又は建屋全体として構造健全性を維持する設計とし、鉄筋コンクリート造の屋根を、鉄筋コンクリート造の耐震壁で支持し、支持性能を有する基礎により支持する構造とする。降下火碎物の堆積による荷重を短期荷重とするために、30日以内に降下火碎物を適切に除去することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>5. 機能設計</p> <p>「V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針」で設定している降下火碎物特性に対し、「4. 要求機能及び性能目標」で設定してい</p>	<p>a. <u>原子炉建屋原子炉棟</u> 原子炉建屋原子炉棟は、V-1-1-2-4-3の「4. 要求機能及び性能目標」の「4.1(3) 性能目標」で設定している構造強度設計上の性能目標を踏まえ、想定する降下火碎物、積雪及び風(台風)による荷重に対し、降下火碎物堆積時の機能維持を考慮して、部材又は建屋全体として構造健全性を維持する設計とし、鉄筋コンクリート造の屋根を、鉄筋コンクリート造の耐震壁で支持し、支持性能を有する基礎により支持する構造とする。降下火碎物による荷重を短期荷重とするために、30日以内に降下火碎物を適切に除去することを保安規定に定める。</p> <p>b. <u>原子炉建屋付属棟</u> (略)</p> <p>c. <u>タービン建屋</u> (略)</p> <p>d. <u>使用済燃料乾式貯蔵建屋</u> (略)</p>	<p>施設の違いによる差異である、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>燃料加工建屋以外の重大事故等対処設備を収納する建屋等については、後次回申請時に示す。</p>

MOX燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-3-4-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針】(7/29)

MOX燃料加工施設			発電炉	備考
添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-1-3-3	添付書類V-1-1-1-3-4-1	添付書類V-3別添2-1	
<p>直接降下火碎物の影響を受ける可能性があるため、降下火碎物の影響を考慮する施設として、以下のとおり選定する。</p> <p>a. 非常用所内電源設備の非常用発電機</p> <p>(4) 外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火碎物防護対象施設</p> <p>建屋内の降下火碎物防護対象施設のうち、外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火碎物防護対象施設については、降下火碎物の影響を受ける可能性があるため、降下火碎物の影響を考慮する施設として、以下のとおり選定する。</p> <p>a. 焼結設備、火災防護設備及び小規模試験設備のうち、空気を取り込む機構を有する制御盤及び監視盤</p> <p>b. 非常用所内電源設備のうち空気を取り込む機構を有する電気盤</p>	<p>る降下火碎物の影響を考慮する施設の機能設計上の性能目標を達成するために、各施設の機能設計の方針を定める。</p> <p>5.1 構造物への静的負荷を考慮する施設</p> <p>(1) 施設</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>(a) 燃料加工建屋の設計方針</p> <p>燃料加工建屋は、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.1 (3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>燃料加工建屋は、設計荷重(火山)に対し、建屋の構造健全性を維持することで、建屋内の降下火碎物防護対象施設に降下火碎物を堆積させない機能を維持する設計とする。</p> <p>降下火碎物の堆積による荷重を短期荷重とするために、降下火碎物を適切に除去する。</p>		<p>(1) 設備</p> <p>a. 残留熱除去系海水系ポンプ (略)</p> <p>b. 残留熱除去系海水系ストレーナ (略)</p> <p>c. 非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) 用海水ポンプ (略)</p> <p>d. 非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) 用海水ストレーナ (略)</p> <p>e. 非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) 吸気口 (略)</p> <p>f. 非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) 室ルーフベントファン (略)</p>	後次回申請で比較結果を示す。

MOX燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-3-4-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針】(8/29)

MOX燃料加工施設			発電炉	備考
添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-1-3-3	添付書類V-1-1-1-3-4-1	添付書類V-3別添2-1	
(5) 降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 降下火碎物防護対象施設等に対して、破損に伴う倒壊又は転倒による機械的影响を及ぼし得る施設及び付属施設の破損による機能的影响を及ぼし得る施設を降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設として抽出する。 a. 機械的影响を及ぼし得る施設 倒壊又は転倒により降下火碎物防護対象施設等に機械的影响を及ぼし得る施設としては、施設高さが低い施設は倒壊しても降下火碎物防護対象施設等に影響を与えないため、当該施設の高さと降下火碎物防護対象施設までの最短距離を比較することにより選定する。 なお、降下火碎物が堆積しにくい形状の施設については、降下火碎物が堆積したとしても倒壊しないことから、降下火碎物防護				

MOX燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-3-4-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針】(9/29)

MOX燃料加工施設			発電炉	備考
添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-1-3-3	添付書類V-1-1-1-3-4-1	添付書類V-3別添2-1	
対象施設等に機械的影響を及ぼし得る施設とならない。 上記を踏まえて選定した結果、降下火砕物防護対象施設等に機械的影響を及ぼし得る施設に該当する施設はない。				
b. 機能的影響を及ぼし得る施設 降下火砕物防護対象施設の屋外の付属設備の破損により降下火砕物防護対象施設に機能的影響を及ぼす可能性のある施設としては、降下火砕物の影響により降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわせるおそれがある施設を選定する。 なお、降下火砕物防護対象施設の屋外の付属設備は、降下火砕物防護対象施設の安全機能に影響を与えないよう設計していることから、降下火砕物防護対象施設等に機能的影響を及ぼし得る施設に該当する施設はない。	3.2 機能維持の方針 「V-1-1-1-3-3 降下火砕物	3.2 機能維持の方針 V-1-1-2-4-3 の「4. 要求機能及び性能		

MOX燃料加工施設－発電炉 記載比較
【V-1-1-1-3-4-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針】(10/29)

MOX燃料加工施設			発電炉	備考
添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-1-3-3	添付書類V-1-1-1-3-4-1	添付書類V-3別添2-1	
		<p>の影響を考慮する施設の設計方針」の「4. 要求機能及び性能目標」で設定している構造強度設計上の性能目標を達成するために、「3.1 構造強度の設計方針」に示す構造を踏まえ「V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針」で設定している荷重条件を適切に考慮して、施設の構造設計及びそれを踏まえた評価方針を設定する。</p> <p>(1) 建物・構築物</p> <p>a. 燃料加工建屋</p> <p>(a) 構造設計</p> <p>燃料加工建屋は、「3.1 構造強度の設計方針」で設定している設計方針及び「V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針」の「2.1.3 荷重の組合せ及び許容限界」で設定している荷重を踏まえ、以下の構造とする。</p> <p>燃料加工建屋は、鉄筋コンクリート造の屋根を、鉄筋コンクリート造の耐震壁で支持し、十分な支持性能を有する基礎により支持する構造とする。鉄筋コンクリート造の屋根及び鉄筋コンクリート造の耐震壁は適切な強度を有する構造とする。</p> <p>想定する設計荷重(火山)に対しては、降下火碎物が堆積する鉄筋コンクリート造の屋根に作用する構造とする。また、風荷重に対しては、鉄筋コンクリート造の耐震壁に作用する構造とする。</p> <p>燃料加工建屋の構造計画を第 3.2-1 表に示す。</p>	<p>目標」で設定している構造強度設計上の性能目標を達成するために、「3.1 構造強度の設計方針」に示す構造を踏まえ V-1-1-2-4-1 の「2.1.3(2) 荷重の組合せ及び許容限界」で設定している荷重条件を適切に考慮して、各施設の構造設計及びそれを踏まえた評価方針を設定する。</p> <p>(1) 設備 (以下、省略)</p> <p>(2) 建屋</p> <p>a. 原子炉建屋原子炉棟</p> <p>(a) 構造設計</p> <p>原子炉建屋原子炉棟は、「3.1 構造強度の設計方針」で設定している設計方針及び V-1-1-2-4-1 の「2.1.3(2) 荷重の組合せ及び許容限界」で設定する荷重を踏まえ、以下の構造とする。</p> <p>原子炉建屋原子炉棟は、鉄筋コンクリート造の屋根を、鉄筋コンクリート造の耐震壁で支持し、十分な支持性能を有する基礎により支持する構造とする。鉄筋コンクリート造の屋根及び鉄筋コンクリート造の耐震壁は適切な強度を有する構造とする。</p> <p>想定する降下火碎物及び積雪による荷重に対しては、降下火碎物が堆積する鉄筋コンクリート造の屋根に作用する構造とする。また、想定する風荷重に対しては、鉄筋コンクリート造の耐震壁に作用する構造とする。</p> <p>原子炉建屋原子炉棟の構造計画を表 3-7</p>	(11/27) にて記載

MOX燃料加工施設－発電炉 記載比較
【V-1-1-1-3-4-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針】(11/29)

MOX燃料加工施設			発電炉	備 考										
添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-1-3-3	添付書類V-1-1-1-3-4-1	添付書類V-3別添2-1											
		<p>(b) 評価方針</p> <p>燃料加工建屋は、「イ. 構造設計」を踏まえ、以下の強度評価方針とする。</p> <p>燃料加工建屋は、想定する設計荷重(火山)に対して、建屋が許容限界内に留まることを、<u>質点系モデル</u>を用いて確認する。</p> <p>設計荷重(火山)に対する強度評価を、「V-1-1-1-3-4-2-1 燃料加工建屋の強度計算書」に示す。</p> <p style="text-align: center;">第3.2-1表 燃料加工建屋の構造計画</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">施設 名称</td> <td colspan="2" style="border-bottom: 1px solid black; text-align: center;">計画の概要</td> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center;">説明図</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">主要構造</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">支持構造</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">燃料 加工 建屋</td> <td style="text-align: center;">鉄筋コン クリート 建造</td> <td style="text-align: center;">荷重は建 屋の外壁 を構成す る屋根及 び外壁に 作用し、 建屋に配 置された 耐震壁等 を介し、 基礎スラ ブへ伝達 する構造 とする。</td> <td style="text-align: center;"> 塔基階平面図 </td> </tr> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> A-A断面図 </div> <div style="text-align: center;"> B-B断面図 </div> </div>	施設 名称	計画の概要		説明図	主要構造	支持構造	燃料 加工 建屋	鉄筋コン クリート 建造	荷重は建 屋の外壁 を構成す る屋根及 び外壁に 作用し、 建屋に配 置された 耐震壁等 を介し、 基礎スラ ブへ伝達 する構造 とする。	 塔基階平面図	<p>に示す。</p> <p>(b) 評価方針</p> <p>原子炉建屋原子炉棟は、「(a) 構造設計」を踏まえ、以下の強度評価方針とする。</p> <p>想定する降下火砕物、風(台風)及び積雪を考慮した荷重に対し、原子炉建屋原子炉棟の屋根及び耐震壁が、「4.2 許容限界」で示す許容限界に留まることを「5. 強度評価方法」に示す<u>応力解析モデル</u>等を用いて確認する。</p> <p>降下火砕物による荷重及びその他の荷重に対する強度評価を、添付書類「V-3-別添2-1-7 建屋の強度計算書」に示す。</p>	<p>発電炉では、質点系モデルと3次元フレームモデルを用いている。一方、燃料加工建屋の評価では質点系モデルを用いており、用いたモデルを明確化した。</p>
施設 名称	計画の概要			説明図										
	主要構造	支持構造												
燃料 加工 建屋	鉄筋コン クリート 建造	荷重は建 屋の外壁 を構成す る屋根及 び外壁に 作用し、 建屋に配 置された 耐震壁等 を介し、 基礎スラ ブへ伝達 する構造 とする。	 塔基階平面図											

██████████については、核不拡散の観点から公開できません。

MOX燃料加工施設－発電炉 記載比較
【V-1-1-1-3-4-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針】(12/29)

MOX燃料加工施設			発電炉	備 考									
添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-1-3-3	添付書類V-1-1-1-3-4-1	添付書類V-3別添2-1										
			<p>表 3-7 原子炉建屋原子炉棟の構造計画 (2/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">施設 名称</th><th style="width: 40%;">計画の概要</th><th style="width: 50%;">説明図</th></tr> <tr> <th>主体構造</th><th>支持構造</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子 炉建屋 原子 炉棟</td><td> <p>荷重は建屋の外殻を構成する屋根及び外壁に作用し、耐震壁等を介して、基礎板へ伝達する構造とする。</p> <p>鉄筋コンクリート造の主体構造及び耐震構造の陸屋根で構成する。</p> </td><td>  <p>(東西方向断面) (南北方向断面)</p> </td></tr> </tbody> </table> <p>b. <u>原子炉建屋付属棟</u> (略)</p> <p>c. <u>タービン建屋</u> (略)</p> <p>d. <u>使用済燃料乾式貯蔵建屋</u> (略)</p> <p>(1) <u>設備</u></p> <p>a. <u>残留熱除去系海水系ポンプ</u> (略)</p> <p>b. <u>残留熱除去系海水系ストレーナ</u> (以下、省略)</p>	施設 名称	計画の概要	説明図	主体構造	支持構造		原子 炉建屋 原子 炉棟	<p>荷重は建屋の外殻を構成する屋根及び外壁に作用し、耐震壁等を介して、基礎板へ伝達する構造とする。</p> <p>鉄筋コンクリート造の主体構造及び耐震構造の陸屋根で構成する。</p>	 <p>(東西方向断面) (南北方向断面)</p>	後次回申請で比較結果を示す。
施設 名称	計画の概要	説明図											
主体構造	支持構造												
原子 炉建屋 原子 炉棟	<p>荷重は建屋の外殻を構成する屋根及び外壁に作用し、耐震壁等を介して、基礎板へ伝達する構造とする。</p> <p>鉄筋コンクリート造の主体構造及び耐震構造の陸屋根で構成する。</p>	 <p>(東西方向断面) (南北方向断面)</p>											

MOX燃料加工施設－発電炉 記載比較
【V-1-1-1-3-4-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針】(13/29)

MOX燃料加工施設			発電炉	備考
添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-1-3-3	添付書類V-1-1-1-3-4-1	添付書類V-3別添2-1	
		<p>4. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界評価対象施設の強度評価に用いる荷重及び荷重の組合せを「4.1 荷重及び荷重の組合せ」に、許容限界を「4.2 許容限界」に示す。</p> <p>4.1 荷重及び荷重の組合せ 評価対象施設の強度評価にて考慮する荷重は、「V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針」で設定しており、それらを「(1) 荷重の種類」に示す。</p> <p>また、「V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針」で設定している評価対象施設の強度評価にて考慮する荷重の組合せの考え方を踏まえ、強度評価において考慮すべき荷重の組合せを設定する。評価対象施設の荷重の組合せを「(2) 荷重の組合せ」に示す。</p> <p>(1) 荷重の種類</p> <p>a. 通常時に作用している荷重 通常時に作用している荷重は、「V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針」の「2.1.3 (1) a. 通常時に作用している荷重」に示す通常時に作用している荷重に従って、固定荷重、積載荷重とする。<u>な</u></p>	<p>4. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界 評価対象施設の強度評価に用いる荷重及び荷重の組合せを「4.1 荷重及び荷重の組合せ」に、許容限界を「4.2 許容限界」に示す。</p> <p>4.1 荷重及び荷重の組合せ 評価対象施設の強度評価にて考慮する荷重は、添付書類「V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち V-1-1-2-4-3 にて設定しており、それらを「(1) 荷重の種類」に示す。</p> <p>また、評価対象施設の強度評価にて考慮する荷重の組合せの考え方は、添付書類「V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち V-1-1-2-4-3 にて定めており、これらを踏まえて、強度評価において考慮すべき荷重の組合せを設定する。評価対象施設の荷重の組合せを「(2) 荷重の組合せ」に示す。</p> <p>(1) 荷重の種類</p> <p>a. 常時作用する荷重 (F_d) 常時作用する荷重は、V-1-1-2-4-1 の「2.1.3(2)a. 荷重の種類」で設定している常時作用している荷重に従って、持続的に生じる荷重である自重及び積載荷重とする。</p>	

MOX燃料加工施設－発電炉 記載比較
【V-1-1-1-3-4-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針】(14/29)

MOX燃料加工施設			発電炉	備 考
添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-1-3-3	添付書類V-1-1-1-3-4-1	添付書類V-3別添2-1	
		<p><u>お、除灰のために人員が積載する施設については、積載荷重として除灰時人員荷重を考慮する。</u></p> <p>b. 降下火碎物の堆積による荷重 降下火碎物の堆積による荷重は、「V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針」の「2.1.2 設計に用いる降下火碎物特性」の降下火碎物の特性及び「2.1.3 (1) b. 降下火碎物の堆積による荷重」に示す降下火碎物の堆積による荷重を踏まえて、湿潤密度 1.3 g/cm^3 の降下火碎物が 55cm 堆積した場合の荷重とする。</p> <p>c. 運転時荷重 <u>運転時荷重としては、「V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針」の「2.1.3 (1) c. 運転時荷重」を踏まえ、グローブボックス、ダクトにかかる内圧を考慮する。これらは設備、機器及び配管単位で考慮されるものであり、施設全体に対して運転時に作用することを想定する荷重はない。</u></p> <p>d. 積雪荷重 積雪深は、「V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針」の「2.1.3 荷重の組合せ及び許容限界」に示す組み合わせる積雪深さを踏まえて、降下火碎物堆積時の積雪荷重は青森県建築基準法施行細</p>	<p>b. 降下火碎物による荷重 (F_{v_0}) 降下火碎物による荷重は、V-1-1-2-4-1 の「2.1.2 設計に用いる降下火碎物特性」の降下火碎物の特性及び「2.1.3(2)a. 荷重の種類」に示す降下火碎物による荷重を踏まえて、湿潤密度 1.5 g/cm^3 の降下火碎物が 50 cm 堆積した場合の荷重とする。</p> <p>e. 運転時の状態で作用する荷重(F_p) 運転時の状態で作用する荷重としては、V-1-1-2-4-1 の「2.1.3(2)a. 荷重の種類」で設定している運転時の状態で作用する荷重に従って、ポンプのスラスト荷重等の運転時荷重とする。</p> <p>c. 積雪荷重 (F_s) 積雪深は、添付書類「V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうちV-1-1-2-1-1 「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」(以下「V</p>	<p>灰時人員荷重について強度計算書に記載しているが、MOX燃料加工施設では本資料にも記載する。</p> <p>建屋に対しては、運転時の状態で作用する荷重を考慮しないとする発電炉の整理と同じであるため、新たな論点が生じるものではない。</p>

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-3-4-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針】(15/29)

MOX 燃料加工施設			発電炉	備 考
添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-1-3-3	添付書類V-1-1-1-3-4-1	添付書類V-3別添2-1	
		<p>則（昭和36年2月9日青森県規則第20号）による六ヶ所村の垂直積雪量150cmに設定し、積雪荷重は積雪量1cmごとに30N/m²が作用することを考慮する。</p> <p>e. 風荷重 風荷重は、「V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針」の「2.1.3 荷重の組合せ及び許容限界」に示す組み合わせる風速を踏まえて、建築基準法施行令第87条および平成12年建設省告示第1454号に従い、地表面粗度区分Ⅱとし、地方の区分に応じて定められた風速 34m/s 及び施設の形状に基づき算定する。</p> <p>(2) 荷重の組合せ a. 降下火砕物の堆積による荷重、積雪荷重及び風荷重の組合せ 降下火砕物の堆積による荷重、積雪荷重及び風荷重については、それらの組合せを考慮し、自然現象の荷重として扱う。自然現象の</p>	<p>-1-1-2-1-1」という。)の「4.1(4) 自然現象の組合せの方針」に示す組み合わせる積雪深を踏まえて、茨城県建築基準法等施行細則（昭和45年3月9日茨城県規則第9号）による東海村の垂直積雪量 30 cm に平均的な積雪荷重*を与えるための係数 0.35 を考慮し 10.5 cm とする。積雪荷重については、建築基準法施行令第86条第2項により、積雪量 1 cm ごとに 20 N/m² の積雪荷重が作用することを考慮し設定する。 注記 *：建築物の構造関係技術基準解説書</p> <p>d. 風荷重 (W) 風速は、V-1-1-2-1-1 の「4.1(4) 自然現象の組合せの方針」に示す組み合わせる風速を踏まえて、建築基準法施行令に基づく平成12年建設省告示第1454号に定められた東海村の基準風速である 30 m/s とする。風荷重については、施設の形状により風力係数等が異なるため、施設ごとに設定する。</p> <p>e. 運転時の状態で作用する荷重(F_p) (2) 荷重の組合せ a. 降下火砕物による荷重、積雪荷重及び風荷重の組合せ 降下火砕物による荷重、積雪荷重及び風荷重については、それらの組合せを考慮し、自然現象の荷重として扱う。自然現象の</p>	(13/27) にて記載

MOX燃料加工施設－発電炉 記載比較
【V-1-1-1-3-4-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針】(16/29)

MOX燃料加工施設			発電炉	備 考
添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-1-3-3	添付書類V-1-1-1-3-4-1	添付書類V-3別添2-1	
		<p>荷重は短期荷重として扱う。</p> <p>b. 降下火碎物の影響を考慮する施設の荷重の組合せ</p> <p>降下火碎物の影響を考慮する施設の荷重の組合せについては、自然現象の荷重及び通常時に作用している荷重を組み合わせる。</p> <p>なお、通常時に作用している荷重、積雪荷重及び風荷重について、組み合わせることで降下火碎物の堆積による荷重の抗力となる場合には、評価結果が厳しい結果を与えるように荷重の算出において考慮しないこととする。</p> <p>上記を踏まえ、評価対象施設の強度評価における荷重の組合せの設定については、</p>	<p>象の荷重は短期荷重として扱う。</p> <p>b. 評価対象施設の荷重の組合せ</p> <p>評価対象施設の荷重の組合せについては、自然現象の荷重及び常時作用する荷重を組み合わせる。</p> <p><u>ただし、評価対象施設のうち残留熱除去系海水系ポンプ、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプは、動的機器であるため、運転時の状態で作用する荷重を考慮する。</u></p> <p><u>残留熱除去系海水系ストレーナ及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ストレーナは内包水の荷重を考慮する。</u></p> <p><u>非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）吸気口及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）室ルーフベントファンは完全開放された施設であるため、運転時の状態で作用する荷重は考慮しない。</u></p> <p>なお、常時作用する荷重、積雪荷重、風荷重及び運転時の状態で作用する荷重については、組み合わせることで降下火碎物による荷重の抗力となる場合には、評価結果が保守的となるよう荷重の算出において考慮しないこととする。</p> <p>上記を踏まえ、対象施設の強度評価における荷重の組合せの設定については、</p>	非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ及び海水ストレーナに係る項目については、MOX燃料加工施設に対象の施設がないことによる差異である。

MOX燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-3-4-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針】(17/29)

MOX燃料加工施設					発電炉					備考																																																																	
添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-1-3-3	添付書類V-1-1-1-3-4-1			添付書類V-3別添2-1																																																																						
		<p>施設の設置状況、構造等を考慮し設定する。評価対象施設ごとの荷重の組合せの考え方を第4.1-1表に示す。</p> <p>第4.1-1表 降下火砕物の影響を考慮する施設の荷重の組合せ ○：考慮する荷重を示す。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設分類</th> <th rowspan="2">施設名称</th> <th rowspan="2">評価項目</th> <th colspan="5">荷重の種類</th> </tr> <tr> <th>通常時に作用している荷重</th> <th>降下火砕物による荷重</th> <th>積雪荷重</th> <th>風荷重</th> <th>運転時の状態で作用する荷重</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建屋</td> <td>燃料加工建屋</td> <td>構造強度</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	施設分類	施設名称	評価項目	荷重の種類					通常時に作用している荷重	降下火砕物による荷重	積雪荷重	風荷重	運転時の状態で作用する荷重	建屋	燃料加工建屋	構造強度	○	○	○	○	—	<p>施設の設置状況及び構造等を考慮し設定する。対象施設ごとの荷重の組合せの考え方を表4-1に示す。</p> <p>表4-1 対象施設ごとの荷重の組合せ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設分類</th> <th rowspan="2">強度評価の対象施設</th> <th colspan="5">荷重*</th> </tr> <tr> <th>常時作用する荷重(F_a)</th> <th>降下火砕物による荷重($F_{v,o}$)</th> <th>積雪荷重(F_s)</th> <th>風荷重(W)</th> <th>運転時の状態で作用する荷重(F_p)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">設備</td> <td>・残留熱除去系海水系ポンプ ・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプ</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・残留熱除去系海水系ストレーナー ・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ストレーナー</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）吸気口</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）送排気口</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>建屋</td> <td>・原子炉建屋原子炉建屋 ・原子炉建屋付属建屋 ・タービン建屋 ・使用済燃料乾式貯蔵建屋</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *: ○は考慮する荷重を示す。</p>	施設分類	強度評価の対象施設	荷重*					常時作用する荷重(F_a)	降下火砕物による荷重($F_{v,o}$)	積雪荷重(F_s)	風荷重(W)	運転時の状態で作用する荷重(F_p)	設備	・残留熱除去系海水系ポンプ ・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプ	○	—	○	○	○	○	・残留熱除去系海水系ストレーナー ・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ストレーナー	○	—	○	○	○	○	・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）吸気口	○	—	○	○	○	—	・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）送排気口	○	—	○	○	○	—	建屋	・原子炉建屋原子炉建屋 ・原子炉建屋付属建屋 ・タービン建屋 ・使用済燃料乾式貯蔵建屋	○	○	—	○	○	○	—	
施設分類	施設名称	評価項目				荷重の種類																																																																					
			通常時に作用している荷重	降下火砕物による荷重	積雪荷重	風荷重	運転時の状態で作用する荷重																																																																				
建屋	燃料加工建屋	構造強度	○	○	○	○	—																																																																				
施設分類	強度評価の対象施設	荷重*																																																																									
		常時作用する荷重(F_a)	降下火砕物による荷重($F_{v,o}$)	積雪荷重(F_s)	風荷重(W)	運転時の状態で作用する荷重(F_p)																																																																					
設備	・残留熱除去系海水系ポンプ ・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプ	○	—	○	○	○	○																																																																				
	・残留熱除去系海水系ストレーナー ・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ストレーナー	○	—	○	○	○	○																																																																				
	・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）吸気口	○	—	○	○	○	—																																																																				
	・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）送排気口	○	—	○	○	○	—																																																																				
建屋	・原子炉建屋原子炉建屋 ・原子炉建屋付属建屋 ・タービン建屋 ・使用済燃料乾式貯蔵建屋	○	○	—	○	○	○	—																																																																			

(3) 荷重の算定方法

「4.1 (1) 荷重の種類」で設定している荷重のうち、「4.1 (2) a. 降下火砕物の堆積による荷重、積雪荷重及び風荷重の組合せ」で設定している自然現象の荷重の鉛直荷重及び水平荷重の算出式を以下に示す。鉛直荷重については、「V-1-1-1-3-4-2 火山への配慮が必要な施設の強度計算書」にて共通で使用するための算出式を用いた荷重の算出も行う。

(3) 荷重の算定方法

「4.1(1) 荷重の種類」で設定している荷重のうち、「4.1(2)a. 降下火砕物による荷重、積雪荷重及び風荷重の組合せ」で設定している自然現象の荷重の鉛直荷重及び水平荷重の算出式を以下に示す。鉛直荷重については、添付書類「V-3-別添2-1-1 残留熱除去系海水系ポンプの強度計算書」から添付書類「V-3-別添2-1-7 建屋の強度計算書」の各計算書にて共通

MOX燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-3-4-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針】(18/29)

MOX燃料加工施設			発電炉	備考																																																																																																																														
添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-1-3-3	添付書類V-1-1-1-3-4-1	添付書類V-3別添2-1																																																																																																																															
		<p>a. 記号の定義 荷重の算出に用いる記号を第4.1-2表に示す。</p> <p>第4.1-2表 荷重の算出に用いる記号</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>単位</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>m²</td> <td>風の受圧面積</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>—</td> <td>風力係数(「建築基準法及び同施行令」に基づき設定する。)</td> </tr> <tr> <td>E'</td> <td>—</td> <td>建築基準法施行令第87条第2項に規定する数値</td> </tr> <tr> <td>E_r</td> <td>—</td> <td>建設省告示第1454号第2項の規定によって算出した平均風速の高さ方向の分布を表す係数</td> </tr> <tr> <td>V₀</td> <td>m/s</td> <td>基準風速(V₀=34)</td> </tr> <tr> <td>W_v</td> <td>N/(m²・cm)</td> <td>湿潤状態の降下火砕物による単位荷重</td> </tr> <tr> <td>V_L</td> <td>N/m²</td> <td>単位面積当たりの湿潤状態の降下火砕物による鉛直荷重</td> </tr> <tr> <td>f_s</td> <td>N/(m²・cm)</td> <td>建築基準法施工令に基づき設定する積雪の単位荷重</td> </tr> <tr> <td>SL</td> <td>N/m²</td> <td>積雪荷重</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>—</td> <td>ガスト影響係数</td> </tr> <tr> <td>g</td> <td>m/s²</td> <td>重力加速度</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>m</td> <td>全高</td> </tr> <tr> <td>H_v</td> <td>cm</td> <td>降下火砕物の層厚</td> </tr> <tr> <td>H_s</td> <td>cm</td> <td>組合せ荷重として考慮する積雪深</td> </tr> <tr> <td>q</td> <td>N/m²</td> <td>設計用速度圧</td> </tr> <tr> <td>WL</td> <td>N</td> <td>風荷重</td> </tr> <tr> <td>Z_b</td> <td>m</td> <td>地表面粗度区分に応じて建設省告示第1454号に掲げる数字(Z_b=350)</td> </tr> <tr> <td>Z_d</td> <td>m</td> <td>地表面粗度区分に応じて建設省告示第1454号に掲げる数字(Z_d=5)</td> </tr> <tr> <td>α</td> <td>—</td> <td>地表面粗度区分に応じて建設省告示第1454号に掲げる数字($\alpha=0.15$)</td> </tr> <tr> <td>ρ</td> <td>kg/m³</td> <td>降下火砕物の湿潤密度</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 鉛直荷重 鉛直荷重については、湿潤状態の降下火砕物及び積雪を考慮する。 湿潤状態の降下火砕物の堆積による荷重は、次式のとおり算出する。</p>	記号	単位	定義	A	m ²	風の受圧面積	C	—	風力係数(「建築基準法及び同施行令」に基づき設定する。)	E'	—	建築基準法施行令第87条第2項に規定する数値	E _r	—	建設省告示第1454号第2項の規定によって算出した平均風速の高さ方向の分布を表す係数	V ₀	m/s	基準風速(V ₀ =34)	W _v	N/(m ² ・cm)	湿潤状態の降下火砕物による単位荷重	V _L	N/m ²	単位面積当たりの湿潤状態の降下火砕物による鉛直荷重	f _s	N/(m ² ・cm)	建築基準法施工令に基づき設定する積雪の単位荷重	SL	N/m ²	積雪荷重	G	—	ガスト影響係数	g	m/s ²	重力加速度	H	m	全高	H _v	cm	降下火砕物の層厚	H _s	cm	組合せ荷重として考慮する積雪深	q	N/m ²	設計用速度圧	WL	N	風荷重	Z _b	m	地表面粗度区分に応じて建設省告示第1454号に掲げる数字(Z _b =350)	Z _d	m	地表面粗度区分に応じて建設省告示第1454号に掲げる数字(Z _d =5)	α	—	地表面粗度区分に応じて建設省告示第1454号に掲げる数字($\alpha=0.15$)	ρ	kg/m ³	降下火砕物の湿潤密度	で使用するための算出式を用いた荷重の算出も行う。	<p>a. 記号の定義 荷重の算出に用いる記号を表4-2に示す。</p> <p>表4-2 荷重の算出に用いる記号</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>単位</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A₁</td> <td>m²</td> <td>風の受圧面積(風向に垂直な面に投影した面積)</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>—</td> <td>風力係数</td> </tr> <tr> <td>E'</td> <td>—</td> <td>建築基準法施行令第87条第2項に規定する数値</td> </tr> <tr> <td>E_r</td> <td>—</td> <td>建設省告示第1454号の規定によって算出した平均風速の高さ方向の分布を表す係数</td> </tr> <tr> <td>F_{v0}</td> <td>N/m²</td> <td>湿潤状態の降下火砕物による荷重</td> </tr> <tr> <td>F_s</td> <td>N/m²</td> <td>積雪荷重</td> </tr> <tr> <td>F_{s'}</td> <td>N/m²</td> <td>単位面積当たりの降下火砕物等堆積による鉛直荷重</td> </tr> <tr> <td>f_s</td> <td>N/(m²・cm)</td> <td>建築基準法施行令に基づき設定する積雪の単位荷重</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>—</td> <td>ガスト影響係数</td> </tr> <tr> <td>g</td> <td>m/s²</td> <td>重力加速度</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>m</td> <td>全高</td> </tr> <tr> <td>H_v</td> <td>m</td> <td>降下火砕物の層厚</td> </tr> <tr> <td>H_s</td> <td>cm</td> <td>組合せ荷重として考慮する積雪深</td> </tr> <tr> <td>q</td> <td>N/m²</td> <td>設計用速度圧</td> </tr> <tr> <td>V₀</td> <td>m/s</td> <td>基準風速</td> </tr> <tr> <td>W</td> <td>N</td> <td>風荷重</td> </tr> <tr> <td>Z_b</td> <td>m</td> <td>地表面粗度区分に応じて建設省告示第1454号に掲げる数値</td> </tr> <tr> <td>Z_d</td> <td>m</td> <td>地表面粗度区分に応じて建設省告示第1454号に掲げる数値</td> </tr> <tr> <td>α</td> <td>—</td> <td>地表面粗度区分に応じて建設省告示第1454号に掲げる数値</td> </tr> <tr> <td>ρ</td> <td>kg/m³</td> <td>降下火砕物の湿潤密度</td> </tr> </tbody> </table>	記号	単位	定義	A ₁	m ²	風の受圧面積(風向に垂直な面に投影した面積)	C	—	風力係数	E'	—	建築基準法施行令第87条第2項に規定する数値	E _r	—	建設省告示第1454号の規定によって算出した平均風速の高さ方向の分布を表す係数	F _{v0}	N/m ²	湿潤状態の降下火砕物による荷重	F _s	N/m ²	積雪荷重	F _{s'}	N/m ²	単位面積当たりの降下火砕物等堆積による鉛直荷重	f _s	N/(m ² ・cm)	建築基準法施行令に基づき設定する積雪の単位荷重	G	—	ガスト影響係数	g	m/s ²	重力加速度	H	m	全高	H _v	m	降下火砕物の層厚	H _s	cm	組合せ荷重として考慮する積雪深	q	N/m ²	設計用速度圧	V ₀	m/s	基準風速	W	N	風荷重	Z _b	m	地表面粗度区分に応じて建設省告示第1454号に掲げる数値	Z _d	m	地表面粗度区分に応じて建設省告示第1454号に掲げる数値	α	—	地表面粗度区分に応じて建設省告示第1454号に掲げる数値	ρ	kg/m ³	降下火砕物の湿潤密度
記号	単位	定義																																																																																																																																
A	m ²	風の受圧面積																																																																																																																																
C	—	風力係数(「建築基準法及び同施行令」に基づき設定する。)																																																																																																																																
E'	—	建築基準法施行令第87条第2項に規定する数値																																																																																																																																
E _r	—	建設省告示第1454号第2項の規定によって算出した平均風速の高さ方向の分布を表す係数																																																																																																																																
V ₀	m/s	基準風速(V ₀ =34)																																																																																																																																
W _v	N/(m ² ・cm)	湿潤状態の降下火砕物による単位荷重																																																																																																																																
V _L	N/m ²	単位面積当たりの湿潤状態の降下火砕物による鉛直荷重																																																																																																																																
f _s	N/(m ² ・cm)	建築基準法施工令に基づき設定する積雪の単位荷重																																																																																																																																
SL	N/m ²	積雪荷重																																																																																																																																
G	—	ガスト影響係数																																																																																																																																
g	m/s ²	重力加速度																																																																																																																																
H	m	全高																																																																																																																																
H _v	cm	降下火砕物の層厚																																																																																																																																
H _s	cm	組合せ荷重として考慮する積雪深																																																																																																																																
q	N/m ²	設計用速度圧																																																																																																																																
WL	N	風荷重																																																																																																																																
Z _b	m	地表面粗度区分に応じて建設省告示第1454号に掲げる数字(Z _b =350)																																																																																																																																
Z _d	m	地表面粗度区分に応じて建設省告示第1454号に掲げる数字(Z _d =5)																																																																																																																																
α	—	地表面粗度区分に応じて建設省告示第1454号に掲げる数字($\alpha=0.15$)																																																																																																																																
ρ	kg/m ³	降下火砕物の湿潤密度																																																																																																																																
記号	単位	定義																																																																																																																																
A ₁	m ²	風の受圧面積(風向に垂直な面に投影した面積)																																																																																																																																
C	—	風力係数																																																																																																																																
E'	—	建築基準法施行令第87条第2項に規定する数値																																																																																																																																
E _r	—	建設省告示第1454号の規定によって算出した平均風速の高さ方向の分布を表す係数																																																																																																																																
F _{v0}	N/m ²	湿潤状態の降下火砕物による荷重																																																																																																																																
F _s	N/m ²	積雪荷重																																																																																																																																
F _{s'}	N/m ²	単位面積当たりの降下火砕物等堆積による鉛直荷重																																																																																																																																
f _s	N/(m ² ・cm)	建築基準法施行令に基づき設定する積雪の単位荷重																																																																																																																																
G	—	ガスト影響係数																																																																																																																																
g	m/s ²	重力加速度																																																																																																																																
H	m	全高																																																																																																																																
H _v	m	降下火砕物の層厚																																																																																																																																
H _s	cm	組合せ荷重として考慮する積雪深																																																																																																																																
q	N/m ²	設計用速度圧																																																																																																																																
V ₀	m/s	基準風速																																																																																																																																
W	N	風荷重																																																																																																																																
Z _b	m	地表面粗度区分に応じて建設省告示第1454号に掲げる数値																																																																																																																																
Z _d	m	地表面粗度区分に応じて建設省告示第1454号に掲げる数値																																																																																																																																
α	—	地表面粗度区分に応じて建設省告示第1454号に掲げる数値																																																																																																																																
ρ	kg/m ³	降下火砕物の湿潤密度																																																																																																																																

MOX燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-3-4-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針】(19/29)

MOX燃料加工施設					発電炉	備考																		
添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-1-3-3	添付書類V-1-1-1-3-4-1	添付書類V-3別添2-1																					
		$W_v = \rho \cdot g$ $VL = W_v \cdot H_v$ 積雪荷重は、次式のとおり算出する。 $SL = f_s \cdot H_s$ 第4.1-3表に入力条件を示す。 <p style="text-align: center;">第4.1-3表 入力条件</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>ρ (kg/m³)</th> <th>g (m/s²)</th> <th>H_v (cm)</th> <th>f_s (N/(m² · cm))</th> <th>H_s (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1300</td> <td>9.80665</td> <td>55</td> <td>30</td> <td>150</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記式より W_v は $128N/(m^2 \cdot cm)$ と算出されるが、保守的に $W_v = 130N/(m^2 \cdot cm)$ とする。 よって、 $VL = 7150N/m^2$, $SL = 4500N/m^2$ である。</p> <p>c. 水平荷重 水平荷重については、風を考慮する。風速を建築基準法施行令の基準風速に基づき $34m/s$ に設定し、風荷重については施設の形状により異なるため施設ごとに算出する。</p> <p>風荷重の算出式は建築基準法施行令第87条に基づき、以下のとおりである。 $WL = q \cdot C \cdot A$</p>	ρ (kg/m ³)	g (m/s ²)	H_v (cm)	f_s (N/(m ² · cm))	H_s (cm)	1300	9.80665	55	30	150	$F_{v0} = \rho \cdot g \cdot H_v$ 積雪荷重は、次式のとおり算出する。 $F_s = f_s \cdot H_s$ 表4-3に入力条件を示す。 <p style="text-align: center;">表4-3 入力条件</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>ρ (kg/m³)</th> <th>g (m/s²)</th> <th>H_v (m)</th> <th>f_s (N/(m² · cm))</th> <th>H_s (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1500</td> <td>9.80665</td> <td>0.5</td> <td>20</td> <td>10.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記式より、 $F_{v0} = 7355 N/m^2$, $F_s = 210 N/m^2$ である。</p> <p><u>湿潤状態の降下火砕物に積雪を踏まえた鉛直荷重（以下「降下火砕物等堆積による鉛直荷重」という。）は、次式のとおり算出する。</u> $F_v' = F_{v0} + F_s$ <u>以上より、 $F_v' = 7565 N/m^2$ とする。</u></p> <p>c. 水平荷重 水平荷重については、風を考慮する。風速を建築基準法施行令の基準風速に基づき $30 m/s$ に設定し、風荷重については施設の形状により異なるため施設ごとに算出する。</p> <p>風荷重の算出式は建築基準法施行令第87条に基づき、以下のとおりである。 $W = q \cdot C \cdot A_1$</p>	ρ (kg/m ³)	g (m/s ²)	H_v (m)	f_s (N/(m ² · cm))	H_s (cm)	1500	9.80665	0.5	20	10.5	発電炉では、降下火砕物等は降灰荷重と積雪荷重の合計値を示している。MOX燃料加工施設においては、「V-1-1-1-3-4-2-1 燃料加工建屋の強度計算書」にて燃料加工建屋に用いる荷重を個別に示すため、方針書に
ρ (kg/m ³)	g (m/s ²)	H_v (cm)	f_s (N/(m ² · cm))	H_s (cm)																				
1300	9.80665	55	30	150																				
ρ (kg/m ³)	g (m/s ²)	H_v (m)	f_s (N/(m ² · cm))	H_s (cm)																				
1500	9.80665	0.5	20	10.5																				

MOX燃料加工施設－発電炉 記載比較
【V-1-1-1-3-4-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針】(20/29)

MOX燃料加工施設			発電炉	備 考
添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-1-3-3	添付書類V-1-1-1-3-4-1	添付書類V-3別添2-1	
		<p>ここで</p> $q = 0.6 \cdot E' \cdot V_D^2$ $E' = E_r^2 \cdot G$ $E_r = 1.7 \cdot (H/Z_G)^\alpha$ (HがZ_bを超える場合) $E_r = 1.7 \cdot (Z_b/Z_G)^\alpha$ (HがZ_b以下の場合)	<p>ここで</p> $q = 0.6 \cdot E' \cdot V_D^2$ $E' = E_r^2 \cdot G$ $E_r = 1.7 \cdot (H/Z_G)^\alpha$ (HがZ_bを超える場合) $E_r = 1.7 \cdot (Z_b/Z_G)^\alpha$ (HがZ_b以下の場合)	おいても合算せずに個別で荷重を示す。
		<p>4.2 許容限界</p> <p>(1) 建物・構築物</p> <p>a. 燃料加工建屋</p> <p>燃料加工建屋の許容限界は、「V-1-1-3-3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針」の「4. 要求機能及び性能目標」で設定している燃料加工建屋の性能目標及び「3.2 機能維持の方針」に示す評価方針を踏まえて、評価対象部位ごとに設定する。</p>	<p>4.2 許容限界</p> <p>許容限界は、V-1-1-2-4-3 の「4. 要求機能及び性能目標」で設定している構造強度設計上の性能目標及び「3.2 機能維持の方針」に示す評価方針を踏まえて、評価対象部位ごとに設定する。</p> <p>「4.1 荷重及び荷重の組合せ」で設定している荷重及び荷重の組合せを含めた、評価対象部位ごとの許容限界を表4-4に示す。</p> <p>対象施設ごとの許容限界の詳細は、各計算書で評価対象部位の損傷モードを踏まえ、評価項目を選定し定める。</p> <p>(1) 設備 (以下、省略)</p> <p>(2) 建屋</p> <p>a. 原子炉建屋原子炉棟</p> <p>原子炉建屋原子炉棟の許容限界は、V-1-1-2-4-3 の「4. 要求機能及び性能目標」で設定している原子炉建屋原子炉棟の性能目標及び「3.2 機能維持の方針」に示す評価方針を踏まえて、評価対象部位ごとに設定する。</p>	<p>本添付書類では燃料加工建屋のみの強度計算の方針を示しており、発電炉と構成が異なる。以下 b. ~d. まで同様。なお、重大事故等対象設備を収納する建屋（緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所）については、後次回申請時に説明する。</p> <p>(22/28) にて記載</p>

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較
【V-1-1-1-3-4-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針】(21/29)

MOX 燃料加工施設			発電炉	備 考
添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-1-3-3	添付書類V-1-1-1-3-4-1	添付書類V-3 別添 2-1	
		<p>(a) 屋根</p> <p>燃料加工建屋の構造強度評価においては、<u>降下火砕物及び積雪の堆積による鉛直荷重、風荷重及びその他の荷重に対し、評価対象部位に求められる機能が担保できる許容限界を設定する。</u>屋根は、構造健全性を維持することを性能目標としていることから、終局耐力に対して妥当な安全裕度を有する許容限界を設定する。</p> <p><u>具体的には、設計時長期荷重に対して、設計荷重(火山)の比が、鉄筋の長期許容応力度に対する短期許容応力度の比(以下「許容応力度比」という。)を下回ることを確認する。</u>鉄筋の長期許容応力度及び短期許容応力度は、<u>鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説(以下「RC 規準」という。)に基づくものとする。</u>許容応力度比は、<u>RC 基準に示されるコンクリートの許容応力度、鉄筋の許容応力度及び鉄筋のコンクリートに対する許容付着応力度の許容応力度比の最小値を、許容限界として設定する。</u></p> <p><u>以上より、鉄筋の許容応力度比の許容限界は 1.5 とする。</u></p> <p>(b) 耐震壁</p> <p>燃料加工建屋の構造強度評価においては、<u>降下火砕物等堆積による鉛直荷重、風荷重及びその他の荷重に対し、構造健全性を維持することを性能目標としていることから原子力発電所耐震設計技術指針(JEAG4601)の考え方に基づき終局点のせん断ひずみ度 4.0×10^{-3} に安全率 2 を有するようコンクリートせ</u></p>	<p>(a) 屋根</p> <p>原子炉建屋原子炉棟の構造強度評価においては、<u>降下火砕物等堆積による鉛直荷重、風荷重及びその他の荷重に対し、評価対象部位に求められる機能が担保できる許容限界を設定する。</u>屋根スラブは、原子炉建屋原子炉棟の要求機能である放射性物質の閉じ込め機能(以下「気密性」という。)及び放射線の遮蔽機能(以下「遮蔽性」という。)を担保するために、原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説(以下「RC-N 規準」という。)に基づく短期許容応力度を許容限界として設定する。</p> <p><u>また、主トラス及び母屋(二次部材)は、構造健全性を維持することを性能目標としていることから、終局耐力に対して妥当な安全裕度を有する許容限界を設定する。</u></p> <p>(b) 耐震壁</p> <p>原子炉建屋原子炉棟の構造強度評価においては、<u>降下火砕物等堆積による鉛直荷重、風荷重及びその他の荷重に対し、構造健全性を維持することを性能目標としていることから J E A G 4 6 0 1 に基づき最大せん断ひずみ 2.0×10^{-3} を耐震壁の許容限界として設定する。</u></p>	<p>「降下火砕物等堆積」の等は、降下火砕物の他に積雪であるため、等を明確化した。</p> <p>発電炉は FEM 解析により評価をしているが、MOX 燃料加工施設では、長期荷重と短期荷重により応力度比にて評価を行っている。発電炉と MOX 燃料加工施設の許容限界は同じであるため、発電炉のような詳細な解析を行う必要がない。</p>

MOX燃料加工施設－発電炉 記載比較
【V-1-1-1-3-4-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針】(22/29)

MOX燃料加工施設			発電炉	備考
添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-1-3-3	添付書類V-1-1-1-3-4-1	添付書類V-3別添2-1	
		ん断ひずみ度 2.0×10^{-3} を耐震壁の許容限界として設定する。	<p>b. <u>原子炉建屋付属棟</u> (略)</p> <p>c. <u>タービン建屋</u> (略)</p> <p>d. <u>使用済燃料乾式貯蔵建屋</u> (略)</p> <p>表4-4 施設ごとの許容限界 (1/6) (略)</p> <p>表4-4 施設ごとの許容限界 (2/6) (略)</p>	後次回申請で比較結果を示す。

MOX燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-3-4-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針】(23/29)

MOX燃料加工施設			発電炉			備考																											
添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-1-3-3	添付書類V-1-1-1-3-4-1	添付書類V-3別添2-1																														
						表4-4 施設ごとの許容限界 (3/6)																											
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名 称</th><th>要 求 機 能</th><th>構造強度 設計上の 性能目標</th><th>部位</th><th>構造健全性維持 のための考え方</th><th>許容限界</th><th>評価に用いる 基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原子炉建屋原子炉 棟</td><td rowspan="3">構造健全性 を維持する こと</td><td rowspan="3">屋根 スラブ</td><td rowspan="3">屋根 主トラス 母屋 (二次部材)</td><td>終局耐力に対し妥 当な安全余裕を有 する許容限界</td><td>R C-N規準の 短期許容応力度**</td><td></td></tr> <tr> <td>部材に生じる応力が 構造強度を確保する ための許容限界を超 えないことを確認</td><td>終局耐力に対し妥 当な安全余裕を有 する許容限界</td><td>弹性限耐力*2</td></tr> <tr> <td>最大せん断ひずみが 構造強度を確保する ための許容限界を超 えないことを確認</td><td>最大せん断 ひずみ 2.0×10^{-3}</td><td>最大せん断 ひずみ 2.0×10^{-3}</td></tr> <tr> <td>換気性能と あいまって 換気機能を維 持すること</td><td>屋根 スラブ</td><td>部材に生じる応力が 換気性能を維持するた めの許容限界を超 えないことを確認</td><td>短期許容応力度</td><td>R C-N規準の 短期許容応力度</td></tr> <tr> <td>遮蔽体の損 傷により遮 蔽機能を損 なわないこ と</td><td>屋根 スラブ</td><td>部材に生じる応力が 遮蔽性を維持するた めの許容限界を超 えないことを確認</td><td>短期許容応力度</td><td>R C-N規準の 短期許容応力度</td></tr> </tbody> </table>	施設名 称	要 求 機 能	構造強度 設計上の 性能目標	部位	構造健全性維持 のための考え方	許容限界	評価に用いる 基準	原子炉建屋原子炉 棟	構造健全性 を維持する こと	屋根 スラブ	屋根 主トラス 母屋 (二次部材)	終局耐力に対し妥 当な安全余裕を有 する許容限界	R C-N規準の 短期許容応力度**		部材に生じる応力が 構造強度を確保する ための許容限界を超 えないことを確認	終局耐力に対し妥 当な安全余裕を有 する許容限界	弹性限耐力*2	最大せん断ひずみが 構造強度を確保する ための許容限界を超 えないことを確認	最大せん断 ひずみ 2.0×10^{-3}	最大せん断 ひずみ 2.0×10^{-3}	換気性能と あいまって 換気機能を維 持すること	屋根 スラブ	部材に生じる応力が 換気性能を維持するた めの許容限界を超 えないことを確認	短期許容応力度	R C-N規準の 短期許容応力度	遮蔽体の損 傷により遮 蔽機能を損 なわないこ と	屋根 スラブ	部材に生じる応力が 遮蔽性を維持するた めの許容限界を超 えないことを確認	短期許容応力度	R C-N規準の 短期許容応力度
施設名 称	要 求 機 能	構造強度 設計上の 性能目標	部位	構造健全性維持 のための考え方	許容限界	評価に用いる 基準																											
原子炉建屋原子炉 棟	構造健全性 を維持する こと	屋根 スラブ	屋根 主トラス 母屋 (二次部材)	終局耐力に対し妥 当な安全余裕を有 する許容限界	R C-N規準の 短期許容応力度**																												
				部材に生じる応力が 構造強度を確保する ための許容限界を超 えないことを確認	終局耐力に対し妥 当な安全余裕を有 する許容限界	弹性限耐力*2																											
				最大せん断ひずみが 構造強度を確保する ための許容限界を超 えないことを確認	最大せん断 ひずみ 2.0×10^{-3}	最大せん断 ひずみ 2.0×10^{-3}																											
	換気性能と あいまって 換気機能を維 持すること	屋根 スラブ	部材に生じる応力が 換気性能を維持するた めの許容限界を超 えないことを確認	短期許容応力度	R C-N規準の 短期許容応力度																												
遮蔽体の損 傷により遮 蔽機能を損 なわないこ と	屋根 スラブ	部材に生じる応力が 遮蔽性を維持するた めの許容限界を超 えないことを確認	短期許容応力度	R C-N規準の 短期許容応力度																													
						注記 *1: 構造強度に對しては、「終局耐力に対し妥当な安全余裕を有する許容限界」が許容限界となるが、気密性、遮蔽性において「短期許容応力度」を許容限界としていることから、「原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（(社)日本建築学会、2005）」（以下「R C-N規準」という。）の短期許容応力度で評価 *2: 弹性限耐力として「鋼構造設計規準—許容応力度設計法—（(社)日本建築学会、2005）」（以下「S規準」という。）の短期許容応力度の評価式に平成12年建設省告示第2464号に基づきF値×1.1を適用																											
						後次回申請で 比較結果を示 す。																											
						表4-4 施設ごとの許容限界 (4/6) (略)																											
						表4-4 施設ごとの許容限界 (5/6) (略)																											
						表4-4 施設ごとの許容限界 (6/6) (略)																											
						表4-5 JEAG4601「クラス2,3容 器」の許容限界 (略)																											
						表4-6 JEAG4601「クラス2,3支 持構造物」の許容限界																											

MOX燃料加工施設－発電炉 記載比較
【V-1-1-1-3-4-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針】(24/29)

MOX燃料加工施設			発電炉	備 考
添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-1-3-3	添付書類V-1-1-1-3-4-1	添付書類V-3別添2-1	
			<p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>(1) 設備</u></p> <p>a. <u>残留熱除去系海水系ポンプ</u> (略) b. <u>残留熱除去系海水系ストレーナ</u> (以下、省略)</p> </div>	
		<p>5. 強度評価方法</p> <p>評価手法は、以下に示す解析法により、適用性に留意の上、規格、基準類及び既文献において適用が妥当とされる手法に基づき実施することを基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質点系モデルを用いた計算 <p>風荷重による影響を考慮する施設については、建築基準法施行令等に基づき風荷重を考慮し、建屋の受圧面に対して等分布荷重として扱って良いことから、評価上高さの1/2又は荷重作用点より高い重心位置に集中荷重として作用するものとする。</p> <p>建屋の強度評価方法を以下に示す。</p>	<p>5. 強度評価方法</p> <p>評価手法は、以下に示す解析法により、適用性に留意の上、規格及び基準類や既文献において適用が妥当とされる手法に基づき実施することを基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FEM等を用いた解析法 ・定式化された評価式を用いた解析法 <p>風荷重による影響を考慮する施設については、建築基準法施行令等に基づき風荷重を考慮し、設備の受圧面に対して等分布荷重として扱って良いことから、評価上高さの1/2又は荷重作用点より高い重心位置に集中荷重として作用するものとしており、<u>これはJEAG4601耐震評価における1質点モデルと等価なものであり、地震荷重を風荷重と置き換えるJEAG4601に基づき評価を行う。</u> <u>風荷重を考慮した、降下火碎物等堆積による鉛直荷重が作用する場合に強度評価を行う施設のうち、設備及び建屋の強度評価方法を以下に示す。</u></p>	<p>具体的対象は当該設備を申請する後次回申請時に比較結果を示す。 強度評価において、発電炉は1質点モデルを用いているが、MOX燃料加工施設における建屋は質点系モデル用いているため、記載に差異があるが、MOX燃料加工施設においても発電炉同様にJEAG4601に</p>

MOX燃料加工施設－発電炉 記載比較
【V-1-1-1-3-4-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針】(25/29)

MOX燃料加工施設			発電炉	備考
添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-1-3-3	添付書類V-1-1-1-3-4-1	添付書類V-3別添2-1	
		<p>5.1 建物・構築物</p> <p>(1) 評価条件</p> <p>建屋の強度評価を行う場合、以下の条件に従うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 屋根は、<u>設計時長期荷重に対する、設計荷重(火山)の比により評価する。</u> b. 耐震壁は、質点系モデルを用いて評価を行う。 c. <u>降下火碎物及び積雪の堆積による鉛直荷重を短期荷重として評価する。</u> d. <u>降下火碎物の堆積による鉛直荷重として 7150N/m², 積雪の堆積による鉛直荷重として 4500N/m², 風荷重については基準風速 34m/s を考慮する。</u> e. 風荷重の算出は、建屋の形状を考慮して算出した風力係数及び受圧面積に基づき実施し、受圧面積算定において、隣接する建屋の遮断効果による面積の低減は考慮しない。 f. 水平方向の風荷重が作用した場合、屋根に対し鉛直上向きの荷重が働き下向き荷重は低減されるため、屋根面の評価において 	<p>(1) 設備 (以下、省略)</p> <p>5.2 建屋</p> <p>(1) 評価条件</p> <p>建屋の強度評価を行う場合、以下の条件に従うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 屋根は、<u>応力解析モデルを用いて評価を行う。</u> b. 耐震壁及び鉄骨架構は、質点系解析モデルを用いて評価を行う。 c. <u>降下火碎物等堆積による鉛直荷重を短期荷重として評価する。</u> d. <u>降下火碎物等堆積による鉛直荷重として 7565 N/m², 風荷重については基準風速 30 m/s を考慮する。</u> e. 風荷重の算出は、建屋の形状を考慮して算出した風力係数及び受圧面積に基づき実施し、受圧面積算定において、隣接する建屋の遮断効果による面積の低減は考慮しない。 f. 水平方向の風荷重が作用した場合、屋根に対し鉛直上向きの荷重が働き下向き荷重は低減されるため、屋根面の評 	<p>基づいた評価を行ったため、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>(26/27)にて記載</p> <p>4.2(1)a.にて説明している評価手法の違いによる記載の差異。</p> <p>発電炉では、降下火碎物等は降灰荷重と積雪荷重の合計値を示している。MOX燃料加工施設においては、「V-1-1-1-3-4-1 燃料加工建屋の強度計算書」にて燃料加工建屋に用いる荷重を個別に示すため、方針書においても合算</p>

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較
【V-1-1-1-3-4-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針】(26/29)

MOX 燃料加工施設			発電炉	備 考																																
添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-1-3-3	添付書類V-1-1-1-3-4-1	添付書類V-3別添2-1																																	
		<p>ては、保守的に水平方向の風荷重は考慮しない。</p> <p>(2) 評価対象部位 評価対象部位及び評価内容を第 5.-1 表に示す。</p> <p style="text-align: center;">第 5.-1 表 評価対象部位および評価内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">評価対象部位</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">応力等の状態</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">屋根</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">比較荷重</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">耐震壁</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">変形</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 強度評価方法</p>	評価対象部位	応力等の状態	屋根	比較荷重	耐震壁	変形	<p>価においては、保守的に水平方向の風荷重は考慮しない。</p> <p>g. <u>質点系解析モデルの復元力特性の設定</u>においては、鉛直荷重の増加による軸力を考慮すると第 1 折れ点の増大が見込まれるため、耐震壁及び鉄骨架構の評価においては、保守的に降下火砕物等堆積による鉛直荷重は考慮しない。</p> <p>(2) 評価対象部位 評価対象部位及び評価内容を表 5.2-1 に示す。</p> <p style="text-align: center;">表 5.2-1 評価対象部位及び評価内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">評価対象部位</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">応力等の状態</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">屋根</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">曲げ、せん断、圧縮、引張</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">耐震壁</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">変形</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">鉄骨架構</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">変形</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 強度評価方法 a. 記号の定義 建屋の強度評価に用いる記号を表 5.2-2 に示す。</p> <p style="text-align: center;">表 5.2-2 建屋の強度評価に用いる記号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">記号</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">単位</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">定義</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">F_d</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">N/m^2</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">固定荷重</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">F_1</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">N/m^2</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">積載荷重</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">F_s</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">N/m^2</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">積雪荷重</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">F_{v0}</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">N/m^2</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">降下火砕物堆積による鉛直荷重</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">W</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">N</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">風荷重</td></tr> </tbody> </table>	評価対象部位	応力等の状態	屋根	曲げ、せん断、圧縮、引張	耐震壁	変形	鉄骨架構	変形	記号	単位	定義	F_d	N/m^2	固定荷重	F_1	N/m^2	積載荷重	F_s	N/m^2	積雪荷重	F_{v0}	N/m^2	降下火砕物堆積による鉛直荷重	W	N	風荷重	<p>せずに個別で荷重を示す。</p> <p>MOX 燃料加工施設では降下火砕物による鉛直荷重を考慮して評価している。</p>
評価対象部位	応力等の状態																																			
屋根	比較荷重																																			
耐震壁	変形																																			
評価対象部位	応力等の状態																																			
屋根	曲げ、せん断、圧縮、引張																																			
耐震壁	変形																																			
鉄骨架構	変形																																			
記号	単位	定義																																		
F_d	N/m^2	固定荷重																																		
F_1	N/m^2	積載荷重																																		
F_s	N/m^2	積雪荷重																																		
F_{v0}	N/m^2	降下火砕物堆積による鉛直荷重																																		
W	N	風荷重																																		

MOX燃料加工施設－発電炉 記載比較
【V-1-1-1-3-4-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針】(27/29)

MOX燃料加工施設			発電炉	備考
添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-1-3-3	添付書類V-1-1-1-3-4-1	添付書類V-3別添2-1	
		<p>a. 屋根の応力計算</p> <p>屋根は、<u>設計時長期荷重</u>に対する、<u>設計荷重(火山)</u>積灰荷重、積雪荷重及び通常時に作用している荷重の和の比による評価式を用いて計算により確認する。設計時長期荷重に対して、設計荷重(火山)の比が、鉄筋の長期許容応力度に対する短期許容応力度の比を下回ることを確認する。</p> <p>b. 耐震壁の応答計算</p> <p>質点系モデルを用いて、風荷重により耐震壁に発生するせん断ひずみを求める。</p> <p>具体的な計算の方法及び結果は、「V-1-1-3-4-2-1 燃料加工建屋の強度計算書」に示す。</p>	<p>b. 屋根の応力計算</p> <p>応力解析モデルを用いて、屋根に作用する固定荷重、積載荷重、積雪荷重、降下火碎物堆積等による鉛直荷重により屋根に発生する応力を求める。</p> <p>c. 耐震壁の応答計算</p> <p>質点系解析モデルを用いて、風荷重により耐震壁に発生するせん断ひずみを求める。</p> <p>d. 鉄骨架構の応答計算</p> <p>質点系解析モデルを用いて、風荷重により鉄骨架構に発生する層間変形角を求める。</p> <p>(1) 設備</p> <p>a. 残留熱除去系海水系ポンプ (略)</p> <p>b. 残留熱除去系海水系ストレーナ (以下、省略)</p>	<p>4.2(1)a.にて説明している評価手法の違いによる評価条件の差異。</p> <p>燃料加工建屋は、鉄筋コンクリート造であるため、本記載は MOX 燃料加工施設で記載しない。</p> <p>後次回申請で比較結果を示す。</p> <p>発電炉は、「1.概要」の中で記載しており、記載箇所の違い(P.2)によるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

MOX燃料加工施設－発電炉 記載比較
【V-1-1-1-3-4-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針】(28/29)

MOX燃料加工施設			発電炉	備考
添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-1-3-3	添付書類V-1-1-1-3-4-1	添付書類V-3別添2-1	
		<p><u>6. 準拠規格</u></p> <p>「V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針」においては、降下火砕物の影響を考慮する施設の設計に係る準拠規格を示している。</p> <p>これらのうち、評価対象施設の強度評価に用いる規格、基準等を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 建築基準法・同施行令・同告示 (2) 青森県建築基準法施行細則 (3) 原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987 ((社)日本電気協会) (4) 原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 JEAG4601・補-1984 ((社)日本電気協会) (5) 原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991 追補版 ((社)日本電気協会) (6) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 -許容応力度設計法- ((社)日本建築学会, 1999) (7) 原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 ((社)日本建築学会, 2005) <p>なお、次回以降に申請する施設に係る準拠規格については、当該施設の申請に合わせて次回以降に示す。</p> <p>(参考文献)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築構造設計基準の資料 (国土交通省 平成27年度) 	<p><u>6. 適用規格</u></p> <p>V-1-1-2-4-1においては、降下火砕物の影響を考慮する施設の設計に係る適用規格を示している。</p> <p>これらのうち、評価対象施設の強度評価に用いる規格、基準等を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 建築基準法及び同施行令 (2) 茨城県建築基準法等施行細則 (昭和45年3月9日茨城県規則第9号) (3) 鋼構造設計規準-許容応力度設計法- ((社)日本建築学会, 2005) (4) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説-許容応力度設計法- ((社)日本建築学会, 1999) (5) 原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 ((社)日本建築学会, 2005) (6) 建築物荷重指針・同解説 ((社)日本建築学会, 2004) (7) 鋼構造限界状態設計指針・同解説 ((社)日本建築学会, 2010) (8) 原子力発電所耐震設計技術指針 J E A G 4 6 0 1 -1987 ((社)日本電気協会) (9) 原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 J E A G 4 6 0 1 ・補-1984 ((社)日本電気協会) (10) 原子力発電所耐震設計技術指針 J E A G 4 6 0 1 -1991 追補版 ((社)日本電気協会) (11) 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 J S M E S N C 1 -2005/2007 ((社)日本機械学会) 	燃料加工建屋に関する準拠規格を記載している。後次回申請時に申請対象設備に応じた準拠規格を記載するため、新たな論点が生じるものではない。

MOX燃料加工施設－発電炉 記載比較
【V-1-1-1-3-4-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針】(29/29)

MOX燃料加工施設			発電炉	備考
添付書類V-1-1-1-3-2	添付書類V-1-1-1-3-3	添付書類V-1-1-1-3-4-1	添付書類V-3別添2-1	
			<p>(12) 2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書（国土交通省国土技術政策総合研究所・国立研究開発法人建築研究所 2015）</p> <p>(13) 新版機械工学便覧（1987年 日本機械学会編）</p> <p>(参考文献)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨X型プレース架構の復元力特性に関する研究, 日本建築学会構造工学論文集, Vol. 37B, pp. 303-316. 1991 (谷口元, 加藤勉ほか) ・原子力発電所鉄骨屋根トラスの終局限界に関する研究, 日本建築学会構造系論文集 第76卷 第661号, pp.571-580, 2011 (鈴木琢也, 貢井泰ほか) ・建築構造設計基準の資料（国土交通省平成27年度） 	

令和4年7月8日 R 4

別紙4－5

燃料加工建屋の強度計算書

本添付書類は、別で定める方針に沿った評価・計算を示す書類であり、結果を示すものであることから、発電炉との比較を行わない。

V—1—1—1—3—**4**—2
火山への配慮が必要な施設の強度
計算書

V - 1 - 1 - 1 - 3 - 4 - 2 - 1

燃料加工建屋の強度計算書

目 次

1. 概要	1
2. 基本方針	2
2.1 位置	2
2.2 構造概要	3
2.3 評価方針	12
2.4 準拠規格	14
3. 強度評価方法	0
3.1 評価対象部位	0
3.2 荷重及び荷重の組合せ	2
3.2.1 荷重の設定	2
3.2.2 荷重の組合せ	7
3.3 許容限界	8
3.4 評価方法	9
3.4.1 鉛直荷重に対する評価	9
3.4.2 水平荷重に対する評価	10
4. 強度評価結果	14
4.1 鉛直荷重に対する強度評価結果	14
4.2 水平荷重に対する強度評価結果	14

1. 概要

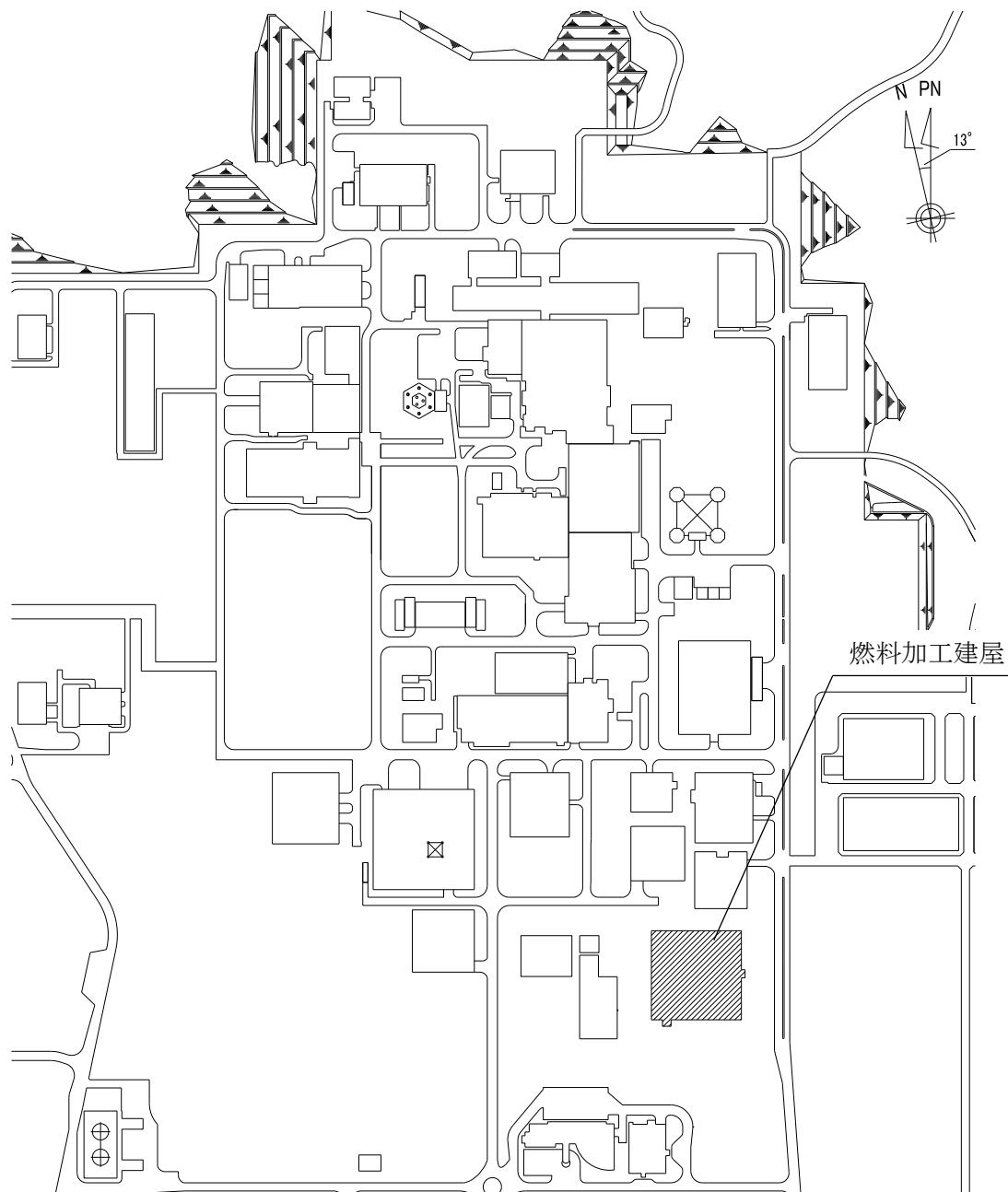
本資料は、「V—1—1—1—3—4—1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示すとおり、降下火碎物防護対象施設を収納する建屋及び重大事故等対処設備を収納する建屋等である燃料加工建屋(以下、「建屋」という。)が、降下火碎物の堆積(以下、「積灰」という。), 積雪及び風(台風)の荷重の組合せ(以下、「設計荷重(火山)」といふ。)に対して、降下火碎物防護対象施設の安全機能及び重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう、主要構造の構造健全性を維持することを確認するものである。

2. 基本方針

建屋は「V—1—1—1—3—4—1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」の「3.2 機能維持の方針」に示す構造計画を踏まえ、建屋の「2.1 位置」、「2.2 構造概要」、「2.3 評価方針」及び「2.4 準拠規格」を示す。

2.1 位置

建屋の配置を第2.1-1図に示す。



第2.1-1図 建屋の配置図

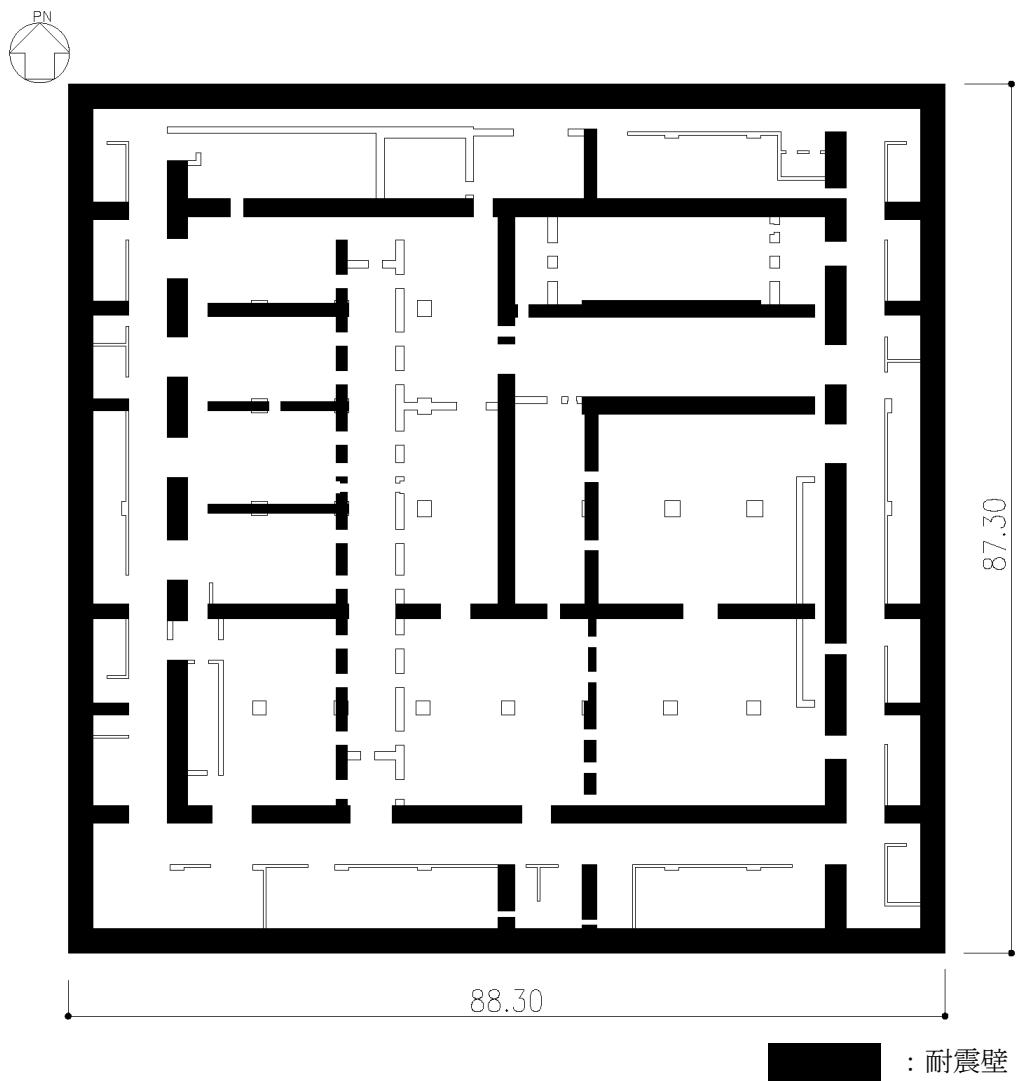
2.2 構造概要

本建屋は、「V－1－1－1－3－4－1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」の「3.2 機能維持の方針」に示す構造計画とする。

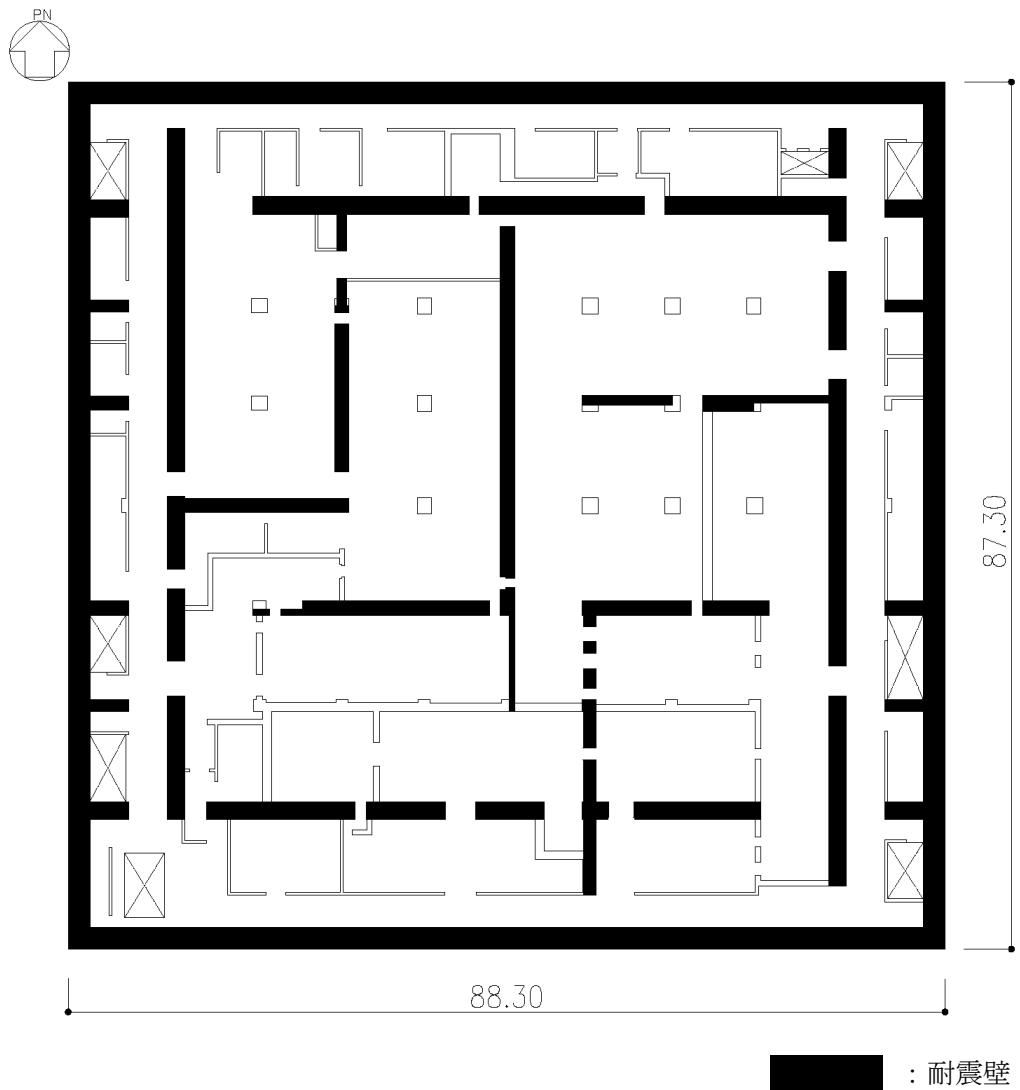
本建屋は、地下3階、地上2階建で、主体構造は鉄筋コンクリート造である。平面規模は主要部分で87.30m(NS)×88.30m(EW)であり、建屋の高さは基礎スラブ下端から45.97mである。

本建屋の主要耐震要素は、鉄筋コンクリート造の外壁及び一部の内壁である。また、基礎スラブはマンメイドロックを介して岩盤に設置されている。

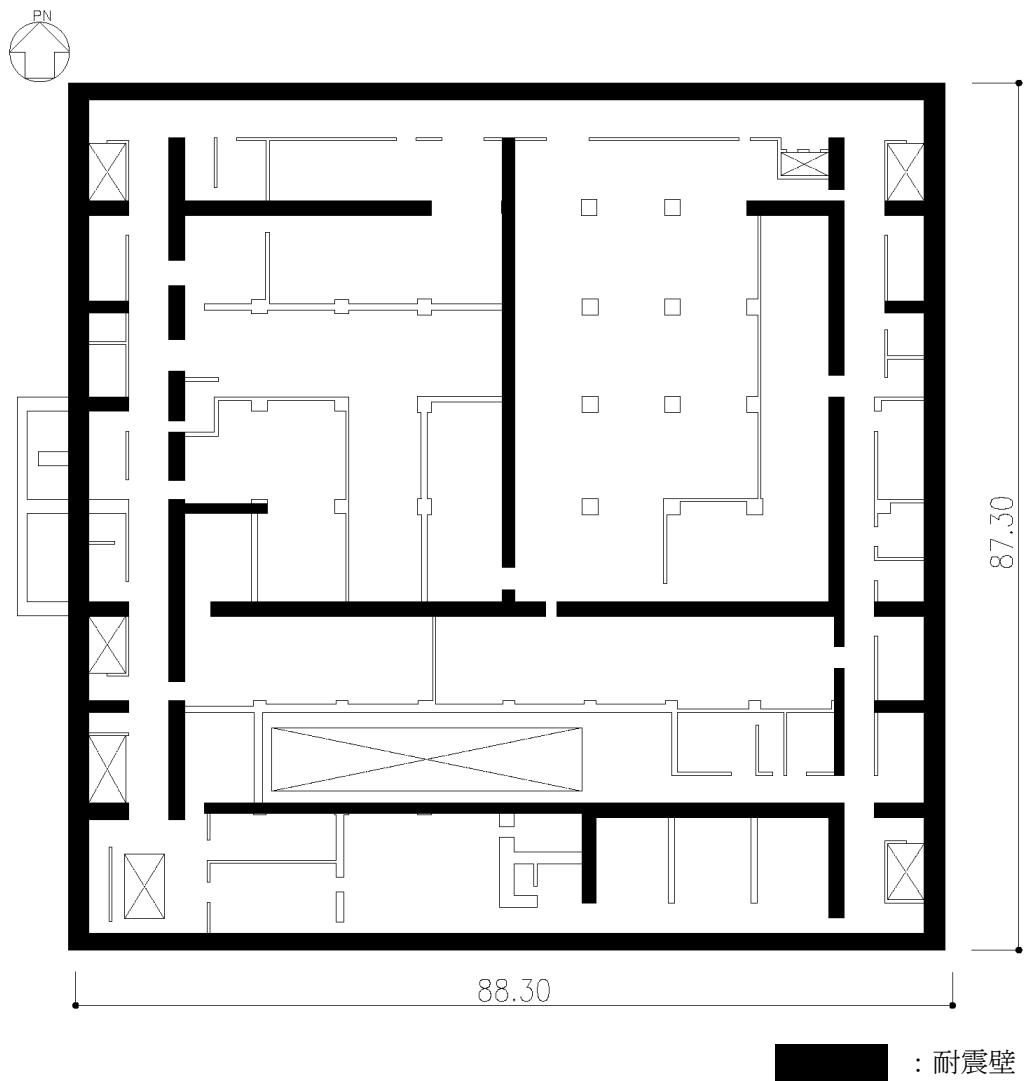
本建屋の概略平面図を第2.2-1図、概略断面図を第2.2-2図に示す。



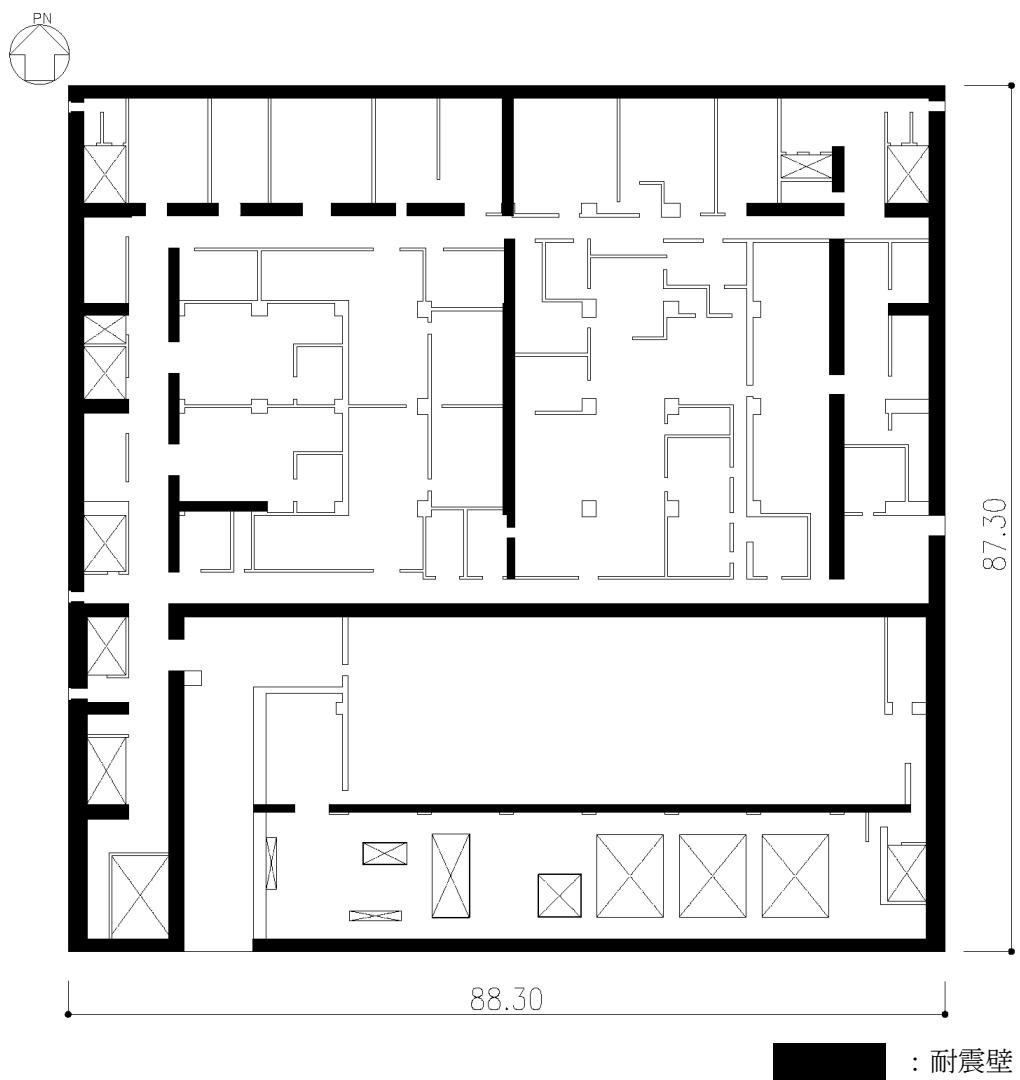
第2.2-1図 概略平面図(T.M.S.L. 35.00m) (1/7)



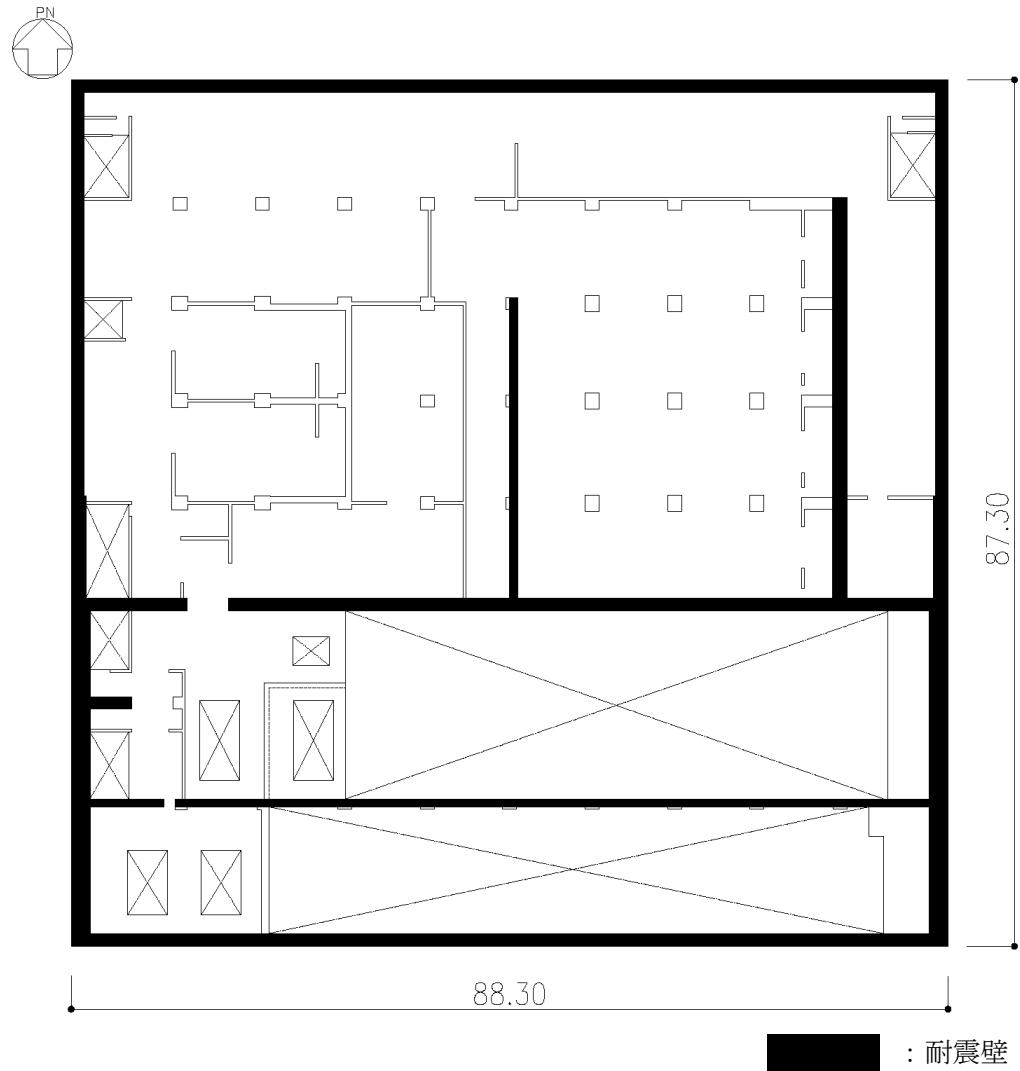
第 2.2-1 図 概略平面図 (T. M. S. L. 43.20m) (2/7)



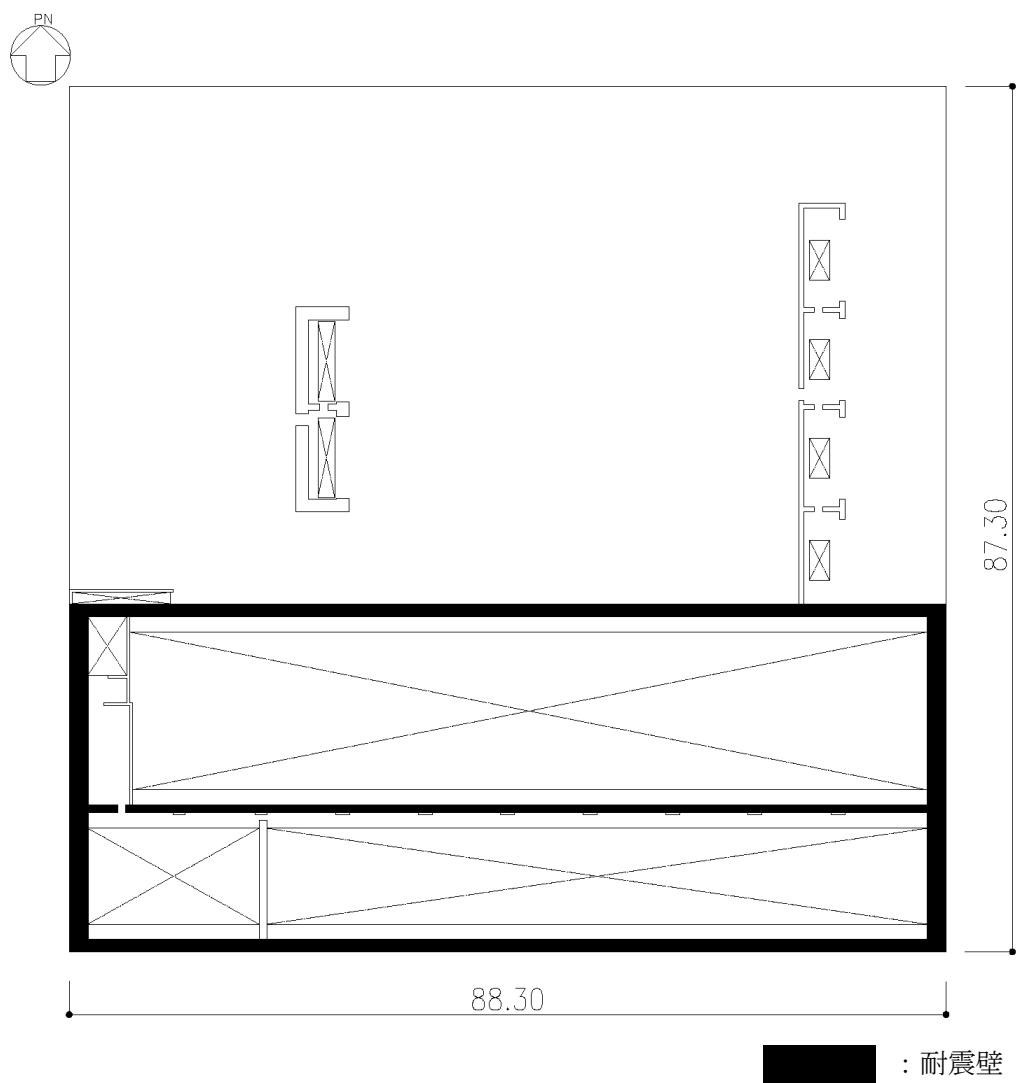
第2.2-1図 概略平面図(T. M. S. L. 50.30m) (3/7)



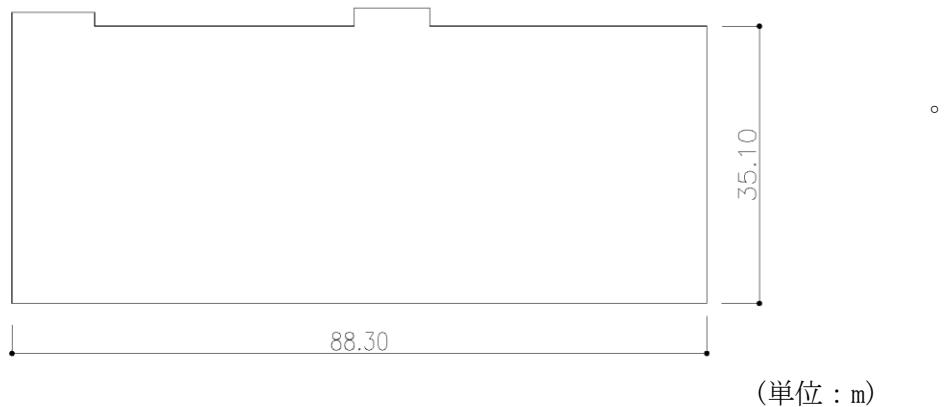
第 2.2-1 図 概略平面図 (T. M. S. L. 56.80m) (4/7)



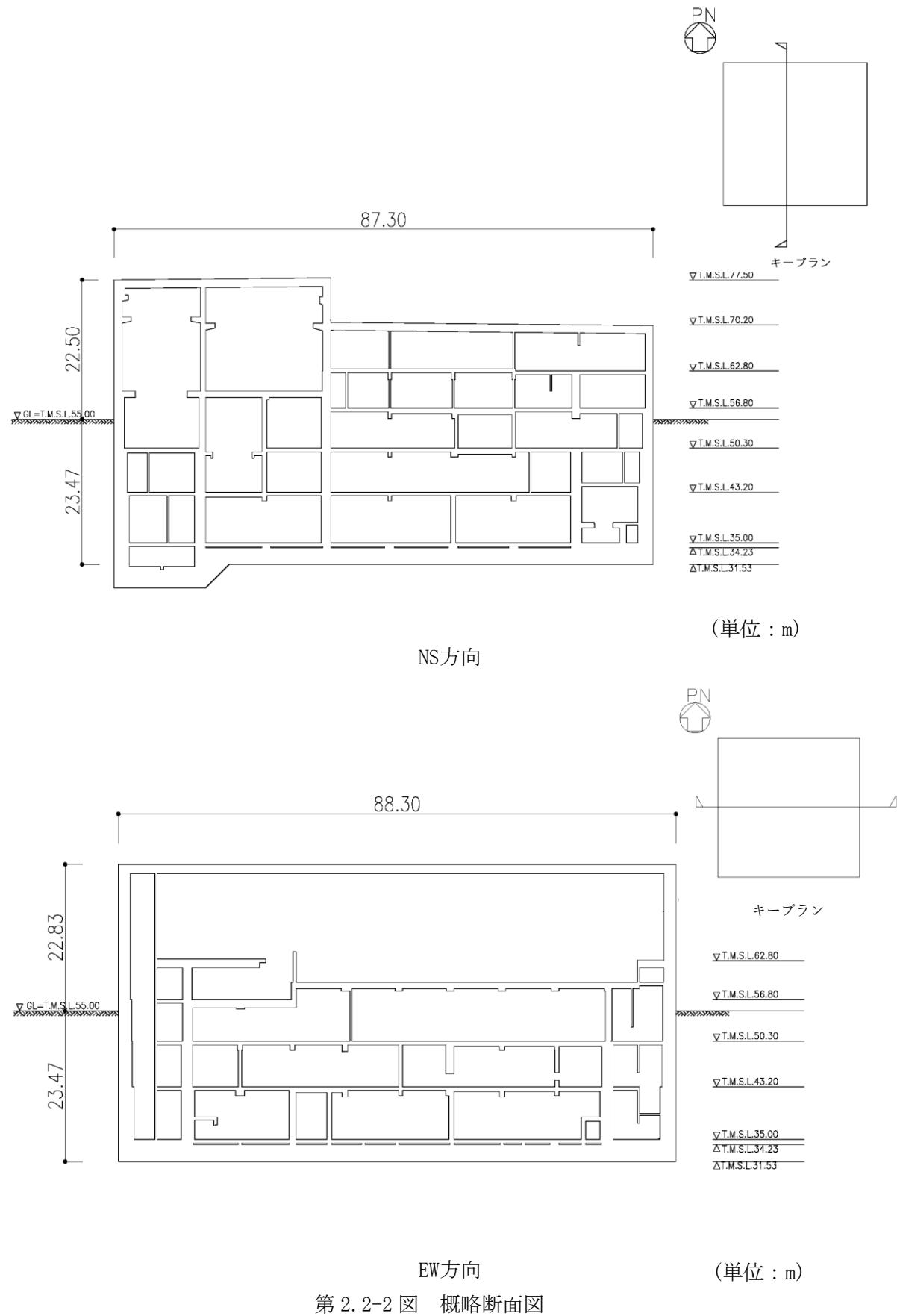
第2.2-1図 概略平面図(T.M.S.L. 62.80m) (5/7)



第 2.2-1 図 概略平面図 (T. M. S. L. 70.20m) (6/7)



第2.2-2図 概略平面図(T. M. S. L. 77.50m) (7/7)



第 2. 2-2 図 概略断面図

2.3 評価方針

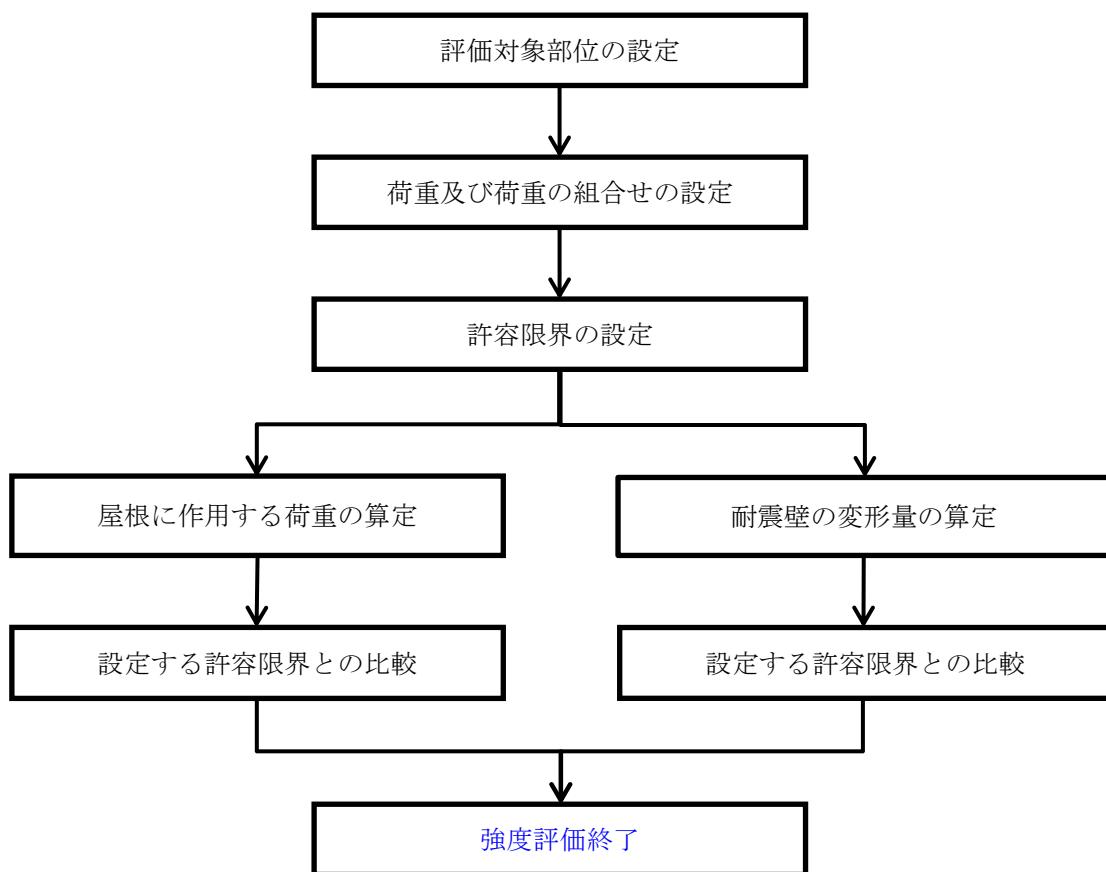
建屋の強度評価は、「V—1—1—1—3—4—1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」のうち「4. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界」にて設定している荷重、荷重の組合せ及び許容限界を踏まえて、建屋の評価対象部位に発生する応力等が、許容限界に収まることを「3. 強度評価方法」の条件を用いて計算し、「4. 強度評価結果」にて確認する。

屋根に堆積する降下火碎物は除去する運用としていることから、長期にわたって積灰荷重が作用しない。このため、積灰荷重は短期荷重として扱うこととする。

屋根に作用する荷重の評価は、設計時長期荷重 P_A と設計荷重（火山） P_B を比較した荷重の増分比率 P_c により確認する。

許容応力度（短期）は、許容応力度（長期）の1.5倍であることから、上記で算出する P_c が1.5を下回ることを確認することで、建屋の健全性を評価する。

強度評価フローを第2.3-1図に示す。



第2.3-1図 強度評価フロー

設計荷重(火山)は、「3.2 荷重及び荷重の組合せ」に従い設定する。

屋根は、設計時長期荷重 P_A に対する、設計荷重(火山) P_B の荷重の増分比率 P_c による評価式を用いて計算により確認する。 P_A 及び P_B に共通して含まれる固定荷重が小さい方が P_c が大きくなる。評価に用いる記号を第2.3-1表に示す。

耐震壁は、建屋の質点系モデルを用いて、風荷重により建屋全体は終局状態に至るような変形が生じないことを解析にて確認する。

$$P_c = P_B / P_A$$

第2.3-1表 屋根の強度評価に用いる記号

記号	単位	定義
P_A	N/m ²	設計時長期荷重
P_B	N/m ²	設計荷重(火山) (積灰荷重、積雪荷重及び通常時に作用している荷重の和)
P_c	—	荷重の増分比率(P_A に対する P_B の比)

2.4 準拠規格

準拠する規格、基準等を以下に示す。

- ・建築基準法・同施行令・同告示
- ・青森県建築基準法施行細則
- ・原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987((社)日本電気協会)
- ・原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 JEAG4601・補-1984
((社)日本電気協会)
- ・原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991 追補版((社)日本電気協会)
(以下、「JEAG4601」と記載しているものは上記3指針を指す。)
- ・鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 -許容応力度設計法-
((社)日本建築学会, 1999)(以下、「RC規準」という。)
- ・原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説((社)日本建築学会, 2005)

3. 強度評価方法

3.1 評価対象部位

建屋の構造を踏まえ、設計荷重(火山)の作用方向及び伝達過程を考慮し、評価対象部位を選定する。

荷重の作用方向を考慮し、設計荷重(火山)のうち鉛直荷重である積灰荷重に対して、屋根を評価対象部位とする。なお、積灰荷重は屋根に対して、一様に作用するものとする。

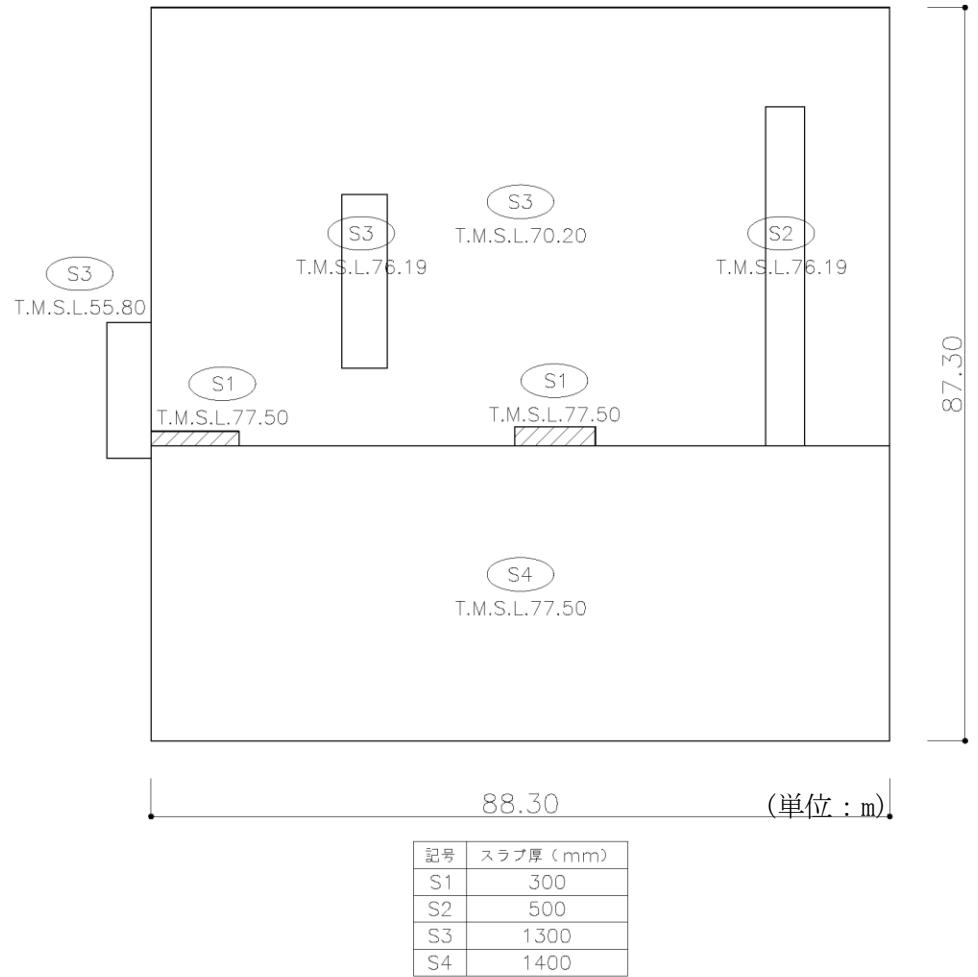
屋根に作用した荷重は、耐震壁を介して直接岩盤に支持される基礎スラブへ伝達されることから、耐震壁も評価対象部位とする。

荷重の増分比率 P_c は、設計時長期荷重 P_A 及び設計荷重(火山) P_B に占める固定荷重の割合が小さいほど荷重の増分比率 P_c が大きくなることから、固定荷重が小さくなる部位を選定する。

これを踏まえ、荷重の増分比率 P_c が最も厳しくなる部位として、固定荷重として考慮する自重が小さくなるよう、スラブ厚が最小となる部位を選定する。

建屋の評価部位の位置を第3.1-1図に示す。

設計荷重(火山)のうち水平荷重である風荷重は、外壁に作用し、耐震壁を介して直接岩盤に支持する基礎スラブへ伝達されることから、建屋の耐震壁を評価対象部位とする。



注記 * : 評価部位は で示す。

第 3.1-1 図 評価部位の位置

3.2 荷重及び荷重の組合せ

強度評価に用いる荷重及び荷重の組合せは、「V-1-1-1-3-4-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」の「4.1 荷重及び荷重の組合せ」に示している荷重及び荷重の組合せを用いる。

3.2.1 荷重の設定

(1) 通常時に作用している荷重(F_d)

通常時に作用している荷重 F_d として、固定荷重及び積載荷重を考慮する。

a. 固定荷重(DL)

設計時長期荷重にて設定した仕上げ荷重及び「RC規準」に基づく鉄筋コンクリートの単位体積重量を用いて、屋根に作用する固定荷重を設定する。固定荷重を第3.2.1-1表に示す。

第3.2.1-1表 固定荷重

部位	荷重種別		固定荷重(DL)
屋根	仕上げ	押えコンクリート(t=100mm)	2300N/m ²
		断熱材(t=70mm)	200N/m ²
		アスファルト防水層(t=20mm)	300N/m ²
		水勾配用打増(t=40mm)	(1000N/m ²)
		仮設鉄骨	(1600N/m ²)
		デッキ	(800N/m ²)
		デッキ部コンクリート	(1100N/m ²)
	コンクリートスラブ	間仕切り壁	(35460N/m ²)
		t=300mm	7200N/m ²
		合計	10000N/m ²

*屋根部材共通の荷重でない()内の数値は安全側の評価となるよう考慮しない。

b. 積載荷重(LL)

「建築基準法・同施行令・同告示」に準じて、燃料加工建屋の屋根に作用する設計時の積載荷重は、什器、備品、人員及び軽微な機器による荷重として、「建築構造設計基準の資料(国土交通省 平成24年版)」における「屋上(通常人が使用しない場合)」の床版計算用積載荷重における値とする。積灰時に行う、降下火碎物の除去作業の荷重は、設計時に考慮している人員及び備品の荷重の設定条件に包含されるため、積灰時の積載荷重も、設計時の積載荷重と同じ 1000N/m^2 を設定する。なお、降下火碎物の除去においては、重機等の大型機器は使用しない。積載荷重を第3.2.1-2表に示す。

第3.2.1-2表 積載荷重

状態	積載荷重(LL)
設計時	1000N/m^2
積灰時	1000N/m^2

(2) 積雪荷重(SL)

「建築基準法・同施行令・同告示」に基づき、屋根に作用する設計時の積雪荷重は、垂直積雪量190cmに設定し、積雪量1cmごとに30N/m²が作用することを考慮する。積灰時の積雪荷重は青森県建築基準法施行細則(昭和36年2月9日青森県規則第20号)による六ヶ所村の垂直積雪量150cmに設定し、積雪量1cmごとに30N/m²が作用することを考慮する。なお、設計時及び積灰時ともに、低減係数は考慮しない。積雪荷重を第3.2.1-3表に示す。

第3.2.1-3表 積雪荷重

状態	積雪荷重(SL)
設計時	5700N/m ²
積灰時	4500N/m ²

(3) 積灰荷重(VL)

降下火碎物の湿潤密度1.3g/cm³における層厚1cm当たりの荷重を安全側の評価となるよう130N/m²・cmとし、積灰荷重は、降下火碎物が55cm堆積した場合を設定する。積灰荷重を第3.2.1-4表に示す。

第3.2.1-4表 積灰荷重

状態	積灰荷重(VL)
積灰時	7150N/m ²

(4) 風荷重(WL)

a. 記号の定義

強度評価において風荷重の算定に用いる記号を第3.2.1-5表に示す。

第3.2.1-5表 風荷重の算定に用いる記号

記号	単位	定義
WL	N	風荷重
q	N/m ²	設計用速度圧
C	—	風力係数(「建築基準法・同施行令・同告示」に基づき設定する。)
A	m ²	風の受圧面積
E'	—	建築基準法施行令第87条第2項に規定する数値
V _D	m/s	基準風速(V _D =34)
E _r	—	建設省告示第1454号第2項の規定によって算出した平均風速の高さ方向の分布を表す係数
G	—	建設省告示第1454号第3項の規定によって算出したガスト影響係数
H	m	全高
Z _G	m	地表面粗度区分に応じて建設省告示第1454号に掲げる数字(Z _G =350)
Z _b	m	地表面粗度区分に応じて建設省告示第1454号に掲げる数字(Z _b =5)
α	—	地表面粗度区分に応じて建設省告示第1454号に掲げる数字(α=0.15)

b. 風荷重(WL) の算定

風荷重は、建屋の形状を考慮して算出した風力係数及び風の受圧面積に基づく、下記に示す式に従い算出する。風荷重の算出に用いる受圧面積の算定において、隣接する建屋の遮断効果は、安全側の評価となるよう考慮しない。

風荷重算定に用いる入力条件を第3.2.1-6表及び第3.2.1-7表に示す。

$$WL = q \cdot C \cdot A$$

ここで、

$$q = 0.6 \cdot E' \cdot V_D^2$$

$$E' = E_r^2 \cdot G$$

$$E_r = 1.7 \cdot (H/Z_G)^\alpha \quad (HがZ_bを超える場合)$$

$$E_r = 1.7 \cdot (Z_b/Z_G)^\alpha \quad (HがZ_b以下の場合)$$

第3.2.1-6表 設計風荷重の条件

建屋	全高H (m)	ガスト 影響係数G	設計用 速度圧q (N/m ²)
燃料加工建屋	23.10	2.12*	1881

注記 * : 建設省告示第1454号第3項において、ガスト影響係数 (G) は、全高 (H) が10m以下の場合2.2、40m以上の場合2.0、10mを超えて40m未満の場合は直線的に補間した数値とするとされていることから、全高 (H) 23.1mに相当する2.12とする。

第3.2.1-7表 風力係数及び受圧面積

標高 T. M. S. L. (m)	風力係数C		受圧面積A(m ²)	
	風上	風下	NS方向	EW方向
78.7～70.2	0.794	0.400	760	570
70.2～62.8	0.706	0.400	660	660
62.8～55.0	0.578	0.400	750	740

3.2.2 荷重の組合せ

強度評価に用いる荷重の組合せは、建屋の評価対象部位ごとに設定する。

通常時に作用している荷重には固定荷重(DL)，積載荷重(LL)，機器荷重(EL)及び配管荷重(PL)があり、個別荷重には積雪荷重(SL)があるが、「2.3 評価方針」にて設定した評価式を用いた屋根の強度評価では、機器荷重(EL)及び配管荷重(PL)の値は安全側の評価となるよう考慮しない。また、建屋に水平方向の風荷重が作用すると、屋根に対し鉛直上向きの荷重が働き、鉛直下向きの荷重が低減されるため、鉛直方向の風荷重は安全側の評価となるよう考慮しない。

建屋の評価に用いる荷重の組合せを第3.2.2-1表及び第3.2.2-2表に示す。

第3.2.2-1表 荷重の組合せ(鉛直荷重に対する強度評価)

評価対象部位	設計時長期荷重 P_A	設計荷重(火山) P_B
屋根	①固定荷重(DL) ②積載荷重(LL, 設計時) ③積雪荷重(SL, 設計時)	①固定荷重(DL) ②積載荷重(LL, 積灰時) ③積雪荷重(SL, 積灰時) ④積灰荷重(VL)

第3.2.2-2表 荷重の組合せ(水平荷重に対する強度評価)

評価対象部位	荷重の組合せ
耐震壁	①固定荷重(DL) ②積載荷重(LL, 積灰時) ③積雪荷重(SL, 積灰時) ④風荷重(WL) ⑤積灰荷重(VL)

3.3 許容限界

建屋の許容限界は、「V-1-1-1-3-4-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」の「4.2 許容限界」にて設定している許容限界に従って、「3.1 評価対象部位」にて設定している評価対象部位ごとに設定する。

建屋については、構造健全性を維持する設計とすることを構造強度設計上の性能目標としているため、終局耐力に対して妥当な安全余裕を有する許容限界として、屋根の評価基準は、「RC規準」に基づき短期許容応力度(鉄筋の許容応力度比1.5*)、耐震壁の評価基準は、「JEAG 4601」に基づき最大せん断ひずみ度 2.0×10^{-3} とする。

通常時に作用している荷重、降灰時の人員荷重としての積載荷重、積雪荷重及び積灰荷重による鉛直荷重に対する屋根の評価において、積雪荷重及び積灰荷重による鉛直荷重は、30日以内に除雪・除灰することから短期荷重として扱う。

建屋の評価における許容限界を第3.3-1表のとおり設定する。

第3.3-1表 建屋の屋根、耐震壁の許容限界

要求性能	構造強度設計上の性能目標	部位	構造健全性維持のための考え方	許容限界	評価基準
構造健全性	構造健全性を維持すること	屋根	部材に生じる応力が構造強度を確保するための許容限界を下回ることを確認	終局耐力に対し妥当な安全余裕を有する許容限界	鉄筋の許容応力度比1.5*
		耐震壁	最大せん断ひずみ度が構造強度を確保するための許容限界を下回ることを確認	終局耐力に対し妥当な安全余裕を有する許容限界	最大せん断ひずみ度 2.0×10^{-3}

注記 * : 鉛直荷重により、鉄筋コンクリート造の屋根に発生する応力は、曲げモーメントが支配的となる。その曲げモーメントは主に鉄筋で負担することから、鉄筋の許容応力度をもとに屋根の許容限界を設定する。具体的には、設計時長期荷重に対して、設計荷重(火山)の比が、鉄筋の長期許容応力度に対する短期許容応力度の比(以下、「許容応力度比」という。)を下回ることを確認する。鉄筋の長期許容応力度及び短期許容応力度は、「RC規準」に基づくものとし、鉄筋の短期許容応力度は「RC規準」に示される下限値を用いる。以上より、鉄筋の許容応力度比の許容限界は1.5とする。

3.4 評価方法

3.4.1 鉛直荷重に対する評価

屋根の応力評価は、「2.3 評価方針」にて設定している評価式を用いる。この評価式において、設計時長期荷重 P_A に対する設計荷重(火山) P_B の荷重の増分比率 P_c が、鉄筋の許容限界(鉄筋の許容応力度比1.5)を下回ることを確認する。屋根の評価条件を第3.4.1-1表に示す。

第3.4.1-1表 屋根の評価条件

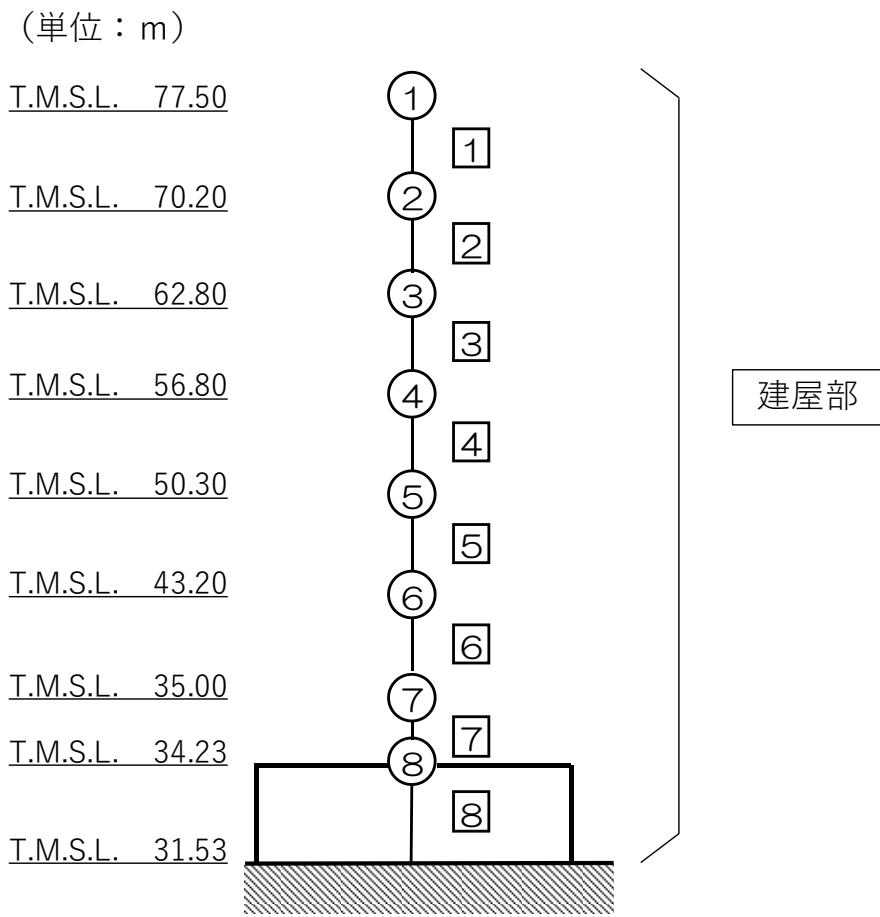
荷重	種類	値(N/m ²)
設計時長期荷重 : P_A	①固定荷重(DL)	10000
	②積載荷重(LL, 設計時)	1000
	③積雪荷重(SL, 設計時)	5700
	計	16700
設計荷重(火山) : P_B	①固定荷重(DL)	10000
	②積載荷重(LL, 積灰時)	1000
	③積雪荷重(SL, 積灰時)	4500
	④積灰荷重(VL)	7150
	計	22650

3.4.2 水平荷重に対する評価

建屋の質点系モデルを用いて、風荷重により耐震壁に発生するせん断ひずみ度を評価し、耐震壁のせん断ひずみ度の許容限界(2.0×10^{-3})を下回ることを確認する。

建屋の質点系モデルを第3.4.2-1図に、解析モデルの諸元を第3.4.2-1表及び第3.4.2-2表に示す。

建屋の評価は、質点系モデルを用い静的に載荷する。なお、解析モデルの諸元は、「III-2-1-1-1-1-1 燃料加工建屋の地震応答計算書」による。



注記 *1 : ○数字は質点番号を示す。

*2 : □数字は要素番号を示す。

第3.4.2-1図 質点系モデル

第3.4.2-1表 質点系モデル諸元(NS方向)

質点番号	質点位置 T. M. S. L. (m)	重量 W (kN)	回転慣性 重量 I_g ($\times 10^6$ kN·m ²)	要素番号	要素位置 T. M. S. L. (m)	断面二次 モーメント I ($\times 10^4$ m ⁴)	せん断 断面積 A_s (m ²)
①	77.50	174000	17.9	1	77.50～70.20	2.06	133.3
②	70.20	329000	209.0	2	70.20～62.80	29.12	362.5
③	62.80	385000	244.7	3	62.80～56.80	30.27	474.4
④	56.80	429000	272.7	4	56.80～50.30	37.63	640.5
⑤	50.30	492000	312.8	5	50.30～43.20	45.79	749.8
⑥	43.20	530000	337.0	6	43.20～35.00	49.22	876.1
⑦	35.00	386000	245.3	7	35.00～34.23	230.69	2956.9
⑧	34.23	277000	176.0	8	34.23～31.53	489.58	7708.6

第3.4.2-2表 質点系モデル諸元(EW方向)

質点番号	質点位置 T. M. S. L. (m)	重量 W (kN)	回転慣性 重量 I_g ($\times 10^6 \text{kN} \cdot \text{m}^2$)	要素番号	要素位置 T. M. S. L. (m)	断面二次 モーメント I ($\times 10^4 \text{m}^4$)	せん断 断面積 A_s (m^2)
①	77.50	174000	113.1	1	77.50～70.20	20.63	300.1
②	70.20	329000	213.9	2	70.20～62.80	40.32	415.6
③	62.80	385000	250.3	3	62.80～56.80	39.93	522.9
④	56.80	429000	278.9	4	56.80～50.30	46.57	633.2
⑤	50.30	492000	320.0	5	50.30～43.20	50.51	791.3
⑥	43.20	530000	344.7	6	43.20～35.00	57.14	975.9
⑦	35.00	386000	250.9	7	35.00～34.23	354.92	3852.8
⑧	34.23	277000	180.0	8	34.23～31.53	500.86	7708.6

4. 強度評価結果

4.1 鉛直荷重に対する強度評価結果

設計時長期荷重 P_A に対する、設計荷重(火山) P_B の荷重の増分比率 P_C は、許容限界を下回ることを確認した。屋根の強度評価結果を第 4.1-1 表に示す。

第 4.1-1 表 鉛直荷重に対する強度評価結果

建屋名	評価結果	許容限界	判定
燃料加工建屋	1.36	1.5	可

4.2 水平荷重に対する強度評価結果

耐震壁に生じるせん断ひずみ度が、許容限界を下回ることを確認した。建屋の耐震壁の強度評価結果を第4.2-1表に示す。

第 4.2-1 表 水平荷重に対する強度評価結果

建屋名	評価結果	許容限界	判定
燃料加工建屋	0.0013×10^{-3}	2.0×10^{-3}	可

令和4年7月8日 R4

別紙5

補足説明すべき項目の抽出

基本設計方針	添付書類			補足すべき事項
第1章 共通項目 3. 自然現象等 3. 外部からの衝撃による損傷の防止 3. 3.4 火山の影響 1 (1) 防護すべき施設及び設計方針 安全機能を有する施設は、MOX燃料加工施設の運用期間中においてMOX燃料加工施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として、事業変更許可を受けた降下火砕物の特性を考慮し、降下火砕物の影響を受ける場合においても、その安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針	【2.1基本方針】 ・安全機能を有する施設は、想定される火山事象により、降下火砕物が発生した場合においても、安全機能を損なわないことを目的とし、技術基準規則に適合するように設計する。 (1) 防護すべき施設及び設計方針 安全機能を有する施設は、MOX燃料加工施設の運用期間中においてMOX燃料加工施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として、事業変更許可を受けた降下火砕物の特性を考慮し、降下火砕物の影響を受ける場合においても、その安全機能を損なわない設計とする。	—	— ※補足すべき事項の対象なし
2 降下火砕物から防護する施設(以下「降下火砕物防護対象施設」という。)としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を対象とする。 降下火砕物防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「降下火砕物防護対象施設等」という。)は、降下火砕物の影響に対し、機械的強度を有すること等により、降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.1 降下火砕物防護対象施設及び設計方針	【2.1.1 降下火砕物防護対象施設及び設計方針】 ○降下火砕物防護対象施設 ・降下火砕物防護対象施設としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を対象とする。 降下火砕物防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「降下火砕物防護対象施設等」という。)は、降下火砕物の影響に対し、機械的強度を有すること等により、降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	— V-1-1-3-2 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定 2. 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定 2.1 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定の基本方針 V-1-1-3-2 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定 2. 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定 2.2 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定	— ※補足すべき事項の対象なし 【2.1 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定の基本方針】 ○降下火砕物の影響を考慮する施設 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋、外気を取り込む空調系統、降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設、外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設及び間接的影響を考慮する施設を降下火砕物の影響を考慮する施設として選定することを示す。 「2.2. 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定」に直接的影響、間接的影響を踏まえて降下火砕物の影響を考慮する施設を選定した結果を示す。 【2.2 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定】 ○降下火砕物の影響を考慮する施設 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋、外気を取り込む空調系統、降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設、外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設及び間接的影響を考慮する施設の選定結果を示す。 <降下火砕物の影響を考慮する施設> ⇒安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器のうち、降下火砕物防護対象施設等を抽出するための考え方をフロー図を用いて説明 ・[補足外火山01] 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定について

基本設計方針	添付書類			補足すべき事項
また、降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。)の影響を考慮した設計とする。	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.1降下火碎物防護対象施設及び設計方針	【2.1.1降下火碎物防護対象施設及び設計方針】 ○降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 ・降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。)の影響を考慮した設計とする。	—	— ※補足すべき事項の対象なし
3		V-1-1-1-3-2 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定 2.降下火碎物の影響を考慮する施設の選定 2.1降下火碎物の影響を考慮する施設の選定の基本方針	【2.1降下火碎物の影響を考慮する施設の選定の基本方針】 ○降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設を抽出し、 降下火碎物の影響を考慮する施設として選定することを示す。 【2.2.降下火碎物の影響を考慮する施設の選定】 「2.2.降下火碎物の影響を考慮する施設の選定」に波及的影響を及ぼす可能性のある施設を選定した結果を示す。	— ※補足すべき事項の対象なし
		V-1-1-1-3-2 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定 2.降下火碎物の影響を考慮する施設の選定 2.1降下火碎物の影響を考慮する施設の選定	【2.2降下火碎物の影響を考慮する施設の選定】 ○降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 選定した結果として、降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の対象がないことを示す。	<降下火碎物の影響を考慮する施設> →降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設を選定するための考え方をフローリングを用いて説明 ・[補足外火山01] 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定について
4	降下火碎物防護対象施設等以外の安全機能を有する施設については、降下火碎物に対して機能を維持すること若しくは降下火碎物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.1降下火碎物防護対象施設及び設計方針	【2.1.1降下火碎物防護対象施設及び設計方針】 ○降下火碎物防護対象施設等以外の安全機能を有する施設 ・上記に含まれない安全機能を有する施設については、降下火碎物に対して機能を維持すること若しくは降下火碎物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。	— ※補足すべき事項の対象なし
5	また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること及び安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.1降下火碎物防護対象施設及び設計方針	【2.1.1降下火碎物防護対象施設及び設計方針】 ○降下火碎物防護対象施設等以外の安全機能を有する施設 ・上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること及び安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。	— ※補足すべき事項の対象なし

基本設計方針	添付書類			補足すべき事項
(2) 防護設計における降下火砕物の特性及び荷重の設定 設計に用いる降下火砕物は、事業変更許可を受けた層厚55cm、密度1.3g/cm ³ (湿潤状態)と設定する。	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.2 設計方針に用いる降下火砕物特性	【2.1.2 設計に用いる降下火砕物特性】 ・敷地において考慮する火山事象として、事業許可(変更許可)を受けた層厚55cm、密度1.3g/cm ³ (湿潤状態)の降下火砕物を設計条件として設定する。	—	— ※補足すべき事項の対象なし
また、降下火砕物に対する防護設計を行うために、施設に作用する荷重として、降下火砕物を湿潤状態とした場合における荷重、通常時に作用している荷重、運転時荷重及び火山と同時に発生し得る自然現象による荷重を組み合わせた設計荷重(火山)を設定する。	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.3 荷重の設定及び荷重の組合せ (1) 荷重の種類	【2.1.3 荷重の組合せ及び許容限界】 ○考慮する荷重について ・降下火砕物に対する防護設計を行うために、降下火砕物防護対象施設に作用する荷重として、降下火砕物を湿潤状態とした場合における荷重、個々の施設に通常時に作用している荷重、運転時荷重、火山と同時に発生し得る自然現象による荷重を組み合わせた設計荷重(火山)を設定する。 【2.1.3(1) 荷重の種類】 ○通常時に作用している荷重 持続的に生じる荷重である固定荷重及び積載荷重を考慮する。 ○運転時荷重 ダクト等に係る内圧の荷重を考慮する。 ○積雪荷重 「V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する説明書」の「2.2 組合せ」に従って考慮する。ただし、この荷重は短期荷重とする。 ○風荷重 「V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する説明書」の「2.2 組合せ」に従って考慮する。ただし、この荷重は短期荷重とする。	—	— ※補足すべき事項の対象なし
7	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.3 荷重の設定及び荷重の組合せ (2) 荷重の組合せ	【2.1.3(2) 荷重の組合せ】 ・降下火砕物の影響を考慮する施設における荷重の組合せとしては、設計に用いる通常時に作用している荷重、降下火砕物の堆積による荷重、運転時荷重、積雪荷重及び風荷重を適切に考慮する。 ・積雪荷重及び風荷重の組合せについては、降下火砕物による荷重の継続時間が長く、積雪荷重の継続時間も長いことから、3つの荷重が同時に発生する場合を考慮する。 ・設計に用いる降下火砕物の堆積による荷重、積雪荷重及び風荷重については、対象とする施設の設置場所及びその他の環境条件によって設定する。 ・通常時に作用している荷重、積雪荷重、風荷重及び運転時荷重については、組み合わせることで降下火砕物の堆積による荷重の抗力となる場合には、保守的に組合せないことを基本とする。	—	— ※補足すべき事項の対象なし
	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 a. 構造物への静的負荷に対する設計方針 (b) 許容限界	【2.1.4(1) a. (b) 許容限界】 ○許容限界の考え方 ・設計荷重(火山)に対する許容限界は、安全上適切と認められる規格、規準等で妥当性が確認されている値を用いて、降下火砕物が堆積する期間を考慮し設定する。 ○構造物への静的負荷の許容限界 ・建屋については、建屋内の降下火砕物防護対象施設に降下火砕物を堆積させない機能に加え、閉じ込め機能及び遮蔽機能を維持できるよう建屋を構成する各部位ごとに応じた許容限界を設定する。 ・降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設については、終局耐力に妥当な安全裕度を有する許容限界を設定する。	—	— ※補足すべき事項の対象なし

基本設計方針	添付書類			補足すべき事項
8 火山と同時に発生し得る自然現象による荷重については、火山と同時に発生し得る自然現象が与える影響を踏まえた検討により、風(台風)及び積雪による荷重を考慮する。	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.3 荷重の設定及び荷重の組合せ	【2.1.3荷重の組合せ及び許容限界】 ○火山と同時に発生し得る自然現象 火山と同時に発生し得る自然現象による荷重については、「V-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する説明書」の「2.2組合せ」を踏まえ、風(台風)及び積雪による荷重を考慮する。	—	— ※補足すべき事項の対象なし
9 (3) 降下火砕物に対する防護対策 降下火砕物に対する防護設計においては、降下火砕物の特性による直接的影響として静的負荷、粒子の衝突、閉塞、磨耗、腐食、大気汚染及び絶縁低下並びに間接的影響として外部電源喪失及びアクセス制限を対象として評価し、降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火砕物の影響に対する防護対策方針	【2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針】 ・「2.1.1降下火砕物防護対象施設及び設計方針」にて設定した降下火砕物防護対象施設について、設計荷重(火山)を踏まえた降下火砕物防護設計を実施する。 ・降下火砕物の影響を考慮する施設は、「2.1.2 設計に用いる降下火砕物特性」を踏まえ、降下火砕物による「直接的影響」及び「間接的影響」に対して、安全機能を損なわないことを目的として、適切な防護措置を講じる。 ・降下火砕物の影響を考慮する施設において、考慮する直接的影響因子が異なることから、降下火砕物の影響を考慮する施設ごとに影響因子との組合せを行う。	— V-1-1-1-3-3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 2. 設計の基本方針 V-1-1-1-3-3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 3. 施設分類	— 【2. 設計の基本方針】 ・降下火砕物防護対象施設がその安全機能を損なわないよう、降下火砕物の影響を考慮する施設の設計を行うことを示す。 ・影響因子ごとに施設を分類し、施設ごとに機能設計上の性能目標及び構造強度設計上の性能目標を、3.以降で示す。 ・「3. 施設分類」において、施設への影響を及ぼし得る影響因子として、構造物への静的負荷、構造物への粒子の衝突、閉塞、磨耗、腐食、敷地周辺の大気汚染、絶縁低下、間接的影響を抽出し、それらに対して影響を考慮する施設を抽出する。 【3. 施設分類】 ○影響因子の設定 ・直接的影響因子及び間接的影響因子を踏まえ、降下火砕物の影響を考慮する施設の形状、機能に応じて、影響因子を設定する。 ○影響因子ごとの施設設定 ・降下火砕物により直接的影響を考慮する施設及び間接的影響を考慮する施設を示す。 ・構造物への静的負荷を考慮する施設 ・換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設 ・換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設 ・構造物、換気系、電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設 ・敷地周辺の大気汚染を考慮する施設 ・電気系及び計測制御系の絶縁低下を考慮する施設 ・間接的影響を考慮する施設
10 a. 直接的影響に対する防護対策 (a) 構造物への静的負荷 降下火砕物防護対象施設は、設計荷重(火山)に対して構造健全性を維持する燃料加工建屋内に設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 a. 構造物への静的負荷に対する設計方針 (a) 設計方針	【2.1.4(1)a. (a)設計方針】 ○建屋内の降下火砕物防護対象施設 ・降下火砕物防護対象施設は、設計荷重(火山)に対して、安全機能を損なわないよう、構造健全性を維持する建屋(燃料加工建屋)内に設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。	—	— ※補足すべき事項の対象なし

基本設計方針	添付書類				補足すべき事項
11 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、設計荷重(火山)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 a. 構造物への静的負荷に対する設計方針 (a) 設計方針	【2.1.4(1) a. (a) 設計方針】 ○降下火砕物防護対象施設を収納する建屋 ・降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、設計荷重(火山)に対して、構造強度評価を実施し、主要構造の構造健全性を維持することにより、建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	—	—	〈構造強度評価〉 ⇒「V-1-1-1-3-5-1 燃料加工建屋の強度計算書」にて、強度計算における屋根の評価方針、許容応力度、評価対象部位及び荷重の考え方を説明する。 ・[補足外火山10]構造強度評価において設定する条件等について
	V-1-1-1-3-3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.1 構造物への静的負荷を考慮する施設	【4.1 静的負荷を考慮する施設】 ○燃料加工建屋 構造物への静的負荷を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「5.1 構造物への静的負荷を考慮する施設」に記載する。	V-1-1-1-3-3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.1 構造物への静的負荷を考慮する施設	【5.1 静的負荷を考慮する施設】 ○燃料加工建屋 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ、燃料加工建屋は、設計荷重(火山)に対し、建屋の構造健全性を維持することで、建屋によって、収納される降下火砕物防護対象施設に降下火砕物を堆積させない機能を維持する設計とする旨を示す。 ・機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「V-1-1-1-3-4-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。また、「V-1-1-1-4」に示す重大事故等対処設備に対する設計方針に基づく強度評価方針についても説明する。	※補足すべき事項の対象なし
12 降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、設計荷重(火山)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 a. 構造物への静的負荷に対する設計方針 (a) 設計方針	【2.1.4(1) a. (a) 設計方針】 ○降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、設計荷重(火山)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。 (「V-1-1-1-3-2 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定」を踏まえて、降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の対象がある場合には設計方針書に展開する。)	—	—	※補足すべき事項の対象なし
13 なお、降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砕物の除去を適切に行うことから、降下火砕物による荷重を短期に生じる荷重として設定する。	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.3 荷重の設定及び荷重の組合せ (1) 荷重の種類	【2.1.3(1) 荷重の種類】 ○降下火砕物の堆積による荷重 湿潤状態の降下火砕物が堆積した場合の荷重を考慮する。ただし、この荷重は短期荷重とする。	—	—	※補足すべき事項の対象なし

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
(b) 構造物への粒子の衝突 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋及び降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、構造物への降下火砕物の粒子の衝突の影響により、建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 b. 構造物への粒子の衝突に対する設計方針	【b. 構造物への粒子の衝突に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は、構造物への降下火砕物の粒子の衝突の影響により、建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	—	— ※補足すべき事項の対象なし
なお、粒子の衝突の影響は、竜巻の設計飛来物の影響に包絡されるため「3.3.2 (3) a. 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策」に示す基本設計方針に基づく設計とする。	V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 b. 構造物への粒子の衝突	【b. 構造物への粒子の衝突に対する設計方針】 なお、降下火砕物は微小な鉱物結晶で、砂よりも硬度が低い特性を持つことから、降下火砕物の粒子の衝撃荷重による影響は、「V-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針」に示す竜巻の設計飛来物の影響に包絡される。	—	— ※補足すべき事項の対象なし
(c) 換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(閉塞) 建屋内の降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物を含む空気による流路の閉塞の影響に対して降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c. 閉塞に対する設計方針	【c. 閉塞に対する設計方針】 建屋内の降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物が侵入し難い設計とすることで、降下火砕物を含む空気による流路の閉塞の影響により、安全機能を損なわない設計とする。	—	— ※補足すべき事項の対象なし

基本設計方針	添付書類			補足すべき事項
17 降下火碎物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設置すること等により、降下火碎物が侵入し難い構造とする。	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火碎物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c. 閉塞に対する設計方針	[c. 閉塞に対する設計方針] 降下火碎物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火碎物が侵入し難い構造とする。また、燃料加工建屋の外気取入口及び排気口は、降下火碎物の層厚に対して、閉塞により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	—	—
		V-1-1-1-3-3 降下火碎物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.2 換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設	【4.2換気系、電気系及び計装盛業系における閉塞を考慮する施設】 ○燃料加工建屋 換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「5.2換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。	※補足すべき事項の対象なし
		V-1-1-1-3-3 降下火碎物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.2 換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設	【5.2換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設】 ○燃料加工建屋 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ、降下火碎物防護対象施設を収納する建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火碎物が侵入し難い構造とする旨を示す。	<建屋の外気取入口> ⇒フードの構造等について説明する。 ・[補足外火山03]建屋の外気取入口の構造について

基本設計方針	添付書類			補足すべき事項
18 降下火碎物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、建屋内の降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	<p>V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火碎物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c. 閉塞に対する設計方針</p> <p>【c. 閉塞に対する設計方針】 降下火碎物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、建屋内の降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	—	—	<p>※補足すべき事項の対象なし</p> <p>※補足すべき事項の対象なし</p> <p><フィルタ(換気空調設備)> ⇒給気設備及び非管理区域換気空調設備に設置するフィルタの性能及び換気停止等の運用について説明する。 ・[補足外火山05] フィルタの性能等について(換気空調設備)</p>
		<p>V-1-1-3-3 降下火碎物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.2 換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設</p> <p>【4.2 換気系、電気系及び計装盛業系における閉塞を考慮する施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等 換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設に関して (1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「5.2 換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。</p>	<p>V-1-1-3-3 降下火碎物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.2 換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設</p> <p>【5.2 換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等は、給気系にフィルタを設置し、建屋内部への降下火碎物の侵入を防止する旨を示す。</p>	

基本設計方針	添付書類			補足すべき事項
19 降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は、外気取入口に防雪フードを設置すること等により、降下火碎物が侵入し難い構造とする。	V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火碎物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c. 閉塞に対する設計方針	【c. 閉塞に対する設計方針】 降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火碎物が侵入し難い構造とする。 また、燃料加工建屋の外気取入口及び排気口は、降下火碎物の層厚及び積雪深に対して閉塞しない位置に設置することで、降下火碎物事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	—	※補足すべき事項の対象なし
		V-1-1-3-3 降下火碎物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.2 換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設 【4.2換気系、電気系及び計装盛業系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「5.2換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。	—	※補足すべき事項の対象なし
		V-1-1-3-3 降下火碎物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.2 換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設 【5.2換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ、非常用所内電源設備の非常用発電機は、給気系統にフィルタを設置し、設備内部への降下火碎物の侵入を防止する旨を示す。		<フィルタ(非常用所内電源設備)> ⇒非常用所内電源設備設備に設置するフィルタの性能及び換気停止等の運用について説明する。 ・[補足外火山06]フィルタの性能等について(非常用所内電源設備)

基本設計方針	添付書類			補足すべき事項
20 降下火碎物が取り込まれたとしても、非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系統にフィルタを設置し、設備内部に降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火碎物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c. 閉塞に対する設計方針	【c. 閉塞に対する設計方針】 降下火碎物が取り込まれたとしても、非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系統にフィルタを設置し、設備内部に降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。	—	— ※補足すべき事項の対象なし
	V-1-1-3-3 降下火碎物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.2 換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設	【4.2 換気系、電気系及び計装盛業系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「5.2 換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。	V-1-1-3-3 降下火碎物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.2 換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設	【5.2 換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ、非常用所内電源設備の非常用発電機は、給気系統にフィルタを設置し、設備内部への降下火碎物の侵入を防止する旨を示す。
				<フィルタ(非常用所内電源設備) ⇒非常用所内電源設備設備に設置するフィルタの性能及び換気停止等の運用について説明する。 ・[補足外火山06] フィルタの性能等について(非常用所内電源設備)

基本設計方針	添付書類		補足すべき事項
21 さらに、非常用所内電源設備の非常用発電機は、降下火碎物用フィルタの追加設置等のさらなる降下火碎物対策を実施できるよう設計する。	<p>V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火碎物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c. 閉塞に対する設計方針</p> <p>【c. 閉塞に対する設計方針】 さらに、非常用所内電源設備の非常用発電機は、降下火碎物用フィルタを給気系統に追加設置できる設計とする。</p> <p>V-1-1-3-3 降下火碎物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.2 換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設</p> <p>V-1-1-3-3 降下火碎物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.2 換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設</p>	<p>—</p> <p>【4.2換気系、電気系及び計装盛業系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設に関して (1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「5.2換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。</p> <p>【5.2換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ、非常用所内電源設備の非常用発電機は、給気系統にフィルタを設置し、設備内部への降下火碎物の侵入を防止する旨を示す。</p>	<p>※補足すべき事項の対象なし</p> <p>※補足すべき事項の対象なし</p> <p><降下火碎物用フィルタの追加設置> ⇒非常用所内電源設備設備に降下火碎物用フィルタを追加設置するための構造について説明する。 ・[補足外火山09] 降下火碎物用フィルタの追加設置について</p>

基本設計方針	添付書類			補足すべき事項
22 降下火碎物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能な構造とすることで、降下火碎物により閉塞しない設計とする。	V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火碎物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c. 閉塞に対する設計方針	【c. 閉塞に対する設計方針】 非常用所内電源設備の非常用発電機は、降下火碎物用フィルタを給気系統に追加設置できる設計とする。	—	— ※補足すべき事項の対象なし
		V-1-1-3-3 降下火碎物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.2 換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設に関する(1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「5.2 換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。	【4.2 換気系、電気系及び計装盛業系における閉塞を考慮する施設】 ○ 気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等、非常用所内電源設備の非常用発電機 換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「5.2 換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。	— ※補足すべき事項の対象なし
		V-1-1-3-3 降下火碎物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.2 換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設	【5.2 換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設】 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ、給気系にフィルタを設置し、降下火碎物の侵入を防止する旨を示す。	<フィルタ(換気空調設備)> ⇒給気設備及び非管理区域換気空調設備に設置するフィルタの性能及び換気停止等の運用について説明する。 ・[補足外火山05] フィルタの性能等について(換気空調設備) <フィルタ(非常用所内電源設備)による建屋への侵入防止> ⇒非常用所内電源設備に設置するフィルタの性能及び換気停止等の運用について説明する。 ・[補足外火山06] フィルタの性能等について(非常用所内電源設備)
23 (d) 換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(磨耗) 建屋内の降下火碎物防護対象施設及び降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設は、降下火碎物による磨耗の影響に対して降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火碎物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d. 磨耗に対する設計方針	【d. 磨耗に対する設計方針】 建屋内の降下火碎物防護対象施設及び降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設は、降下火碎物が侵入し難い設計とすることで、降下火碎物による磨耗の影響により、安全機能を損なわない設計とする。	—	— ※補足すべき事項の対象なし

基本設計方針	添付書類			補足すべき事項
24 降下火碎物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火碎物が侵入し難い構造とする。	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火碎物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d. 磨耗に対する設計方針	【d. 磨耗に対する設計方針】 降下火碎物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火碎物が侵入し難い構造とする。	—	※補足すべき事項の対象なし
	V-1-1-1-3-3 降下火碎物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.3 換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3 換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○燃料加工建屋 換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設に関して (1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「5.3 換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。	—	※補足すべき事項の対象なし
	V-1-1-1-3-3 降下火碎物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.3 換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	【5.3 換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○燃料加工建屋 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ、降下火碎物防護対象施設を収納する建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火碎物が侵入し難い構造とする旨を示す。	—	<建屋の外気取入口> ⇒フードの構造等について説明する。 ・[補足外火山03]建屋の外気取入口の構造について

基本設計方針	添付書類			補足すべき事項
25 降下火碎物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、建屋内の降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火碎物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d. 磨耗に対する設計方針	【d. 磨耗に対する設計方針】 降下火碎物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、建屋内の降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	—	— ※補足すべき事項の対象なし
		V-1-1-3-3 降下火碎物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設 ○気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等 換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設に関して (1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「5.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。	【4.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等 換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設に関して (1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「5.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。	※補足すべき事項の対象なし
		V-1-1-3-3 降下火碎物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設 ○気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等は、給気系にフィルタを設置し、建屋内部への降下火碎物の侵入を防止する旨を示す。	【5.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等は、給気系にフィルタを設置し、建屋内部への降下火碎物の侵入を防止する旨を示す。	<フィルタ(換気空調設備)> ⇒給気設備及び非管理区域換気空調設備に設置するフィルタの性能及び換気停止等の運用について説明する。 ・[補足外火山05] フィルタの性能等について(換気空調設備)

基本設計方針	添付書類			補足すべき事項
26 降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火碎物が侵入し難い構造とする。	V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火碎物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d. 磨耗に対する設計方針	【d. 磨耗に対する設計方針】 降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火碎物が侵入し難い構造とする。	—	※補足すべき事項の対象なし
	V-1-1-3-3 降下火碎物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設に関して (1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「5.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。	—	※補足すべき事項の対象なし
	V-1-1-3-3 降下火碎物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	【5.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ、非常用所内電源設備の非常用発電機は、給気系統にフィルタを設置し、設備内部への降下火碎物の侵入を防止する旨を示す。	—	<フィルタ(非常用所内電源設備)> ⇒非常用所内電源設備設備に設置するフィルタの性能及び換気停止等の運用について説明する。 ・[補足外火山06] フィルタの性能等について(非常用所内電源設備)

基本設計方針	添付書類			補足すべき事項
降下火砕物が取り込まれたとしても、非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系統にフィルタを設置し、設備内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d. 磨耗に対する設計方針	【d. 磨耗に対する設計方針】 降下火砕物が取り込まれたとしても、非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系統にフィルタを設置し、設備内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。	—	— ※補足すべき事項の対象なし
27		V-1-1-3-3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「5.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。	※補足すべき事項の対象なし
		V-1-1-3-3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	【5.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ、非常用所内電源設備の非常用発電機は、給気系統にフィルタを設置し、設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	<フィルタ(非常用所内電源設備)> ⇒非常用所内電源設備設備に設置するフィルタの性能及び換気停止等の運用について説明する。 ・[補足外火山06]フィルタの性能等について(非常用所内電源設備)

基本設計方針	添付書類			補足すべき事項
28 さらに、非常用所内電源設備の非常用発電機は、降下火碎物用フィルタの追加設置等のさらなる降下火碎物対策を実施できるよう設計する。	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火碎物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d. 磨耗に対する設計方針	【d. 磨耗に対する設計方針】 さらに、非常用所内電源設備の非常用発電機は、降下火碎物用フィルタを給気系統に追加設置できる設計とする。	—	※補足すべき事項の対象なし
	V-1-1-1-3-3 降下火碎物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.3 换気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設に関して (1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「5.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。	—	※補足すべき事項の対象なし
	V-1-1-1-3-3 降下火碎物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.3 换気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	【5.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ、非常用所内電源設備の非常用発電機は、給気系統にフィルタを設置し、設備内部への降下火碎物の侵入を防止する旨を示す。	—	<降下火碎物用フィルタの追加設置> ⇒非常用所内電源設備設備に降下火碎物用フィルタを追加設置するための構造について説明する。 ・[補足外火山09] 降下火碎物用フィルタの追加設置について

基本設計方針	添付書類			補足すべき事項
降下火砕物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能な構造とすることで、降下火砕物により磨耗しない設計とする。	V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d. 磨耗に対する設計方針	【d. 磨耗に対する設計方針】 降下火砕物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能な構造とすることで、降下火砕物により磨耗しない設計とする。	—	— ※補足すべき事項の対象なし
29	V-1-1-3-3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.3 換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設 ○気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等、非常用所内電源設備の非常用発電機 換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「5.3 換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。	V-1-1-3-3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.3 換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3 換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等、非常用所内電源設備の非常用発電機 換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「5.3 換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。 【5.3 換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ、給気系にフィルタを設置し、降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	※補足すべき事項の対象なし ※補足すべき事項の対象なし <フィルタ(換気空調設備)> ⇒給気設備及び非管理区域換気空調設備に設置するフィルタの性能及び換気停止等の運用について説明する。 ・[補足外火山05] フィルタの性能等について(換気空調設備) <フィルタ(非常用所内電源設備)> ⇒非常用所内電源設備に設置するフィルタの性能及び換気停止等の運用について説明する。 ・[補足外火山06] フィルタの性能等について(非常用所内電源設備)
(e) 構造物、換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響(腐食) イ. 構造物の化学的影响(腐食) 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は、降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影响(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e. 腐食に対する設計方針	【e. 腐食に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は、降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影响(腐食)により、安全機能を損なわない設計とする。	—	— ※補足すべき事項の対象なし

基本設計方針	添付書類			補足すべき事項
31 降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより、周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。	V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1)直接的影響に対する設計方針 e.腐食に対する設計方針	【e.腐食に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより、周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。	—	— ※補足すべき事項の対象なし
32 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外壁塗装及び屋上防水を実施することにより、短期での腐食が発生しない設計とすることで、安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1)直接的影響に対する設計方針 e.腐食に対する設計方針	【e.腐食に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外壁塗装及び屋上防水を実施することにより、降下火砕物の化学的腐食による短期的な影響で、安全機能を損なわない設計とする。	— V-1-1-3-3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.4構造物、換気系、電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設	— 【4.4構造物、換気系、電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設】 ○燃料加工建屋 構造物、換気系、電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「5.4構造物、換気系、電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設」に記載する。
			V-1-1-3-3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.機能設計 5.4構造物、換気系、電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設	【5.4構造物、換気系、電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設】 ○燃料加工建屋(構造物) 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ、外壁塗装及び屋上防水を実施し、降下火砕物による短期的な腐食が発生しない設計とする旨を示す。 <腐食(建屋)> ⇒短期的な腐食が発生しないために行う外壁塗装、屋上防水に係る具体的な設計について説明する。 ・[補足外火山04]腐食に対する設計について

基本設計方針	添付書類			補足すべき事項
33 降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、塗装若しくは腐食し難い金属の使用又は外壁塗装及び屋上防水により、短期での腐食が発生しない設計とすることで、周辺の降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。	V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火碎物の影響に対する防護対策方針 (1)直接的影響に対する設計方針 e.腐食に対する設計方針	【e. 腐食に対する設計方針】 降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、塗装若しくは腐食し難い金属の使用又は外壁塗装及び屋上防水により、降下火碎物による短期的な腐食により、周辺の降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。 (「V-1-1-1-3-2 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定」を踏まえて、降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の対象がある場合には設計方針書に展開する。)	—	※補足すべき事項の対象なし
34 また、降下火碎物堆積後の長期的な腐食の影響については、堆積した降下火碎物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火碎物の影響に対する防護対策方針 (1)直接的影響に対する設計方針 e.腐食に対する設計方針	【e. 腐食に対する設計方針】 また、降下火碎物堆積後の長期的な腐食の影響については、堆積した降下火碎物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより、短期での腐食が発生しない設計とすることで、安全機能を損なわない設計とする。	—	※補足すべき事項の対象なし
35 ロ.換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響(腐食) 建屋内の降下火碎物防護対象施設及び降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設は、降下火碎物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火碎物の影響に対する防護対策方針 (1)直接的影響に対する設計方針 e.腐食に対する設計方針	【e. 腐食に対する設計方針】 建屋内の降下火碎物防護対象施設及び降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設は、降下火碎物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることに、安全機能を損なわない設計とする。	—	※補足すべき事項の対象なし

基本設計方針	添付書類			補足すべき事項
36 降下火碎物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火碎物が侵入し難い構造とする。	<p>V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火碎物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e. 腐食に対する設計方針</p> <p>【e. 腐食に対する設計方針】 降下火碎物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火碎物が侵入し難い構造とする。</p>	—	—	※補足すべき事項の対象なし
	<p>V-1-1-3-3 降下火碎物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.4 構造物、換気系、電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設</p> <p>【4.4構造物、換気系、電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設】 ○燃料加工建屋 構造物、換気系、電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「5.4構造物、換気系、電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設」に記載する。</p> <p>V-1-1-3-3 降下火碎物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.4 構造物、換気系、電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設</p> <p>【5.4構造物、換気系、電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設】 ○燃料加工建屋(換気系、電気系及び計装制御系) 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ、降下火碎物防護対象施設を収納する建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火碎物が侵入し難い構造とする旨を示す。</p>	—	※補足すべき事項の対象なし ※補足すべき事項の対象なし <建屋の外気取入口> ⇒フードの構造等に関して説明する。 ・[補足外火山03]建屋の外気取入口の構造について	

基本設計方針	添付書類			補足すべき事項
37 降下火碎物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、建屋内の降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火碎物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e. 腐食に対する設計方針	【e. 腐食に対する設計方針】 降下火碎物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、建屋内の降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	—	— ※補足すべき事項の対象なし
		V-1-1-3-3 降下火碎物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.4 構造物、換気系、電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設	【4.4構造物、換気系、電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等 構造物、換気系、電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「5.4構造物、換気系、電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設」に記載する。	— ※補足すべき事項の対象なし
		V-1-1-3-3 降下火碎物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.4 構造物、換気系、電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設	【5.4構造物、換気系、電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等は、給気系にフィルタを設置し、建屋内部への降下火碎物の侵入を防止する旨を示す。	<フィルタ(換気空調設備)> ⇒給気設備及び非管理区域換気空調設備に設置するフィルタの性能及び換気停止等の運用について説明する。 ・[補足外火山05] フィルタの性能等について (換気空調設備)

基本設計方針	添付書類			補足すべき事項
38 降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は、塗装又は腐食し難い金属を用いることにより短期での腐食が発生しない設計とすることで、安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火碎物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e. 腐食に対する設計方針	【e. 腐食に対する設計方針】 降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は、塗装又は腐食し難い金属を用いること又は塗装することにより短期での腐食が発生しない設計とすることで、安全機能を損なわない設計とする。	—	※補足すべき事項の対象なし
		V-1-1-3-3 降下火碎物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.4 構造物、換気系、電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設	【4.4構造物、換気系、電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 構造物、換気系、電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「5.4構造物、換気系、電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設」に記載する。	
39 また、降下火碎物堆積後の長期的な腐食の影響については、堆積した降下火碎物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火碎物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e. 腐食に対する設計方針	【e. 腐食に対する設計方針】 また、降下火碎物堆積後の長期的な腐食の影響については、堆積した降下火碎物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。	—	※補足すべき事項の対象なし <フィルタ(非常用所内電源設備)> <腐食(非常用発電機)> ⇒非常用発電機の給気系の材質又は塗装の仕様等について説明する。 ・[補足外火山06]フィルタの性能等について(非常用所内電源設備) ・[補足外火山07]非常用発電機の防食処理について

基本設計方針	添付書類			補足すべき事項	
40 (f) 敷地周辺の大気汚染 敷地周辺の大気汚染に対して、以下を保安規定に定めて、管理する。 ・全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、 MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずる ・給気系統上の手動ダンパを閉止する ・中央監視室、制御第1室及び制御第4室でMOX燃料加工施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保する	V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 f. 敷地周辺の大気汚染	【f. 敷地周辺の大気汚染に対する設計方針】 敷地周辺の大気汚染に対して、以下を保安規定に定めて、管理する。 ・全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、 MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずる ・給気系統上の手動ダンパを閉止する ・中央監視室、制御第1室及び制御第4室でMOX燃料加工施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保する	—	—	※補足すべき事項の対象なし
41 (g) 電気系及び計装制御系の絶縁低下 外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物による絶縁低下の影響により、安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 g. 絶縁低下に対する設計方針	【g. 絶縁低下に対する設計方針】 外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物による絶縁低下の影響により、安全機能を損なわない設計とする。	—	—	※補足すべき事項の対象なし
42 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。	V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 g. 絶縁低下に対する設計方針	【g. 絶縁低下に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。	—	—	※補足すべき事項の対象なし
		V-1-1-3-3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.5 電気系及び計装制御系の絶縁低下を考慮する施設	【4.5 電気系及び計装制御系の絶縁低下を考慮する施設】 ○燃料加工建屋 電気系及び計装制御系に対する絶縁低下を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「5.5 電気系及び計装制御系に対する絶縁低下を考慮する施設」に記載する。	—	※補足すべき事項の対象なし
		V-1-1-3-3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.5 電気系及び計装制御系の絶縁低下を考慮する施設	【5.5 電気系及び計装制御系の絶縁低下を考慮する施設】 ○燃料加工建屋 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ、降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする旨を示す。	—	<建屋の外気取入口> ⇒フードの構造等について説明する。 ・[補足外火山03]建屋の外気取入口の構造について

基本設計方針	添付書類			補足すべき事項
43 降下火砕物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより、外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設である焼結設備の制御盤等の安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 g. 絶縁低下に対する設計方針	【g. 絶縁低下に対する設計方針】 降下火砕物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより、外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設である焼結設備等の制御盤等の安全機能を損なわない設計とする。	—	— ※補足すべき事項の対象なし
	V-1-1-1-3-3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.5 電気系及び計装制御系の絶縁低下を考慮する施設	V-1-1-1-3-3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.5 電気系及び計装制御系の絶縁低下を考慮する施設	【4.5 電気系及び計装制御系の絶縁低下を考慮する施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等 電気系及び計装制御系に対する絶縁低下を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「5.5 電気系及び計装制御系に対する絶縁低下を考慮する施設」に記載する。	— ※補足すべき事項の対象なし
		V-1-1-1-3-3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.5 電気系及び計装制御系の絶縁低下を考慮する施設	【5.5 電気系及び計装制御系の絶縁低下を考慮する施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等は、給気系にフィルタを設置し、建屋内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	〈フィルタ(換気空調設備)〉 ⇒給気設備及び非管理区域換気空調設備に設置するフィルタの性能及び換気停止等の運用について説明する。 ・[補足外火山05] フィルタの性能等について(換気空調設備)
44 b. 間接的影響に対する防護対策 降下火砕物による間接的影響である7日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、MOX燃料加工施設の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できるよう、非常用発電機の燃料を貯蔵する設備及び移送する設備を降下火砕物の影響を受けないよう設置することにより安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (2) 間接的影響に対する設計方針	【(2) 間接的影響に対する設計方針】 降下火砕物による間接的影響である7日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、MOX燃料加工施設の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できるよう、非常用発電機の燃料を貯蔵する設備及び移送する設備を降下火砕物の影響を受けないよう設置することにより安全機能を損なわない設計とする。	—	— ※補足すべき事項の対象なし
	V-1-1-1-3-3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.6 間接的影響を考慮する施設	V-1-1-1-3-3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.6 間接的影響を考慮する施設	【4.6 間接的影響を考慮する施設】 間接的影響を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「5.6 間接的影響を考慮する施設」に記載する。	— ※補足すべき事項の対象なし
		V-1-1-1-3-3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.6 間接的影響を考慮する施設	【5.6 間接的影響を考慮する施設】 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ、7日間の外部電源喪失及び交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、非常用発電機の燃料を貯蔵する設備及び移送する設計とし、これらの燃料を貯蔵及び移送する設備が降下火砕物の影響を受けない設計とする旨を示す。	〈間接的影響〉 ⇒燃料油貯蔵タンク、燃料油サービスタンクの概要及び火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設の選定結果及び7日間の電力を供給する措置の概要について説明する。 ・[補足外火山08] 間接的影響に関する評価について

基本設計方針	添付書類			補足すべき事項	
45 また、火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設へ7日間の電力を供給する措置を講ずることを保安規定に定めて、管理する。	V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (2) 間接的影響に対する設計方針	【(2) 間接的影響に対する設計方針】 また、火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設へ7日間の電力を供給する措置を講ずることを保安規定に定めて、管理する。	—	—	※補足すべき事項の対象なし
46 c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置 火山に関する設計条件等に係る新知見の収集及び火山に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。	V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.1.4 降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置】 火山に関する設計条件等に係る新知見の収集及び火山に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。	—	—	※補足すべき事項の対象なし
47 • 定期的に新知見の確認を行い、新知見を得られた場合に評価すること • 火山活動のモニタリングを行い、評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認すること	V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・定期的に新知見の確認を行い、新知見を得られた場合に評価すること ・火山活動のモニタリングを行い、評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認すること	—	—	※補足すべき事項の対象なし
48 • 降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砕物の除去を適切に行うこと	V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砕物の除去を適切に行うこと	—	—	※補足すべき事項の対象なし

基本設計方針	添付書類			補足すべき事項
49 ・降灰時には、降下火砕物による閉塞及び磨耗を防止するために、換気設備の停止又はフィルタの交換若しくは清掃を行うこと ・降灰時には、非常用所内電源設備の非常用発電機に対するフィルタの追加設置等を行うこと	V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・降灰時には、降下火砕物による閉塞及び磨耗を防止するために、換気設備の停止又はフィルタの交換若しくは清掃を行うこと ・降灰時には、非常用所内電源設備の非常用発電機に対するフィルタの追加設置等を行うこと	—	— ※補足すべき事項の対象なし
50 ・堆積した降下火砕物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うこと	V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・堆積した降下火砕物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うこと	—	— ※補足すべき事項の対象なし
51 ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずること ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、給気系統上の手動ダンパを閉止すること ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、中央監視室、制御第1室及び制御第4室でMOX燃料加工施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保すること	V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.1.4 降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずること ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、給気系統上の手動ダンパを閉止すること ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、中央監視室、制御第1室及び制御第4室でMOX燃料加工施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保すること	—	— ※補足すべき事項の対象なし
52 ・外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象による影響を防止するため、火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設へ7日間の電力を供給する措置を講ずること	V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 2.1.4 降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象による影響を防止するため、火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設へ7日間の電力を供給する措置を講ずること	—	— ※補足すべき事項の対象なし

補足説明すべき項目の抽出
(第八条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山))

基本設計方針からの展開で抽出された補足すべき事項				
V-1-1-1-3-2 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定	2.2 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定 5.2換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設 5.3換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設 5.4構造物、換気系、電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設 5.5絶縁低下を考慮する施設 5.6構造物、換気系、電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設 5.7換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設 5.8換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設 5.9構造物、換気系、電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設 5.10絶縁低下を考慮する施設 5.11換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設 5.12換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設 5.13構造物、換気系、電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設 5.14換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設 5.15換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設 5.16構造物、換気系、電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設 5.17間接的影響を考慮する施設 V-1-1-1-3-4-2 -1 燃料加工建屋の強度計算書	<降下火砕物の影響を考慮する施設> <建屋の外気取入口> <腐食(建屋)> <フィルタ(換気空調設備)> <フィルタ(非常用所内電源設備)> <降下火砕物用フィルタの追加設置> <腐食(非常用発電機)> <間接的影響>	[補足外火山01] [補足外火山03] [補足外火山04] [補足外火山05] [補足外火山06] [補足外火山09] [補足外火山07] [補足外火山08] [補足外火山10]	降下火砕物の影響を考慮する施設の選定について 建屋の外気取入口の構造について 腐食に対する設計について フィルタの性能等について (換気空調設備) フィルタの性能等について (非常用所内電源設備) 降下火砕物用フィルタの追加設置について 非常用発電機の防食処理について 間接的影響に関する評価について 構造強度評価において設定する条件等について

発電炉の補足説明資料の説明項目		展開要否	理由
補足-80-1【火山への配慮に関する基本方針に係る補足説明】	1. 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定について	○	
補足-80-2【降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針に係る補足説明】	別紙-6 換気空調設備に係る影響評価 参考資料-1：原子力発電所で使用する塗料について	○	
補足-80-1【火山への配慮に関する基本方針に係る補足説明】	2.3 機械系、電気系及び計測制御系の機械的影響（閉塞）への影響	○	
補足-80-2【降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針に係る補足説明】	別紙-7 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）に係る影響評価 参考資料-1：原子力発電所で使用する塗料について 参考資料-2：降下火砕物の金属腐食研究について 別紙-10 間接的影響の評価結果	○	
補足-460-1【原子炉建屋の強度計算に係る補足説明】	1. 概要 3. 評価部位の網羅性及び代表性について 3.1 原子炉建屋原子炉棟 3.1.2 原子炉建屋付属棟 4. 主トラスの許容応力値について	○	

補足-80-1【火山への配慮に関する基本方針に係る補足説明】	2. 降下火砕物の凝集による閉塞の影響について（水分による凝縮の影響）	—	個別の影響因子にて設計方針を説明しており、補足すべき事項がないため。
	2.1 概要	—	
	2.2 水循環系の閉塞への影響	—	

補足説明すべき項目の抽出
(第八条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山))

	1. 降下火砕物の影響を考慮する施設の影響評価について	-	個別の影響因子にて設計方針を説明しており、補足すべき事項がないため。
	1.1 概要	-	
	1.2 影響因子を考慮した施設分類	-	
	補足-80-2【降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針に係る補足説明】 別紙-1 建屋に係る影響評価	-	荷重に関する評価条件については、添付書類に記載されており、追加で補足する必要はない。ただし、腐食については、参考資料-1で詳細を述べているため、当該参考資料については同様に補足をする。
	別紙-2 残留熱除去系海水系ポンプ及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプに係る影響評価	-	残留熱除去系海水系ポンプ及び非常用ディーゼル発電機用海水ポンプに対する補足説明でありMOX燃料加工施設に同様の設備がないため。
	別紙-3 残留熱除去系海水系ストレーナ及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ストレーナ（下流設備含む。）に係る影響評価	-	残留熱除去系海水系ストレーナ及び非常用ディーゼル発電機用海水ストレーナに対する補足説明でありMOX燃料加工施設に同様の設備がないため。
	別紙-4 海水取水設備に係る影響評価	-	海水取水設備に対する補足説明でありMOX施設に同様の設備がないため。
	別紙-5 計測制御設備（安全保護系）に係る影響評価	-	MOX燃料加工施設では、フィルタを設置し、建屋内部への降下火砕物を侵入を防止する設計とするため。
	別紙-8 主排気筒及び非常用ガス処理系排気筒に係る影響評価	-	主排気筒及び非常用ガス処理系排気筒に対する補足説明でありMOX燃料加工施設に同様の設備がないため。
	別紙-9 中央制御室換気系冷凍機防護対策施設に係る影響評価	-	中央制御室換気系冷凍機防護対策施設に対する補足説明でありMOX燃料加工施設に同様の設備がないため。
	補足-460-1【原子炉建屋の強度計算に係る補足説明】 2. 3D-FEMモデルの詳細説明	-	
	補足-460-2【タービン建屋の強度計算に係る補足説明】 1. 概要 2. 3D-FEMモデルの詳細説明 3. 評価部位の網羅性及び代表性について 4. 主トラスの許容応力値について	-	
	補足-460-3【使用済燃料乾式貯蔵建屋への強度計算に係る補足説明】 1. 概要 2. 3D-FEMモデルの詳細説明 3. 評価部位の網羅性及び代表性について 4. 主トラスの許容応力値について	-	
	補足-460-4【原子炉建屋原子炉棟の3D-FEMモデルによる鉛直荷重の影響について】 1. 鉛直荷重による主トラスの変形状態及び応力状態について 2. 鉛直荷重による屋根スラブの影響について 3. 鉄骨材とスラブの接合部状況について 4. 3D-FEMモデルの柱壁剛性について	-	建屋の評価手法が異なり、3D解析モデルの説明は不要。 評価対象部位及び許容応力の説明については、発電炉を代表して補足-460-1【原子炉建屋の強度計算に係る補足説明】をMOX燃料加工施設の補足すべき事項との比較対象として抽出する。
	補足-460-5【屋根スラブの一方向スラブによる評価の妥当性について】 1. 固定端モデルと連続梁モデルの比較	-	
	補足-460-6【タービン建屋の荷重増分解析】 1. 概要 2. 解析条件 3. 解析結果 4. 理論解との比較による検証（剛塑性回転ばね付はり要素）	-	
	補足-460-7【原子炉建屋原子炉棟の構造図及び解析モデル図】	-	
	補足-460-8【タービン建屋の構造図及び解析モデル図】	-	
	補足-460-9【使用済燃料乾式貯蔵建屋の構造図及び解析モデル図】	-	
	補足-460-10【降下火砕物堆積による荷重評価への材料強度×1.1の適用について】 1. 概要 2. 極めて稀な積雪への適用 3. 指針類の扱い 4. F値×1.1を適用し算定した強度と座屈耐力の比較 5. まとめ	-	
	補足-460-11【海水ストレーナの強度評価対象部位について】 1. 概要 2. 評価対象部位の選定理由及び評価内容 3. 接続配管の扱い	-	屋外機器を評価対象としていないことから、同様の補足説明は不要。
	補足-460-12【構造強度評価における評価対象部位の選定について】 1. 概要 2. 評価対象部位の選定について	-	

基本設計方針からの展開で抽出された補足すべき事項と発電炉の補足説明資料の説明項目を比較した結果、追加で補足すべき事項はない。

補足説明すべき項目の抽出
(第八条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山))

東海第二発電所 補足説明資料		MOX燃料加工施設 補足説明資料	記載概要	補足すべき事項	申請回次							
					第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要
補足-80-1【火山への配慮に関する基本方針に係る補足説明】												
1.	降下火砕物の影響を考慮する施設の選定について	降下火砕物の影響を考慮する施設の選定について	降下火砕物の影響を考慮する施設として、降下火砕物防護対象施設等及び降下火砕物防護対象施設等に及ぼす影響を及ぼし得る施設が網羅的に選定されていることを説明する。	【補足外火山01】降下火砕物の影響を考慮する施設の選定について	【外火山02】降下火砕物の影響を考慮する施設の選定について	降下火砕物の影響を考慮する施設として、降下火砕物防護対象施設等及び降下火砕物防護対象施設等に及ぼす影響を及ぼし得る施設が網羅的に選定されていることを説明する。	—	—	—	—	—	—
補足-80-2【降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針に係る補足説明】												
1	別紙-6 換気空調設備に係る影響評価	建屋の外気取入口の構造について	フードの構造等について説明する。	【補足外火山03】建屋の外気取入口の構造について	【外火山12】建屋の外気取入口の構造について	燃料加工建屋の外気取入口についてフードの構造等について説明する。	—	—	—	—	—	—
補足-80-1【火山への配慮に関する基本方針に係る補足説明】												
2.3	2.3 機械系、電気系及び計測制御系の機械的影響（閉塞）への影響	フィルタの性能等について	・給気設備及び非管理区域換気空調設備に設置するフィルタの性能及び換気停止等の運用について説明する。 ・非常用所内電源設備のフィルタの性能について説明する。	【補足外火山05】フィルタの性能等について（換気空調設備） 【補足外火山06】フィルタの性能等について（非常用所内電源設備）	—	—	○	給気設備及び非管理区域換気空調設備に設置するフィルタの性能及び換気停止等の運用について説明する。	○	非常用所内電源設備のフィルタの性能について説明する。	—	—
		降下火砕物用フィルタの追加設置について	非常用所内電源設備の非常用発電機に降下火砕物用フィルタを追加設置するための構造について説明する。	【補足外火山09】降下火砕物用フィルタの追加設置について	—	—	—	—	○	非常用所内電源設備の非常用発電機に降下火砕物用フィルタを追加設置するための構造について説明する。	—	—
補足-80-2【降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針に係る補足説明】												
1	【別紙7】非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）に係る影響評価 【参考資料1】原子力発電所で使用する塗料について 【参考資料2】降下火砕物の金属腐食研究について	腐食に対する設計について	・短期的な腐食が発生しないために行う建屋の外壁塗装、屋上防水に係る具体的な設計について説明する。 ・非常用発電機の給気系の材質又は塗装の仕様等について説明を追記する。	【補足外火山04】腐食に対する設計について 【補足外火山07】非常用発電機の防食処理について 【外火山08】腐食に対する設計について	—	—	—	—	○	非常用発電機の給気系の材質又は塗装の仕様等について説明を追記する。	—	—
		【別紙10】間接的影響の評価結果	間接的影響に関する評価について	・燃料油貯蔵タンク、燃料油移送ポンプ、燃料油サービスタンクの概要及び設置位置について説明する。 ・火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設の選定結果及び7日間の電力を供給する措置の概要について説明する。	【補足外火山08】間接的影響に関する評価について	—	—	—	—	○	・燃料油貯蔵タンク、燃料油移送ポンプ、燃料油サービスタンクの概要及び設置位置について説明する。 ・火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設の選定結果及び7日間の電力を供給する措置の概要について説明する。	—
補足-460-1【原子炉建屋の強度計算に係る補足説明】												
1	概要	構造強度評価において設定する条件等について	強度計算における屋根の評価方針、許容応力度、評価対象部位及び荷重の考え方を説明する。	【補足外火山10】構造強度評価において設定する条件等について	【外火山13】構造強度評価において設定する条件等について	強度計算における屋根の評価方針、許容応力度、評価対象部位及び荷重の考え方を説明する。	—	—	—	—	—	—
3	評価部位の網羅性及び代表性について											
3.1	原子炉建屋原子炉棟											
3.1.2	原子炉建屋付属棟											
4	主トラスの許容応力値について											

凡例

- ・「申請回次」について
- ：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
- △：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
- ：当該申請回次で記載しない項目

令和4年7月8日 R 4

別紙 6

変更前記載事項の
既設工認等との紐づけ

基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
<p>第1章 共通項目</p> <p>3. 自然現象等</p> <p>3.3 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>3.3.4 火山の影響</p> <p>(1) 防護すべき施設及び設計方針</p> <p>安全機能を有する施設は、MOX燃料加工施設の運用期間中においてMOX燃料加工施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として、事業変更許可を受けた降下火砕物の特性を考慮し、降下火砕物の影響を受ける場合においても、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火砕物から防護する施設(以下「降下火砕物防護対象施設」という。)としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を対象とする。</p> <p>降下火砕物防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「降下火砕物防護対象施設等」という。)は、降下火砕物の影響に対し、機械的強度を有すること等により、降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。)の影響を考慮した設計とする。</p> <p>降下火砕物防護対象施設等以外の安全機能を有する施設については、降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること及び安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>(2) 防護設計における降下火砕物の特性及び荷重の設定</p> <p>設計に用いる降下火砕物は、事業変更許可を受けた層厚55cm、密度1.3g/cm³(湿潤状態)と設定する。</p> <p>また、降下火砕物に対する防護設計を行うために、施設に作用する荷重として、降下火砕物を湿潤状態とした場合における荷重、通常時に作用している荷重、運転時荷重及び火山と同時に発生し得る自然現象による荷重を組み合わせた設計荷重(火山)を設定する。</p> <p>火山と同時に発生し得る自然現象による荷重については、火山と同時に発生し得る自然現象が与える影響を踏まえた検討により、風(台風)及び積雪による荷重を考慮する。</p> <p>(3) 降下火砕物に対する防護対策</p> <p>降下火砕物に対する防護設計においては、降下火砕物の特性による直接的影響として静的負荷、粒子の衝突、閉塞、磨耗、腐食、大気汚染及び絶縁低下並びに間接的影響として外部電源喪失及びアクセス制限を対象として評価し、降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>第1章 共通項目</p> <p>3. 自然現象等</p> <p>3.3 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>3.3.4 火山の影響</p> <p>(1) 防護すべき施設及び設計方針</p> <p>安全機能を有する施設は、MOX燃料加工施設の運用期間中においてMOX燃料加工施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として、事業変更許可を受けた降下火砕物の特性を考慮し、降下火砕物の影響を受ける場合においても、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火砕物から防護する施設(以下「降下火砕物防護対象施設」という。)としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を対象とする。</p> <p>降下火砕物防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「降下火砕物防護対象施設等」という。)は、降下火砕物の影響に対し、機械的強度を有すること等により、降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。)の影響を考慮した設計とする。</p> <p>降下火砕物防護対象施設等以外の安全機能を有する施設については、降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること及び安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>(2) 防護設計における降下火砕物の特性及び荷重の設定</p> <p>設計に用いる降下火砕物は、事業変更許可を受けた層厚55cm、密度1.3g/cm³(湿潤状態)と設定する。</p> <p>また、降下火砕物に対する防護設計を行うために、施設に作用する荷重として、降下火砕物を湿潤状態とした場合における荷重、通常時に作用している荷重、運転時荷重及び火山と同時に発生し得る自然現象による荷重を組み合わせた設計荷重(火山)を設定する。</p> <p>火山と同時に発生し得る自然現象による荷重については、火山と同時に発生し得る自然現象が与える影響を踏まえた検討により、風(台風)及び積雪による荷重を考慮する。</p> <p>(3) 降下火砕物に対する防護対策</p> <p>降下火砕物に対する防護設計においては、降下火砕物の特性による直接的影響として静的負荷、粒子の衝突、閉塞、磨耗、腐食、大気汚染及び絶縁低下並びに間接的影響として外部電源喪失及びアクセス制限を対象として評価し、降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>

基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
a. 直接的影響に対する防護対策 (a) 構造物への静的負荷 降下火碎物防護対象施設は、設計荷重(火山)に対して構造健全性を維持する燃料加工建屋内に設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。 降下火碎物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、設計荷重(火山)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、建屋内の降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、設計荷重(火山)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、周辺の降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。 なお、降下火碎物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火碎物の除去を適切に行うことから、降下火碎物による荷重を短期に生じる荷重として設定する。	a. 直接的影響に対する防護対策 (a) 構造物への静的負荷 降下火碎物防護対象施設は、設計荷重(火山)に対して構造健全性を維持する燃料加工建屋内に設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。 降下火碎物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、設計荷重(火山)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、建屋内の降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、設計荷重(火山)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、周辺の降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。 なお、降下火碎物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火碎物の除去を適切に行うことから、降下火碎物による荷重を短期に生じる荷重として設定する。
(b) 構造物への粒子の衝突 降下火碎物防護対象施設を収納する建屋及び降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、構造物への降下火碎物の粒子の衝突の影響により、建屋内の降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 なお、粒子の衝突の影響は、竜巻の設計飛来物の影響に包絡されるため「3.3.2 (3) a. 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策」に示す基本設計方針に基づく設計とする。	(b) 構造物への粒子の衝突 降下火碎物防護対象施設を収納する建屋及び降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、構造物への降下火碎物の粒子の衝突の影響により、建屋内の降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 なお、粒子の衝突の影響は、竜巻の設計飛来物の影響に包絡されるため「3.3.2 (3) a. 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策」に示す基本設計方針に基づく設計とする。
(c) 換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影响(閉塞) 建屋内の降下火碎物防護対象施設及び降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設は、降下火碎物を含む空気による流路の閉塞の影響に対して降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。 降下火碎物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設置すること等により、降下火碎物が侵入し難い構造とする。 降下火碎物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、建屋内の降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は、外気取入口に防雪フードを設置すること等により、降下火碎物が侵入し難い構造とする。 降下火碎物が取り込まれたとしても、非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系統にフィルタを設置し、設備内部に降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。 さらに、非常用所内電源設備の非常用発電機は、降下火碎物用フィルタの追加設置等のさらなる降下火碎物対策を実施できるよう設計する。 降下火碎物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能な構造とすることで、降下火碎物により閉塞しない設計とする。	(c) 換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影响(閉塞) 建屋内の降下火碎物防護対象施設及び降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設は、降下火碎物を含む空気による流路の閉塞の影響に対して降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。 降下火碎物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設置すること等により、降下火碎物が侵入し難い構造とする。 降下火碎物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、建屋内の降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は、外気取入口に防雪フードを設置すること等により、降下火碎物が侵入し難い構造とする。 降下火碎物が取り込まれたとしても、非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系統にフィルタを設置し、設備内部に降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。 さらに、非常用所内電源設備の非常用発電機は、降下火碎物用フィルタの追加設置等のさらなる降下火碎物対策を実施できるよう設計する。 降下火碎物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能な構造とすることで、降下火碎物により閉塞しない設計とする。

基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
<p>(d) 換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(磨耗)</p> <p>建屋内の降下火碎物防護対象施設及び降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設は、降下火碎物による磨耗の影響に対して降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火碎物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火碎物が侵入し難い構造とする。</p> <p>降下火碎物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、建屋内の降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火碎物が侵入し難い構造とする。</p> <p>降下火碎物が取り込まれたとしても、非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系統にフィルタを設置し、設備内部に降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>さらに、非常用所内電源設備の非常用発電機は、降下火碎物用フィルタの追加設置等のさらなる降下火碎物対策を実施できるよう設計する。</p> <p>降下火碎物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能な構造とすることで、降下火碎物により磨耗しない設計とする。</p>	<p>(d) 換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(磨耗)</p> <p>建屋内の降下火碎物防護対象施設及び降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設は、降下火碎物による磨耗の影響に対して降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火碎物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火碎物が侵入し難い構造とする。</p> <p>降下火碎物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、建屋内の降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火碎物が侵入し難い構造とする。</p> <p>降下火碎物が取り込まれたとしても、非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系統にフィルタを設置し、設備内部に降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>さらに、非常用所内電源設備の非常用発電機は、降下火碎物用フィルタの追加設置等のさらなる降下火碎物対策を実施できるよう設計する。</p> <p>降下火碎物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能な構造とすることで、降下火碎物により磨耗しない設計とする。</p>
<p>(e) 構造物、換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響(腐食)</p> <p>イ. 構造物の化学的影響(腐食)</p> <p>降下火碎物防護対象施設を収納する建屋は、降下火碎物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、降下火碎物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより、周辺の降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>降下火碎物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外壁塗装及び屋上防水を実施することにより、短期での腐食が発生しない設計とすることで、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、塗装若しくは腐食し難い金属の使用又は外壁塗装及び屋上防水により、短期での腐食が発生しない設計とすることで、周辺の降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>また、降下火碎物堆積後の長期的な腐食の影響については、堆積した降下火碎物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ロ. 換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響(腐食)</p> <p>建屋内の降下火碎物防護対象施設及び降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設は、</p>	<p>(e) 構造物、換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響(腐食)</p> <p>イ. 構造物の化学的影響(腐食)</p> <p>降下火碎物防護対象施設を収納する建屋は、降下火碎物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、降下火碎物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより、周辺の降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>降下火碎物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外壁塗装及び屋上防水を実施することにより、短期での腐食が発生しない設計とすることで、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、塗装若しくは腐食し難い金属の使用又は外壁塗装及び屋上防水により、短期での腐食が発生しない設計とすることで、周辺の降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>また、降下火碎物堆積後の長期的な腐食の影響については、堆積した降下火碎物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ロ. 換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響(腐食)</p> <p>建屋内の降下火碎物防護対象施設及び降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設は、</p>

基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
<p>降下火碎物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火碎物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火碎物が侵入し難い構造とする。</p> <p>降下火碎物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、建屋内の降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は、塗装又は腐食し難い金属を用いることにより短期での腐食が発生しない設計とすることで、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、降下火碎物堆積後の長期的な腐食の影響については、堆積した降下火碎物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>降下火碎物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火碎物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火碎物が侵入し難い構造とする。</p> <p>降下火碎物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、建屋内の降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は、塗装又は腐食し難い金属を用いることにより短期での腐食が発生しない設計とすることで、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、降下火碎物堆積後の長期的な腐食の影響については、堆積した降下火碎物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>
(f) 敷地周辺の大気汚染	(f) 敷地周辺の大気汚染
<p>敷地周辺の大気汚染に対して、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX 燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずる ・給気系統上の手動ダンパを閉止する ・中央監視室、制御第1室及び制御第4室でMOX 燃料加工施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保する 	<p>敷地周辺の大気汚染に対して、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX 燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずる ・給気系統上の手動ダンパを閉止する ・中央監視室、制御第1室及び制御第4室でMOX 燃料加工施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保する
(g) 電気系及び計装制御系の絶縁低下	(g) 電気系及び計装制御系の絶縁低下
<p>外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火碎物防護対象施設は、降下火碎物による絶縁低下の影響により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火碎物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火碎物が侵入し難い構造とする。</p> <p>降下火碎物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火碎物防護対象施設である焼結設備の制御盤等の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火碎物防護対象施設は、降下火碎物による絶縁低下の影響により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火碎物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火碎物が侵入し難い構造とする。</p> <p>降下火碎物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火碎物防護対象施設である焼結設備の制御盤等の安全機能を損なわない設計とする。</p>
b. 間接的影響に対する防護対策	b. 間接的影響に対する防護対策
<p>降下火碎物による間接的影響である7日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、MOX 燃料加工施設の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できるよう、非常用発電機の燃料を貯蔵する設備及び移送する設備を降下火碎物の影響を受けないよう設置することにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設へ7日間の電力を供給</p>	<p>降下火碎物による間接的影響である7日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、MOX 燃料加工施設の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できるよう、非常用発電機の燃料を貯蔵する設備及び移送する設備を降下火碎物の影響を受けないよう設置することにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設へ7日間の電力を供給</p>

基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
<p>する措置を講ずることを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置</p> <p>火山に関する設計条件等に係る新知見の収集及び火山に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に新知見の確認を行い、新知見を得られた場合に評価すること ・火山活動のモニタリングを行い、評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認すること ・降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砕物の除去を適切に行うこと ・降灰時には、降下火砕物による閉塞及び磨耗を防止するために、換気設備の停止又はフィルタの交換若しくは清掃を行うこと ・降灰時には、非常用所内電源設備の非常用発電機に対するフィルタの追加設置等を行うこと ・堆積した降下火砕物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うこと ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずること ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、給気系統上の手動ダンパを閉止すること ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、中央監視室、制御第1室及び制御第4室でMOX燃料加工施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保すること <ul style="list-style-type: none"> ・外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象による影響を防止するため、火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設へ7日間の電力を供給する措置を講ずること 	<p>する措置を講ずることを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置</p> <p>火山に関する設計条件等に係る新知見の収集及び火山に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に新知見の確認を行い、新知見を得られた場合に評価すること ・火山活動のモニタリングを行い、評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認すること ・降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砕物の除去を適切に行うこと ・降灰時には、降下火砕物による閉塞及び磨耗を防止するために、換気設備の停止又はフィルタの交換若しくは清掃を行うこと ・降灰時には、非常用所内電源設備の非常用発電機に対するフィルタの追加設置等を行うこと ・堆積した降下火砕物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うこと ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずること ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、給気系統上の手動ダンパを閉止すること ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、中央監視室、制御第1室及び制御第4室でMOX燃料加工施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保すること <ul style="list-style-type: none"> ・外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象による影響を防止するため、火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設へ7日間の電力を供給する措置を講ずること

第1回申請にて全ての範囲を記載する。

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変更前	変更後
<p>第1章 共通項目</p> <p>3. 自然現象等</p> <p>3.3 外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>第1章 共通項目</p> <p>3. 自然現象等</p> <p>3.3 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>3.3.4 火山の影響</p> <p>(1) 防護すべき施設及び設計方針</p> <p>安全機能を有する施設は、MOX燃料加工施設の運用期間中においてMOX燃料加工施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として、事業変更許可を受けた降下火砕物の特性を考慮し、降下火砕物の影響を受ける場合においても、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火砕物から防護する施設(以下「降下火砕物防護対象施設」という。)としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を対象とする。</p> <p>降下火砕物防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「降下火砕物防護対象施設等」という。)は、降下火砕物の影響に対し、機械的強度を有すること等により、降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。)の影響を考慮した設計とする。</p> <p>降下火砕物防護対象施設等以外の安全機能を有する施設については、降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること及び安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>(2) 防護設計における降下火砕物の特性及び荷重の設定</p> <p>設計に用いる降下火砕物は、事業変更許可を受けた層厚 55cm、密度 1.3g/cm³(湿潤状態)と設定する。</p> <p>また、降下火砕物に対する防護設計を行うために、施設に作用する荷重として、降下火砕物を湿潤状態とした場合における荷重、通常時に作用している荷重、運転時荷重及び火山と同時に発生し得る自然現象による荷重を組み合わせた設計荷重(火山)を設定する。</p> <p>火山と同時に発生し得る自然現象による荷重については、火山と同時に発生し得る自然現象が与える影響を踏まえた検討により、風(台風)及び積雪による荷重を考慮する。</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変更前	変更後
	<p>(3) 降下火碎物に対する防護対策</p> <p>降下火碎物に対する防護設計においては、降下火碎物の特性による直接的影響として静的負荷、粒子の衝突、閉塞、磨耗、腐食、大気汚染及び絶縁低下並びに間接的影響として外部電源喪失及びアクセス制限を対象として評価し、降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>a. 直接的影響に対する防護対策</p> <p>(a) 構造物への静的負荷</p> <p>降下火碎物防護対象施設は、設計荷重(火山)に対して構造健全性を維持する燃料加工建屋内に設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火碎物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、設計荷重(火山)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、建屋内の降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、設計荷重(火山)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、周辺の降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>なお、降下火碎物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火碎物の除去を適切に行うことから、降下火碎物による荷重を短期に生じる荷重として設定する。</p> <p>(b) 構造物への粒子の衝突</p> <p>降下火碎物防護対象施設を収納する建屋及び降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、構造物への降下火碎物の粒子の衝突の影響により、建屋内の降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、粒子の衝突の影響は、竜巻の設計飛来物の影響に包絡されるため「3.3.2 (3) a. 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策」に示す基本設計方針に基づく設計とする。</p> <p>(c) 換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影响(閉塞)</p> <p>建屋内の降下火碎物防護対象施設及び降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設は、降下火碎物を含む空気による流路の閉塞の影響に対して降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火碎物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設置すること等により、降下火碎物が侵入し難い構造とする。</p> <p>降下火碎物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、建屋内の降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変更前	変更後
	<p>機は、外気取入口に防雪フードを設置すること等により、降下火碎物が侵入し難い構造とする。</p> <p>降下火碎物が取り込まれたとしても、非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系統にフィルタを設置し、設備内部に降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>さらに、非常用所内電源設備の非常用発電機は、降下火碎物用フィルタの追加設置等のさらなる降下火碎物対策を実施できるよう設計する。</p> <p>降下火碎物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能な構造とすることで、降下火碎物により閉塞しない設計とする。</p> <p>(d) 換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(磨耗)</p> <p>建屋内の降下火碎物防護対象施設及び降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設は、降下火碎物による磨耗の影響に対して降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火碎物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火碎物が侵入し難い構造とする。</p> <p>降下火碎物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、建屋内の降下火碎物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火碎物を含む空気の流路となる降下火碎物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火碎物が侵入し難い構造とする。</p> <p>降下火碎物が取り込まれたとしても、非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系統にフィルタを設置し、設備内部に降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>さらに、非常用所内電源設備の非常用発電機は、降下火碎物用フィルタの追加設置等のさらなる降下火碎物対策を実施できるよう設計する。</p> <p>降下火碎物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能な構造とすることで、降下火碎物により磨耗しない設計とする。</p> <p>(e) 構造物、換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響(腐食)</p> <p>イ. 構造物の化学的影響(腐食)</p> <p>降下火碎物防護対象施設を収納する建屋は、降下火碎物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、降下火碎物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより、周辺の降下火碎物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>降下火碎物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外壁塗装及び屋上防水を実施することにより、短期での腐食が発生しない設計とすることで、安全機能を損なわない設計とする。</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変更前	変更後
	<p>降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、塗装若しくは腐食し難い金属の使用又は外壁塗装及び屋上防水により、短期での腐食が発生しない設計として、周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>また、降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については、堆積した降下火砕物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ロ. 換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響(腐食)</p> <p>建屋内の降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。</p> <p>降下火砕物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより、建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は、塗装又は腐食し難い金属を用いることにより短期での腐食が発生しない設計とすることで、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については、堆積した降下火砕物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(f) 敷地周辺の大気汚染</p> <p>敷地周辺の大気汚染に対して、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX 燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずる ・給気系統上の手動ダンパを閉止する ・中央監視室、制御第 1 室及び制御第 4 室で MOX 燃料加工施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保する <p>(g) 電気系及び計装制御系の絶縁低下</p> <p>外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物による絶縁低下の影響により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変更前	変更後
	<p>火碎物が侵入し難い構造とする。</p> <p>降下火碎物が取り込まれたとしても、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し、建屋内部に降下火碎物が侵入し難い設計とすることにより、外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火碎物防護対象施設である焼結設備の制御盤等の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>b. 間接的影響に対する防護対策</p> <p>降下火碎物による間接的影響である7日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、MOX燃料加工施設の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できるよう、非常用発電機の燃料を貯蔵する設備及び移送する設備を降下火碎物の影響を受けないよう設置することにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設へ7日間の電力を供給する措置を講ずることを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置</p> <p>火山に関する設計条件等に係る新知見の収集及び火山に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に新知見の確認を行い、新知見を得られた場合に評価すること ・火山活動のモニタリングを行い、評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認すること ・降下火碎物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火碎物の除去を適切に行うこと ・降灰時には、降下火碎物による閉塞及び磨耗を防止するために、換気設備の停止又はフィルタの交換若しくは清掃を行うこと ・降灰時には、非常用所内電源設備の非常用発電機に対するフィルタの追加設置等を行うこと ・堆積した降下火碎物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うこと ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずること ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、給気系統上の手動ダンパを閉止すること ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、中央監視室、制御第1室及び制御第4室でMOX燃料加工施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保すること ・外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象による影響を防止するため、火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設へ7日間の電力を供給する措置を講ずること